

平成二十八年三月定例会

平成 28 年 第 1 回

菊陽町議会 3 月定例会会議録

平成 28 年 3 月 2 日～3 月 22 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

平成28年第1回定例会議会会期日程

月 日	曜 日	内 容
3 / 2	水	開会・行政報告・施政方針・提案理由説明・当初予算内容説明（議案第24号～議案第29号）質疑・委員会付託・研修報告
3 / 3	木	休会
3 / 4	金	議案審議（承認第1号～議案第23号）質疑・討論・表決
3 / 5	土	休会
3 / 6	日	休会
3 / 7	月	休会（議案調査）
3 / 8	火	休会（議案調査）
3 / 9	水	休会（議案調査）
3 / 10	木	一般質問
3 / 11	金	休会
3 / 12	土	休会
3 / 13	日	休会
3 / 14	月	一般質問
3 / 15	火	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 16	水	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 17	木	総務常任委員会 文教厚生常任委員会 産業建設常任委員会
3 / 18	金	休会（議事整理）
3 / 19	土	休会
3 / 20	日	休会（春分の日）
3 / 21	月	休会（振替休日）
3 / 22	火	委員長報告・質疑・討論・表決・発議・閉会

平成28年第1回菊陽町議会定例会一般質問表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
1	西本 友春 (P133～)	1. マイナンバー制度について	(1)「個人番号カード」について 現状は6%の申請数だが、普及は何%を目標としているのか。また、普及対策はどのように考えているのか。 (2)各種証明書等のコンビニ交付について ①初期投資はどれぐらいになる予定か。 ②コンビニで取得できる証明書等はどのようなものを考えているのか。 ③現時点でのコンビニ交付導入をどのように考えているのか。
		2. 選挙投票について	(1)大津高校・翔陽高校における期日前投票について、菊陽町はどのように考えているのか。 (2)投票所・期日前投票所の新たな設置について ①ゆめタウン光の森への投票所設置は考えられないのか。 ②光の森町民センターへの期日前投票所設置は考えられないのか。
		3. ファミリーサポート・緊急サポート事業について	(1)ファミリーサポートについて ①利用会員・協力会員・両方会員の数と利用状況はどのようになっているのか。 ②協力会員の増員及び利用者の推進はどのように行っているのか。 ③自宅以外の施設での預かりは可能か。 ④利用料金の負担軽減はできないのか。 ⑤ひとり親家庭への更なる負担軽減はできないのか。 (2)緊急サポート事業について 現在、菊陽町では緊急サポート事業を行っていないが、必要性和今後の町の方針はどのように考えているのか。
2	小林久美子 (P147～)	1. 子ども医療費について	(1)「子どもの貧困」が大きな社会問題になっており、子育て支援の充実が求められている。このような時期に、医療費の一部負担は、保護者にとって大きな負担である。保護者の願いにどう応えていくのか。自己負担の中止を求めるが、町長の見解はどうか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
3	那須真理子 (P159～)		(2)近隣の合志市や大津町では、自己負担の導入は行われていない。近隣と同じようにできないか。
		2. 西小学校の学童保育について	(1)三里木町民センターに仮設の学童施設を造る計画だが、もう1か所の建設が必要と考える。平成28年度に準備に入れないか。
		3. 学校図書司書の待遇改善について	(1)学校の図書司書は、年間の任用ではなく、春・夏・冬休みには、任用が切られている。そのため、年休などもとれない状況である。早急に年間の任用に改善できないか。
		1. 男女共同参画推進条例の制定に基づいて	(1)条例の施行を受けて、施策はあるか。 (2)条例を町民に周知させるためにどういう事を考えているか。
		2. 子育て支援について	(1)平成29年度の病後児保育の開設に向けての進捗状況はどうなっているか。
		3. 小中学校の給食について	(1)朝食をとらずに登校している児童・生徒の割合はどれくらいいるのか。 (2)給食のメニューはどのように決定されるか。 (3)給食費の未納者はどれくらいいるか。 (4)未納者が多数の場合、給食に与える影響はあるか。 (5)未納者に対するいじめはないか。
4. 子どもの交通安全対策について	(1)県道新山原水線と大津植木線にぬける交差点の拡張工事の進捗状況はどうか。 (2)県道新山原水線と町道下原堀川線の交差点に於ける子どもの登下校時の交通安全は確保されているか。 (3)企業申し合わせによる時間帯の規制はないのか。 (4)鉄砲小路区域の交差点のカラー舗装はできないか。		
5. 総合体育館の建設について	(1)第5期総合計画の後期基本計画における今後の構想はどうなっているのか。		
6. 農業について	(1)「TPP対策懇話会」とはどのようなものか。		

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
4	川俣 鐵也 (P174～)	1. (仮称) 光の森多目的広場の有効活用と整備計画について	(1) 具体的な有効活用計画はあるのか。 (2) 整備計画の策定手法は、複合（文化、健康、生涯学習、利便）施設を前提としたプロポーザル（提案型）の導入を検討できないか。 (3) 資金計画を含めた設置、管理、運営計画について、公設公営、公設民営、民設民営の比較検討はしたのか。 (4) 年次（時間的）計画について、タイムスケジュールはあるのか。
		2. 町総合運動施設の整備について	(1) 総合体育館の新設整備について ① 検討の進捗状況はどうなっているのか。 ② 年次（時間的）計画はあるのか。 (2) 総合グラウンドの新設整備について 現町民グラウンドの機能に限界があることから、さんさん公園スポーツ広場に観客席を備えた陸上トラック競技・サッカー・ラグビー等の競技が行えるよう総合グラウンドに再整備できないか。
5	甲斐 榮治 (P185～)	1. もみじ園の民間移管について	(1) 町保育士の社会福祉法人菊陽会への採用はどうか。 (2) 合同保育の実施の状況はどうなっているか。 (3) 移管後の町と新園及びその園児の保護者会とのかかわりはどうなるのか。（移管後に発生するかもしれないトラブルにどう対処するのか。） (4) 新園の入所定員が90人になるのはどの時点からか。
		2. 菊陽町の就学前教育（又は保育）について	(1) どのようなグランドデザインを描いているか。
		3. 町民からの問い合わせが多い事項について	(1) 町内における警察力の強化に向けた交番の新設について、現在の状況及びこれからの見込みはどうなっているか。今できることに何があるか。 (2) 4歳以上の診療について、1医療機関につき1か月当たり500円の自己負担が受診者にかかることになったが、医療機関等関係箇所に事前相談はなされたのか。 (3) 地域核としての光の森駅周辺の整備について何か考えているか。

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
			<p>(4) (仮称) 光の森多目的広場の用途についてどう考えているか。</p> <p>(5) 立野ダムの必要性についての町の正式見解はどうか。また同ダムに関する懸念(ダムサイトの岩盤の脆弱さ・セメントミルク注入による地下水の汚染・北向山の自然破壊等)について町はどう考えているか。</p> <p>(6) 阿蘇くまもと空港に関連して、町はどのような交通体系の整備を考えているか。</p> <p>(7) 菊陽町の次の夢は何か。人口増の先にどのような町の姿を想定しているか。</p>
6	吉本 孝寿 (P200～)	1. JR光の森駅高架歩道整備事業について	<p>(1) 事業の目的は何か。</p> <p>(2) 事業に掛かる費用負担は、どのようになるのか。</p> <p>(3) 町民から町には要望があるのか。あれば、どのような要望なのか。</p>
		2. JR原水駅周辺整備について	(1) 平成28、29年度で整備をすすめる計画であるが、どのように進めていくのか。
		3. 道路をより安全・快適に保つための取組について	<p>(1) 道路にかかわる劣化等の諸問題も多くなっているが町はどのように対応しているのか。</p> <p>(2) スマートフォンが持つカメラやGPSの機能を利用して、町が管理する道路の破損状況等をメールで通報してもらうスマホアプリを利用して住民サービスにつなげることはできないのか。</p>
		4. 菊陽町で開催される日本女子プロゴルフ協会公認によるトーナメントの支援について	<p>(1) 1996年から開催されている女子ゴルフトーナメントの開催に町はどのように携わっているのか。</p> <p>(2) 菊陽町を全国的にPRできるトーナメントに積極的に支援することは、考えないのか。 (菊陽町農畜産物の賞品提供や飲食店の紹介マップ提供など)</p>

順位	質問者	質問事項	質問の要旨
		5. 県営球場誘致について	(1)平成27年12月の県営球場移転に関する一般質問で町は、「後期総合計画に施策として取り入れ熊本県、熊本市の動向を注視し検討会議の情報を収集しながら誘致活動に遅れをとらないように適切な対応をしていく。」との答弁だったが、後期総合計画に取り入れられれば即座に移転誘致活動に取り組むべきだと思うが、どのように考えるのか。
7	佐々木理美子 (P215～)	1. 放課後学童クラブについて	(1)西小学校学童クラブ、中部小学校学童クラブの平成28年度の待機児童の対策はどうなったのか。 (2)障がいがある子ども達の対策はどうなっているのか。
		2. 待機児童の改善について	(1)小規模保育事業所、家庭内保育所、事業所内保育所、認定こども園が開設された場合待機児童は改善されるのか。
		3. 産交バス路線の廃止における交通弱者の対応について	(1)路線廃止の事前協議、情報はあったのか。 (2)運転免許証を返納した高齢者は不安になっていると思うが、町は何か対策を考えているのか。 (3)キャロッピー号の路線見直しはあるのか。

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成28年3月2日（水）開会

（ 第 1 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (1日目)

(平成28年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成28年3月2日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 町長提出承認第1号から議案第29号までを一括議題

日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

日程第7 議案第24号 平成28年度菊陽町一般会計予算について

日程第8 議案第25号 平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算について

日程第9 議案第26号 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

日程第10 議案第27号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第11 議案第28号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第29号 平成28年度菊陽町下水道事業会計予算について

委員会付託 (別紙 委員会付託予定表)

日程第13 研修報告

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪本 俊浩 君

3番 西本 友春 君

4番 那須 眞理子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中岡 敏博 君

7番 吉本 孝寿 君

8番 吉山 哲也 君

9番 北山 正樹 君

10番 坂本 秀則 君

11番 石原 武義 君

12番 岩下 和高 君

13番 大塚 昇 君

14番 川俣 鐵也 君

15番 上田 茂政 君

16番 小林 久美子 君

17番 甲斐 榮治 君

18番 渡邊 裕之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君

書記 山川 真喜子 君

書記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後 藤 三 雄 君	副 町 長	井 手 義 隆 君
教 育 長	赤 峰 洋 次 君	教 育 次 長	桐 陽 介 君
総 務 部 長	吉 野 邦 宏 君	福祉生活部長	實 取 初 雄 君
産業建設部長兼 商工振興課長	松 本 洋 昭 君	会計管理者兼 会 計 課 長	山 崎 謙 三 君
総務部審議員兼 総 務 課 長	吉 川 義 則 君	総合政策課長	阪 本 浩 徳 君
財 政 課 長	東 桂 一 郎 君	税 務 課 長	阪 本 章 三 君
人権教育・啓発課長	高 木 定 伸 君	総務部審議員兼 東部町民センター所長	平 野 葉 子 君
福 祉 課 長	西 本 一 浩 君	福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮 本 義 雄 君
福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐 藤 清 孝 君	介護保険課長	市 原 憲 吾 君
町 民 課 長	酒 井 章 彦 君	西 部 支 所 長	服 部 誠 也 君
産業建設部審議員兼 農 政 課 長	志 垣 敏 夫 君	建 設 課 長	小 野 秀 幸 君
都市計画課長	大 山 陽 祐 君	産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今 村 敬 士 君
総務課長補佐兼 総務法制係長 生涯学習課長兼 中央公民館長	中 島 秀 樹 君	学 務 課 長	士 野 公 典 君
農業委員会事務局長	古 賀 直 之 君	図 書 館 長	矢 野 信 哉 君
	川 上 一 弘 君		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから平成28年第1回菊陽町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番石原武義君、12番岩下和高君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

今定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、今定例会の会期は、本日から3月22日までの21日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査11月、12月、1月分の結果報告は、議席に配付のとおりです。

次に、先般議員派遣を行いました研修概要については、議席に配付のとおり報告します。

次に、本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

次に、今回受理しました陳情書は、配付のみとします。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 行政報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出があります。これを許します。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成28年第1回菊陽町議会定例会をお願いしましたところ、大変御多用の中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

3月になり、年度末を迎えたところでありますが、最近の行政報告をいたします。

初めに、国勢調査について報告いたします。

平成27年国勢調査が、昨年10月1日現在で全国一斉に実施され、2月26日に総務省から国勢調査速報値が公表されましたので報告いたします。

全国の総人口は、約1億2,711万人で、前回調査から94万7,000人、0.7%減少し、1920年の調査開始以来、初めての減少となりました。

熊本県の総人口は、178万6,969人、世帯数は70万4,497世帯で、人口は前回の平成22年に比べ、3万457人、マイナス1.7%少なく、引き続き減少しています。

菊陽町は、人口4万996人、1万5,953世帯で、人口は前回3万7,734人より3,262人増え、8.6%の増加率となりました。増加率は県内で最も高く、全国でも16番目、人口4万人以上の市町村では、全国5番目の高さとなっています。

次に、後期基本計画について報告いたします。

平成28年度から32年度までの5か年間の後期基本計画の策定に向け、一昨年から住民懇談会や策定委員会などを開催し、町民の皆様の御意見、御要望をお伺いし、その意見を反映させた案を作成して、昨年12月に総合計画策定審議会に諮問いたしました。

去る2月26日に議会、各団体の代表者、学識者などで構成します総合計画策定審議会の第3回目の会議において、町に対し、後期基本計画の答申をいただきましたので、近々、町として後期基本計画を決定することとしています。

策定しましたならば、議会に報告をさせていただきます。

次に、地方創生について報告いたします。

本町は、昨年10月20日に人口ビジョンとまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。現在は、平成26年度からの繰越予算であります地方創生先行型の交付金を活用し、8件の事業に取り組むとともに、平成27年度の国の補正予算に計上されました地方創生加速化交付金が活用できるよう進めているところであります。

次に、TPP対策について報告いたします。

昨年、11月25日に政府のTPP対策大綱が公表され、本年1月5日にその対策法案が決定され、関連補正予算の概要も公表されました。

その中でも、菊陽町農業に特に関係します品目は、米・麦、牛肉・豚肉・酪農、お茶、ニンジンなどです。その他の品目にも同様の施策が講じられますので、各施策の詳細な要綱等を精査した上で、担い手の方々が乗り遅れることがないように、TPP対策事業を活用していただくよう取り組んでまいります。

次に、もみじ園について報告いたします。

4月1日からもみじ園を民間に移管することに伴い、先月、地元鉄砲小路区の区長さんを立会人として、社会福祉法人菊陽会と保護者会及び町の3者が合同保育に関する協定書に調印し、1月15日から合同保育を開始しました。

今後も、保育所運営が円滑に移管されることを目的とした引き継ぎのための合同保育実施計画に基づき、本年3月31日まで合同保育を実施してまいります。

なお、合同保育の仕上がりぐあいによりましては、合同保育は延長するところであります。

次に、放課後児童クラブについて報告いたします。

菊陽北小学校の放課後児童クラブは、現在、ふれあいの森研修センターで実施していますが、学校東側の隣接地に学童保育専用施設が今月下旬に完成いたします。

建物の規模は、軽量鉄骨造、平家建て、床面積164.03平方メートルで、約70人が利用できる施設であります。

これまでよりも入所希望者を約30人多く受け入れることが可能となり、対象世帯の利用拡大と保護者の就労支援を行ってまいります。

次に、西小学校の放課後児童クラブは、平成28年度からの利用希望者が大幅に増加したため、約40人の児童を受け入れる新たな学童クラブを設置することとし、現在の3か所の施設に加え、臨時的に三里木町民センターの談話室を活用して、保護者のニーズに応じていきます。

次に、高齢者対策について報告いたします。

介護施設の整備については、平成27年度から平成29年度までの期間とする第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、地域密着型特別養護老人ホーム、定員29名の整備、運営を行う事業者の公募を実施しました。その結果、本年1月に玉名市の医療法人悠紀会を選定したところであります。今月から工事に着工し、本年11月には開設する見込みであり、今後の入所待機者の解消を図ってまいります。

次に、マイナンバーについて報告いたします。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードは、本町では2月1日から交付を開始し、カード申請者数は約2,400人、6%であり、本町へのマイナンバーカードの送付済み枚数は約1,500枚で、そのうち交付済みの枚数は300枚となっています。

本町におけるマイナンバーの独自利用につきましては、今後も町民の利便性を確保するように進めていきたいと考えております。

次に、集落内開発条例と定住促進補助金の現状について報告いたします。

本町をはじめとする熊本都市計画区域周辺市町からの要望もあり、平成20年4月から運用が開始された集落内開発許可は、先月末までに類型で210件、505棟となっております。

これを南小学校区に限ると、24件の新築住宅24棟となっています。また、平成25年10月に試行しました定住促進補助金の交付状況については、18世帯が対象となり、小学生以下の31人の子どもたちが転入しています。

南小学校の児童数は、平成26年4月時点の66人から、本年4月1日の予定は80人と14名の増加となっています。新1年生は14名で、そのうち7名がこの補助金の対象となっていることから、一定の成果が出ているものと考えております。

次に、連携中枢都市圏構想について報告いたします。

連携中枢都市圏構想は、平成26年に新たに設けられた広域連携の制度で、熊本市が連携中枢都市となり、熊本市と近隣の市町村がそれぞれ連携協約を締結し、関係市町村が連携して事業を進めていくというものであります。今般、連携する事業について関係市町村の協議が調いでしたので、3月下旬に連携協約を締結する計画であります。

なお、連携協約の締結には、議会の議決が必要であります。同文議決の議案を本3月議会に提案していますので、御承認いただきますようお願い申し上げます。

次に、尚綱大学のキャンパス名変更について報告いたします。

本町と包括連携協定を結んでおります尚綱大学・尚綱大学短期大学部の榎木キャンパスの呼称が、4月から武蔵ヶ丘キャンパスに変更されます。地元の大学としてさらに連携していきたいと考えています。

次に、企業誘致について報告いたします。

企業誘致については、平成28年に入り、原水工業団地に立地したキャタピラー九州株式会社が1月に、原水地内に立地した株式会社熊本玄米研究所が3月にそれぞれ操業を開始されます。

また、原水工業団地に立地決定した株式会社名古屋精密金型が2月に着工され、辛川地内に立地決定した重光産業株式会社が3月に工場建設に着工されます。

辛川地内に立地された株式会社大福物流は、本年7月の操業に向け、工事が進められています。

次に、菊池環境保全組合について報告いたします。

菊池環境保全組合では、暴力団の排除を推進し、事務事業の適正な実施を図るため、去る2月25日に菊池環境保全組合と大津警察署及び菊池警察署との間で暴力団排除に関する合意書に調印を行ったところであります。

また、新工場の建設に関しては、現在、合志市幾久富地内にあります建設予定地の用地確保に向け、用地交渉を進めております。現在までの必要面積の確保率は、51.5%の状況です。平成28年度は、主に農地部分の交渉を行う予定であります。合志市土地改良区等の諸手続を経まして、本年秋ごろを目途に本契約を締結する方針であります。

さらに、平成26年から平成29年度までの継続業務である環境影響評価も作業を進めてまいります。

最後に、防災訓練について報告いたします。

2月21日日曜日に光の森町民センターを中心に菊陽町総合防災訓練を実施しました。

当日は、午前9時に震度6強の地震が発生したと想定し、防災無線による避難訓練の呼びかけにより、地域住民が光の森町民センターへの避難訓練及び避難所運営訓練を行いました。この避難訓練には、光の森の地域住民約350名の方々が参加されました。

避難訓練と並行し、町災害対策本部の設置訓練を行い、被害状況の確認の手順、関係団体との連携などを確認しました。

そのほかに防災消防ヘリコプターひばりによる情報収集、救出救助訓練、自衛隊、消防、警察、大津菊陽水道企業団の車両展示、はしご車体験搭乗などを行い、新たな取組としましては、光の森町民センター地下の耐震性貯水槽からの給水訓練、災害時の物資提供の協定締結先のコカ・コーラウエストの飲料水提供訓練、菊陽土木建設業協会による土のう作成体験、NTTグループによる災害時伝言ダイヤル171の体験ブースの設置を行っています。

また、社会福祉協議会と防災ボランティアすぎなみによる炊き出しの訓練を行い、訓練参加者に食事の提供を行いました。

今後も地域住民の安心・安全に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

以上、最近の主なものについて行政報告をいたしました。今後も町民の皆様との協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えています。今後とも議員各位の御理解、御協力をお願いいたしまして、行政報告といたします。

○議長（渡邊裕之君） 行政報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長提出承認第1号から議案第29号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、町長提出承認第1号から議案第29号までの30件について一括して議題とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6 町長の施政方針及び提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、町長の施政方針及び提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 平成28年度の予算案をはじめ、各議案の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本的な考え方と新年度の主な施策の概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

我が国の経済は、国際間の相互依存関係の高まりから、地球的規模で経済活動が行われるようになり、貿易や国際間の資本取引の拡大及び労働力や経営資源の国際間の移動など、経済のグローバル化が進んでいます。

一方、熊本空港でも、昨年12月に熊本香港間に定期航空便が就航することとなり、中華航空の台湾高雄線、アジアナ航空によるソウル線と合わせて、国際線3路線となり、今後の国際化の進展も強く感じるところであります。

国際経済の変化が菊陽町においても感じられるようにグローバル化が進んできたところであり、

さて、地方創生元年と位置づけられました昨年は、全国の自治体で地方版総合戦略の策定に取り組まれ、本町でも菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところであり、今後は地方創生のビジョンを描く段階から、具体的な施策に取り組んでいく段階に移行することになります。

さらに、国の施策では、経済を成長軌道に乗せるとともに、少子・高齢化に歯止めをかけ、50年後も人口1億人を維持し、誰もが活躍することができる一億総活躍社会を目指すとしており、平成28年度は、この政策が本格的に動き始めることとなります。

そして、国の予算編成においては、この一億総活躍社会の実現やT P Pを踏まえた対応、経済・財政再生計画の着実な推進といった考え方により予算編成がなされております。

このような方針に基づいて編成された平成28年度の一般会計の総額は、96兆7,218億円と過去最大となっています。

このような中、本町は先人たちが取り組まれた生活インフラや産業インフラの整備により、企業の集積や人口増加が継続する全国でも数少ない元気のある町であります。この活力を10年後の菊陽町に引き継ぎ、「人・緑 未来輝く生活創造都市 きくよう」をさらに充実させ、実現させていくことが私の務めであると考えています。平成28年度は、後期基本計画に沿って事業を進めていくこととなりますが、この後期基本計画には、10年後の、さらには20年後の菊陽町を見据え、事業計画を検討するものや計画立案に着手するものも盛り込んだところであります。

このようなことを念頭に、平成28年度の予算編成に当たっては、小・中学校の増築や待機児童対策、学童保育といった緊急的なもの、T P P対策といった国の施策を見定めながら対応しなければならないもの、超高齢社会への対応など、今後の10年間を見据えて対応していくものなどに配慮しながら、編成を行ったところであります。

また、子育て支援や高齢者対策等における市町村事務の増大や、本町における近年の急激な人口増加により、職員の事務量が増加しています。また、都市化が進み、複雑・多様化する行政ニーズに応えるため、優秀な職員を確保する必要があります。このために、職員定数の見直しを行いたいと考えています。

行政を進めていく上で最も重要なものの一つは、職員であります。それも、ただ単に数を増やすものではなく、これも10年後、20年後の本町の姿を見据え、豊富な知識を持ち、国内外のさまざまな人との交渉や将来を見定めた考えや判断ができる職員を育てることが肝要であると考えています。

それでは、平成28年度の施策と主要事業について、第5期菊陽町総合計画基本構想のまちづくりの目標の4本の柱に沿って御説明いたします。

初めに、まちづくりの目標の第1の柱、「人を大切にすまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に、「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」を掲げております。これを推進するための基本施策の一つは、学校教育の充実であります。

教育環境の整備としては、西部地域の人口増加に伴う児童・生徒数の増加に対応するために、武蔵ヶ丘中学校の増築、既設校舎改修等を平成26年度から5か年計画の事業として実施し、あわせて、武蔵ヶ丘北小学校の増築計画も進めることとしています。また、宅地開発等により児童数が増加している菊陽北小学校校舎の増築も、平成28年度に実施することとし、児



童・生徒が安心して教育を受けることができる環境を整備します。

確かな学力の向上については、引き続き小学校及び中学校に非常勤の学習サポーターを配置し、2人の教師によるきめ細やかな指導を行ってまいります。

また、ICT機器を活用した内容豊かで分かりやすい授業を展開してまいります。

心の教育の充実では、児童・生徒の不登校やいじめに対処するため、引き続き、教育相談員、心の教室相談員、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。

特別支援教育の充実では、発達障害のある子どもが安心して授業が受けられるよう、引き続き特別支援指導助手を配置いたします。

基本施策の2つ目は、生涯学習・生涯スポーツの充実であります。

生涯学習の充実については、引き続き、中央公民館や町民センター等の生涯学習施設における講座内容の充実と世代間交流事業、学社融合事業を実施してまいります。

生涯スポーツの充実については、町体育協会をはじめ、NPO法人クラブきくようや各種競技団体との幅広い連携を図りながら、生涯スポーツ、レクリエーションの普及やニュースポーツの紹介及び小学校運動部活動の社会体育移行への支援を実施してまいります。

また、スポーツを通じた健康づくりも進め、関係課の連携により、中高年の方々の健康づくりや介護予防の取組を強化します。

基本施策の3つ目は、文化・芸術の振興であります。

文化・芸術の振興については、町内文化団体の活動を支援しながら、図書館ホールを中心とした文化・芸術活動の発表や鑑賞の機会を町民の皆様に提供してまいります。

町内の文化財や伝統文化については、その保存や活用に努めるとともに、文化財ボランティア団体の活動を引き続き支援してまいります。

また、町内の文化資源の価値を再認識し、地域の貴重な文化財産として継承する取組として、新たな文化財情報の発信、文化財を活用したツーリズムを計画して、文化財のPR及び交流人口の増加を図ってまいります。

鼻ぐり井手については、平成23年度から5か年調査研究を実施しました。その成果を3月中に調査報告書として敢行し、今後の保存と活用に努めてまいります。

以上のとおり、「個性を引き出し、感性を磨くまちづくり」については、充実強化を図っていくこととしています。その中心となる教育行政については、新たな教育委員会制度のもとに市町村長の教育行政における役割がより一層重要となっています。新制度に基づきながら、従来以上にさまざまな場面で教育委員会と連携強化を図り、町の教育・文化・スポーツの充実に努めたいと考えています。

施策の大綱の第2に、「地域で支え合い、みんなが健康で暮らせるまちづくり」を掲げています。

これを推進するための基本施策の1つ目は、生涯にわたる健康の保持・増進であります。

子どもから高齢者まで、生涯にわたり、生き生きと健やかに暮らしていけるよう、町民の健

康保持、増進を図ります。このため、町民自らが健康づくりに取り組む意識の啓発や、地域の健康づくり活動の支援に取り組みます。また、平成28年度は、これまでの施策や取組の成果と課題を検証し、国が作成する基本方針を勘案しながら、平成29年度からの健康増進計画を策定いたします。

西部地域では、平成27年度から開始した光の森町民センターでの健診を継続し、集団での特定健康診査や各種のがん検診を行い、西部地域の受診率の向上を図ります。また、これらの健診結果を活用した保健指導や健康教室の実施により、疾病の早期発見と健康保持増進を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、地域福祉の充実であります。

高齢者、障がい者、子育て世帯など支援を必要とする町民誰もが、住みなれた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域福祉の推進に努めてまいります。具体的には、社会福祉協議会への支援強化と連携を図るとともに、地域住民、ボランティア、関係機関・団体等との連携のもと、多種多様なニーズに即した福祉サービスの提供と地域で支え合っていく体制を築いてまいります。

基本施策の3つ目は、高齢者福祉の充実であります。

高齢化の進展とともに、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、本町の高齢化比率も20%を超えることが見込まれます。高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営み、できる限り在宅生活を維持できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが継続的に提供される地域包括ケアシステムの実現に向けた取組を進めています。

そのために高齢者が生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援するなど、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

また、平成28年度からの介護予防・生活支援サービス事業の展開として、福祉団体やボランティアなどの多様な担い手による支援と地域の施設などの資源を活用した訪問型や通所型のサービスを提供する仕組みを構築し、高齢者への生活支援体制を充実させます。

さらに、地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備については、本年11月の開設を目指した社会福祉法人により整備が進められており、入居待機者の解消を図ることとしています。

基本施策の4つ目は、障害者福祉の充実であります。

障がい者が地域において自立した生活を営み、社会参加できるよう、保健・医療・生活・就労などの支援、相談体制の強化を図り、障害福祉サービス及び障害児通所支援の充実に努めるとともに、障がい者に対する理解を深め、不利益な取扱いをなくすための取組を推進してまいります。

また、発達障害などの早期発見と早期支援のため、巡回支援専門員を配置して、保育所や幼稚園などと連携しながら体制の充実に努めてまいります。

基本施策の5つ目は、子育て支援の充実であります。

子育て支援については、菊陽町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に努め、乳幼児期・児童期における質の高い教育・保育サービスを総合的に展開していきます。

学童保育については、人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴い、利用希望児童が増え続けています。このため、菊陽町子ども・子育て会議の答申を踏まえ、施設の整備に加え、学校施設や町民センターなどの公共施設の活用や社会福祉法人等の御協力を得て、受け皿の拡充を図っていきます。

さらに、学童クラブきくよの安定的運営、放課後児童支援員の資質の向上にも取り組んでまいります。

保育サービスについては、4月に認定こども園1園、小規模保育所3園、事業所内保育所2園が新設され、入所定員を新たに167人確保して、待機児童の解消を図ります。

さらに、4月1日からもみじ園の運営を社会福祉法人菊陽会に移管し、新園舎の入所定員は60人から90人に増加します。新園舎の完成は本年秋になる予定であります。

町立保育所の運営については、民営化の検討委員会を設置し、現在凍結しております公立保育所民営化計画を再検討してまいります。

母子保健対策については、妊婦や乳幼児の定期的な健診などによる病気の早期発見・早期治療の推進、法定予防接種の受けやすい体制づくり、養育医療給付や育児支援、5歳児などの相談機会の充実、保育所や医療機関との連携による健全な発達・発育を支援してまいります。また、家庭訪問を行うなど、育児への不安や悩みの解消に努めます。

フッ化物洗口事業については、これまでに全保育園、幼稚園、小学校まで開始しており、今年度は各中学校の協力を得ながら実施してまいります。

子ども医療費の助成については、中学校3年生までを対象としている中で、今年度からは保護者の負担軽減を図るため、これまで町内だけであった現物給付を熊本県内に広げます。一方、新たな経費の発生と医療費抑制のため、4歳以上の診療については、調剤薬局は除き、1医療機関につき1か月当たり500円の自己負担を保護者にお願いすることといたしました。

基本施策の6つ目は、ひとり親家庭などへの支援であります。

ひとり親家庭の子どもの健やかな成長と、親が安心して暮らせる生活基盤の確保のため、自立促進を支援する体制の充実を図ってまいります。

基本施策の7つ目は、社会保障制度の適切な運営であります。

国民健康保険については、特定健康診査及び特定保健指導の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、早期治療を推進しますとともに、財政運営の健全化及び医療費の適正化に努めてまいります。

また、平成30年度から国民健康保険の財政運営の主体がこれまでの市町村から県に移行することについては、制度の安定的かつ円滑な運営と健全な保険財政運営となりますよう、各市町村と連携して適正な対応を行ってまいります。

後期高齢者医療については、後期高齢者の健康保持のため、健康診査の推進や人間ドック費用の助成などを実施するとともに、熊本県後期高齢者医療広域連合と連携して制度の安定的かつ円滑な運営に努めてまいります。

介護保険については、昨年度策定しました第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に沿って、介護サービスの確実な提供及び健全な介護保険財政運営の確保と制度の安定運営に努めてまいります。

次に、まちづくりの目標の第2の柱「暮らしやすく安全で安心なまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「環境に配慮した緑豊かなまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、環境保全対策の推進であります。

環境保全対策の推進につきましては、地域の生活環境の保全を推進することが、ひいては地球規模の環境保全につながることを基本に、環境に優しいまちづくりを進めてまいります。

公害の未然防止と発生時の対応については、熊本県などの関係機関との連携、協力に努め、適切かつ迅速な対応を行ってまいります。

また、廃棄物の不法投棄につきましては、警察や県の担当部局、そして地域の区長さん、環境美化推進委員さんなどと連携して、その予防と事後の対応に努めてまいります。

自然と地球環境に優しい生活を実現するため、引き続き太陽熱温水器の普及推進に努めてまいります。あわせて、グリーンゴーヤカーテンによる温暖化防止対策につきましても、防災ボランティア団体の皆様方と協力し、イベント等も開催しながら、町内全域に広がるよう進めてまいります。

基本施策の2つ目は、緑化の推進であります。

緑に包まれた自然豊かなまちづくりを進めるため、都市公園102か所と広場緑地11か所の緑化に努めるとともに、その維持・保全については、地域の皆様との協働により行ってまいります。

基本施策の3つ目は、水環境の保全・活用であります。

熊本地域の地下水は、私どもの生活に欠かせない生活用水であり、また地域経済発展の源である企業誘致においても重要な戦略資源であります。

地下水涵養対策の大きな柱であります白川中流域の水田湛水事業についても積極的に支援し、今後も熊本県や関係市町村、くまもと地下水財団と連携し、町民、企業の皆様方の御理解と御協力をいただきながら、「くまもとの宝」であります良質な地下水を次の世代に引き継いでいく努力を続けてまいります。

施策の大綱の第2に、「快適でゆとりのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、調和のとれた土地利用の推進であります。

町のさらなる発展のため、関係機関、関係法令との協調と連携、整合を図りながら、優良な農地、貴重な緑地の保全とあわせて適切な開発を誘導するなど、秩序ある土地利用を推進して

まいります。

基本施策の2つ目は、住宅・住環境の整備であります。

住環境の整備については、県の景観条例等に準拠して、都市景観の保全、創出に努めるとともに、引き続き土地区画整理事業等の推進を通して、行政と庶民が協働して住みよい居住環境の整備、拡充に努めてまいります。老朽化した古閑原団地建替えについては、平成27年度に実施計画を完了しましたので、平成28年度から29年度にかけて12戸の団地整備を行い、安全で快適な居住環境の整備を進めてまいります。

また、空き地対策については、空き地対策検討委員会を設置し、幅広い観点からの対応策を検討してまいります。

基本施策の3つ目は、交通体系の充実であります。

道路は地域の発展を支える基本となるものであり、今後も積極的に整備を進めてまいります。

基幹道路の整備としては、菊陽空港線延伸のため、県道新山原水線の道路改良事業について、立体交差による延伸計画が実現できるよう引き続き熊本県へ要望を続けてまいります。

また、西部地域の道路網の強化及び交通渋滞緩和策の一環として、武蔵ヶ丘小学校から西方に高速側道までの新規路線について、事業化が可能であるかを検討を進めてまいります。

セミコンテクノパーク周辺道路渋滞解消のためには、古閑原上堀川線と県道大津植木線との交差点改良工事を進めてまいります。

J R原水駅周辺整備につきましては、駅前区公民館の移転が完了しましたので、平成28年度、29年度で整備を進めてまいります。

生活道路の整備といたしましては、沖野、三里木北地内の道路改良、川久保南方線の改良事業を引き続き進めてまいります。また、西部地区都市再生整備計画事業では、杉並台地内道路、光の森地内歩道の道路改良工事を進めます。

町内巡回バスについては、平成25年10月のルートやダイヤの大幅な変更、また、昨年12月の九州産交バスの路線バスの廃止縮小などにより、利用者は伸びています。平成28年度は、見直しから4年目を迎え、路線バスの廃止縮小の影響を勘案しながら、地域の特性や住民ニーズ、公共交通体系のあり方を整理し、事業者、近隣市町などと協議しながら、町民の皆様にとってよりよい公共交通となるよう努めてまいります。

基本施策の4つ目は、水の安全供給と下水道の整備であります。

上水道については、引き続き大津菊陽水道企業団と連携し、町民に安全・安心な水を供給するとともに災害時の対応や給水体制についても連携を強化してまいります。

下水道事業については、汚水処理人口普及率は、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせますと99%を超え、県内でも最上位に位置する高い普及状況となっております。

本年度は、菊陽第二土地区画整理事業の進捗に合わせ、地区内の汚水及び雨水の整備を行います。また、向陽台地区と花立地区の一部の雨水整備も、昨年度に引き続き、実施してまいり

ます。

建設後30年以上が経過しました下水管渠につきましては、経年劣化や腐食が進んだ管路の整備を進め、下水道施設の延命化を図ってまいります。

基本施策の5つ目は、環境衛生対策の推進であります。

持続可能な循環型社会を目指すため、また環境衛生対策を進めるため、家庭ごみの減量化と分別の徹底を進めてまいります。同じく、事業所のごみについても、減量化と分別の徹底を進めてまいります。

また、資源の再利用を推進するための地域のリサイクル活動は、ほとんどの行政区で取り組まれており、地域に密着した環境活動や地域づくりの一環としても、今後も支援を続けてまいります。

家庭ごみの収集運搬については、適切なおみステーションの管理に地域の御協力をいただいております。今後も、菊池環境保全組合と連携を図りながら、安定かつ確実なおみの収集運搬、処理を進めてまいります。

新環境工場の建設については、新環境工場等建設検討委員会から、ごみ処理施設と最終処分場の処理方式及び事業方式についての答申が出されています。答申の内容は、ごみ処理施設の処理方式をストーカー方式とし、最終処分場の処理方式をクローズド型とすること、事業方式についてはごみ処理施設を公設民営方式とし、また最終処分場については公設プラス長期包括委託方式が最も有効な方式であるとの内容であります。この答申については、組合議会においても報告が行われたところであります。

平成28年度は、平成27年度に続き、建設予定地の取得や環境影響評価を行い、各種許認可の手続やごみ処理施設の事業者選定作業を進めてまいります。

施策の大綱の第3に「住みよい安心・安全なまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、防災対策の充実であります。

本年度も、引き続き防災行政無線等の施設の検証を行うとともに、情報伝達や避難などを含めた防災訓練を実施し、緊急時に迅速で的確な対応がとれるよう体制を構築してまいります。

また、食糧や生活必需品の備蓄を計画的に進めており、平成28年度も、光の森町民センターをはじめ町内3か所の備蓄倉庫に非常用の食糧をさらに備蓄いたします。

また、地域防災力の要であります消防団の装備を充実させ、災害対応力を強化するとともに、地域における自主防災組織の設置を促進するため、自主防災組織設置補助金を継続します。

災害時要援護者避難支援対策については、対象者一人一人の避難支援計画の作成と地域での要配慮者情報の共有を推進し、地域ぐるみの避難支援体制の強化に努めてまいります。

また、災害時における福祉避難所の設置と職員の応援、介護用物品の提供などに関し、町内社会福祉法人等との相互協力により、大規模な災害に備えて福祉避難所の充実を図ってまいります。

基本施策の2つ目は、消防・救急対策の充実であります。

菊地広域連合消防本部と連携して、緊急時に迅速に対応できる体制を確立するとともに、消防団への加入促進に努めてまいります。

また、防火水槽や消火栓などの水利の確保、消防施設、設備の充実、整備を進めてまいります。

基本施策の3つ目は、防犯・交通安全対策の充実であります。

通学路を優先して防犯灯の整備を行うとともに、関係機関や地域防犯パトロール隊とも連携しながら防犯力の向上を図ります。

スクールパトロール隊については、引き続き児童・生徒の登下校時の安全確保を図るとともに、不審者対策や危険箇所の点検などを実施いたします。

交通安全対策については、関係機関とも連携して交通安全施設の整備を進めるとともに、子どもから高齢者まで交通安全意識の高揚に取り組んでまいります。

また、警察力の強化に向けた交番新設については、情報収集や強力な要請活動など、今後も効果的な活動を続けてまいります。

基本施策の4つ目は、消費者保護対策の充実であります。

平成24年度から専門相談員による週1回の消費生活相談窓口を開設し、また、平成25年度からは大津町との連携協定により、両町住民の相互利用により相談窓口を週2回に拡充し、消費者保護対策の充実を図ってまいりました。さらに、平成28年度には、菊陽町役場に加え、光の森町民センターにおいても相談窓口を開設できるよう準備を進めてまいります。

また、まちづくりの目標の第3の柱、「活力にあふれ、にぎわうまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱として「働きやすく、活気とにぎわいのあるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、農業の振興であります。

農畜産物の生産振興については、環境に優しい持続性の高い農業を目指し、高品質、低コストで消費者のニーズに対応した売れる農畜産物づくりを推進するため、認定農業者をはじめ各種農業団体の営農活動を支援するとともに、畜産農家や耕種農家の連携による資源循環型農業や熊本県が推進する熊本グリーン農業を推進します。

また、農作業受委託を推進する熊本市酪のコントラクター事業やJ A菊池の子会社で昨年設立されました株式会社きくようアグリなどの受託組織による大型農業機械によるコスト縮減効果を発揮する事業の推進に取り組んでまいります。

T P P対策については、今年のT P P大筋合意により、国、県、農業団体等の対応対策動向などが公表されています。さらに、関係機関からの情報を収集し、認識を共有化し、対策を検討するためにT P P対策懇話会を立ち上げて、国、県の施策にいち早く対応してまいりたいと考えています。

次に、生産基盤、生産施設・設備の整備については、事業推進のためには農地の集積、集約事業が条件であります。菊陽町の農業用水の安定供給として、上井手、馬場楠井手、津久礼井手の用水路改修工事の整備促進と堀川地区、白水地区の老朽化した農業用水パイプラインの更新事業を促進します。また、原水地区の新町井手関連地域の基盤整備未整備地域の整備に取り組んでまいります。

さらに、経営・技術の近代化と人材育成については、菊陽町担い手育成総合支援協議会を中心として、認定農業者連絡階をはじめとする各種団体の協力を得て、農業経営のための各種研修会の開催やそれに伴う経営改善計画の啓発、また、後継者育成など次世代を担う農業者の支援を行ってまいります。

また、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである「菊陽町にしごとをつくる」に基づき、町の特産品を活用したにんじん焼酎の製造を行うことにより、菊陽エンジンのPRを行います。本事業は、地方創生関連交付金等を活用していきたいと考えております。

基本施策の2つ目は、工業の振興についてであります。

企業誘致の方策として、セミコンテクノパークに隣接した原水工業団地については、既に4社が操業、1社が工場建設に着手されており、分譲地約18.3ヘクタールのうち、14.9ヘクタールが売却済みとなりました。残り3.5ヘクタールについても、菊陽町工場等設置条例及び菊陽町工場等立地促進に関する条例を活用し、熊本県や関係機関の協力を得て、新規産業分野への誘致活動を展開してまいります。既存のソニーセミコンダクタ株式会社や富士フイルム九州株式会社においては、今後の増設等について世界の経済情勢、動向を注視しながら積極的に働きかけを行ってまいります。

中小企業の振興については、人材の確保、育成、技術向上のため、そこに勤務される方に知識、技術を習得させ、製品の開発、地域産業の振興と活性化につながるよう、研修または講習会を受講するための菊陽町中小企業人材育成事業を引き続き行ってまいります。

基本施策の3つ目は、商業の振興についてであります。

町内の中小企業等の振興を図り、活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、平成23年に菊陽町中小企業等振興条例を制定しました。以後、中小企業活性化会議を設置し、先進地研修等を含め、具体的な中小企業振興策について調査、検討を進めております。

また、菊陽町商工会が事業主体となって菊陽町の魅力を発掘し、それぞれの分野で住民参加型のプログラムを実施するまち遊び事業や、三里木商工繁栄会が実施されている馬か鍋スタンプラリー事業等が行われております。これらの事業を今後も支援してまいります。

基本施策の4つ目は、観光の振興についてであります。

JR九州とタイアップした菊陽町ウォークラリーについては、地域や企業の温かいおもてなしが大変好評で、参加された方との交流も定着してまいりました。参加者も増加しており、今年も継続していきたいと考えています。



また、県内外への観光情報発信を精力的に行うとともに、県内のイベントと連携をとりながら、加藤清正公ゆかりの鼻ぐり井手や菊陽杉並木などをPRし、地域資源を生かした地域活性化と観光振興に努めてまいります。

最後に、まちづくりの目標第4の柱「みんなで協働して支えるまち」について申し上げます。

この中で、施策の大綱の第1に「町民と行政が協働でつくるまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、住民参画の推進であります。

住民参画の推進については、町民参画・協働推進条例を平成25年4月から施行し、住み続けたい町、住みたい町、住んでよかったと思えるまちづくりに向けて、情報の公開と共有を積極的に図りながら、町民参画、協働の推進に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、男女共同参画の推進であります。

男女がお互いに人権を尊重し、対等な立場でそれぞれの個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、平成24年1月に菊陽町男女共同参画都市宣言を行ったところであります。今後も、これまでの取組を継承し、子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野における男女共同参画の推進に取り組んでまいります。

また、町や町民、事業者等の役割や性に起因する暴力の禁止等を定めた菊陽町男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画を推進してまいります。

基本施策の3つ目は、人権尊重の社会づくりの推進であります。

本年度においても、人権尊重の社会づくりの推進は重要な施策として、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などさまざまな人権問題について、町民や学校、地域、関係団体等と連携し、学習会、各種講演会、研修会を実施し、帰国・外国人との交流事業や子どもたちの教育保障、広報紙等による啓発に取り組み、人権尊重の社会づくりの推進に努めてまいります。

基本施策の4つ目は、広域活動の推進であります。

よりよい行政情報を町民の皆様提供するため、広報紙やホームページなどの充実を図るとともに、町民の皆様からの御意見、御要望などを行政に生かす広報活動も広げてまいります。

施策の大綱の第2に「効率的で効果的な行財政運営を図るまちづくり」を掲げております。

これを推進するための基本施策の1つ目は、高度情報化への対応であります。

情報通信技術を活用した行政事務の効率化、高度化、住民サービスの向上を図ってまいります。

本年1月から運用されたマイナンバー制度や制度改正などのシステム構築や改修を行うとともに、個人情報保護をはじめとするセキュリティー対策に万全を期し、適切な運用に努めてまいります。

基本施策の2つ目は、行財政運営の充実強化であります。

これまで第3次菊陽町行財政改革大綱に基づき、効率的で効果的な行政運営、財政の健全化、町民と行政の協働による安全・安心なまちづくりなどに取り組んでまいりました。

これからも財政規律を守り、長期的かつ持続可能な健全財政を堅持しながら、時代のニーズに対応した効率的で効果的な行財政運営を推進いたします。

また、公共施設等の総合的かつ計画的な管理による老朽化対策等の推進を図るため、公共施設等総合管理計画の策定をいたします。

地方創生については、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、現在8件の事業に取り組むとともに、平成27年度の国の補正予算で計上された地方創生加速化交付金が活用できるよう進めているところであります。

平成28年度からの新型交付金、地方創生推進交付金については、地域再生法に位置づけられた法律補助により、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける必要があるとされていますので、情報を収集し、まずは地方再生計画を作成することとしています。

基本施設の3つ目は、広域連携の推進であります。

消防・救急業務やごみ・し尿処理、上水道事業などについては、広域連合や一部事務組合を設置し、効率的に実施しております。今後も構成市町等と連携し、継続して事業を進めてまいります。

また、連携中枢都市圏構想の中で、交通体系のあり方や都市空間に関する課題などを関係市町村と連携し、事業を進めております。

これまで第5期総合計画基本構想の4つの柱に基づいて、平成28年度の施政方針を述べてまいりました。第5期総合計画の後期基本計画については、町民の皆様方の御意見、御要望を集約して、新年度からスタートするところであります。この計画の中には、校区単位でその地域での特性に対応した計画を策定し、実施していくこととしています。

以上、新年度における私の町政に臨む所信の一端と主な施策の概要について御説明申し上げましたが、時代の潮流を的確に把握しながら、第5期総合計画の基本理念に定めたとおり、一人一人が知恵を出し、心が触れ合い、活力ある、協働のまちづくりを目指して全力で取り組んでまいります。

議員各位のより一層の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の平成28年度施政方針といたします。

○議長（渡邊裕之君） 施政方針の説明を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時4分

再開 午前11時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、平成28年第1回菊陽町議会定例会の付議事件について提案理由を申し上げます。

提案いたします付議事件は、承認1件、議案29件について審議をお願いするものであります。

内容は、専決処分の承認が1件、男女共同参画推進条例と条例の制定が3件、条例の一部改正が11件、平成28年度当初予算が6件、平成27年度補正予算が5件等であります。

それでは、付議事件の順に申し上げます。

承認第1号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示され、個人番号の記載についての取扱いも見直されたことに伴い、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正が行われ、それにあわせて、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

改正点は、町民税及び特別土地保有税の減免申請に個人番号の記載が不要となったため、所要の改正をするものです。

本条例は、マイナンバー制度に関するもので、平成28年1月1日までに改正し、公布する必要があるため、平成27年12月28日に専決処分を行ったものです。

議案第1号は、菊陽町男女共同参画推進条例の制定についてであります。

内容は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

議案第2号は、菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、個人番号の利用について、平成27年12月議会に当該条例の制定を提案したところですが、今回、町民の手続に関する利便性を確保するため、法の定めのない事務についても個人番号を利用するものとして当該条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員についても平成27年4月1日に遡及して給料の額及び勤勉手当の支給率を改定すること、さらに熊本県人事委員会が平成28年4月1日から給与制度の総合的見直しを実施することを勧告したことに伴い、本町においても同様の措置を講じ、並びに地方公務員法及び地方独立行政法

の一部改正により、条例において等級別標準職務表を規定するものであります。

議案第4号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、職員の仕事と育児の両立を支援するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務制度を設けるため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第5号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び学校教育法の一部が改正されたこと並びに育児短時間勤務制度を設けることに伴い、関係規定を整備し、並びに職員の仕事と育児または介護の両立支援を促進するための早出・遅出出勤勤務制度を設けるため、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号は、菊陽町職員の降給に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、降給の種類、降給の理由等を定める必要があり、職員の降給に関する条例を制定するものであります。

議案第7号は、菊陽町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、再就職者による依頼等の規制及び任命権者への届け等を定める必要があり、職員の退職管理に関する条例を制定するものであります。

議案第8号は、菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の人事評価の状況、職員の退職管理状況等を公表する必要があり、菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第9号は、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護及び子育て等の市町村事務の増加や本町における近年の急速な人口増加により、部課等または職員への事務量が増加しており、複雑、多様化する行政ニーズに対応するため、職員定数の見直しを行うものであります。

議案第10号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、改正点は、地方税の猶予制度が見直されたことにより、徴収の猶予及び換価の猶予に係る申請手続等を定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第11号は、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、小規模保育所等における保育士配置要件が弾力化されるため、本条例を制定するものであります。

議案第12号は、菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、小規模な通所介護が地域密着型通所介護として移行されることとなり、国が省令で定めた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、その基準に従い、または参酌して町の基準を改正するものであります。

議案第13号は、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、議案第12号同様に、国が省令を定めた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたため、その基準に従い、町の基準を改正するものであります。

議案第14号は、菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、排水設備工事技術者の登録及び業務の実施などについて協定を提携しております公益財団法人熊本市下水道技術センターが、公益財団法人熊本市水道サービス公社と合併して、その名称を公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に改められることに伴い、条例の一部改正を行うものであります。

議案第15号は、平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、平成27年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や事業の進捗状況等により見直しを行った歳出の補正であります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から2億2,890万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額が144億399万円と定めるものであります。

歳入の主なものは、徴税を7,265万5,000円増額し、繰入金を1億6,000万円、町債を9,950万円、それぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、農林水産業費を1億197万4,000円増額し、民生費を1億8,014万8,000円、土木費を9,582万1,000円、教育費を8,964万1,000円、それぞれ減額するものであります。

議案第16号は、平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に3,912万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億308万4,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税を1,424万7,000円、療養給付費等交付金を4,615万2,000円、共同事業交付金を8,242万7,000円減額し、県支出金を9,960万7,000円、繰入金を

5,798万9,000円増額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金等を3,700万9,000円、介護給付金2,975万7,000円減額し、保険給付費を5,090万円、共同事業拠出金を6,102万8,000円増額するものであります。

議案第17号は、平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から48万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,383万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、繰入金を63万7,000円減額し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を63万7,000円減額するものであります。

議案第18号は、平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から1億3,793万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億3,479万8,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料を948万3,000円、支払基金交付金を5,311万1,000円、繰入金を1,943万5,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を1億2,889万7,000円、地域支援事業費を741万3,000円減額するものであります。

議案第19号は、平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、収益的収入及び支出の予定額において、事業収益を269万1,000円増額し、13億9,249万6,000円と定め、事業費用を596万8,000円増額し、13億7,025万円と定めるものであります。

また、資本的収入及び支出の予定額については、資本的収入予定額を1,907万9,000円減額し、5億2,697万円と定め、資本的支出予定額も1,907万9,000円減額し、8億8,464万1,000円と定めるものであります。

議案第20号は、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。

連携中枢都市圏構想は、熊本市と近隣市町村がそれぞれ連携協約を締結し、連携して事業を進めていくというものであります。今般、連携をする事業についての協議が調いましたので、3月下旬に連携協約を締結する計画ですが、連携協約を締結するには、それぞれの議会で同文議決が必要となりますので、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号は、熊本広域行政不服審査会の共同設置についてであります。

内容は、行政不服審査法が改正され、審査請求に係る審理員からの意見書の提出を受けたときは、地方公共団体の長は附属機関に諮問しなければならないことが義務づけられることに伴い、新たに附属機関である行政不服審査会を設置するものであり、その設置に当たっては、効率的かつ効果的に運用するために地方自治法第252条の7第1項の規定により、熊本市や本町

など2市7町3村が共同して設置するため、協議により本議案のとおり規約を定めるものであります。

議案第22号は、指定管理者の指定についてであります。

菊陽町総合交流ターミナル及び菊陽町ふれあい農園の指定管理者の指定期間が本年3月31日をもって満了しますので、引き続き、有限会社さんふれあを指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、町道路線の認定についてであります。

内容は、菊陽第二土地区画整理事業の施行に伴い、事業者より引き継ぎを受けました道路及び町が寄附を受けました南方地区の開発道路等26路線を新たに町道として認定するものであります。

議案第24号は、平成28年度菊陽町一般会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を132億円と定めるものであります。前年度と比較しますと5億円の減、率にして3.6%の減となっています。

歳入の主なものは、徴税を5.9%増の60億496万円、地方交付税を4.6%増の6億5,900万円と見込み、基金繰入金や町債を前年度より減額をしております。

歳出の主なものは、民生費を臨時福祉給付金事業や保育関係事業などの増から8%増の53億2,498万円とし、教育費は武蔵ヶ丘中学校増築事業の減により34.6%減の14億2,200万円としています。

議案第25号は、平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を1億7,039万7,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、(仮称)菊陽町光の森多目的広場の用地に係る維持管理費と公債費で、財源は土地開発基金と一般会計からの繰入金としています。

議案第26号は、平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を41億6,501万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億3,686万6,000円、国庫支出金9億472万4,000円、前期高齢者交付金7億1,690万7,000円、共同事業交付金10億5,208万6,000円、繰入金3億7,826万円であります。

歳出の主なものは、保険給付費23億7,972万8,000円、後期高齢者支援金等4億8,171万円、介護給付金1億8,900万円、共同事業拠出金10億5,208万8,000円であります。

議案第27号は、平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を3億3,448万9,000円に定めるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億3,897万2,000円、繰入金7,858万円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金3億2,051万5,000円であります。

議案第28号は、平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,163万7,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは、保険料を4億9,413万8,000円、国庫支出金を5億1,953万2,000円、支払基金交付金を6億2,205万7,000円、県支出金を3億2,623万4,000円、繰入金を3億3,676万5,000円であります。

歳出の主なものは、総務費2,817万5,000円、保険給付費21億5,306万1,000円、地域支援事業費1億2,837万1,000円であります。

議案第29号は、平成28年度菊陽町下水道事業会計予算についてであります。

内容は、第3条で、収益的収入予定額を14億172万9,000円、支出予定額を13億7,816万円と定めるものであります。

第4条で、資本的収入予定額を9億4,183万2,000円、支出予定額を13億191万4,000円と定めるものであります。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に御説明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

これから平成28年度当初予算について各課長に説明を求めますが、当初予算につきましては、この後、各常任委員会に付託を予定しておりますので、質疑については総括的、大綱的な質疑にとどめ、詳細については各委員会をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第24号 平成28年度菊陽町一般会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） おはようございます。

議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算について御説明申し上げます。

本件につきましては、議長が先ほど申されましたように、各常任委員会に付託される予定ですので、詳細につきましては、その際、各担当課から説明させていただきます。

本日、資料として一般会計予算案参考資料、こちらと、概要説明資料、こちらですね、を配付していますので、こちらも参考としていただきたいと存じます。

なお、概要説明資料は、各常任委員会各担当課からの説明の際に使用させていただく資料になります。

それでは、財政課からは、予算書に基づき、全体的な予算や主な事業を中心に御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ132億円と定めています。

第2条の債務負担行為は第2表の債務負担行為で、第3条の地方債は第3表の地方債でそれぞれ定めています。

第4条では一時借入金の最高額を15億円とし、第5条で歳出予算の流用について定めています。

2ページをお開きください。

2ページからは第1表の歳入歳出予算ですが、内容は11ページ以降の予算に関する説明書の中で説明いたします。

9ページをお開きください。

第2表の債務負担行為であります。

3件の事項について、期間と限度額を記載しております。

10ページをお開きください。

次は、第3表の地方債であります。起債の目的として、全部で10件になります。

このうち、臨時財政対策債は、国が地方交付税として交付すべき金額の不足分を借り入れるもので、6億7,600万円を計上し、地方債の限度額の合計は11億3,090万円としています。起債の方法、利率、償還の方法については、記載しているとおり予定しております。

11ページ以降は、予算に関する説明書であります。

12ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書になります。

まず、1、総括の歳入です。主なものについて御説明いたします。

款の1町税は、個人住民税や固定資産税の増加を見込み、60億496万円で、前年度と比較して3億3,193万円の増としています。

款の6地方消費税交付金は、消費税率引き上げの影響に続き、6億6,470万7,000円で、1億7,418万5,000円の増を見込んでいます。

款の12地方交付税は、国勢調査人口の増加により、基準財政需要額の増加を見込み、6億5,900万円で、2,900万円の増としています。

款の16国庫支出金は、保育関係事業や臨時福祉給付金事業などの増により、20億8,865万円で、3億1,761万9,000円の増としています。

款の17県支出金は、安心こども基金特別対策事業などの減により9億9,245万6,000円で、7,091万2,000円の減としています。

款の20繰入金は、財政調整基金繰入金や学校建設基金繰入金などの減により5億5,265万円で、7億9,810万円の減としています。

款の23町債は、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業債などの減により、11億3,090万円で、4億2,490万円の減としています。

以上、歳入合計は132億円で、前年度から5億円の減となります。

下の13ページを御覧ください。

歳出の主なものについて御説明します。

款の2総務費は、土地取得特別会計繰出金などの減により、15億3,375万円で、2億4,067万1,000円の減としています。

款の3民生費は、保育関係事業や臨時福祉給付金事業などの増により、53億2,498万円で、3億9,487万1,000円の増としています。

なお、歳出合計に占める割合は、この民生費が一番高く、約40%を占めています。

款の4衛生費は、子ども医療費助成事業や予防接種、各種健診事業などで11億2,254万3,000円、款の6農林水産業費は、土地改良事業や多面的機能支払い交付金事業などで3億7,238万7,000円、款の8土木費は、道路改良事業や土地区画整理事業、古閑原団地建設事業などで、14億755万5,000円を計上しています。

款の10教育費は14億2,200万1,000円で、7億5,134万9,000円の減としています。菊陽北小学校施設整備事業の増がありますが、武蔵ヶ丘中学校施設整備事業の減により前年度より減額としています。

款の12公債費は12億6,173万6,000円で、5,846万8,000円の増としています。

以上、歳出合計も132億円で、前年度から5億円の減となります。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

14ページをお開きください。

次は、2の歳入であります。

先ほど1の総括で歳入の主なものは御説明しましたので、ここでは省略させていただきます。

42ページをお開きください。

ここからは、3の歳出であります。継続事業や経常的経費についての説明は省略させていただきます。主な新規事業や建設事業などについて御説明いたします。

48ページをお開きください。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の2文書広報費で、節区分11需用費に広報きくよう縮刷版の印刷製本費を計上しています。

50ページをお開きください。

目の5財産管理費で、52ページをお開きいただき、節区分15工事請負費に庁舎蛍光灯のLED改修工事を計上しております。

54ページをお開きください。

目の8財政調整基金等費、節区分25積立金、下のページで総合スポーツ施設整備基金に1億円を積み立てる計画であります。

次に、78ページをお開きください。

款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、下の79ページの節区分19、負担金、補助及び交付金で、次の80ページをお開きいただき、こちらに臨時福祉給付金を計上して

おります。これは、町民税非課税の65歳以上の年金受給者等に3万円を支給するもので、財源は全額国庫補助金であります。

90ページをお開きください。

項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費で、92ページをお開きいただき、節区分15工事請負費に学童保育施設の改修工事費を計上しております。

93ページを御覧ください。

目の4保育園費で、96ページをお開きいただき、節区分19負担金、補助及び交付金で、下の97ページに私立保育所等整備補助金として、私立保育所もみじ園分を計上し、節区分20扶助費に、地域型保育給付費として小規模保育事業や事業所内保育事業を計上しております。

131ページをお開きください。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の3道路新設改良費で、132ページにかけて社会資本整備交付金による道路改良事業や原水駅周辺整備事業を計上しております。

133ページを御覧ください。

項の3都市計画費、目の2土地区画整理費で、135ページにかけて菊陽第二土地区画整理事業を計上しております。

139ページをお開きください。

項の4住宅費、目の2公営住宅建設事業費は、140ページにかけて古閑原団地建設事業を計上しております。

157ページをお開きください。

款の10教育費、項の2小学校費、目の5学校建設費は、菊陽北小学校増築改修事業と、菊陽南小学校空調設備設置事業を計上しております。

165ページをお開きください。

款の10教育費、項の3中学校費、目の5学校建設費は、武蔵ヶ丘中学校校舎改修事業を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

189ページをお開きください。ここからは、給与費明細書をつけております。

また、198ページからは、債務負担行為に関する調書をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に、202ページをお開きください。

地方債の年度末現在高の見込みに関する調書になります。一番右下を御覧ください。

地方債の平成28年度末現在高の合計は、159億5,584万7,000円となる見込みであります。

なお、このうち下から4行目に記載しております臨時財政対策債は、58億8,922万9,000円となる見込みであります。

下の203ページを御覧ください。

引き上げ分の地方消費税収入の用途について記載しております。消費税率引き上げ分の地方

消費税交付金 2億4,581万8,000円について、全額を社会保障施策に要する経費に使用することを明示しているものであります。

以上で説明を終わります。

御質問に対しましては、担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

質疑の途中でございますが、これから昼食休憩といたします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時56分

再開 午後0時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第24号の菊陽町の一般会計予算について、先ほど詳しい説明を受けたんですけども、1つは新規事業の中では、古閑原の団地の建設とかあるかと思えますけれども、もう一度、新規事業が何と何があるのかというのが1つお尋ねしたいのと、それから、臨時財政対策債が非常に58億円でしたか、膨らんでるんですけども、これは、後で国が地方交付税として補填をするという財源だと思えますが、全国的に見ると、各自治体がこんなに地方財政対策債を持っていると、将来大丈夫なのかなとか、ちょっと懸念しますけれども、以前はたしか3年ぐらいの時限立法だったと思うんですが、その取扱いと、今のこの臨時財政対策債についての国の方針というか、地方自治体の方針、大体今、財政規律という言葉がよく出てきますけれども、このくらいまでの抑えた方がいいんじゃないかとか、そういうのがあるのかどうか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、お答えしたいと思います。

まず、一番初めの新規事業についてですけども、私の説明の中の説明で新規事業の分についても一度説明したいと思います。

まず1つ目は、広報きくようの縮刷版、これにつきましては、以前、昭和62年までをつくっていたかと思うんですけども、63年以降の分を縮刷版としてつくるという事業になります。それから、庁舎、こちらの方の本庁舎の方の蛍光灯をLED化をすることでの改修工事をするところがございます。これは、2年間かけまして、29年度では別館の方をしたいというふうに思っております。それから、保育園関係で、地域型保育給付費、こちらの小規模保育事業、こちらが3か所、28年4月から始まる予定というふうに聞いております。事業所内保育事

業が2か所、こちらも28年4月からというふうに聞いております。それから、原水駅周辺整備事業、こちらも新規事業になるかと思えます。それと、議員がおっしゃられました古閑原団地の建て替え事業。学校建設で、菊陽北小学校の増築改修事業と菊陽南小学校の空調の設備設置事業、こちらを私の方から説明差し上げたところでございます。

それと、2つ目の質問で、臨時財政対策債についてでございますけども、これは平成13年度から始まった起債になるものですが、本来であれば、国の地方交付税として交付すべき金額の分なんですけども、国税の所得税、法人税、それから消費税、酒税、地方法人税を原資とした地方交付税を交付するというルールがあるんですけども、そちらの財源が国の方が不足するというので、その不足分を地方の方が市町村、県が起債、借金をして各市町村の財源にしてくださいというような内容でございます。国の方としましては、ルールとしまして、後年度にその借金した分の元金と利息分についての相当額を地方交付税の計算上の基準財政需要額に算入するというのでルール化をされておりますので、国の方がルールを守っていただければ、この分については交付税として戻ってくるというふうに考えております。

ということで、どこまで借りるべきかというふうに言われましても、ちょっと交付税の身がわり分になりますので、この臨時財政対策債を借りなければ、その分、交付税が減らされておりますので、町の運営上もやっていけないというふうにもなりますので、臨時財政対策債ということで交付税減らされた分を今後も借りていくというような方針になるかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、地方交付税がかなり減って、不交付団体までならなくても、減っても、その臨時財政対策債の分はちゃんとなっていくんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 財政課長。

○財政課長（東 桂一郎君） 本来、地方交付税で計算されるときに、基準財政需要額の中に元金分と利息分が算入されますけども、菊陽町の基準財政収入額の方が大きくなれば、その分全額が交付税ということで交付されるということはないということにもなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第24号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第25号 平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第25号平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算についてを

議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） それでは、議案第25号の平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,039万7,000円と定めております。

8ページをお開きください。

2の歳入です。

款の1財産収入、項の1財産運用収入、目の1基金運用収入は、土地開発基金の利子を22万3,000円計上しております。

款の2繰入金、項の1一般会計繰入金は239万4,000円で、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費及び公債費の利子分を一般会計から繰り入れるものであります。

項の2基金繰入金、目の1土地開発基金繰入金は、1億6,778万円で、これも（仮称）菊陽町光の森多目的広場の公債費の元金償還分を基金から繰り入れるものであります。

以上で歳入を終わります。

次の9ページ、3の歳出を御覧ください。

款の1土地開発基金積立金は、先ほどの基金利子22万3,000円を基金に積み立てるものであります。

次に、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費の113万5,000円は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の維持管理費であります。

10ページをお開きください。

款の3公債費、項の1公債費は、（仮称）菊陽町光の森多目的広場の公共用地先行取得等事業債に対する償還金及び利子で、目の1元金を1億6,778万円、目の2利子を125万9,000円計上しております。

下の11ページを御覧ください。

地方債の年度末現在高につきましては、一番右の欄に記載のとおり、平成28年度末で償還完了予定であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第25号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第26 平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） こんにちは。

それでは、議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

予算書の1ページで、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億6,501万7,000円と定めております。前年度に比べて2,844万5,000円の増となっております。

第2条で、一時借入金の最高額を2億円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条で、歳出予算の流用について定めております。

それでは、10ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税は、7億1,745万1,000円で、前年度に比べて1,066万4,000円の減を見込んでおります。

また、目の2退職被保険者等国民健康保険税は1,941万5,000円で、前年度と比べて3,492万9,000円の減を見込んでおります。これは、退職被保険者認定者数の減少によるものです。

なお、保険税で医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の税率は、平成24年度から変わっておりません。

12ページをお開きください。

款の5国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金は、6億4,652万1,000円を見込んでおります。これは、国から療養費や介護納付金、後期高齢者支援金の給付額の32%が交付されるものであります。

次に、項の2国庫補助金、目の2財政調整交付金は、節区分の1普通調整交付金と節区分2の特別調整交付金を合わせて2億3,083万2,000円を見込んでおります。普通調整交付金は、一般被保険者の療養給付費や療養費に要する費用の7%、特別調整交付金は、同じく2%の交付予定であります。

下のページを御覧いただき、款の6療養給付等交付金は1億4,005万9,000円で、前年度に比べて6,110万5,000円の減を見込んでおります。

次に、款の7前期高齢者交付金は7億1,690万7,000円で、前年度に比べて1,105万5,000円の増を見込んでおります。

14ページをお開きください。

款の8県支出金、項の2県補助金、目の2県財政調整交付金は、節区分1の普通調整交付金

と節区分2の特別調整交付金を合わせて1億8,183万3,000円を見込んでおります。

次に、款の10共同事業交付金は、目の1高額医療費共同事業交付金は9,424万3,000円を見込んでおります。

また、目の2保険財政共同安定化事業交付金は、9億5,784万3,000円を見込んでおり、これは、歳出の共同事業安定化の対象となる医療費の範囲の拡大によるもので、前年度に比べて5,122万9,000円の増を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、款の13繰入金、項の1他会計繰入金、目の1一般会計繰入金は3億7,826万円で、このうち、節区分の5財政調整繰入金は、法定外の繰入金として前年度と同額の8,000万円を計上しております。

少し飛びまして、18ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、1,164万9,000円で、これは、国民健康保険事務に要する費用であります。

20ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費は19億4,400万円で、前年度に比べて6,620万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等療養給付費は1億535万円で、前年度に比べて5,315万円の減を見込んでおります。これは、主に退職被保険者数の減の見込みによるものであります。

次に、下のページで、項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費は2億5,758万円で、前年度に比べて1,978万円の増を見込んでおります。

目の2退職被保険者等高額療養費は1,820万円で、730万円の減を見込んでおります。これも、主に退職被保険者数の減の見込みによるものであります。

23ページをお開きください。

項の4出産育児諸費、目の1出産育児一時金は2,773万4,000円を計上しており、66件を見込んでおります。

24ページをお開きください。

款の3後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金は4億8,168万円で、前年度に比べて2,292万円の減を見込んでおります。

下のページで、款の6介護納付金は1億8,900万円で、前年度に比べて1,500万円の減を見込んでおります。これは、介護保険法に基づく第2号被保険者の保険料でありまして、40歳から65歳未満の方の分であります。

26ページをお開きください。

款の7共同事業拠出金で、目の1高額医療費拠出金は、9,424万3,000円を計上してあります。

目の2保険財政共同安定化事業拠出金は、9億5,784万3,000円で、前年度と比べて5,122万

8,000円の増を見込んでおり、これは、歳入と同様で、保険財政共同安定化事業に対する医療費の範囲の拡大によるものであります。

次に、款の8保健事業費、目の1特定健康診査等事業費は2,054万1,000円を計上しており、内容は説明欄のとおりであります。

下のページで、節区分の19負担金、補助及び交付金の健診費用負担金は1,521万2,000円で、特定健診受診者数を1,800人、特定保健指導受診者を120人と見込んでおります。

28ページをお開きください。

項の2保健事業で、目の2疾病予防費は1,554万4,000円を計上しており、節区分19の人間ドック補助金を460人分見込んでおります。

30ページをお開きください。

最後に、款の12予備費は、188万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第26号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第27号 平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第27号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第27号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億3,348万9,000円と定めております。前年度に比べて1,215万円の増となっております。

飛びまして、8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものについて説明いたします。

款の1後期高齢者医療保険料は、目の1特別徴収保険料と目の2普通徴収保険料とを合わせまして2億3,897万2,000円で、前年度に比べて650万3,000円の増を見込んでおります。

次に、款の4繰入金、項の1普通会計繰入金で、目の1事務費繰入金と目の2保険基盤安定繰入金を合わせまして7,858万円とし、前年度に比べまして402万4,000円の増を見込んでおります。

次に、10ページをお開きください。

款の6諸収入、項の5受託事業収入、目の1後期高齢者医療広域連合受託事業収入は581万5,000円を計上しており、健康診査費用として626人分、歯科検査費用として63人分を見込んでおります。

次に、項の6雑入は、180万円を計上しております。これは、人間ドック助成2万5,000円のうち、後期高齢者医療広域連合からの補助金として1人1万5,000円の120分を見込んでおります。

下のページを御覧いただき、ここから歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費は、項の1総務管理費209万円及び項の2徴収費130万3,000円を計上しております。

12ページをお開きください。

款の2後期高齢者医療広域連合納付金は3億2,051万5,000円で、前年度に比べて971万7,000円の増であります。これは、被保険者の療養給付費等として後期高齢者医療広域連合に支払う納付金であります。

次に、款の3保険事業費、項の1健康保持増進事業費は928万円を計上しております。これは、健康診査、人間ドック補助金など被保険者の健康保持に必要な事業を行うための経費であります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第27号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第28号 平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 皆さんこんにちは。

議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度の当初予算につきましては、平成27年度から29年度までの3か年を対象期間とします第6期菊陽町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づいて、介護給付費等の見込み込額を計上するとともに、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に向けた予算編成としております。

まず、予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億1,163万7,000円と定めており、前年度に比べて2,754万8,000円の増となっております。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めて、保険給付費等の不足が生じた場合に備えるものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

次に、10ページをお開きください。

歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の1保険料、項の1介護保険料、目の1第1号被保険者保険料は、65歳以上の方の保険料で4億9,413万8,000円、前年度に比べて462万4,000円の減を見込んでおります。

次に、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金は、介護給付及び予防給付に要する国の負担分で3億9,068万3,000円、前年度に比べて281万5,000円の減を見込んでおります。

下のページで、項の2国庫補助金、目の1調整交付金は、財政調整のために国が交付するもので9,792万7,000円、前年度に比べて1,387万4,000円の増を見込んでおります。

同じく目の2と3は地域支援事業交付金で、合わせて3,092万2,000円、前年度に比べて1,065万3,000円の増を見込んでおります。

次に、款の5支払基金交付金は、40歳から64歳までの方の保険料で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、合わせて6億2,205万7,000円、前年度に比べて889万5,000円の増を見込んでおります。

12ページをお開きください。

款の6県支出金、項の1県負担金、目の1介護給付費負担金は3億906万円を見込んでおります。

次に、項の2県補助金、目の1と2は地域支援事業交付金で1,717万4,000円を見込んでおります。

下のページで、款の9繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1介護給付費繰入金は2億6,913万3,000円を見込んでおります。また、その他一般会計からの繰入金として、目の2から7で事務費分、地域支援事業分、介護予防支援分、低所得者保険料負担分を計上しております。

14ページをお開きください。

項の2基金繰入金、目の1介護給付費準備基金繰入金は、1,249万1,000円を見込んでおります。

下のページで、款の12諸収入、項の5予防給付費収入、目の1介護予防サービス計画費収入は1,020万円を見込んでおります。

16ページをお開きください。

歳出の主なものについて説明いたします。

款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費は、介護保険事務に必要な経費として261万6,000円を計上しております。

下のページで、項の3介護認定審査会費、目の1介護認定審査会費は976万8,000円、目の2認定調査等費は1,195万9,000円を計上しております。

19ページをお開きください。

款の2保険給付費、項の1介護サービス等諸費は20億9,720万2,000円、前年度に比べて1,078万2,000円を減額しております。

20ページをお開きください。

項の3高額介護サービス等費は4,859万7,000円、項の4高額医療合算介護サービス等費は500万円を計上しております。

下のページで、款の4は地域支援事業費であります。項の1介護予防・生活支援サービス事業費で、目の1介護予防・生活支援サービス事業費は、新たなサービス事業の展開も含め、5,405万4,000円を計上しております。

22ページをお開きください。

目の2介護予防ケアマネジメント事業費は、711万4,000円を計上しております。

下のページで、項の2一般介護予防事業費は、地域住民グループ事業などで740万7,000円を計上しております。

24ページをお開きください。

項の3包括的支援事業任意事業費は、目の1から7までを合計して4,395万円を計上しております。総合相談、権利擁護、包括的・継続的マネジメント支援に在宅医療・介護連携推進、生活支援体制整備、認知症総合支援事業を実施するための経費であります。

次に、29ページを御覧ください。

項の6介護予防支援事業費は要支援者のケアプラン作成事業費で、1,486万1,000円を計上しております。

31ページを御覧ください。

最後に、款の9予備費は100万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第28号についての質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第29号 平成28年度菊陽町下水道事業会計予算について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算について御説明いたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条総則でございますが、平成28年度菊陽町下水道事業会計予算は、公共下水道事業と農業集落排水事業との連結予算でございます。

第2条業務の予定量につきましては、当該事業年度の活動の基本的目標としまして業務の予定量を定めております。

使用料の対象となります年間有収水量は、公共下水道で645万3,398立方メートル、農業集落排水事業で7万7,057立方メートルで、前年度対比は公共下水道で1%、農業集落排水で6.6%の増を見込んでおります。

次に、主な建設改良費であります。公共下水道施設整備費が6億7,404万9,000円、農業集落排水施設整備費は1,375万4,000円でございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、事業収益を14億172万9,000円とし、その下の事業費用を13億7,816万円としております。

内容につきましては、この後、実施計画の部分で御説明いたします。

次に、3ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、資本的収入を9億4,183万2,000円、資本的支出額が13億191万4,000円としております。内容につきましては、この後、実施計画の中で説明いたします。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億6,008万2,000円につきましては、上段の方に括弧書きで記載しておりますとおり、過年度分の損益勘定留保資金452万円、当年度分損益勘定留保資金3億2,044万7,000円、減債積立金732万1,000円、繰越利益剰余金処分量1,402万9,000円、当年度の消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,376万5,000円で補填することとしております。

次に、4ページをお願いいたします。

第5条企業債は公共下水道事業分で、限度額6億240万円を予定しております。なお、今年度につきましても、一般会計からの繰入金を抑制するため、資本費平準化債の借入れを予定しております。

次に、第6条では、一時借入金の限度額を5億円としております。

次に、第7条予定支出の各項の経費の金額の流用についてであります。本予算では消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用額を1,000万

円と定めるものでございます。

次に、5ページの第8条議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費5,014万2,000円を計上しております。

その下の第9条他会計からの補助金としまして、汚水処理に係ります一般会計からの繰入金で1億9,636万円を計上しております。なお、負担金及び出資金を含めました一般会計からの繰入金の総額は4億6,637万1,000円で、このうち基準外の繰入金は1億6,900万8,000円を予定しているところです。

次に、第10条利益剰余金の処分につきましては、27年度からの繰越利益剰余金のうち1,402万9,000円を菊陽町下水道事業の剰余金の処分に関する条例の規定に基づきまして、減債積立金に処分することを予定するものであります。

続きまして、附属書類の説明を行います。

8ページをお願いいたします。

予算の実施計画書でございますが、主なものを説明いたします。

款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料につきましては、人口増に伴いまして汚水処理人口の増加が見込まれますことから、27年度当初と比較して1,650万円増の7億4,931万4,000円を見込んでおります。

次に、目の2他会計負担金、予定額1億4,103万2,000円は、雨水処理に係ります一般会計からの基準内の繰入金でございます。

次に、目の4その他営業収益、予定額338万3,000円は、熊本市及び合志市からの雨水調整池の維持管理負担金等でございます。

次に、項の2営業外収益、目の2他会計補助金1億4,409万1,000円は、汚水処理に係ります維持管理費及び資本費に対する一般会計からの繰入金でございます。

次に、目の4長期前受金戻入、予定額3億6,366万5,000円は、現金収入を伴わない収入で、償却資産の取得、改良のため交付されました国庫補助金等につきまして、長期前受金として負債に計上して、市債の減価償却に対応させて収益化を行うものでございます。

以上、収益的収入合計は、予定額14億172万9,000円でございます。

次に、下のページの支出です。

款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費、予定額3億8,728万円は、汚水及び雨水処理施設等の維持管理に要する経費で、この中には3億2,307万円の熊本北部流域下水道維持管理負担金が予定額として含まれております。

次に、目の3セミコンテクノパーク維持管理費、予定額1,946万3,000円は、セミコンテクノパーク内の汚水処理施設の維持管理に要する経費でございます。

次に、目の6減価償却費、予定額6億8,717万7,000円は、有形・無形の固定資産減価償却費でございます。

以上、支出合計は、予定額13億7,816万円でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債につきましては、予定額6億240万円としております。

次に、項の2出資金、目の1出資金、予定額1億2,789万8,000円は、繰入基準内の企業債の元金分の償還に要する経費で、一般会計からの繰入金でございます。これは、主に雨水対策事業に要する元金の償還でございます。

次に、項の4補助金、目の3他会計補助金、予定額5,226万9,000円は、汚水事業、それから老朽管対策等の改築更新費用に対する一般会計からの繰入金でございます。

以上、資本的収入合計は、予定額9億4,183万2,000円でございます。

次に、11ページの支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費、予定額6億8,780万3,000円は、長寿命化計画策定業務などの委託費と、そして汚水及び雨水管渠築造工事や汚水管改築更新工事等を予定しております。

次に、項の2企業債償還金、目の1企業債償還金は、予定額6億1,182万4,000円でございます。

以上、支出合計は、予定額13億191万4,000円でございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

こちらは、予定キャッシュフロー計算書でございますが、内容を簡単に説明いたします。

キャッシュフロー計算書は、予定貸借対照表をもとに作成しておりまして、純利益に特定の項目を加減をいたして表示する間接法というものを採用しております。

まず、業務活動キャッシュフローにつきましては、減価償却費などの現金の収入、支出を伴わないものによる内部留保資金などが明示されておりまして、次の投資及び財務活動への補填財源となるものであります。キャッシュフローは、2億9,790万円余を予定しております。

その下の投資活動キャッシュフローでございますが、下水道施設構築などの投資活動のための資金の増減予定で、マイナスの4億5,769万円余、そして、その下の財務活動キャッシュフローは、企業債の発行と償還に関する資金の増減を記載するものでありまして、1億3,567万円余を予定しております。これら3つのキャッシュフローによりまして、資金の増減額はマイナス2,411万円余であります。資金の期首残高を5,034万円余の予定額としており、資金の期末残高は2,620万円余を予定しております。

続きまして、17ページをお願いいたします。

平成27年度の予定損益計算書でございますが、決算時に予定されます下水道事業の経営成績を示すものであります。一番下の方でございますが、当年度の純利益を2,253万6,323円と見込んでおります。

続きまして、18ページ、19ページでありますけれども、こちらは、平成27年度の予定貸借対照表で、28年3月31日現在の財政状況を見込むものでございます。

次に、20ページ、21ページでございますが、平成28年度の予定貸借対照表で、29年3月31日の財政状況の見込みをあらわすものでございます。こちらは、内容をちょっと簡単に説明いたします。

まず、資産の部で1の固定資産、(1)有形固定資産は、建物、構築物などでございます。(2)の無形固定資産は、熊本北部流域下水道建設負担金でございまして、(3)の投資その他資産の基金を合わせまして、固定資産の合計は239億1,554万5,010円となります。

次に、2の流動資産、(2)未収金、イの営業未収金は、主に使用料で、流動資産合計が1億2,521万1,258円で、資産合計は240億4,075万6,268円となります。

次に、右側の負債の部でございます。

3の固定負債、(1)企業債と1年以内に返済期限が到来する債務であります4の流動負債、(2)企業債の合計は83億7,515万9,052円が28度末の企業債の予定残額でございます。

次に、5の繰延収益、(1)長期前受金につきましては、償却資産に対する国庫補助金、あるいは受益者負担金などの分でございまして、平成28年度までの累計額の予定でございまして、それから、収益化累計額につきましても、平成28年度までに収益化予定の累計額を計上してございまして、負債合計は205億5,150万3,889円を予定しております。

最後に、資本の部で7の剰余金、(2)利益剰余金、その下にイロハニのニの当年度未処分利益剰余金のうち当年度純利益は1,863万4,874円を予定しております。よって、資本合計は34億8,925万2,379円となり、負債と資本の合計は240億4,075万6,268円となる見込みでございまして。

次の22ページからは予定貸借対照表に関する注記、それから平成27年度決算予定のセグメント情報や28年度予定のセグメント情報を記載しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第29号なんですけれども、下水道の会計予算ですが、1つは、一番最初のページ、1ページの年間有収水量というのがあるんですけれども、これは、例えば家庭用とソニーとか富士フイルムなどの事業所、会社とか、そういうので大体家庭用が何割ぐらいかというのが分かれば教えていただきたいのと、それから、ページ、11ページに資本的支出の中に、建設改良費の中で汚水、雨水整備事業や老朽管の対策事業を進めていかれるというふうに思うんですけれども、農業集落排水事業の方はいいんです、大体地域が分かっているのいいんですけれども、特に汚水、雨水、それから老朽管対策は、主にどういうところを28年度考えておられるのか、その2点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。



○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） まず、1点目の有収水量でございますけれども、こちらは昨年よりも1%増の645万3,398立方メートルを予定しておるところです、公共下水道につきましては。こちら、大体一般家庭、それから事業所も含めてなど、使用料の対象となります汚水の排水量でございます。大体割合としましては、約4割が事業所というふうに御理解いただいて結構かと思えます。

それから、11ページの資本的支出の分の建設改良費、施設費でございます。汚水、雨水整備事業、それから老朽管対策事業の場所的なものでございますけれども、汚水、雨水につきましては、現在進めております第2区画整理事業の箇所、いわゆる三里木の東側の区域になりますけれども、そちらの方の区画整理事業とあわせて整備を進めてまいります。特に雨水に関しましては、三里木周辺から光の森の入り口にあります石坂調整池までのこの区間を計画をしているところではありますが、事業費等の問題でなかなかスムーズにはいかないところもありますけれども、一応計画をしているところでもあります。

それから、老朽管対策につきましては、特に布設されて30年以上が経過いたしました地域の下水管につきまして、これ、テレビカメラ等で内部を調査いたしまして、非常に老朽化が進んでおります。また、硫化水素等で、特にヒューム管あたりが劣化をいたし、破損もしておりますので、そういったものの修復をするということで、今、老朽管対策事業をずっと計画的に進めておりますけれども、本年度は、特に緑陽台地域、そちらの方を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今の老朽管や汚水の事業は、事業計画はまた、これとはまた別のもう少し細かく立てられ、これは予算ですので、区間とかそういうのは細かく立てられるのかどうかというのと、あとは、今までのこれまで事業をしてきたのも、そういうのを見ればきちんと分かるのかどうか、その2点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 下水道課長。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 老朽管につきましては、特に、先ほど言いましたように、年数が経過したものにつきましてはその都度調査を進めておまして、その際、長寿命化計画というものを策定をいたします。そして、整備計画もあわせて策定をしていきまして、計画に基づいて予算を要求して整備を進めていくという流れであります。

それと、これからもそういった老朽管対策に関しましては、そういった調査を順次進めていく予定であります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第29号についての質疑を終わります。

これから委員会付託についてお諮りします。

会議規則第39条の規定により、議案第24号から議案第29号までは議席に配付しました委員会付託予定表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託予定表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 研修報告

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、研修報告について。

これより閉会中の特定事件の調査について議会運営委員会で研修されました件について報告をお願いします。

議会運営委員長岩下和高君。

○議会運営委員長（岩下和高君） それでは、議会運営委員会の視察研修の報告をいたします。

研修の日時は、1月27、28の2日間、研修先が福岡県筑前町議会と福岡県那珂川町議会の2か所で行いました。研修のテーマは、自由討議、予算決算委員会の活動、常任委員会の活動、議会運営委員会の活動についてです。参加者は、議運のメンバー6名と堀議会事務局長の7名でございます。

先日、議運で反省会を開き、その結果を踏まえて要点を報告をいたします。

まずは、筑前町議会から。

自由討議については、本議会での自由討議についてはまだ実現しておらず、議会運営委員会でテーマを協議し、定例協議会などで議論する形がとられていました。基本的には、審議の結果は出すがケース・バイ・ケースで、結論に至った政策などは全部ではないが議員発議として提案をされておりました。

次に、常任委員会の活動については、年度ごとに活動計画を立て、年度当初に主要施策について各課からヒアリングをしているということでした。また、年に1回以上、議員全員による議会報告会を開催し、区長会や各種団体との意見交換会を重視し、取組を行われておられました。

次に、那珂川町議会。

那珂川町は、人口、現在5万人を超えており、今度、市制に移行を予定しておられると。元気な人口増加の町でございました。議会は、会派制をとっており、議会運営委員会は各派の代表が委員になっておりました。

次に、予算決算特別委員会の設置運営についてを報告をいたします。

予算特別委員会は、議員全員、決算特別委員会は議会選出の監査委員を除く全員で構成されていきました。予算特別委員会への付託は、一般会計のみで、企業会計、特別会計については、所管常任委員会に付託され、日程は4日間で、最終日に総括質疑、討論、採決され、最終的には本議会で再び採決が行われて、議決されておりました。

内容審査については、関係各課課長の説明を求め、財政課長は全日程出席、最終日には全部長、担当課長、財政課長とし、町長、副町長、教育長は、全日程待機を要請するとのことでした。

最後に、今回の研修では、今後、委員会主義の検討、取組を認識をいたしました。

以上で研修報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 議会運営委員長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時55分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成28年3月4日（金）再開

（ 第 2 日 ）

菊 陽 町 議 会

## 1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成28年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成28年3月4日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定)
- 日程第2 議案第1号 菊陽町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 菊陽町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 菊陽町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第8号 菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第12号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第14号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第15号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第17 議案第16号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第18 議案第17号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第19 議案第18号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第19号 平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第21 議案第20号 熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結

について

日程第22 議案第21号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

日程第23 議案第22号 指定管理者の指定について

日程第24 議案第23号 町道路線の認定について

2. 出席議員は次のとおりである。

|      |     |         |      |     |         |
|------|-----|---------|------|-----|---------|
| 1 番  | 大久保 | 輝 君     | 2 番  | 阪 本 | 俊 浩 君   |
| 3 番  | 西 本 | 友 春 君   | 4 番  | 那 須 | 眞 理 子 君 |
| 5 番  | 佐々木 | 理 美 子 君 | 6 番  | 中 岡 | 敏 博 君   |
| 7 番  | 吉 本 | 孝 寿 君   | 8 番  | 吉 山 | 哲 也 君   |
| 9 番  | 北 山 | 正 樹 君   | 10 番 | 坂 本 | 秀 則 君   |
| 11 番 | 石 原 | 武 義 君   | 12 番 | 岩 下 | 和 高 君   |
| 13 番 | 大 塚 | 昇 君     | 14 番 | 川 俣 | 鐵 也 君   |
| 15 番 | 上 田 | 茂 政 君   | 16 番 | 小 林 | 久 美 子 君 |
| 17 番 | 甲 斐 | 榮 治 君   | 18 番 | 渡 邊 | 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                      |           |                               |           |
|----------------------|-----------|-------------------------------|-----------|
| 町 長                  | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                         | 井 手 義 隆 君 |
| 教 育 長                | 赤 峰 洋 次 君 | 教 育 次 長                       | 桐 陽 介 君   |
| 総 務 部 長              | 吉 野 邦 宏 君 | 福祉生活部長                        | 實 取 初 雄 君 |
| 産業建設部長兼<br>商工振興課長    | 松 本 洋 昭 君 | 会計管理者兼<br>会計 課 長              | 山 崎 謙 三 君 |
| 総務部審議員兼<br>総 務 課 長   | 吉 川 義 則 君 | 総合政策課長                        | 阪 本 浩 徳 君 |
| 財 政 課 長              | 東 桂 一 郎 君 | 税 務 課 長                       | 阪 本 章 三 君 |
| 人権教育・啓発課長            | 高 木 定 伸 君 | 総務部審議員兼<br>東部町民センター所長         | 平 野 葉 子 君 |
| 福 祉 課 長              | 西 本 一 浩 君 | 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長          | 宮 本 義 雄 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長 | 佐 藤 清 孝 君 | 介護保険課長                        | 市 原 憲 吾 君 |
| 町 民 課 長              | 酒 井 章 彦 君 | 西部支所長                         | 服 部 誠 也 君 |
| 産業建設部審議員兼<br>農 政 課 長 | 志 垣 敏 夫 君 | 建 設 課 長                       | 小 野 秀 幸 君 |
| 都市計画課長               | 大 山 陽 祐 君 | 産業建設部審議員兼<br>環境生活課長兼<br>下水道課長 | 今 村 敬 士 君 |
| 総務課長補佐兼<br>総務法制係長    | 中 島 秀 樹 君 | 学 務 課 長                       | 士 野 公 典 君 |

生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

古賀直之君  
川上一弘君

図書館長 矢野信哉君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） おはようございます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第1号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして報告し、承認を求めるものです。

経過を申しますと、1枚めくっていただきますと、専決処分書の下に理由がありますように、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部改正に合わせて菊陽町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

1枚めくっていただきますと、改正条文がございます。内容については、マイナンバー制度の関係で、町民税及び特別土地保有税の減免申請に個人番号の記載が不要となったため、所要の改正を行うものです。

改正条文の説明につきまして、2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表で説明させていただきます。

まず、5行目の第51条第2項の改正は、町民税の減免申請に個人番号が不要となったため、左側の現行の下線の部分の2行目に、個人番号、行政手続における特定の個人を云々と続きませんが、右側の改正後には、その個人番号についての部分がございます。

また、その下の中略の下の第139条3の改正は、特別土地保有税の減免申請について、町民税と同じように個人番号が不要となったため、下線部分の最初の部分と、下から4行目から次の行にかけての最後の下線の部分になります、現行には個人番号の部分がありますが、改正後には個人番号の部分がありません。

次に、附則について説明いたします。

2枚戻っていただきますと、改正条文がございます。下の附則で、この条例は公布の日、実際平成27年12月28日でございますけれども、から施行するとするものです。

以上で説明を終わります。



○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私、承認第1号なんですけれども、マイナンバー制度そのものは問題だというふうに思っていますが、個人番号が不要になった理由は何でしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） マイナンバー制度そのものが新しく始まる制度ということでございまして、もう御承知のことと思えますけれども、それで取扱いにつきましては流動的と申しますか、いろんな細かい部分を、こういう手続の場合には個人番号が必要、こういう手続の場合には個人番号が必要じゃないというようなことを施行日の今年の1月1日までにずっと継続的に審議がなされていたということでございまして、最終的に今回、冒頭で申しましたように、与党の税制改正大綱ですかね、これ自民党と公明党でございまして、そちらの方の協議の中で、最終的には今回はこの2つの部分が個人番号の記載がなくなったというふうな判断をされたということでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） そしたら、これから個人番号の不要になる分、必要な分というのは、最終的に決定して一覧というか、そういう資料というものはあるんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） 一覧という資料でございまして、資料自体は細かく書いたものがございまして、それで、それについては膨大な量でございまして、細かく書いてございまして、これが国の税法施行規則ですかね、そちらの方で定められたものとか、あるいは今回のように条例で定められたものとかいっぱいございまして、その辺のところを示した表というものはあります。

つけ加えてございまして、今回の個人番号が不要になった理由の一つが、本人確認手続等におきまして納税義務者等の負担を軽減するために見直されたということをお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） これは国のことなんですけど、そうすれば、これからこういうふうに不要になるとか必要になるというのが再三出てくるというのはこれで最後なのかどうかをお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 税務課長。

○税務課長（阪本章三君） それにつきましては、私たちが決めるものでもないし、全国統一的に

国とかの方でもまだ協議が続けられる可能性があると思いますので、今回が最後ということは私の方からは申し上げることはできません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第1号 菊陽町男女共同参画推進条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、議案第1号菊陽町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） おはようございます。

議案第1号菊陽町男女共同参画推進条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の役割を明らかにし、これらの共同のもと男女共同参画の推進に関する基本的な事項を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

我が国におきましては、日本国憲法において個人の尊厳と法のもとの平等がうたわれ、男女共同参画社会基本法、これ国の基本法でございますけれども、平成11年に法律第78号で制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組が行われております。この条例は、国の基本法の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものでございます。

それでは、条例の本文を御覧いただきたいと思います。条例の構成は、第1章、総則で基本理念や町、町民及び事業者の責務を定めており、第2章では男女共同参画社会の形成に関する施策の推進に関する事、第3章では菊陽町男女共同参画審議会に関する事、第4章、雑則で規則への委任を設けております。

それでは、第3条を御覧いただきたいと思います。第3条は、基本理念でございます。これ

は、国の基本法第9条により、これ第9条といたしますのは地方公共団体の責務となっております、基本法第3条から7条までに規定した基本理念に準じて規定しております。

第4条から第6条は、町、町民及び事業者の責務をそれぞれ明記しております。

第10条を御覧いただきたいと思います。第10条は、男女共同参画の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を定めるものです。本町においては、平成21年3月に菊陽町男女共同参画計画を策定していますが、今後、計画の策定等をする場合は菊陽町男女共同参画審議会の意見を聞くことや町民の皆さんの意見を反映することを規定し、町民の参画を推進していくこととしたものでございます。

第17条を御覧いただきたいと思います。第17条は、菊陽町男女共同参画審議会について規定したものです。男女共同参画を効果的に推進するため、町長の附属機関として菊陽町男女共同参画審議会を設置します。菊陽町男女共同参画社会推進懇話会、これまで懇話会というのはございましたけれども、この要綱を廃止し、菊陽町男女共同参画審議会とするものでございます。町は、男女共同参画計画を策定して、男女共同参画の推進に関する施策等を総合的、計画的に実施してまいります。計画の策定、変更または実施等に関して審議会の意見を聞きながら取り組んでまいります。審議会は、諮問に応じた調査、審議だけでなく、必要な場合は町長に対して意見を述べることができます。それと、委員は、男女の割合の均衡を保つことによって、その意見が一方の性に偏らないよう規定しております。町民、学識経験者、その他町長が必要と認める者を委員として構成します。

第18条は、条例の施行に関し必要なものを委任する規定を設けたものでございます。

最後に、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第1号で、男女共同参画条例の制定は非常に歓迎するんですけども、現在の庁内での管理職の女性の登用とかはまだまだだと思えますが、男女共同参画推進条例の制定を契機に今後どういうふうにご考えておられるのか、平成21年3月の計画と現状等あれば、簡単でいいですので、お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 例えば、町の管理職の職員、あと附属機関等の委員の数、特にこういうことにつきましては国、県が2020年を目途に30%程度、管理職の職員、附属機関等の委員の数は3割を占めるようにというふうな計画を行っております。本町におきましても、そういう国の施策、県の施策がございますので、それにのっとってやりたいというふうに思っております。

それと、先ほど小林議員がおっしゃられたとおり、平成21年に基本計画をつくっております。策定しましてもう6年を経過しておりますので、今回、基本理念に基づいて新たな計画をつくる必要があるのではないかと考えております。国の基本計画が昨年度できております。県の計画が今年度できます。それにのっとり本町も今後新たな基本計画を策定する必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 第17条の審議会の構成についてですけれども、こういう性質のものなのでこれでいいのかなという気もいたしますが、普通、公募枠が大体ありますけれども、公募枠を外された理由があれば教えていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） これには明記しておりませんが、公募の委員というのは募集いたします。ここで規定しておりますのはあくまでも、17条の4号で委員が15人以内としておりますけれども、男女いずれかの一方の委員の数が10分の4未満であってはならないということで、女性も男性も10分の4未満であってはならないということで、均等になるようなところをしております。公募の委員については、今まで定めております懇話会におきましても公募委員を2名募集しております。審議会におきましても、公募委員は何名かは募集するというふうにいたしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 条例文の中身について何点か質問をしたいと思います。

まず、3条の2号ですけれども、読みますと、男女が社会のあらゆる活動を選択する際にと言っている、このあらゆる活動というのは一体どんなことを指しているのか。次の、性別による固定的な役割分担に基づく社会制度または慣行の影響というふうにあります。それはどういうことを指しているのかをお答えいただきたいと思います。

続いて第4号ですが、家族を構成する男女がというところから始まって、ちょっと読みますね、相互の協力と社会の支援のもとに家事、子育て、介護、その他の家庭生活について家族の一員としての役割を円滑に果たし、僕はここまでは納得してんですけど、次なんです、かつ家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることというのは、個人の家庭のあり方に踏み込むことになってますが、条例としてこういう踏み込むことが正しいことなのかどうか。

第5号ですが、男女が対等な関係のもとに互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産等に関して互いの意思が尊重され、僕はここまではそうだと思います、かつ生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮することというのは、これは誰が誰に対して

配慮することなんですかね。これが非常に不明確である。

第5条ですが、これは町民の責務になってます。町民にも義務がある、責務というか、義務があるということですよ。2段目からですが、町が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めるとなってます。だから、町の施策に協力しなくちゃいけないと、そういうふうになってます。個人の意思に関係なく協力義務が課せられるということについてのお答えをお願いします。

第6条ですが、事業者になりますけども、3行目からです。前段の2行目は、僕はこれは正しいなと思ってますが、及びから始まりますけども、職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めるものとする。これは、私立の企業に対して企業内の生活と企業外の生活を整備しろというふうに読めるわけですが、個人の資産で運営されている企業に町の行政でこういうことが規定できるのかどうか、この辺についての見解をお尋ねします。

第8条ですが、公衆に表示する情報というのが前段にあります。正直言ってこれ何を言ってるのか分かりませんので、具体的にはどういうことを指してるのか教えていただければと思います。

次に、第15条になりますね、1枚めくっていただいて15条ですね。町は、男女共同参画の推進に関する活動を行う町民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。この情報の提供ですが、情報に関しては情報公開法であるとか、個人情報保護法であるとか、いろいろ法律上のできないものとかいっぱいありますので、ここで言ってる情報の提供というものを条例として出すのであれば、出せる情報と出せない情報というのをきちっと明記する必要があるのではないかと思います。基本的にこの辺の情報の提供というのは何を指してるのか。

今までの件についてお答えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） まず、1点目の3条2号でございます男女が社会のあらゆる活動を選択する際に、あらゆるといいますか、例えば家庭生活における活動とか、職場における活動とか、抽象的な言い方ではございますけど、学校における活動とか、その他地域における活動、そういうものを指して言ってるところでございます。

それと、第2点目の、第4号だったかと思えますけれども、3条の第4号で家庭生活以外の活動を行うことができるようにということでございますけれども、現在、家庭生活といいますのは、例えば実際男女が家事とか育児とか家族の会合、通常これを家庭生活における活動ということと言っただけでございますけれども、こういう家庭生活以外ということで、仕事や学習、地域活動等を両立できるようにというふうなこの意味合いでこういう文言を明記させていただいております。

それと、第5号になったかと思えますけれども、第5号の健康生活を営めるよう配慮される

ことということで、これは国の基本理念には載っておりません。今回、男女共同参画懇話会さんさんの会と一緒に条例案をつくったところでございますけれども、これにつきましては、あ、すいません。家庭生活における配慮ですね。すいません。申し訳ございません。

(9番北山正樹君「5号、5号」の声あり)

あ、5号。すいません。5号だったら、国の基本理念には載ってない部分について町独自で決めさせていただいたことなんですけれども、生涯を通じた健康への配慮ということで、自分の体や健康について自らの判断及び決定が尊重されるというふうなところで、男性と異なる健康上の問題に直面する、女性は当然ございます。男性も当然ございますので、その辺で町の方で独自につけ加えさせていただいたような条文でございます。

第5条の町民の責務で、文言上は町民の責務、最後の事業者の方の責務というのもしておりますけれども、内容的には、町の施策等を行うときに、それに合わせて町民も事業者も責務を負うというふうにしておりますけれども、この責務につきましては努力規定ということで、しなければならないというような責務にはしておりません。あくまでも努めるものということで、重い負担をかけるというような責務にはいたしてないようなところでございます。

職場生活におきましても、責務としておりますけれども、先ほど町民に対しての責務と同じように努力義務ということで、重い負担というふうなところでやっとするわけではございません。ただ、町や町民、事業者というところで、実際実施する施策については積極的に協力されることを期待し、協力を求めるものというふうなところでの表現というふうにさせていただいております。

公衆に表示する情報に関する配慮ということで、これにつきましては例えばポスターとか広告など、公衆に表示する情報は人々の意識に大きな影響を及ぼしますので、その辺を配慮するようというふうなところで考えております。

15条の町民及び事業者の活動への支援ということで、情報提供その他必要な支援を行うものとするということで、情報については個人情報とかいろいろありますので、できる範囲の情報を提供する、あわせてその他の必要な支援ということで、どういうことかといいますと、例えば人的支援とか物的支援とか、地域のリーダーとなっていただく方を育成する必要がございますので、そういう支援も行っていきたいというふうに考えております。

あと何かあります。

(9番北山正樹君「とりあえずそれだけ」の声あり)

以上です。

○議長(渡邊裕之君) ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番(北山正樹君) 町長、これは条例ですよ。条例というのは地方版法律ってよく言われますよね。努力目標、こうやっていただきたい、願いを込めたというのが条例になつてるといふ、僕は基本的にそこに違和感を感じますよ。

さらに、質問しますけれども、8条ですけれども、公衆に表示する情報、ポスター類という話でしたけど、いまいち何を言いたい条例文なのかよく分からなくて、で、その次にある、性別による固定的な役割分担または女性に対する暴力を助長し云々と続いていくんですけども、性別による固定的な役割を表示するようなポスター、そういうポスターが過去にあったのかどうかよく分からないんですが、で、その後の、または連想させる表現及び過度な性的表現を行わないよう配慮しなければならない云々でなってるんですよ。現実問題では、例えば週刊誌などにはヌード写真なんか載ってますよね、いっぱい。これは表現ということになっていくと、片一方では何ら止めることができないものが氾濫している中でポスター類を規制するというこの意味が全然分からないんですよ。そういう必要性があったのかどうなのか。

それから、もとに戻りますが、町民の責務ですね。先ほど、課長は、努力目標でこうやってお願いを込めてというか、僕は男女共同参画社会が進むことは歓迎すると思ってるんですよ。それは分かってくださいね。ただ、この町民の責務ですが、国の基本法によれば、国の責務、地方公共団体の責務、そこは責務なんですよ。で、町民というか、国民に対しては何て言うのかというと、寄与するように努めるって書いてあるわけ。協力しなさいとかというふうにはなってないんですよ。つまり、協力というのは、目標を決めてそこに向かってみんなで力を合わせてやっていく、それが協力です。寄与というのは、努力はするんだけど、結果として社会に役に立った、貢献した、例えば科学技術に貢献をした、そういう場合には寄与と言うんです。協力というのは、これをやりますと言ったら、みんなそれに対してやんなくちゃいけないって話ですよ、義務じゃなかったとしてもね。で、もう一回聞きますが、事業者のことにいくと、憲法上は自由な経済活動は保障されているわけですよ。憲法に違反しませんか、こういう条例で。どうです。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） これは、男女共同参画の基本理念を定めた条例ということで私どもは考えております。法律というよりも理念条例ということで考えております。

それと、今、議員がおっしゃったとおり、責務というところなんでございますけれども、国は寄与するものというふうに、確かにそうしてたかと思えます。国民に対してそういうことを言っていたかと思えます。例えば、県レベル、市レベル、町レベルにおきましては、あくまでも地域、限られた地域内の共同体ということもございまして協力という言葉を使わせていただいて、努力義務ではございますけれども協力をお願いする、町がやる施策に対して協力をお願いするというふうなところでこういう規定といたしております。

それと、先ほども申されてました公衆に表示する情報に関する配慮ということで、実際、ポスター関係でいろいろ表示物に問題があるポスターが出とります。それも、男女云々の性的な問題にするようなポスターがかなり多く出ておりますので、その辺で多くの自治体におきましてこういう表記の仕方、規定を設けてあるところでございます。今後、本町において出るか出ないか分かりませんが、当然そういうことも配慮しなければならないということでこう

いう規定を設けさせているとでございます。

(9番北山正樹君「憲法上はどうですか」の声あり)

憲法違反じゃないかというふうなお話でございますけれども、多くの自治体でこういう条例ができております。本町においてもそういう理念条例をつくるということで今回しておりますけれども、違反するというようなことはないというふうに考えております。

○議長(渡邊裕之君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

北山正樹君。

○9番(北山正樹君) それでは、議案第1号菊陽町男女共同参画推進条例の制定についてですが、まず反対の立場で討論をしたいと思っております。

いろいろ私の今の質問で言ってることは分かっていたと思いますが、今の課長の答弁では、努力目標といいますか、理念的なことを上げているので、法律的なもの、憲法上のもの、そういうようなものに抵触するほど重大なものではないということ、そういう答弁だったんだろうと思うんですよ。でも、条例というものをどのように見るかというのは個人差がありますので、私はこれは理念ですよって見るかもしれないが、いや、地方版法律としたときに、菊陽町というのは民間の企業も規制している、国民に対して国は責務というものを設けていないのに、菊陽町だけは協力という形の責務を設けてる、結構踏み込んでいる条例を菊陽町はつくった、そういうふうに見られませんか。

男女共同参画推進条例というか、推進するということは僕も賛成なんですよ。ここに何回か出てくる性別による固定的な役割分担云々というのがありますが、例えば私のうちの場合の役割分担は、家内はある程度掃除であるとかということをやってもらいます。僕はごみ捨てとか、重たい荷物を持つとか、女性がちょっとやれないようなことを僕がやる。僕ら夫婦は、それで役割分担をしてうまくやっていっているわけですよ。で、理念の中の4号で、家族を構成する男女云々というところで家庭生活以外の活動云々、これも両立させるという気持ちは分かります。しかし、それは個々の家庭の問題ですよ。5号について、健康な生活が営まれるように配慮すること、これは当然のことですよ。別に男女共同参画じゃなくても当然のことですよ。町に住んでる者ならばどんな人であれ、1人で生活しようと、男女の区別など関係なく、健康な生活が営まれるように配慮されるべきことです。条例として、事業者が自分の会社の中に職場環境とは違うようなものの両立できるような環境を設ける、いや、そんなことはとてもできませんね、仮に言ったとしても何ら効力も発揮できないような条例になっちゃってる、罰則規定もありませんでしょうから。

ですから、男女共同参画社会推進するというのであれば、国の方の男女共同参画社会基本

法、この基本法を、もう皆さんも読んでらっしゃると思いますが、そこに書いててよく文言として出てくることを一言徴すると、中立を保てるように配慮すべきこととかというふうになんていう言葉が入ってるんですよ。つまり、男から見て、女性から見て、民間から見て、会社側から見て、いろんなところから見て中立に運営されるようなことを明記してるわけですよ。でも、今回の菊陽町のこの条例見ると、中立ではありませんね。ある一方方向からこの条例案がつくられてる。果たしてこれだけだろうか。

先ほどの情報の提供、これについても、口では確かに情報の提供をできないものもある、できるものもあるというようなことですが、条例として上げる場合には、括弧書きの中で何々を除くであるとか、つまり情報提供ができるものできないものは明確に規定した上で条例化するものです。僕は、基本的には条例というのは地方版法律という目で見えていってますので、法律の条文からすると極めて、これから先もう少したいて整理をしていかなければ、ほかの自治体でこの菊陽町の条例を見たときに、結構守られないもの、抜けているもの、いっぱいあるんじゃないかというような批判を受ける可能性があるものを制定するということについては反対をしないと、そういうふうになっております。

議員各位におかれても、この条例が制定していけば、全国に対してこれは公開されていきますので、菊陽町の条例がこういうものであるということを知っていいものをつくったというような形で仕上げていくためには、もう少し努力が必要ではないかと僕は思っておりますので、皆様方の賢明な御判断をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第2号 菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、議案第2号菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第2号菊陽町行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法と言っておりますけれども、の規定に基づく個人番号を独自利用し、庁内連携し、及び内部提供することに伴い、菊陽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

番号法に関しましては、平成28年1月から、国の行政機関や市町村等では、番号法に規定されている社会保障、税、災害対策の分野において個人番号を利用して事務を行うことができるようになりました。この条例につきましては、昨年の12月議会で議決をいただき、制定しております。そのときも申しましたが、今後庁内連携する事務を精査し、法別表第2の連携範囲で個人番号の利用範囲が必要十分か検討し、それ以外の事務を追加する場合は独自利用等について条例の改正が必要となることとしておりました。今回、町民の手続に関する利便性を確保するため、また法の定めのない事務について個人番号を利用するものとして当該条例の一部を改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により説明いたしたいと思っております。

まず、題名を改めております。題名を、菊陽町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例としております。

第1条中、「個人番号の利用」の次に「及び第19条第9号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

同じ1ページの第4条第1号中、「町長」を「別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長」に改めます。

同じく第4条中、第2項を第3項として、第1項の次に次の1項を加えます。第2項としまして、別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができるということで、庁内連携の規定を設けております。

第4条の次に次の1項を加えるということで、第4項としまして、第2項の規定により特定個人情報の利用ができる場合においては、書面の提出が義務づけられているときは当該書面の提出があったものとみなすということで、みなし規定を設けております。

2ページの第5条を御覧いただきたいと思っております。第5条中、「町長が別に」を「規則で」に改め、同条を第6条とします。

第4条の次に次の1条を加えるということで、第5条は特定個人情報の提供についての規定です。法19条第9号の規定により条例で定めることとなります。

ページ的には第3ページ、4ページ、5ページ、6ページ目になりますけれども、附則の次

に別表第1、別表第2、別表第3の3表を加えます。これは、独自利用、庁内連携、特定個人情報の提供についての項目を別表として定めております。

参考資料の対照表の1ページ前にお戻りいただきたいと思います。附則です。この条例は平成28年4月1日から施行するというので、個人番号の独自利用、特定個人情報の提供等に関する規定を新たに設けさせていただいております。個人番号の独自利用、情報提供等に関する具体的な事例等の御質問がありますれば、担当課長、関係課長の方から御説明させますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか分かりにくいんですけど、議案第2号で、結局、マイナンバーにつきましてはもともと情報漏えいとか、いろんな根本的問題があるというふうに先ほども発言しましたけれども、その中で、これは本人の了解を得てこれだけ庁内でいろいろ利用できるという、特定個人情報の提供が庁内のネットワークシステムを介していろいろできるというふうに拡大するものなのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 法律でうたわれるものについては条例でうたう必要はございませんけれども、法律の法別表でうたわれてない部分については町の条例に基づいて利用できる、庁内連携できる、情報の提供を受けることができるというふうな規定になっておりますので、今回、条例で新たに規定しているものでございます。

中身については、どういうものがあるかというのを具体的にお聞きになりたいということであれば、担当課の方からでも説明させますけれども。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 中身は別表で大体分かるんですけど、これは一番最初、本人の了解はというふうにとる、本人は関係ないんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 町が持ってます情報を庁内の多分野で使う、連携する、それと例えば町部局と教育委員会部局というのがございますけれども、その場合は情報の提供というふうになりますので、そういう提供も条例にうたえばできるようになるということでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第3号 菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議案第3号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第3号菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。人事院及び熊本県人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴い、本町の一般職の職員においても平成27年4月1日に遡及し、給料の額及び勤勉手当の支給率を改定すること、及び熊本県人事委員会が平成28年4月1日から給与制度の総合的見直しを実施することを勧告したことに伴い、本町においても同様の措置を講じ、並びに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部の改正により条例において等級別標準職務表を規定する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。第20条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中、「100分の35」を「100分の37.5」に改める。これ勤勉手当の引き上げに伴うものです。特別給については、民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げ、期末勤勉手当の支給月数を現行の4.1か月から4.2か月に改定するものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。2ページは、別表第1、行政職の給料表でございます。これを次のように改めます。2ページから5ページまで給料表でございますけれども、内容は、行政職給料表の初任給は民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定としております。その他、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円の引き上げを基本に改定いたしております。

6ページをお開きいただきたいと思います。6ページの第3条第2項中、「級別職務分類

表」を「等級別基準職務表」に改める。これは、地方自治法の改正によりまして等級別基準職務表というのが作成されておりますので、これに改めております。

第3条の2中、「第2条2項」を「第2条3項」に改める。

第12条及び13条第5項中、「第8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改める。これ後で出てきますけれども、勤務時間条例の一部改正により条項が変わってるところでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。16条第1項中、「第3条第2項」を「第3条3項」に改める。これも先ほど申しました勤務時間条例の一部改正による条ずれでございます。

第19条の3第2項中、「行政不服審査法第14条又は第45条」を「行政不服審査法第18条第1項本文」に改める。これは、行政不服審査法が平成26年法律第68号で改正されたものでございます。

第20条第1項中、「基準日」を「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日」に、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改めます。

第9ページをお願いします。別表第2を次のように改める。これは、第3条第2項中、級別職務分類表を等級別基準職務表に改めたため、基準となる職務を整備したものでございます。

10ページをお願いいたしたいと思います。10ページから13ページまででございますけれども、行政職給料表を次のように改めるということで、これ先ほど申しました総合的見直しによるものでございまして、28年4月1日から施行するものでございます。これは、1つ目が給料表の改正でございます。2つ目が、激変緩和措置に伴い、平成30年3月31日まで現給保障するとしております。これ2年間の現給保障の規定がございます。それ以降につきましてはまだ決まっておきませんので、2年間の現給保障ということでございます。

14ページ、最後のページをお開きいただきたいと思います。平成18年3月22日条例第7号の附則の改正でございます。附則第7条第1項中、「」には「」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加え、同条第2項中、「当該職員には」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。これは、平成18年の給与構造改革時の給与のときの現給保障を平成28年3月31日で終了するという事です。これにつきましては、対象職員がもういないということで改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表の2ページ前にお戻りいただきたいと思います。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。これは、今年度人事院勧告によります人勧分でございます。ただし、第2条、附則第3項から第7項までの規定は平成28年4月1日から施行するという事で、これは今回、給与の総合的見直しの分の適用についてでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第3号ですけれども、これは一般職の職員で平成20年4月1日からさかのぼって給与を支給するというのと、あと平成28年4月1日からは給与制度の総合的見直しによる改正後の案に基づいて給与を支給するというので、実際は28年4月、給与制度の総合的見直しを見ますと、それまでの現行よりも少しずつ下がっている給与形態になっているので、その差額分を平成30年3月31日まで、2年度分ですかね、28年4月1日から平成30年3月31日まではその差額を支給するというの提案だというふうに思いますけれども、実際は、当面は差額を支給するけれどもその後は下がっていく、給与制度の総合的見直しの改正後の案を見ると下がっていくというふうに捉えるとマイナスなのではないかと思いますが、そういう理解でいいのかどうかお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 総合的見直しにつきましては、給料表の改定ということで、給料表が下がっております、2年間は先ほど申しましたとおり現給保障ということで。

で、この総合的見直しにつきましては、熊本県だけが平成28年4月1日からということで、多くの県におきましては27年4月1日から適用されております。この勧告自体は26年度で行われておりまして、岩手県、秋田県、群馬県、京都府と熊本県を除く都道府県においては既に実施されております。熊本県におきましては、地域の事情を鑑みということで一昨年の人勧では先送りというふうになっておりましたけれども、27年度の人事院勧告において、県の人事委員会においてこのような総合的見直しをということでなったところでございまして、熊本県におきましては28年4月1日から適用するというふうになっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 公務員の給料表及び給与体系等についてはなかなか、ちょっと見てもよく分かりませんが、次のような理解でよろしいですか。今の小林議員のとダブるかもしれませんが、私なりに理解したいと思いますので。

27年度の改定については若干上がってますですね。その上がった分についての差額等の支給は27年度のものとして行うが、28年度にはそれを再度見直して下げること、そういうふうに理解していいんですかね。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） そのとおりでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 確認ですけれども、1級から6級までありますけれども、お聞きしたところに

よりますと、町では6級が最高と。例えば、菊池市、合志市あたりは、人口は若干多いですけども、7級と。例えば、水俣市とか人口の少ない町あたりは何級になってるのか、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 県内の市におきましては7級制以上を導入してるかと思っております。県内の町村においては6級制ということで給与形態がなってるかと思えます。市の職務、町村の職務といろいろございますものですから、そういう形態になってるのかというふうに理解しております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

阪本俊浩君。

○2番（阪本俊浩君） 決まってるということでございますけども、菊陽町は特別人口の多い、県内でも多い町でございますけども、例えば今6級ですけども7級を考えていくというふうな、そういう考えは持っておられませんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） なかなか難しい問題でございますけれども、現段階においてはまだそこまでの検討はいたしておりません。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第3号の菊陽町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてということで、反対をいたします。

これは、公務員の給与が下がっていくという、平成28年からですね、下がった給与体系になるということで反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。職員の仕事と育児の両立を支援するため、地方公務員法の育児休業等に関する法律に規定する育児短時間勤務制度を設けることに伴い、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容としましては、提案理由でも申しましたとおり、育児短時間勤務制度を設けることに伴う条例の一部改正でございます。育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまで、これは小学入学までということですが、子を養育するために、複数ある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度でございます。この制度は、職員の育児を支援し、育児と仕事の両立を図るため、熊本県におきましては平成20年1月から導入されております。今回、本町におきましても新たに導入を考えております。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、第1ページです。「第8条」の次に「、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、18条3項」を加える。これ育児短時間勤務関係の項目を追加しております。

第7条の見出し中、「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改めます。

最終の9ページを御覧いただきたいと思います。第12条を23条とし、第11条を第22条とし、第10条を第21条とします。

1ページ前の8ページにお戻りいただきまして、第9条第1項中、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、同条を第20条とする。

また、最初の1ページにお戻りいただきまして、新旧対照表の第1ページでございます、8条の次に次の11条を加える。

第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員についての規定でございます。

第10条は、育児休業法第10条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情についての規定で



ございます。

3 ページをお開きいただきたいと思います。第11条は、育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態についての規定でございます。

第12条は、育児短時間勤務の承認または期間の延長の請求手続についての規定でございます。

13条は、育児短時間勤務の承認の取り消し事由についての規定です。

4 ページをお開きいただきたいと思います。第14条は、育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情についての規定でございます。

第15条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知についての規定でございます。

同じく16条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新についての規定です。

同じく17条は、育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の特例に関する規定でございます。

7 ページをお開きいただきたいと思います。第18条は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与条例の特例に関する規定でございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。第19条は、部分休業をすることができない職員についての規定です。

参考資料の1 ページ前にお戻りいただきたいと思います。附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するというので、以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第5号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。地方公務員法及び学校教育法の一部が改正されたこと並びに育児短時間勤務制度を設けることに伴い、関係規定を整備し、並びに職員の仕事と育児または介護の両立支援を促進するための早出遅出勤務制度を設けることに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めることとございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

まず、1ページです。第1条中、「第24条第6項」を「第24条5項」に改める。

2ページをお開きいただきたいと思います。第2条3項中、「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とする。

また、1ページに戻っていただきたいと思います。第2条2項中、「第28条の5第1項」の次に、「又は第28条の6第2項」を加え、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加えるということで、また2ページに行っていただきたいと思います。第4項としまして、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員の勤務時間ということで、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲で任命権者が定めるということで、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用について定めております。通常、1週間の勤務時間は、普通は38時間45分となっております。

また、再度1ページに戻っていただきまして、第2条第1項の次に次の1項を加えるということで、2項としまして、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、任命権者が定めるということで、育児短時間勤務の承認という規定でございます。

それでは、2ページに行っていただきまして、第3条第1項ただし書きと第3条第2項ただし書きを次のように改めるということで、第1項ただし書きは、育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日の設け方、第2項ただし書きは、1週間ごとの期間についての1日につき1時間45分を超えない範囲での勤務時間を割り振るというものでございます。

第3ページの第4条2項を御覧いただきたいと思います。3ページ、第4条第2項中、

「（再任用短時間勤務職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない」を「の週休日（育児短時間勤務職員にあっては8日以上で当該週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間にあっては8以上の週休日）を設けなければならない」に改め、同項ただし書き中、「必要」の次に「（育児短時間勤務職員にあっては当該育児短時間勤務の内容）」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、「割合で週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加えるということで、先ほど申しましたとおり、育児短時間勤務制度を設けた関係での規定の追加でございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。第1条第1項と第8条第2項に次のただし書きを加えるということで、育児短時間勤務職員等についても、公務の運営に著しい支障を生ずると認める場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の勤務とすることを命ずることができるということで、やむを得ない場合は通常の勤務をやっていただくというふうなただし書きになっております。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。8条の3を8条の4とし、8条の2の次に次の1条を加えるということで、8条の3は育児または介護を行う職員の早出遅出勤務に関する規定でございます。先ほど申しましたとおり、早出遅出勤務に関する規定を設けております。

第10条第1項中、「8条の3第1項」を「第8条の4第1項」に改める。

6ページをお開きいただきたいと思います。第12条第1項第1号中、「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改め、同項3号中、「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改めるということで、法律名が変わっておりますので改めております。

最後、7ページをお開きいただきたいと思います。第13条第2号中、「（結核性疾患にかかり長期の休養を要すると認められる場合にあっては、1年以内の期間）」を削るとしております。これは、結核性疾患ということで必要性がないというふうな認識に立っておりますので、これを削っております。

それでは、新旧対照表の前のページにお戻りいただきたいと思います。附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第6号 菊陽町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第7、議案第6号菊陽町職員の降給に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議案第6号菊陽町職員の降給に関する条例の制定について説明いたします。

まず、提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の降給に関する条例を制定する必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容としましては、地方公務員法第15条の2において、降任を、職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することということに定義したことに伴い、従来、解釈上、降任に該当すると解されてきた降任を伴わない降格、これは職員の意に反して当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更すること、例えば5級の課長補佐から4級の課長補佐に変更することについては降給に該当するということが、今度地方公務員法の改正になりましたものですから、また降号、職員の意に反して当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することについては従来どおりの降給に該当することとなっております。今回、菊陽町職員の降給に関する条例につきましては、菊池郡内多くの自治体で同一条文で条例化を目指しております。

それでは、条例本文を御覧いただきたいと思います。

第1条は、この条例の趣旨を定めております。

第2条は降給の種類を定め、第3条では降格の事由、第4条では降号の事由を定めております。

最終の第7条、雑則で、この条文の実施に関し必要な事項は町長が別に定めるというふうにしております。

最後に、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第6号の菊陽町職員の降給に関する条例の制定についてなんですが、これはそもそも人事評価制度というか、能力評価と業務評価を中心とする人事評価制度の導入を各自治体に義務づける地方公務員法の改定案について関係があるのではないかというふうに思いますが、私自身は地方公務員の仕事に人事評価といいますか、そういう制度はなじまないのではないかというふうに思っていますけれども、その点については町としてはどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員がおっしゃるとおり、地方公務員法の改正に基づいた措置でございます。本町におきましても、人事評価制度の導入ということで、27年度試行、試行というのは仮にやるとということで、28年度から本格施行ということで考えております。人事評価制度につきましては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るということで、今回この条例もそれに基づいた導入ということで、同じような地方公務員法の改正に基づいたものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 人事評価の件ですね、これは平成27年度に試しに行うということですかね。まず、その点。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 28年度本格導入を考えておりますので、27年度で今試行しております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今、小林議員から、公務員には人事評価制度はなじまないという御意見がありました。私も同様の意見を持っておりますけれども、その評価の基準ですね、評価の基準があるのかどうか。ここではあっても示す時間はないと思いますけど、評価の基準があるのかどうかですね。どういうふうな判定をされるのか、誰が判定するか、その辺についてお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 人事評価につきましては、まず職員本人が行う、それに1次評価、2次評価ということがございますけれども、1次評価する場合も面接というのがあります。自分が評価したことに対して上司はどう思ってるかというのを自分がまた確認でき

るようなシステムになっております。お互い同意の上の評価というふうなところで人事評価を進めてまいりたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今のは要するに、まず自己評価を行うと、職員がですね。自己評価の何か文字化されて出てくると思うんですけども、それについて上司が質問したり何かして評価を行うと、こういうふうに理解していいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 能力の実績とか、そういうのを含めたところで、そういうふうなところで評価していくというふうになるかと思っております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第7号 菊陽町職員の退職管理に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第8、議案第7号菊陽町職員の退職管理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第7号菊陽町職員の退職管理に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関する条例の制定をする必要があるため、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この条例については、地方公務員法の退職管理に関する規定第3章6節の2並びに第60条から63条、65までにおいて、条例、人事委員会規則、地方公共団体の規則または公平委員会の規則で定めるとされている事項について、各団体で必要と判断されるものを速やかに定めることとしております。

それでは、条例の本文を御覧いただきたいと思います。

第1条は、この条例の趣旨を定めております。

第2条の再就職者による依頼等の規制で、辞職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求し、または依頼してはならないとしております。

第3条では、任命権者への届け出を定めております。

最後に、附則で、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第8号 菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第9、議案第8号菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第8号菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、職員の人事評価の状況、職員の退職管理の状況等を公表する必要があり、条例の一部を改正するものです。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

それでは、第3条中、第8号を11号とし、7号を10号とし、同条6号中、「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条9号とし、同条中、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加

える。8号としまして、職員の退職管理の状況。これにつきましては、総務省が統一様式を提示する予定としておりますので、今後公表する場合は、その様式にのっとなってやりたいと思っております。

第3条中、第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。5号、職員の休業に関する状況。

第3条中、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。2号としまして、職員の人事評価の状況。これにつきましても、様式的には総務省の方で統一様式を提示しますので、それにのっとなって公表したいというふうに考えております。

第6条中、「別途」を「別に」定めると。

参考資料の新旧対照表1ページ前にお戻りいただきまして、附則です。この条例は平成28年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第8号ですけれども、例えば先ほどの新旧対照表を見ますと、職員の人事評価の状況等も総務省に報告するということになるのではないかと思います。これは年に1回なんですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 総務省に報告するというよりも、町の公表ということで、町のホームページと広報で公表しております。当然、報告義務はあるかと思っておりますけれども、町のホームページでは毎年12月、広報では1月の広報で公表しております。今回、2号の職員の人事評価の状況、5号の職員の休業に関する状況、8号の職員の退職管理の状況が加わるということになります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、職員の人事評価の状況等、ホームページで公開されるということですが、それはどういうふうに公開していくんですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、総務省の方で統一様式を作成するというふうになっておりますので、それにのっとなって、まだその様式が公表されておられませんので、具体的にどのようなものになるかはまだ承知してないところでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 公表されていないということなんですけど、こういう条例の制定のとき



は、それと一緒に言っていたかかないと判断できないと思うんですよね。条例としては状況をホームページで公表するということですが、その中身についてはどういうふうにするのかは全然分からないというのであれば、職員にとってプラスなのかマイナスなのか、どういうふうなところまで公表されるのかが判断しづらいので、ちょっと困るなというふうに思いますが、そういう懸念はないのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 公表のページ数がそんなに何ページもございません。様式的には、個別の人事評価とか、そういう公表ではないというふうな理解をいたしております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 今の職員の人事評価の公表という部分で1つだけ危惧するのが、個人の評価の部分が出た場合のマイナスとか、そういうのが非常に心配であるんですけど、そういう心配はないということですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほど申しましたとおり、個人情報的な公表には私どもはならないというふうに理解しております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほど申すべきだったかもしれませんが、人事評価というのは大変難しいと思います。例えば、学校の場合には通知表というのがあって、その基本になるのは期末試験とかテストがあって数値化されて出てきますから、ある程度の客観性というのは持ち得ると思いますけれども、勤務の状態とか、そういったものをいかに客観的に判断するのかというのは大変難しい作業だというふうに私は思います。

議員の場合も、今議論してますのは、その議員の目標に対してどれだけそれを実現したかどうかという、その辺の議論もしてはいますが、これも大変難しいというふうに思います。どのように基準を設けるのか、それによって変わりますし、何か客観的なものがないと、判定する人によっては非常に恣意的なものになる可能性も含んでるというふうに思います。そういった意味で、人事評価については極めて慎重にやるべきだと。特に、人の仕事の量が数値化できないときには、これ客観的なものになり得ないんじゃないかというふうに思います。

そういった意味で、人事評価を含む条例の変更ですので、その危惧がどうしても拭えませんが、

ので、現時点では反対ということで討論させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第8号の菊陽町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、今、甲斐議員の方から反対討論がありましたけれども、私も、人事評価の状況というのが加わる中で、非常にそこは大切に議論していかなければ、国からのあれというのがありますけれども、あるのではないかとというふうに思っています。

総務省のどういうふうに公表されるかもまだ分かりませんし、例えば降格が何名ぐらいいたとか、そういうふうになってくるのかなという懸念もありますので、そういう意味では人事評価そのものが公務員の仕事、いろんな住民サービスとかそういう、効率化だけではかれないし、なかなか勤務評価というのも問題点をはらんでるのではないかとという危惧をしますので、先ほど質疑もしましたけれども、そういう意味で反対をするものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第9号 菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第10、議案第9号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第9号菊陽町職員の定数条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由でございます。本町における近年の急激な人口増加により、部課等または職員への事務負担が増加しており、複雑化及び多様化する行政ニーズに応えるため職員定数の見直しを行うことに伴い、菊陽町職員の定数条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

第1条中、「事務部局」の次に「及び公営企業」を加える。バス、下水道、病院、上水道関係の公営企業の職員がおりますので、本来、規定上、条例上ありませんでしたもので加えるも

のでございます。

第2条第1号中、「180人」を「186人」に改め、同項の次に次の1号を加える。7号、公営企業の職員9人。

最初のページにお戻りいただきまして、附則でございます。この条例は平成28年4月1日から施行するというので、定数条例につきましては平成3年から見直しを行っておりません。平成3年の221人から、現在までその定数で行ってきております。今回、221から236ということで、15人の定数を増員するというにしています。これあくまでも定数の条例でございますので、職員をそのまま15名増やすということではございませんので、定数上、将来の10年先、20年先に備えまして定数を増やすということで考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 菊陽町の人口増その他仕事が増えてることから考えると、基本的には納得できるような感じがしますがけれども、221名の定員に対して現在何名になっているのか、できれば公営企業の職員と町長部局の方を分けて知らせていただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 27年4月1日現在で、定数の221に対して221となっております。公営企業の職員は、まだそのときは町部局ということでありましたけれども、現在、221名中、公営企業の職員が8名となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） これは、221は総数ですよ。そうしますと、公営企業関係が8名ですから、実際は町長部局の方が213名ということになりますかね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 町部局といいますか、教育委員会部局とかもありますものですから、トータル的には議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 最近、退職者がかなりたくさん出ておったような感触を持っておりますけれども、現在、結局足りてないんですね。仕事に対して定員の、要するに職員の数ですね、これ足りていないというふうに理解していいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 今まで、行政運営では最少の経費で最大の効果を上げ

るようというところで221人で頑張っておったところでございますけれども、皆様方御存じのとおり急激な人口増加、それと国、県からの権限移譲等たくさんおりてきております。それと、今後新たな事業が、福祉分野とか農業分野、TPP対策とかいろいろございますものから、その辺でどうしても必要だということでこういう条例を出させていただいたところでございます。

(17番甲斐榮治君「最後です」の声あり)

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） なぜさっきの質問をしたかといいますと、行革の規定がございましたですね、いろいろ決まりがですね。それと整合性はとれるのかどうかお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 議員おっしゃられるとおり、本町においても平成17年策定の第3次行財政改革大綱に基づいて事務事業の徹底的な見直し、外部委託等の推進と職員の能力のスキルアップ、そういうのを図りながら行ってきておったところなんです。17年から、一時期はそれに沿って二、三人の職員減をできておりましたけれども、先ほど申しましたとおり事務事業の増大、人口増加に伴うもの、いろいろございまして、221人の定数ではちょっと厳しいかなというところで、行革大綱をやりながらも進めておるんですけれども、それでも厳しいかなという状況で今回の条例制定ということをお願いしたところでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） すいません、基本的なことで、議案第9号の定数を180人を186人に改めるのと公営企業の9人というのがあるんですけれども、そしたら195になりますよね、合わせると。違うか。

それと、私は、職員は非常に今まで人口が増えているのに行革の中で足りなくて、もっと増やさないといろんなできないんじゃないかというふうに思っている立場なんですけど、ただ菊陽町の今本会議でいろんな議論をするときに、この条例の制定の提案だけでは、現状とこの間の例えば職員の推移とか、変わってないということでしたけれども、それとか国が今後いろんなまた方式でもっと民間委託をとく、いろいろ言ってますよね。そういう議論がこの中では十分できないなど。これだけ定数の大事なところをこの資料だけでは、本当にその辺は、今回はやむを得ないんですけど、やっぱり改善して欲しいなど。この資料も、新旧対照表の、それは私たち議員の努力も、議案は示されているわけですので、これまでの議会外できちんと聞くとか、努力ももちろんこちらも足りなかったと思うんですけど、トータルの職員の非正規率も県内でトップだったり、そういうのもトータルで議論していかないといけないんじゃないかなというのを思ってるんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） まず、最初の御質問なんですけども、186名と9名で

195ということで、236には足りないということですが、申し訳ございません、条文には入っていないんですけども、教育委員会部局とか監査委員、議会と農業委員会、そういう職員がおりますので、合わせると236名の定数というふうになります。

それと、先ほどおっしゃられたとおり、事前に配慮が足らなかったなというふうなところも思っております。あわせまして、非正規化というのがございますので、その辺も職員増によりまして緩和していきたいなというふうなところでも考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ただいま小林議員から御提案ありましたとおり、議会運営委員会で協議をいたしまして、資料についてはまたさらに提出を求めるようにいたしたいと思っております。ありがとうございます。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 議案第10号 菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第11、議案第10号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） 議案第10号菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町税条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

1枚めくっていただきますと、改正条文があります。改正の内容は、地方税の納税緩和制度であります猶予制度が見直されたことにより、徴収の猶予と換価の猶予に係る申請手続等を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

また、猶予制度そのものは新たに創設されたものではなくて、これまで地方税法の規定に基づき運用していたものを、地方分権を推進する観点などから一部見直しが行われていますが、

基本的には引き継ぐ形で各地方自治体の条例に基づいて運用することとなりました。このため、5枚めくっていただきますと新旧対照表があります。全部で新旧対照表は6ページありまして、御覧いただきますとお分かりいただけると思いますけれども、右側の改正後に条文が新たに加えられた形となっています。

新旧対照表の1ページの第8条は、第1項で、徴収の猶予をする場合における当該徴収の猶予に係る町の徴収金の納付または納入の方法について、猶予する金額を猶予する期間内において分割して納付し、または納入させることができるものとするものです。改正条文の中には、今後もこの第8条に限らず納付と納入が対で出てきます。これは、両方とも税金を納めることには違いありませんけれども、地方税法等では、納付とは本来の納税義務者が納める場合に、それと納入は特別徴収義務者が納める場合にと使い分けられておりますので、必ず2つ出てまいります。

第2項は、徴収の猶予期間の延長をする場合の方法について、第3項は、徴収の猶予期間の延長を受けた者が納付期限までに納付できない場合の変更について、第4項と2ページの第5項は、第2項と第3項によりそれぞれ延長したり変更したりした場合の通知についての規定です。

第9条は、徴収猶予の申請手続等について定めるもので、第1項で、地方税法第15条の2第1項、これは納税者が災害とか病気、事業の廃止等の理由により徴収の猶予を申請する場合の申請事項であります。これは、1号から3ページの6号まであります。

第2項で、その申請を行う場合に添付する書類について定めるものです。これは4号までありまして、第4号にありますように、猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ猶予期間が三月を超える場合には、地方税法施行令の規定による担保の添付等が必要になります。

第3項は、地方税法第15条の2第2項、これは課税遅延により徴収の猶予を申請する場合の申請事項を、また第4項は、その申請を行う場合に添付する書類について定めるものです。

4ページの第5項は、徴収の猶予期間の延長を申請する場合の申請事項について定めるものです。1号から4号まであります。

第6項は、災害等により徴収の猶予をする場合で、添付する書類が免除される場合であっても添付が義務づけられる書類について定めるものです。

第7項は、徴収の猶予または猶予期間の延長に係る申請または添付書類に不備などがあった場合の訂正期間について、20日と定めるものです。

第11条は、職権による換価の猶予の手続等について定めるものです。ここで換価とは、確認の意味で申し上げますけれども、差し押さえた財産などを金銭にかえるということです。

第1項は、換価を猶予する場合の方法について、猶予する金額を猶予する期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の町長が指定する月）に分割して納付し、または納入させるものとするものです。

第2項は、5ページに続きますが、第8条第2項から第4項までの徴収の猶予の規定を準用

することを定めるものです。

第3項は、職権による換価の猶予をする場合と延長する場合、必要に応じて提供を求めることができる書類について定めるものです。

第12条は、申請による換価の猶予の申請手続等について定めるものです。

第1項は、町の徴収金の納期限から換価の猶予を申請する期限を六月と定めるものです。

第2項と第3項は、第11条の職権による換価の猶予と同じ内容であります。

第4項は、6ページに続きますが、申請による換価の猶予を申請する場合の申請事項を、第5項は、猶予期間の延長を含めて、それに添付する書類について定めるものです。

第6項は、申請による換価の猶予期間の延長を申請する場合の申請事項について定めるものです。

第7項は、申請による換価の猶予または猶予期間の延長に係る申請または添付書類に不備などがあつた場合の訂正期限について、20日と定めるものです。

第13条は、担保の徴収を不要とする基準について、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が三月以内である場合または担保を徴することができない特別な事情がある場合とするものです。

次は、附則について御説明いたします。

議案書の最初に戻っていただきまして初めから3枚めくっていただきますと、4枚目の下の方にあります附則の第1条の施行期日は、平成28年4月1日とするものです。

第2条は、経過措置でございます。

第1項で、今回の改正によりまして、改正後の菊陽町条例（以下「新条例」）の第8条、第9条及び第13条の規定は、次のページに続きますが、徴収の猶予に関する申請が平成28年4月1日の前か後で、地方税法第15条第1項または第2項の適用が変わることを定めるものです。

第2項は、新条例第11条及び第13条の規定は、職権による換価の猶予について、第1項と同じように、平成28年4月1日より前か後かで適用が変わることを定めるものです。

また、第3項は、新条例第12条及び第13条の規定は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する徴収金について適用するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午後は1時から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時5分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第11号 菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第12、議案第11号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

子育て支援課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 議案第11号菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の一部改正に伴い、菊陽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

では、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の1ページのところの第29条と2ページの第31条のところにあります小規模保育事業所というのは、利用定員が6人以上19人以下の保育所であります。第29条でA型の小規模保育所でございますが、これは全員が保育士の方、第31条のB型の小規模保育事業所は半数以上が保育士であります。

次に、2ページのところの第44条及び3ページの第47条の事業所内保育事業所につきましては、事業所の中に事業所の子どもを保育するために設置し、かつ所在市町村の地域住民も利用できる保育所のことです。このうち、第44条にあります保育所型というのは利用定員が20人以上、第47条、小規模型は利用定員が19人以下の保育所のことです。

なお、本町では、小規模保育事業所A型が3か所、保育所型事業所内保育事業所が2か所、本年4月1日に開所の予定であります。

では、条例の改正内容を申し上げます。

小規模保育事業所及び事業所内保育所における保育士の人数の算定について、保健師または看護師に加えまして、准看護師についても1人に限り保育士とみなすことができることとなりました。そこで、1ページの29条第3項、2ページの第31条第3項、3ページの第44条第3項、4ページの47条第3項中のそれぞれ「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改めるものであります。

そして次に、附則の条文の追加であります。全国的に保育士の確保が困難な状況が続き、待機児童が発生している状況に弾力的に対応するため、認可基準としての最低基準を満たしつつ、かつ一定の要件のもと、保育士の資格を有しない一定の者の活用を可能とするものであります。

まず、附則第6条は、当分の間、1人は保育士資格を有しない一定の者も配置可能とするものであります。

次に、附則第7条は、保育士と職務内容が類似しております幼稚園教諭あるいは小学校教諭、養護教諭を一定の範囲内で保育士にかえて活用することができるというふうにするものであります。

附則第8条は、保育所の開所時間は11時間として、そしてその一方で労働時間を8時間としていることによりまして、認可の際に最低基準上必要となる保育士を上回って必要となる保育士については、保育士資格を有しない一定の者の活用を可能とするものであります。

附則第9条は、職員配置の弾力化により保健師、看護師、准看護師または幼稚園教諭等を配置する場合においても、保育士は保育にかかわる職員総数の3分の2以上を置かなければならないとするものであります。

条例改正の本文に戻ってください。附則におきまして、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で条例の説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第11号で、今説明を受けたんですけれども、保育士が非常に今人手不足というか、なかなか免許があっても働かないという実情がある中での、今回、看護師や准看護師なども1人に限って保育士とみなすということなんですけれども、基本的には保育士の資格を持った人が配置されて保育の質を上げていくということが一番大事ではないかと思いますが、実際、町内にできるA型や事業所内、A型が3か所、事業所内が2か所ということなんですけれども、今の見込みはどういうふうになっているのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 本年4月に開所します、まず小規模保育所A型につきましては、現在は保育士の確保はできているというところで聞いておりますし、あと事業所内保育所の分が病院関係で2か所できますけども、これについても問題はないと。その小規模保育所と事業所内保育所の方で、今言われた保健師、看護師または准看護師というところの、その方が何人いらっしゃるかということまではまだ承知しておりませんが、保育士の方は十分確保できているということで報告は聞いております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議案第12号 菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第13、議案第12号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第12号菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

提案理由は、介護保険法及び関係政省令の一部改正により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、その基準に従い、または参酌して菊陽町指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正の趣旨であります。利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や運営の透明性の確保、また市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点で整合性のあるサービス基盤の整備を行う必要があることから地域密着型通所介護に移行することとされたものであり、あわせて利用定員9人以下の療養通所介護も地域密着型サービスへ移行されることとされました。これに伴

い、従来県が行っていた通所介護事業所の指定、監督等の事務の一部が市町村に移譲されることとなります。

改正条文の主な内容について、参考資料により説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。最初の目次で左側、現行の2ページ目にあります第4章の認知症対応型通所介護を第5章とし、1ページの右側、改正後の第3章の次に第4章として地域密着型通所介護を加えております。

次に、8ページをお開きください。第4章は、地域密着型通所介護につきまして、8ページから32ページにかけて規定しております。この事業の基本方針は、第60条で、要介護状態となっても可能な限り居宅において自立した生活ができるよう日常生活上の世話及び機能訓練を行い、孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに家族の負担軽減を図ることとしております。

第2節では、国の基準に従い、従業員数及び管理者に関する基準を定めております。

11ページの第3節では設備、備品等に関する基準を、13ページにあります第4節では運営に関する基準を定めておりますが、20ページの第77条、記録の整備の第2項におきましては、町独自の基準として、事業に関する記録の保存年限を5年間としております。

次に、21ページを御覧ください。第5節では、国の基準に従い、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めております。これは、第79条に規定しますように、指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者またはがん末期の方で常時看護師による観察が必要な者を対象者とし、介護、生活上の世話及び機能訓練を行うものであります。

30ページの第95条、記録の整備の第2項におきましては、町独自の基準として、事業に関する記録の保存年限を5年間としております。

なお、現時点では、町内の通所介護事業所17事業所のうち9施設が地域密着型通所介護として見込まれております。療養型につきましては、該当はない状況であります。

最後に、改正条例に戻っていただき、参考資料の前のページになりますが、附則の第1条で、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第12号の地域密着型サービスに関する質問ですが、これは今までの通所介護、デイサービスの介護報酬を削減する目的があるのではないかと懸念するんですが、実際、今までの通所介護のデイサービスの介護報酬と地域密着型のサービスの場合はどの程度違うのかということと、あと対象者ですね、要支援から要介護までありますけれども、一緒なのか、それともある程度介護度によって何か変化があるのか、その2点に

ついてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 最初のお尋ねでございましたのは、介護報酬につきましては現段階の報酬と変わりはありません。

それから、2点目の要介護度ですね。利用者の介護度等につきましても変わりはありません。小規模の通所事業所について、市町村の関与で地域密着型サービスとしてやっていくということになりますので、その点が県の方から町に移譲されたということになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 17事業所が9事業所、地域密着型になるという説明でしたけれども、町のかかわりは今までとどのように変わるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） 17事業所のうち9つの事業所が移行される見込みとなっております。今後の町のかかわりとしましては、利用者や利用者の家族、あるいは地域の民生委員さん、また市町村職員がかかわっていきます運営推進会議というものが開催されますので、そちらの方が、今現段階の地域密着型施設につきましても2か月に1度は町の方からも出かけていておりますが、今回の通所型につきましては6か月に1回そういった運営推進会議が開かれますので、そちらの方に町の方からも出ていっているような運営状況等の確認をすることとなっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、指定をするのは、これはもう町の責任で指定をしていくということになるのでしょうか。介護の場合は、利用料をよく取り過ぎてたとか、いろいろありますよね。そういうのも全部町が責任を負っているような管理監督をしていくのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） はい、議員おっしゃられるとおり、指定と及び監督権限が移譲されますので、そのようになります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第13号 菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第14、議案第13号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第13号菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案理由は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、菊陽町指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

改正条文の主な内容について、参考資料により説明いたします。

参考資料の5ページを御覧ください。第39条の地域との連携等でございますが、国の基準に従い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対して、地域との連携や運営の透明性を確保するため、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者や市町村の職員等が出席する運営推進会議の設置を義務づけるとともに、当該会議の記録の作成と公表について定めるものであります。

なお、第39条の運営推進会議につきましては、13ページを御覧いただき、第65条におきまして指定介護予防小規模多機能型居宅介護に準用しております。また、16ページを御覧いただきまして、第86条で指定介護予防認知症対応型共同生活介護に準用しております。地域との連携を今後努めることとしております。

最後に、改正条文に戻っていただき、参考資料の前のページになりますが、附則の第1条で、この条例は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 議案第14号 菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第15、議案第14号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第14号菊陽町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございますが、排水設備工事の責任技術者の登録及び業務の実施などについて町と協定を締結しております公益財団法人熊本市下水道技術センターが、公益財団法人熊本市水道サービス公社と合併し、その名称を公益財団法人熊本市上下水道サービス公社に改められることに伴い、条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正条文につきましては、第7条の2第3項第4号中、「公益財団法人熊本市下水道技術センター」を「公益財団法人熊本市上下水道サービス公社」に改めることとしております。

また、名称変更の期日に合わせまして、附則において、平成28年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第15号 平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第16、議案第15号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 議案第15号平成27年度菊陽町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成27年度の年度末を迎え、国県支出金などの収入額が決定しているものなどの歳入の補正や事業の進捗状況等により見直しを行った歳出の補正、また国の補正予算を受けた事業などを実施するための補正であります。

それでは、補正内容の説明に入りますが、主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、担当課長等がお答えしますので、よろしく願いいたします。

まず、表紙をめくっていただき、1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から2億2,890万9,000円を減額し、総額を144億399万円と定めるものであります。

次に、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を第2表から第4表でそれぞれ計上してるところであります。

次の2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は11ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

8ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正です。1の追加は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業と住宅及び建築物耐震診断・改修事業の2件について繰越額の限度額を定めるものであります。また、2の変更で、第二土地区画整理事業について繰越額の限度額を変更するものであります。

下の9ページを御覧ください。第3表の債務負担行為の補正で、農業制度資金利子補給事業については実績がないことから、限度額を0に変更するものであります。

次の10ページをお開きください。第4表の地方債の補正です。1の追加は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業の1件で、限度額を810万円とするものです。また、2の変更で4件の事業について限度額を変更するものであります。地方債の補正額は、9,950万円を減額し、総額を14億4,150万円とするものであります。

11ページ以降は、補正予算に関する説明書になります。

12ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括の歳入と下のページが歳出になります。款ごとに補正額や財源内訳を記載しております。補正額は、歳入歳出そ

れぞれ2億2,890万9,000円の減額となり、補正後の総額は144億399万円となります。

14ページをお開きください。歳入について、補正額の大きなものを中心に御説明申し上げます。

款の1町税、項の1町民税、目の2法人は3,285万4,000円の増額、次に項の2固定資産税は3,980万1,000円増額するもので、内訳は説明欄に記載のとおりであります。

下の15ページを御覧ください。款の12地方交付税は、国の補正予算により普通交付税の調整額が追加交付されましたので、683万4,000円増額しております。

款の14分担金及び負担金、項の2負担金、目の2民生費負担金で、保育所入所者負担金を3,087万4,000円減額しております。

17ページをお開きください。款の16国庫支出金、項の1国庫負担金と項の2国庫補助金は、18ページにかけて説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

このうち、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金で、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金を815万円計上しています。

また、目の2民生費国庫補助金で、次の18ページをお開きいただき、節区分の3児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援新制度の開始により補助金の名称が変更となり、県補助金とあわせて増減しております。

19ページを御覧ください。款の17県支出金、項の1県負担金から21ページの項の3県委託金は、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業に係る増減であります。

このうち、項の2県補助金、目の2民生費県補助金で、20ページをお開きいただき、節区分の3児童福祉費補助金の中の安心子ども基金特別対策事業補助金は、私立保育所もみじ園の分で、県の安心子ども基金特別対策事業が廃止になったことから1億5,422万6,000円の減額としています。なお、この減額分につきましては、国庫補助金の保育所等整備交付金として進捗状況により交付されます。

目の4農林水産業費県補助金、節区分3の農業振興費補助金の中で説明欄の一番下の担い手確保・経営強化支援事業費補助金1億2,297万9,000円は、国の補正予算のTPP対策関連事業によるものです。

22ページをお開きください。款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入では、菊陽第二土地区画整理地区の保留地処分金を1,456万1,000円増額しています。

款の20繰入金、項の2基金繰入金は、財政調整基金を2,000万円、土地区画整理基金を9,000万円、下の23ページを御覧ください。学校建設基金を5,000万円、それぞれ減額しております。

24ページをお開きください。次は、款の23町債ですが、先ほど地方債の補正で説明しましたので、ここでは省略させていただきますが、説明欄に記載のとおり、それぞれの事業で増減しております。

以上で歳入を終わります。

26ページをお開きください。ここからは歳出になります。増額する主なものを中心に御説明いたします。

歳出のそれぞれの目で、給料、職員手当等について増額しています。これは、議案第3号の給与改定分の増額であります。それぞれの目における給与費の説明は省略させていただきますが、53ページ以降に補正予算についての給与費明細書をつけていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

それでは、27ページを御覧ください。款の2総務費、項の1総務管理費、目の11電子計算費、節区分の13委託料で、次の28ページをお開きいただき、地方公共団体情報セキュリティ強化業務委託料を3,456万円計上しております。これは、マイナンバー制度が始まり、外部からのウイルス攻撃などから個人情報を守るためセキュリティーを強化するものであり、国の補正予算によるものです。

32ページをお開きください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費は、節区分の28繰出金で、下の33ページで国民健康保険特別会計への法定分の繰出金として5,798万9,000円増額しております。

35ページをお開きください。項の2児童福祉費、目の4保育園費は、次の36ページをお開きいただき、節区分の19負担金、補助及び交付金で1億4,704万2,000円減額しております。説明欄の保育所等整備補助金と安心こども基金特別対策事業補助金は、私立保育所もみじ園の施設整備に対する補助金であります。県の安心こども基金特別対策事業が廃止になり、国の保育所等整備交付金に変更となったことにより各年度の進捗状況による交付となったため、保育所等整備費補助金を785万円計上し、安心こども基金特別対策事業補助金を1億5,700万6,000円減額しております。次の特別保育事業補助金は、一時預かり事業や延長保育実施事業の利用者増により776万円増額しております。

節区分の20扶助費で地域型保育給付費は、小規模保育事業所の運営開始が平成28年4月からとなるため、6,269万2,000円減額しています。施設型給付費は、私立保育所運営事業に対するもので、入所人員の増などにより2,121万3,000円増額しております。

37ページを御覧ください。款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の1保健衛生総務費は、節区分の20扶助費で子ども医療費助成を200万円増額しております。

39ページをお開きください。款の6農林水産業費、項の1農業費、目の3農業振興費で、節区分の19負担金、補助及び交付金のうち担い手確保・経営強化支援事業補助金の1億2,297万9,000円は、国の補正予算のTPP対策関連事業で25経営体に対する補助事業であり、全額県補助になります。

40ページをお開きください。目の8土地改良費で、節区分の19負担金、補助及び交付金のうち新農業水利システム保全対策事業負担金は、県営津久礼井手に対するもので516万8,000円を増額しています。これは、国の補正予算によるものでございます。

42ページをお開きください。款の7商工費、項の1商工費、目の2企業誘致費で節区分の

19負担金、補助及び交付金は、施設整備費や用地取得に対する工場等立地促進補助金で4,878万5,000円増額しております。

下の43ページを御覧ください。款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の1道路橋梁総務費は、セミコンテクノパーク南側の県道大津植木線の渋滞緩和に対する県道改良工事負担金を248万6,000円増額しております。

目の2道路橋梁維持費で節区分の19負担金、補助及び交付金は、橋梁点検事業によるJR作業負担金で143万8,000円増額しております。

48ページをお開きください。款の10教育費、項の3中学校費、目の1学校管理費で、節区分19の負担金、補助及び交付金に菊陽中学校合唱部の全国大会出場補助金を199万円計上しています。

52ページをお開きください。款の14予備費は、調整のため、481万6,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第15号の一般会計補正予算ですが、ページ39ページの目の3の農業振興費の中で担い手確保・経営強化支援事業1億2,297万9,000円補助金が出ていますが、25経営体の補助ということでしたけれども、その内容についてお尋ねをします。

それから、ページ42ページ、商工費の中の目の企業誘致費の中で、説明があったんですけど、聞きそびれたので、19の負担金、補助及び交付金の工場等立地促進補助金4,878万5,000円の内容について、2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） まず、担い手確保・経営強化支援事業の内容ということで、説明いたします。

これは農業者の方々が農業用機械、それから農業用施設について投資を行って収益を上げると、10%以上の収益を上げるという目標を持った方について申請ができる事業であります。内容につきましては、100%のうち、最高使いまして50%の融資を受けて、残りの50%について補助金が出るというシステムでございます。もともとこの事業につきましては、70%の融資に対して10分の3の補助金が出るということで100%になるという事業ですが、TPP対策のためにかさ上げができたというところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） 商工費の方を御説明いたします。

これ誘致企業等に関する用地取得費に対する補助金ということで計上しておりまして、中身につきましては、昨日落成式を終えました熊本玄米研究所、原水地域に立地された用地取得費、これが2,908万円、それから原水工業団地内へ誘致しておりますキャタピラー九州、こちらの方の用地補助の方が1,884万7,000円というふうな状況で補助をするものでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第16号 平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第17、議案第16号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） こんにちは。

それでは、議案第16号平成27年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に3,912万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億308万4,000円とするものであります。

少し飛びまして、8ページ、9ページをお開きください。今回の補正の主なものは、歳入では、国民健康保険税、国庫支出金、療養給付費等交付金及び共同事業交付金を減額し、県支出金及び繰入金を増額し、歳出では、後期高齢者支援金等及び介護納付金を減額し、保険給付費及び共同事業拠出金を増額しております。

それでは、10ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

款の1国民健康保険税では、目の2退職被保険者等国民健康保険税を1,424万7,000円減額しております。

次に、款の5国庫支出金、項の1国庫負担金では、目の1療養給付費等負担金を1,916万

7,000円減額しております。

下のページで、款の6療養給付費等交付金では、退職医療費給付費等交付金現年度分を4,615万2,000円減額しております。

次に、款の7前期高齢者交付金では、前期高齢者交付金現年分を1,105万5,000円増額しております。

12ページをお開きください。款の8県支出金、項の2県補助金では目の2県財政調整交付金を1億円増額しておりますが、これは保険財政共同事業拠出金に係る特別調整交付金の増額です。

次に、款の10共同事業交付金では、目の1高額医療費共同事業交付金を1,804万8,000円、目の2保険財政共同安定化事業交付金を6,437万9,000円減額しております。

下のページで、款の13繰入金、項の1他会計繰入金では目の1一般会計繰入金を5,798万9,000円増額しておりますが、法定内分で、内訳は説明欄のとおりです。

下の欄で、款の15諸収入、目の9雑入では、熊本県国保連合会積立金返還金2,371万円を計上しております。これは、熊本県国保連合会において、審査支払手数料の収入を財源とする事業の余剰金を市町村の審査件数の実績に応じて返還されたものです。

14ページをお開きください。歳出の主なものについて説明いたします。

款の2保険給付費、項の1療養諸費では、目の1一般被保険者療養給付費を6,920万円増額し、目の2退職被保険者等療養給付費を3,550万円減額しております。

下のページの項の2高額療養費では、目の1一般被保険者高額療養費を1,920万円増額するなどしております。

次に、款の3後期高齢者支援金等では、目の1後期高齢者支援金を3,700万9,000円減額しております。

16ページをお開きください。款の6介護納付金では、介護納付金を2,975万7,000円減額しております。

次に、款の7共同事業拠出金では、目の2保険財政共同安定化事業拠出金を6,102万8,000円増額しております。

下のページを御覧いただき、最後に、款の12予備費を564万2,000円減額し、財源の調整を行っております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第16号のページ14ページの歳出の中で、款の2の保険給付費の中で、一つは一般被保険者療養給付費が6,920万円と、退職被保険者の方はマイナスの3,550万円

というふうになっていますけれども、かなり補正額が違うんですが、この主な理由があるのかどうか、それについてお尋ねをします。

それから、ページ16ページの款の7の共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金ですけれども、これも補正額が6,102万8,000円とかなり高額なんですけれども、この理由について、2点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、最初の一般被保険者療養給付費と退職被保険者等療養給付費の補正額について御説明を申し上げます。

まず、退職被保険者等の給付費の3,550万円の減額ですけれども、これは当初、人数、退職者を500人見ておりましたけれども、制度改正が、退職医療給付費に関する改正がありまして、今年度から新規に退職被保険者を認定しないと。で、それまでの方は認めるということで変更がありまして、その分で療養給付費等が減っております。逆に、今度は一般被保険者の方にはそちらの方が加わりますので、増えたということになります。少しは単価等の変更が、一人一人の療養費の単価等が変わりますので、その分で多少人数だけではない部分もあるかと思っておりますけれども、以上な関係になっております。

それから、16ページの保険財政共同安定化事業の拠出金ですけれども、当初、9億661万5,000円と見ておりました。これは、実は保険財政の共同安定化事業というのは、平成26年度までは30万円から80万円の医療費の部分について、熊本県保険団体連合会からその分の費用を、各町村から全て集約しまして、そしてそれを振り分けるという作業をしておりましたが、平成27年度から1円から80万円までという給付費の範囲を広げたことで、それに伴う拠出金の額が増えております。私どもも、これは菊陽町だけではなくて県全体の拠出金、それからそれをもとにする交付額の増加で、これをまた被保険者数あるいは拠出額等で案分してきますので、その分が年度末になって菊陽町の方に増えてきたということになります。

ちなみに、6,102万8,000円の増額に対して、菊陽町の方が非常に大きな支出になりますので、この分が歳入として、県の補助金として、特別調整交付金で1億円と申しあげましたけれども、これを含めまして新しく補助制度ができて菊陽町の方に交付されるということになりました。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、先ほどの保険給付費は、結局、退職者の方が今まで退職者に入ってたのが一般保険療養費の中に制度が変わったので入ってるので、こういう差があるというふうに理解していいんでしょうか。

（福祉生活部審議員兼健康・保険課長佐藤清孝君「はい」の声あり）

それと、全体的には法定内分の一般会計からの繰入れだけですので、法定外は今回は入らないんですけれども、今のところは法定外を入れなくとも運営がやっていけるというふうに判断

していいんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） 非常に厳しいものではありませんけれども、今のところ法定外を入れなくても、今のところ繰越金等で行っていくかなというふうに思っております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第17号 平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
について

○議長（渡邊裕之君） 日程第18、議案第17号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

健康・保険課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） それでは、議案第17号平成27年度菊陽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に48万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億2,383万7,000円とするものであります。

6ページと7ページを御覧いただきます。今回の補正の主なものは、歳入では繰入金を減額し、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金を減額しております。

続きまして、8ページをお開きください。歳入の主なものについては、款の4繰入金、項の1一般会計繰入金で目の2保険基盤安定繰入金を63万7,000円減額しております。

下のページで、歳出の主なものは、款の2後期高齢者医療広域連合納付金を63万7,000円減額しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時6分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第18号 平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第19、議案第18号平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長（市原憲吾君） 議案第18号平成27年度菊陽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から1億3,793万円を減額し、歳入歳出予算の総額を22億3,479万8,000円とするものであります。

6ページをお開きください。今回の補正の主なものは、歳入では、国、県からの交付決定に伴う国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金金を減額し、下のページの歳出では、事業見込みに基づき、保険給付費、地域支援事業費を減額しております。

次に、8ページをお開きください。歳入の主なものについて説明いたします。

まず、款の4国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1介護給付費負担金を2,764万1,000円減額しておりますが、これは国庫負担金の交付決定に伴うものであります。

下のページで、款の5支払基金交付金、目の1介護給付費交付金を、社会保険診療報酬支払

基金からの交付決定に基づき、5,257万4,000円減額しております。

次に、款の6 県支出金、項の1 県負担金、目の1 介護給付費負担金を、県負担金の交付決定に基づき、2,132万円減額しております。

10ページをお開きください。款の9 繰入金、項の1 一般会計繰入金、目の1 介護給付費繰入金を給付実績見込みにより1,611万3,000円減額しております。

12ページを御覧ください。歳出では、款の2 保険給付費、目の1 介護サービス等諸費を1億2,889万7,000円減額しておりますが、これは給付費実績見込みによるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第19号 平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第20、議案第19号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

下水道課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼環境生活課長兼下水道課長（今村敬士君） 議案第19号平成27年度菊陽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

まず、今回の補正予算編成の主な理由といたしまして、収入におきましては、人口の増加や企業の排水量の増加に伴う下水道使用料の増加見込みであること、支出につきましては、入札残などによります維持管理費の減額、平成27年度熊本北部流域下水道建設負担金の減額、また消費税納税予定額の増加などが見込まれることについての予算編成となっております。

それでは、1ページをお願いいたします。詳細につきましては、この後、補正予算実施計画書で御説明いたします。

まず、第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、議決予定額を次のとおり補正す

るものです。

収益的収入の第1款事業収益を269万1,000円増額し、13億9,249万6,000円としております。

次に、支出の第1款事業費用を596万8,000円増額し、13億7,025万円としております。

次に、2ページをお願いいたします。第3条、資本的収入及び支出の補正につきましては、議決予定額を次のとおり補正します。

資本的収入の第1款資本的収入を1,907万9,000円減額し、5億2,697万円としております。

それから、資本的支出の第1款資本的支出を1,907万9,000円減額し、8億8,464万1,000円としております。

御覧のように、収入額が支出額に対して不足しておりますので、その補填財源についての説明を上段の方に記載しております。第3条説明書きの上から4行目からが補填財源の説明になります。資本的収入が資本的支出額に対して不足する3億5,767万1,000円の補填財源につきまして、過年度分損益勘定留保資金574万2,000円、当年度分損益勘定留保資金3億1,834万円、減債積立金2,267万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,091万円にそれぞれ改めることとしております。

続きまして、3ページの第4条、企業債の補正につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金の減額に伴いまして、流域下水道事業分の限度額を1,700万円減額し、2,990万円とし、限度額の総額を2億7,540万円としております。

次に、第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費に対するものでございます。給与改定及び夜間工事や会計実施検査に伴う時間外勤務手当の増額などに伴いまして40万9,000円増額し、4,948万6,000円としております。

次に、第6条、他会計からの補助金の補正につきましては、他会計補助金を2,189万3,000円減額し、1億5,003万5,000円としております。

次に、6ページの補正予算実施計画書をお開きください。附属書類になります。主なものを説明いたします。

まず、収益的収入の款の1事業収益、項の1営業収益、目の1下水道使用料は、企業の排水量につきまして昨年は減少しておりましたけれども、本年度は前々年度の水準に排水量が増えていますことと、また人口増などに伴いまして2,250万5,000円増額し、7億5,527万5,000円とするものです。

続いて、項の2営業外収益、目の2他会計補助金は、使用料の増加と次のページの営業費用の維持管理費の減額に伴いまして1,981万4,000円減額し、1億2,278万8,000円とするものです。内訳は備考のとおりで、公共下水道事業分は使用料の増と管渠費の維持管理費減のため1,830万2,000円の減、農業集落排水事業分は使用料の増と処理場費の維持管理費減のため151万2,000円の減となっております。

以上、収入合計は、269万1,000円増額し、13億9,249万6,000円とするものです。

次に、7ページの支出でございます。款の1事業費用、項の1営業費用、目の1管渠費は、

職員給与費については増額でございますが、手数料、委託費の入札残などによりまして400万円減額し、3億1,231万1,000円とするものです。

次に、目の4処理場費は、委託費の入札残などによりまして100万円減額し、939万1,000円とするものです。

続いて、目の7資産減耗費は、本年度事業の青葉台地区の污水管改築更新工事やマンホールふたの交換工事において撤去されます管渠やマンホールふたがございますので、固定資産帳簿から撤去された資産額を減額するための除却費用として297万6,000円を計上しております。

続いて、項の2営業外費用、目の3消費税及び地方消費税は、使用料の増額により仮受消費税が増える見込みであり、また社会資本整備総合交付金の減額に伴う建設費の減額とあわせ、今回維持管理費などを減額した影響によりまして納税額が増額見込みとなります。納税予定額を769万1,000円増額し、1,607万4,000円とするものです。

目の4雑支出は、使用料の過年度分の更正を行うもので、30万1,000円増額するものであります。

以上、支出合計は、596万8,000円増額し、13億7,025万円とするものです。

次に、8ページをお開きください。資本的収入の款の1資本的収入、項の1企業債、目の1企業債は、熊本北部流域下水道建設負担金の減額に伴いまして1,700万円を減額し、2億7,540万円としております。この建設負担金の減額理由につきましては、社会資本整備総合交付金の減額に伴います処理場の反応池の高度処理化事業を予定しておりましたけれども、こちらの方を取りやめたということでございます。

続いて、項の4補助金、目の3他会計補助金は、建設改良費に関する一般会計からの繰入金でございますが、熊本北部流域下水道建設負担金と農業集落排水事業費の減額に合わせて207万9,000円減額し、2,724万7,000円としております。

以上、収入合計は、1,907万9,000円減額し、5億2,697万円とするものです。

次の9ページの支出でございますが、資本的支出の款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1施設費につきましては、熊本北部流域下水道建設負担金の減額と農業集落排水事業の集落内開発対応の事業費の減額によりまして1,907万9,000円減額し、2億7,732万8,000円としております。内訳は備考欄のとおりでございますが、農業集落排水事業の減額につきましては、本年度に集落内開発制度地区内での住宅建築に対応するための工事を予定しておりましたけれども、建築物の開発協議に時間を要しておりますことから予定工事費を減額するものであります。

以上、支出合計は、1,907万9,000円減額し、8億8,464万1,000円とするものです。

次の10ページは、今年度予定のキャッシュフロー計算書でございます。

それから、飛びますけれども、12ページ、13ページは平成27年度末の予定貸借対照表、次の14、15ページには貸借対照表の注記に関すること並びにセグメント情報を掲載しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第21 議案第20号 熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について**

○議長（渡邊裕之君） 日程第21、議案第20号熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてを議題とします。

総合政策課長、説明を求めます。

○総合政策課長（阪本浩徳君） こんにちは。

それでは、議案第20号熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について御説明申し上げます。

連携中枢都市圏構想は、平成26年に新たに設けられました広域連携の制度でございまして、熊本市が連携中枢都市となりまして、熊本市と近隣の市町村がそれぞれ連携協約を締結し、連携して事業を進めていくというものでございます。今般、今度連携する事業につきまして協議が調いましたので、3月下旬に連携協約を締結する計画ですが、連携協約を締結するにはそれぞれの議会で同文議決が必要となりますので、今回、地方自治法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本町を含めまして16の市町村がそれぞれ、連携中枢都市となります熊本市と連携協約を締結することになるものでございます。

それでは、次のページ、1枚めくっていただきまして別紙を開いていただければというふうに思います。表題が、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約でございます。

熊本市、甲ということでございます、それから菊陽町が乙、甲乙は、連携中枢都市圏の形成に関し、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結するもの

でございます。

第1条は、目的でございます。この連携協約は、甲乙が連携しまして圏域全体の経済を牽引するとともに都市機能や生活機能を高めることにより、持続可能で魅力的な圏域の形成に資することを目的といたしております。

第2条は基本方針で、役割を分担しまして連携を図るというものでございます。

それから、第3条でございますが、第3条は連携する取組及び役割分担で、次に掲げます政策分野ごとに別表第1から別表第3までを掲げております。別表第1は圏域全体の経済成長の牽引に係る政策分野で、基本的には連携中枢都市となります熊本市が行う施策でありまして、本町がこれに連携して事業に取り組んでいくというものでございます。それから、別表第2は高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野で、これも基本的には熊本市が行う施策でございます。それから、別表第3、これにつきましては圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野ということで、これは熊本市と菊陽町、また関係市町村が連携して取り組んでいくという施策でございます。

それから、第4条でございますけれども、費用の分担でございますが、熊本市が行います別表第1と別表第2の施策につきましては熊本市が費用は負担いたします。別表第3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上に係る政策分野の施策につきましては、必要な経費を協議して定めるというものでございます。

それから、第5条は連絡会議で、取組に関しまして連絡調整を図るため、毎年度連絡会議を開催するというものでございます。

次に、連携します項目について説明いたします。

次のページをお開き願います。まずは、別表第1の分野でございますが、これは圏域全体の経済成長の牽引に関する政策分野ということで、基本的には熊本市が行ってまいります。この項目は3つございまして、1つがリーディング産業の育成、2つ目が6次産業化及び農商工連携の推進、3つ目が物流機能の強化ということでございまして、右に記載のとおり取組内容を行っていく、それから役割につきましては記載のとおりでございます。

リーディング産業の内容を申しますと、産学の連携支援、それから医療、介護、健康の連携、それから技術力向上の支援などなどがございます。

それから、2つ目の6次産業等につきましては、販路拡大とか熊本食の充実、それから東アジアへの交流とか、そういったものが入っておるところでございます。

それから、3つ目の物流機能につきましては、熊本港の利用というものでございます。

それから、下の段の別表第2につきましては、高次の都市機能の集積・強化に係る政策分野ということでございます。これも3つの項目がございまして、これも熊本市が中心になって進めてまいります。

1つ目が、高度な医療サービスの提供ということで、これは熊本市市民病院とか母子医療センターの運営等々でございます。

次のページをお願いいたします。2つ目が、中心拠点施設の整備ということで、御存じかと思いますが、桜町の再開発、このあたりの事業を進められるということでございます。それから、熊本駅の東口の整備あたりが入ってまいります。

それから、3つ目の人材の育成支援と申すのが、大学等と連携しながらの人材の育成というところでございます。

それから、中段になりますけども、別表第3、これからは熊本市と菊陽町、それから関係市町が連携して取り組んでいくということになります。

その中の1つ目が、生活機能の強化に係る政策分野の中で地域医療の充実という分野がございます。これは、在宅医療の講演会等への参加等でございます。

それから、2つ目が子育て支援の充実、こちらにつきましては病児・病後児保育、支援センターの菊陽町の方が入っていいよというようなのと、あと地域子育て支援の拠点センターというのが熊本市には幾つかございますが、こういったところも菊陽町の方もいいですよというような形になろうかと思っておりますので、連携できるかなというところで思っております。

次のページをお願いいたします。3つ目が、高齢者、障害者等への支援というところでございまして、福祉有償運送に係る運営協議会等々も現在も進めておりますけども、こういったのを継続して進めていこうというところでございます。

それから、4つ目がDV被害者への支援というところで、配偶者暴力支援センターへの利用ということで、菊陽町の方も使っていいですよということになろうかと思っております。

それから、5つ目が公共施設の有効利用ということで、公共施設の共同利用も検討していけないかということを考えております。それから、パスポートといたしまして、菊陽町の子どもが菊陽町の施設に無料で入れるような、そういった施策もできないかということで入れておるところでございます。

それから、6つ目が文化及び学術の振興ということで、これ熊本市の博物館の主催の講座等への参加というような形になろうかと思っております。

それから、7番目が消費者の保護というところでございますが、菊陽町に消費生活の相談の窓口は設けておりますが、菊陽町の方でも熊本市の消費生活センターも利用していいですよというふうな形になろうかと思っております。

次のページをお願いいたします。次のページの8番ですけども、空き家対策等都市空間に関する課題への対応ということで、これは菊陽町の方から提案をしまして、空き家の対策を含めたところでオールドニュータウン、武蔵ヶ丘地区の再開発、こちらをこれにぜひ盛り込んでほしいということで町の方から要望しまして入れてもらってるところで、今後協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、9の新規就農者への支援もでございます。

それから、10番でいいますと観光の振興です。圏域の祭りなどを相互にPRできないかとか、そういった事業を進めていければと思いますし、外国人の誘致ですか、それとかさまざま

なメディアを使った、シティエフエムとか、そういった使った観光の振興なりができないかということで今後協議してまいりたいと思っております。

それから、次の11ですね、災害への対応、こちらも菊陽町の方から強く要望しましたところですけども、広域的な災害対策の強化を図っていこうというところがございます。避難所の共有とか、こういったところと一緒にできればというふうに思っているところで、菊陽町の方から提案したところがございます。

それから、12番は環境の保全ということで、これは地下水財団というのがございまして、地下水は熊本地域共通の財産ということで、みんなで地下水を守っていこうというところがございます。

それから、最後です、下の方ですけど13番、生活基盤の整備、これは公共下水道での連携ということでお考えいただければよろしいかと思えます。

続きまして、2の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野というところがございますけども、その1番が持続可能な地域公共交通網の形成、公共交通につきましては路線バスもありますし、菊陽町でいいますと巡回バス、JR、空港等がございますが、こういったのも連携してやりましょうと。特に、菊陽町につきましては菊陽町、大津町、合志市等々と一緒になって巡回バス等ができないかということ、こちらも菊陽町の方から提案をさせていただいたところでございます。

それから、2番目がICTを活用した広域的な情報の発信ということで、オープンデータとかホームページ等の共有化もできないかということで考えてるところでございます。

それから、3つ目が広域的道路網の構築ということで、こちらにつきましてはさまざまな道路整備に係ります期成会等がございますので、これをもっと強力に進めていこうというものでございます。

4番目が地産地消の推進ということで、収穫、調理実習とか生産者との交流、こういったものを一体的にできないかということで御提案させてもらってます。

それから、5の都市と農村の交流、こちらも同じような農作業の体験とか、そういう事業を載せております。

それから、次のページをお願いします。それが最後になります。3つ目が、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野ということで、基本的に町の関係になりますけども、職員の育成ということで、職員の派遣とか人事交流、それから研修、それから講演会等の参加あたりも一緒に、それから最後が機関等の共同設置ということでございますが、附属機関等を共同で設置すると。この次の議案第21号で行政不服審査会の共同設置について提案をさせていただいているところでございます。

こちらにつきましては、菊陽町と熊本市がそれぞれ同文議決をいたします。例えば、大津町は大津町で大津と熊本市、合志は合志町と熊本市という形で、それぞれの市町村がそれぞれ熊本市と連携協約を締結するというような形になります。締結をしまして、締結の内容が同じで

あれば、菊陽町は熊本市とも連携しますし、大津町とも連携するというふうな形でやっていきますので、いろんな市町村が絡んでくるかと思います。参加市町村は全体では17市町村ございます。その中で、各市町村が自分が連携したい事業を選択をして、関係市町村と一緒にって事業を進めていくというものでございます。

それから、こちらの事業につきましては特別交付税の対象になっておりまして、年1,500万円対象になります。ですから、平成28年度につきましては、予算規模的には数十万円しか出ておりませんのでそんなに多くなりませんが、町の方から提案しております事業をどんどん熊本市と協議をしながら、交付税もいただけるように努力してまいりたいというように考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第20号の熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてですが、今説明をさせていただいたんですけれども、私自身は、連携中枢都市圏というのが中心都市と周辺町村の連携協約を結んで周辺部にある病院とか公共施設を中心都市に移す、その目的が一番大きいのではないかとということで、余り賛成できないなというふうに思っています。

特に聞きたいのは、一つは、今まで県の役割がありましたよね。熊本市と周辺町村、県がそこに入っているいろいろ調整とかしてたというふうに思いますけれども、連携中枢をしなくとも、菊陽町はこの間、執行部の努力で雇用や子育て、教育環境もかなり整ってる中で人口も増えていると。今、地方創生は人口が減ってるところの問題を取り上げてるんですけれども、人口が増えている、連携中枢都市圏に入るメリットが本当にあるのかなと、今までの県の役割でいいのではないかなというふうに思います。特別交付税は1,500万円しか菊陽町には来ないわけで、多分、熊本市が幾らぐらい来るのかということと、それから県の役割で、もちろん武蔵ヶ丘団地のこれからの周辺の高齢者の対策とかは県と協議すれば十分じゃないかと私は思うんですけれども、その辺は町はどういうふうに考えておられるのか。県が間に入って熊本市と周辺の町村の連携というのはできるんじゃないかと思っておりますけれども、その点が第1点ですね。

それから、第2点目に、今説明がありましたのは、取組をする内容の連携をする部分を説明させていただいたんですけれども、例えば連携をしないところの表なんかを見ますと、2次救急医療体制の充実とか、それから障害者の相談体制とか、図書館は、菊陽だけで図書館は、今のいいのではないかとということで、多分相互利用というのは図書館も入っていないのではないかとというふうに思いますし、そういう面ではあえてたくさん連携しなくとも、例えば企業誘致の促進も熊本市との連携の項目には入っていないので、本当にメリットがどの辺まであるのか

ということ。県の役割と中枢都市圏の違い、それから特別交付税も周辺の町村には余り来ない、1,500万円ぐらいだったら一体何ができるのかなというふうに思うのと、菊陽町は人口も増えてる中であえてそういう都市圏に入らなくてもやっていけるのではないかというふうに思いますが、その点について執行部の考えをお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） まず、県との関係でございます。これまで、この前の連携と申しますと、現在も進んでおりますけど、熊本都市圏協議会という組織がございます。これは平成18年からできた組織で、熊本市をはじめ14の市町村がありまして、さまざまな事業を進めてまいりました。これらの事業も解散をしたところで、その事業も引き継ぐというような形でございます。その前の制度と申しますと、熊本中央広域市町村圏協議会というのがございまして、これが制度が変わりまして平成22年3月31日に廃止ということで解散しまして、その後、都市圏協議会というのは任意の協議になられてまいりました。今回の協議は法定の協議、法定の連携というような形になります。メリットはと申しますと、まず財源的に、これまではあくまでも単独費で出していたというのが、連携をしますと特別交付の対象になるというのが一つのメリットでございます。

それから、県の関与でございますけども、直接県が事業をするというわけではございませんけども、県はオブザーバー的にいつも会議に入らせていただきまして、さまざまな助言をいただいていたという経緯がございます。

それから、わざわざこの協定を結ばなくて菊陽町の人口増えてるからいいんじゃないかというところがございますが、菊陽町も確かに人口は増えております。しかし、高齢化率も今は低いんですけども、将来は菊陽町一気に高齢化が進んでいく可能性もございます。こういったところも含んだところで、今がいいから入らなくていいという理論では多分ないと。将来を見据えて、菊陽町もこの地域の一つのリーダーとしていろんな協議に参加していくのが筋だろうというふうに思っております。

それから、財源的には、連携中枢都市は最高で2億円の普通交付税措置があります。これは最高です。それから、特別交付税が上限1.2億円というのが年間ございますが、熊本市の場合は大きな事業を進めております。桜町の開発とか駅の整備ですか、ですから金額的には大分大きい事業があるかと思えます。

私たちにつきましては、今後、さまざまな事業を連携をしまして展開をしていきたいというふうに考えております。菊陽町が熊本市に提言をして、こういう事業をやっていこうということも幾つも提案をさせていただいておりますし、菊陽町がこれは入らなくていいというやつは選択をして入っておりません。ですが、先にお渡ししておりましたペーパーの中で、今は丸はついておりませんが将来入りたいというときは、これについては、議決はこの項目の前の項目でいただきますので、議決なしに丸がついてない部分は協議できますが、これと全くもともと項目もないような事項につきましては新たに議決が必要だということがございます。し



かしながら、連携中枢都市圏の事業としてしなければ、個別の連携は当然できます。例えば、菊陽町と大津町が別な事業で一緒にする、それは当然任意の事業ですから構いませんが、連携中枢都市圏の事業としてする場合は議決が要ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） なかなか新たな取組なので私も十分理解はしてないんですけども、いろんな公共施設というのはその自治体にあるから身近で、例えば図書館とかは菊陽町内に立派なものもあるし、身近で利用しやすいというのはあると思うんですね。熊本市とかに公共施設が全部集まってしまうと、本当に住民サービスがそれでやっていけるのかなという不安もあるんですけども、そういう不安は感じられないのかということと、あと入ってない、例えば学校給食における地産地消の推進とかは菊陽町は熊本市と連携をしてない、今の段階では連携してないんですけども、連携しなかった項目が幾つかありますよね。それはどういう内容で今回は見合わせたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

まず、地産地消の件ですね、こちらにつきましては現在も菊陽町は進めておりますので、特に連携してする必要はないという判断から、これにつきましては入っておりません。それから、企業誘致につきましても先ほど入ってないとおっしゃいましたが、企業誘致につきましては、また別に連携するところは連携させていただきまして進めておりますので、都市圏の方には入れておりません。図書館につきましても、菊陽町の場合、連携してしまいますとパンクする可能性もありますので、これにつきましては菊陽町だけでという、あと勤められてる方という形でさせていただいております。

それともう一点、いろんな施設が熊本市に集中しないかということでございますけども、もともと熊本市がする事業につきましては熊本市の事業ですから、私たちがとやかく言うものではございませんが、別途圏域の向上ということで連携していくものにつきましては、菊陽町は提案する分は提案をいたしまして、施設が熊本市に集中するとか、そういうものはもともと考えておりません。もしそういうことになれば、その分野については連携する市町村は余りないんじゃないかというふうに思っております。

それと、これの取り組む、取り組まないの判断につきましては、それぞれの担当課同士で協議をしまして、現在必要なものだけを連携していこうということで今回提案をさせていただいてるところでございます。ですので、菊陽町は今入ってるけど大津町は入ってないとか、そういう事業もありますし、それは事業を進めていく上でやっぱり入った方がいいかなとか抜けた方がいいかなというのあるかと思っておりますので、これは事業を進めていく上で判断をしていきたい。そのために連絡調整会議というのを、これ首長ですけども、年2回は必ずございます。それから、私たちの担当課長の会議も年数回準備されておりますので、その中でさまざまな提案をし

ていきたいと。この会議、17市町村出てまいりますけど、意見を言いますのは菊陽とか大津、合志、このあたりの意見が今までは多かったと思いますので、大分事務局の方にも意見は酌んでいただいたというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 議案書読みながら、連携することはいいことだぐらいの軽い考えでおったんですけれども、今お聞きしてみるといろいろ検討せないかん問題があるんじゃないかという気がしましたので、お尋ねをいたします。

これは、この前の説明では4市10町2村ですかね、の間で取り交わされるということで、ほかの自治体の議会にもちゃんと、これと多少は違った文章もあるかもしれませんが、出てるといことですね。そういうふうに理解していいんですね。

（総合政策課長阪本浩徳君「はい」の声あり）

それと、どうも熊本市中心になってるような感じで、そもそものこれの出てきたところですね、発案者といえますか、主導権を握ってこういう提案をしてきたのはどこかということ。

それと、これは次の議案ですから次のときにすべきかもしれませんが、例えば行政不服審査会にしても熊本市長が人選をするような形になってますね。それで各関係市町の不服審査についてちゃんとした議論ができるのかという疑問を持ちますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 基本的には、制度上こういう形になっておりますけども、連携中枢都市圏というのがなければ、この連携はありません。熊本市長が今年の6月議会に連携中枢都市圏の宣言をされました。それからいろいろ打ち合わせが進んでまいりました。それがなければ、連携中枢都市圏の協定はないということになります。ですので、熊本市がなければ他の市町村もかたれないということ、そうしますとこの事業じゃなくて個別の連携というふうな形になってまいります。ですけど、熊本都市圏というこれまでの長い歴史がある中で、市町村も変遷してます。今回は、通常言われてます熊本都市圏14市町村プラス阿蘇市、それから南阿蘇村ですか、それと高森町、この3つが連携させてほしいということで要望がありまして17市町村になったというところでございます。阿蘇の方は、観光とか、いろんなそんなので熊本市さんと連携をしたいというようなことをおっしゃってございました。言い出しっぺというあれはないんですけど、基本的には法律の流れもある中で進めてきたところございまして、それに熊本都市圏の一員として菊陽町も参加をしたいというところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 熊本県を考えた場合に、一番大きなエネルギーを持っているところといえば熊本市ですよ。ですから、そこから流れ出てくるエネルギーとかいろんな影響を周りの

自治体は受けるわけですし、それを整理しながら自分の力にしていくという、その流れというのは理解ができますけれども、もう一回お聞きしますが、熊本市がどうしても中心になるというのは、やはり流れとしてはそういうふうになると思いますが、各自治体というのはあくまでもいろんな個々の問題についてフリーハンドを持ってるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えします。

基本的には、自治体というのはそれぞれ総合計画も持っておりますし、それぞれのポリシーがある中でまちづくりを進められていきます。この連携する分につきましてはその事業の中のほんの一部分ということで、もともとの事業の主なものはそれぞれの市町村がおのおのに進めてまいりますので、市町村の自主性というのは当然にそれぞれの自治体の事業の中に出てまいります。連携する部分は連携していきましょうというような流れでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 先ほどの質問で、この議案がそれぞれの自治体の議会にかかっていることは、そういうふうに理解してよろしいですか。同時にかかっている。

（総合政策課長阪本浩徳君「はい、3月議会で」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えします。

熊本市と菊陽町の議案は同じものでございます。それから、熊本市と大津町の議案は同じものでございます。ですけど、大津町の議案と菊陽町の議案は若干違いがあるかもしれません、加入する、加入せんというのがありますから。基本的には大体同じかなと思いますけど、部分違ってくるところでございます。

（17番甲斐榮治君「時間的には3月議会にかかっているということですね」の声あり）

基本的には3月議会に全市町村出すということで聞いております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第20号熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、私は反対の立場で討論を行います。

近隣と協力してやることには別に反対するものではないんですけれども、連携中枢都市圏そのものの狙いというのが、中心都市と周辺町村の連携協約を結んで、周辺部にある病院や公共施設を中心都市に集めて、権限も県から主な中心都市に移していき、県の役割を縮小していくという、大きな流れの中ではそういう国の考えがあると思っています。平成の大合併のときもかなりいろいろ問題になりましたけれども、どうしても周辺の町村が非常に寂れたり厳しくなっていく。そういう中から地方創生とかまた出てきてはいますが、その中でも一方でこういうふうには、熊本でいえば熊本市にかなりの権限を集中していくということになり、本当に一地方自治体を大事にするという地方創生といいますか、そういう面では逆行してるんじゃないかと。私は、今までの県の役割で十分果たしていけるのではないかというふうに思いますので、この点には反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 私は、熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成の議案に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

たしかこれは平成26年、全国で9か所が手を挙げた事案かというふうに私は思っております、調べたところによりますと。この中で特に、12月の議会でも質問させていただきましたけれども、子育て支援の一つということで、菊陽町自身として平成29年の完成を目標にはしておりますが、病児・病後児の部分で、どういう施設ができるかはまだ分かりませんが、菊陽町として対応ができないものに対して連携をして、住民向けのサービスの提供の一環としてそれを提供する政策でございますので、私としては賛成をさせていただきたいと思いますので、各議員の御協力をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第21号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について

○議長（渡邊裕之君） 日程第22、議案第21号熊本広域行政不服審査会の共同設置についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第21号熊本広域行政不服審査会の共同設置についての御説明をいたしたいと思います。

先ほど、議案第20号で賛成多数で可決されましたので、この関連の議案となります。先ほど、議案第20号でも説明しましたとおり、熊本市及び菊陽町等における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結ということで、その最後のページに機関等の共同設置という項目がございました。それについての提案でございます。

まず、提案理由でございます。熊本広域行政不服審査会の共同設置について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、行政不服審査法が平成26年法律第68号で改正されております。審査請求に係る審理員からの意見書の提出を受けたときは、地方公共団体の長は附属機関に諮問しなければならないということが義務づけられておりまして、新たに附属機関である行政不服審査会を設置するものでございます。本町におきましても、附属機関であります行政不服審査会を設置するというふうになります。その設置に当たっては、効率的かつ効果的に運用するために、地方自治法第252条の7第1項の規定により熊本市や本町など2市7町3村が共同して設置するため、今回、協議により本議案のとおり規約を定めるものであり、同文によりまして議決を求めるものでございます。これが、先ほど申しました連携中枢都市圏の関連の議案でございます。

それでは、規約本文を御覧いただきたいと思います。

第1条は、共同設置する地方公共団体を定めております。これは、2市7町3村でございます。12市町村から成ります。

第2条は、審査会の名称です。

第3条は、審査会の執務場所ということで、熊本市としています。

第4条から第10条までが、審査会の組織等を定めております。

第11条は、審査会の運営に関する負担金等を定めております。

第17条は、補則として、この規約に定めるもののほか必要な事項は関係市町村長が協議して定めることとしております。

最後に、附則でございますけれども、この規約は平成28年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第21号なんですけれども、先ほど甲斐議員の方からも質問があり

ましたけれども、重なるかもしれませんが、第5条で審査会の委員ですね、委員は熊本市長が任命するというふうにありますので、共同して設置をするんですけれども、ほとんど熊本市主導でいくのではないかなというふうに思いますが、どうなのでしょう。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 指名がどうなるかは今のところ分かりませんが、審査請求人から審査請求が上がってまいりますれば、処分庁であります、例えば本町に上がってまいりますれば本町の方で答申を定めますけれども、チェック機能として第三者機関に諮問するとなっておりますので、本町において設置した場合も学識経験者等が委員になられるかと思っております。

ただし、諮問に関しましては、例えば審査請求人が諮問は要らないよ、町の処分を、答申を出してくれというときは、第三者機関、これに諮らなくてもいいというふうになってます。あわせて、第三者機関に諮問した場合、第三者機関の方からこれは諮問は要りませんか、そういうこともありますので、不要とする場合もございます。本町において附属機関を設置する、熊本市において附属機関を設置するという場合でもそうかわりはないというふうな認識を持っております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 行政不服審査会というのは主にどのような内容を審査するのか、そもそも戻って申し訳ないんですけれども、例えば町内で何かそういう審査をしてほしいというのが上がった場合は町内でも一定するのか、それともそのままこの不服審査会、第三者に行くのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、審査請求人から審査の請求が上がってまいります。これは、町が下した処分に対する審査請求になってきますけれども、処分庁であります町が答弁するわけでございますけれども、それについて第三者機関に諮問となった場合は第三者機関に諮問する、ただし審査請求人からそこまでは要らないと、処分は処分で審査庁の方でやってほしいということであれば第三者機関までは行かないというふうになってます。

これが、現行が、今までの第三者機関というのは定めてありませんでした。町が処分をおった状態ですけれども、今度、行政不服審査法が平成26年に改正されましたものですから、附属機関を設置するというふうになりましたので、今回の改正後の法律に基づいて本町も審査機関を設置する、附属機関を設置する、ただし今回は熊本市と広域連携を行っておりますので2市7町3村で共同設置をするということでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） よく分からないので、申し訳ないんですが、不服審査請求が出た場合に、町の対処はまずどうなるんですか。審査会をつくるんですか、町の中に。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） お答えします。

基本的には、第三者機関や附属機関を設けるというふうになっております。ただし、今回は共同設置するというので、2市7町3村で共同して定めるということで、町の方に附属機関が置かれるということではございません。共同して設置するということになります。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） そうしますと、不服審査請求があった場合には、それは共同で設置する、そこに直接行くということですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 先ほどからも申しましたとおり、一旦は処分庁であります町の方に上がってきます。で、町の方で審査して、これが妥当かどうかを判断します。それについて附属機関であります審査会の方に妥当性をチェックしていただくというふうになります。そういう作業です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その審査会というのは共同設置された審査会のことですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） はい、そういうふうになります。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） 議案第21号について質問いたします。

議案第20号で連携中枢都市圏の形成に係る連携協定で結ばれた市町、全てこれ参加してるわけじゃないですよ。参加してない、例えば合志市とかありますが、なぜ参加してないんですか。何か理由、分かれば教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 理由は分かりませんが、町としましては、先ほども申しましたとおり、効率的、効果的に運用するために共同設置するというふうなところで、町の方としましては共同設置に参加したということでございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第23 議案第22号 指定管理者の指定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第23、議案第22号指定管理者の指定についてを議題とします。

農政課長、説明を求めます。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） それでは、議案第22号指定管理者の指定について説明します。

提案理由は、菊陽町総合交流ターミナル施設設置及び管理に関する条例第9条第1項及び菊陽町ふれあい農園の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定するため、地方自治法244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、管理を行わせる公の施設の名称、菊陽町総合交流ターミナル、菊陽町ふれあい農園。

2、指定管理者となる団体の名称及び所在地、有限会社さんふれあ、熊本県菊池郡菊陽町大字原水5359番地。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

今回の指定管理者の選定に当たりましては、菊陽町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項第4号の規定で、公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行う必要があるときについては公募によらず指定管理者を選定することができるとありますので、これを根拠条文としまして非公募により選定したものであります。

まず、公の施設の性格について説明します。

菊陽町総合交流ターミナルは、都市と農村の交流を行いながら農業の振興を図ることを目的として、国の農業構造改善事業の補助を受けて建設された施設であります。この施設の主な事業である農産物直売所への出荷に際しては、町の農家による山菜出荷協議会が設立され、15年を経た現在も活発な農産物の生産、出荷が続けられており、毎年約1億7,000万円以上の売り上げがありまして、農家所得の向上に大きく寄与しているところであります。また、この施設の規模、機能につきましては、総合交流ターミナル施設として、先ほどの農産物直売所、それから温泉施設、レストラン、大広間、その他の施設から成る総合施設でありますので、これらの施設を一体的に効率よく管理運営する必要があります。

次に、地域等の活力を積極的に活用した管理について説明いたします。

さんふれあは有限会社組織であり、菊陽町、菊池地域農業協同組合、菊陽町商工会、菊陽町



畜産分区、熊本市酪農業協同組合、さん彩出荷協議会の6団体で菊陽町の農業、商業を牽引する組織で運営されており、これ以上の地域の力を終結している組織はございません。この組織により、毎年ほぼ黒字決算を続けており、菊陽町の農業、商業に大きく貢献しているものと思います。

選定理由をまとめますと、現在の指定管理者である有限会社さんふれあは、平成15年より当該施設を管理するための第三セクターとして発足しており、その後、平成18年から指定管理者制度移行時に非公募により指定管理者として選定され、菊陽町総合交流ターミナルの管理運営を行ってきました。そのような中で、この施設の設置目的に沿った利用促進や経営や管理面においては、不況時にありながらも一定の成果を上げてきたところであります。今後も施設の適切な管理とともに、経営方針においても集客力の増加のために積極的な事業展開を計画し、実行していることなど、施設の設置目的を果たしながらも業績向上が期待できる管理団体であることが選定理由であります。

また、ふれあい農園につきましては、総合交流ターミナルの附帯施設として、同じ指定管理者が同時に管理することが管理、経営面においても効率的であり、利用者ニーズにも適切に対応できるものと考えます。

また、さんふれあの寄附金につきましては、営業利益の2分の1としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今回の農政課長の説明ですと、過去の実績から非公募でまた選定したというか、さんふれあに指定するというのが今回の議案ですよね。出荷している農家の皆さんの中に、いろいろ協議をしながら出荷をされていく、その協議する場において議論というか、という形にならないということで、大変不満に思っている方がいるということを実際に私も聞いてますし、そういう方々がいらっしゃるという話をほかの人からも聞いてますので、その件について、それを踏まえた上での非公募にした理由というのを教えてください。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） 出荷者の中の農家について、個人的にいろんな中でのお話は聞いておりますけども、出荷者でつくる団体であるさん彩出荷協議会の中ではそういうことでの議決がございませんので、この話が大きくなるのであれば、出荷協議会から何がしかのアクションがあってしかるべきかと思っております。そういう状況が続けば、ほかの団体にも波及する話でございますので、町としては今のところはまだそこまで考えてはおりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 交流ターミナルは非常にいい場所だと思うんですね。その中にあって、温泉センターの売り上げなども余りはかばかしく上がってないといいますが、現状維持という形ですと推移してますけども、例えば先ほどの課長の話の中でもレストランの言葉が出ましたが、レストランなども、僕なんか食べに行っただとしても、正直言って味が悪い、言っちゃっていいかな、おいしくないですね。行った人、一回食べると、あれは何だということもありますし、宴会をすると、まずスタートして乾杯というときに出てくるものがもう冷えていると。始まってすぐにデザートまで出てくるということで、運営上非常によろしくないというか、平均点よりは、民間の企業さんがやってる、お店がやってるというところに比べても、やり方的にはも物すごく改善しなければいけないとこいっばいあると思うんですね。ですから、私としては非公募にしたということがちょっと疑問に感ずるところです。

先ほどの出荷のことについても、公式な話ではなくて場外で不満を述べられたというのが僕の耳に入ってるだけかもしれませんが、潜在的な問題があるとするならば、こういうところでは公募にかけて、毎回ですね、ほかの方々の競争原理のもとに基づいて運営が悪かったらかわっていくぞというような形にしていくべきではないかと思うんですが、改めて非公募にしたということの理由についてお答えいただきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、お答えします。

基本的に、この施設は以前農水省の方の補助事業で建ててあります。ということは、この施設についてはこの目的で利用していくということになります。ただ、公募にしますと、いろんなところでその施設の目的以外のことも起きておるところもありますし、とにかくほかの目的に使うのであれば国の方に報告してという話にもなりますし、これが閉めるとかという話になるとまた補助金返納とか、解体するとなるとそういう話もあります。そういう中で、今まで「さんふれあ」が、そんなに大きな収益上げておりませんが、そこそこ黒字で営業を続けてきたというところもありますし、これでまた今の時点で大赤字とか出したら、これはそういうところでの話が始まるかもしれませんが、今のところはまだまだ黒字で推移してますので、そこを今回は公募ですよという話ではなく、従業員もたくさんおられますので、非公募にしてもまだいいのかなというところでおります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） 今の課長の利益が出ているということなんですけど、民間のお店から考えると、家賃払ってなくてのあの利益です。ですから、そう考えると、民間のお店が家賃払って営業したとするならば赤字に近いというか、そう指摘しても構わないかなと思うんですよ。ですから、あれだけすばらしい施設を無料で使っていて、言ったら悪いけどあれぐらいの

利益しか出ない、そして運営上にもいろいろと不満を口にされる方がいるということについて、もう少し敏感に考えるべきかなと、そういうふうに思います。

町は、この施設改修に対して、その利益の数倍の費用を毎年負担もしていますので、ですからそういうことを考えていくと、今後も非公募ということで、特段問題がないからいいだろうというような軽い考えでその次の提案をするというのはいささか問題があるかと思いますよ。ですから、その辺についても、実質的なところが黒字という考えは違うのではないかなと思いますが、もう一回、その認識についてお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

菊陽町には「さんふれあ」1か所ですが、近隣の類似施設がございまして、ほとんど同じような施設ですけれども、それにつきましては指定管理者をされておりますが、どうしても指定管理者のところの公募をやったところが無償で引き受けてくれというのはできなかったという話を聞いております。菊池市には温泉つきの施設としては2か所ほどありますが、両方とも委託料を払って指定管理者にお任せしてあるという話ですね。その委託料に伴う家賃、行政財産使用料としては10分の1ぐらいしかないというところなんです。結局、補助金をやって運営していただいているというふうな状況ですね。その修繕とかなんとかは、菊陽町と同じような条件になっております。

それから、合志市も、合志市は弁天ですけれども、ここも管理委託料を払ってると。その中で、行政財産の使用料は免除してあるということになっております。大津町については今休館状態ですけど、そのような状況で、それを加味すると、菊陽町の方の「さんふれあ」であれば、まだまだ指定管理者の委託料を払ってまでやってる状況ではございませんので、そこを考慮するとどうにか黒字でいってるというのは評価すべきかなというところなんです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 基本的な質問で申し訳ないんですけど、「さんふれあ」については、私たちがこれまで見てきた中では、「さんふれあ」についての経営状態等についての報告は議会にあります。その議決権はないんですね、当然、全く別組織になるという理解ですよ。それと、もともと一番大もとの、私が当選してきたころの話からすると、町に1,200万円毎年寄附をするということがありましたですね。それも300万円だったり、なかったり、いろいろ変遷をたどってきております。その辺がどうなってるのかですね。それと、町との関係でいえば、修繕費は町が負担をするということも記憶をしておりますが、そういったことを踏まえて、指定を改めて決めるというに際して町とさんふれあとの関係ですね、今私が申し上げたことも含めて説明をしていただけませんか。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） お答えします。

さんふれあにつきましては、有限会社ということで、先ほど申しましたとおり、農業団体の長、それから菊陽町、商工会、それからJA等が入っております、そこで取締役会なり何なりを行っております。町とさんふれあとの距離ですけど、施設の所有者は町でございます。町が設定している施設について、さんふれあが管理しながら営業するということですので、町としては、町の施設の大きな部分ですね、1件について30万円以上かかる部分については町の修繕費の対象としております。それから、老朽化して全体的な改修ですね、塗装をやり直すとか、そういう案件になりますと、それは建物の維持管理の話になりますので町の方でやると。さんふれあ側でちょこちょこしたやつはやっておりますけれども、基本的に建物、施設については町の責任でやるということでございます。

あと、温泉等の管理、そちらの方につきましては、大きな施設が故障したというのが最近ありましたけれども、日々の管理はさんふれあが全部やっております。いろんな苦情が町の方に入ってくることもございますけども、そのときはうちの方から連絡をしていると、こういうことがありましたという形ですね。その中で、会社としてどう対応されますかという話はやっておりますが、こうやりなさいという、うちの方から命令的なやつは今のところ、別組織ですので、やっていない状況です。距離感としては、建物を管理する町と営業をやっているさんふれあ側というところでございます。

以上です。

（17番甲斐榮治君「寄附の問題」の声あり）

寄附につきましては、この協定の最後に申しましたが、営業利益の2分の1相当分を寄附してくださいという協定の内容になっております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第23号 町道路線の認定について

○議長（渡邊裕之君） 日程第24、議案第23号町道路線の認定についてを議題とします。

建設課長、説明を求めます。

○建設課長（小野秀幸君） 議案第23号町道路線の認定について御説明いたします。

提案理由であります。道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するため、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容については、参考資料の位置図により御説明いたします。

参考資料の1ページを御覧ください。菊陽第二土地区画整理事業の施行に伴い築造した区画道路でございます。今回、町道に移管するために必要とされる道路境界の確定測量と道路法に基づく道路台帳の基本となるデータの整備が完了したことから、①から②の22路線について認定をお願いするものであります。延長、幅員については、一覧表のとおりでございます。

次に、2ページを御覧ください。③の路線は、南方4号線であります。場所は、南方地区の北東側、株式会社愛歯の南西側になりまして、民間住宅地開発で築造され、町に帰属された道路であります。

次に、3ページを御覧ください。④の路線は、中尾4号線であります。場所は、中尾地区の北東側、町道中尾線から虹のホール杉並へ続く既存の道路であります。

次に、4ページを御覧ください。⑤の路線は、北沖野7号線であります。場所は、沖野地区の南西側、県道辛川鹿本線より北側の老人ホーム陽かりの郷へ続く既存の道路であり、町が道路改良を行うため認定をお願いするものであります。里道幅員は3メートルであります。南側の砂利道を含む延長約130メートルについては、道路改良事業により道路幅員6メートルへの拡幅を行う計画であります。その他の部分については、民間開発で既に道路幅員は約6メートルに整備されておりますけれども、道路用地の一部については民間の所有となっておりますので、土地の町への帰属について進めていきたいと考えてるところであります。

次に、5ページを御覧ください。⑥の路線は、杉ノ本5号線であります。場所は、南花立地区の東側、町道八久保片彦瀬線から町道八久保楡木線へ通ずる既存の道路であり、地域活性化のため認定するものであります。なお、東西の狭隘な部分については、今後拡幅を行う予定としております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 説明は終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後3時26分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成28年3月10日（木）再開

（ 第 3 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (3日目)

(平成28年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成28年3月10日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

|     |           |     |             |
|-----|-----------|-----|-------------|
| 1番  | 大久保 輝 君   | 2番  | 阪 本 俊 浩 君   |
| 3番  | 西 本 友 春 君 | 4番  | 那 須 眞 理 子 君 |
| 5番  | 佐々木 理美子 君 | 6番  | 中 岡 敏 博 君   |
| 7番  | 吉 本 孝 寿 君 | 8番  | 吉 山 哲 也 君   |
| 9番  | 北 山 正 樹 君 | 10番 | 坂 本 秀 則 君   |
| 11番 | 石 原 武 義 君 | 12番 | 岩 下 和 高 君   |
| 13番 | 大 塚 昇 君   | 14番 | 川 俣 鐵 也 君   |
| 15番 | 上 田 茂 政 君 | 16番 | 小 林 久 美 子 君 |
| 17番 | 甲 斐 榮 治 君 | 18番 | 渡 邊 裕 之 君   |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行 徳 君  
書 記 山 川 眞 喜 子 君  
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                       |           |                          |           |
|-----------------------|-----------|--------------------------|-----------|
| 町 長                   | 後 藤 三 雄 君 | 副 町 長                    | 井 手 義 隆 君 |
| 教育委員会委員長              | 曾 我 惟 雄 君 | 教 育 長                    | 赤 峰 洋 次 君 |
| 教 育 次 長               | 桐 陽 介 君   | 総 務 部 長                  | 吉 野 邦 宏 君 |
| 福祉生活部長                | 實 取 初 雄 君 | 産業建設部長兼<br>商工振興課長        | 松 本 洋 昭 君 |
| 会計管理者兼<br>会計 課 長      | 山 崎 謙 三 君 | 総 務 部 審 議 員 兼<br>総 務 課 長 | 吉 川 義 則 君 |
| 総合政策課長                | 阪 本 浩 徳 君 | 兼選挙管理委員会書記長<br>財 政 課 長   | 東 桂 一 郎 君 |
| 税 務 課 長               | 阪 本 章 三 君 | 人権教育・啓発課長                | 高 木 定 伸 君 |
| 総務部審議員兼<br>東部町民センター所長 | 平 野 葉 子 君 | 福 祉 課 長                  | 西 本 一 浩 君 |
| 福祉生活部審議員兼<br>子育て支援課長  | 宮 本 義 雄 君 | 福祉生活部審議員兼<br>健康・保険課長     | 佐 藤 清 孝 君 |
| 介護保険課長                | 市 原 憲 吾 君 | 町 民 課 長                  | 酒 井 章 彦 君 |
| 西部支所長                 | 服 部 誠 也 君 | 産業建設部審議員兼<br>農 政 課 長     | 志 垣 敏 夫 君 |



建設課長  
産業建設部審議員兼  
環境生活課長兼  
下水道課長  
学務課長  
図書館長

小野秀幸君  
今村敬士君  
士野公典君  
矢野信哉君

都市計画課長  
総務課長補佐兼  
総務法制係長  
生涯学習課長兼  
中央公民館長  
農業委員会事務局長

大山陽祐君  
中島秀樹君  
古賀直之君  
川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 皆様おはようございます。

本日はお忙しい中、たくさんの傍聴の方に来ていただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。議員番号3番、公明党の西本友春です。

明日3月11日は、東日本大震災から5年目となります。震災で亡くなられた皆様の御冥福と関係の皆様にお悔やみ申し上げます。全国で約18万人の方々が避難生活を余儀なくされている現状です。災害に遭われた方々の一刻も早い心の復興を心よりお祈り申し上げますとともに、今でもあるとされる福島風評被害がなくなることと、震災のことを風化させないように私自身も努力してまいりたいと思います。

今年は、マイナンバーの本格的稼働及び18歳からの選挙権が認められての初めての参議院選挙が7月に予定されていることから、今回の質問を取り上げさせていただきました。

それでは、質問席に移動させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、マイナンバーについてお伺いいたします。

3月6日のニュースで、熊本市が6万枚、現在74万ということで8%の交付の、熊本新聞、後見たんですけど、記事はどこにも載ってなくて数字が間違っていたら申し訳ございませんが、8%となっております。総務省は、個人番号カードの申請件数が1月20日までの集計で約730万枚となったことを明らかにいたしました。また、2月22日に公表された日本の人口は1億2,681万人となっており、人口比でいくと5.8%の普及率となっております。

株式会社V S Nが昨年11月27日から30日にかけて、全国男女20代から60代の有効回答数1,111名に対し、マイナンバー通知の内容確認とカードの交付状況について調査した結果、個人番号カードの申請を既に済ませたという人は14.4%の調査結果となっていました。菊陽町の現状は、6%の申請数となっておりますが、難しい質問ではございますが、普及は何%を目標にしているのか、また普及対策はどのように考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） おはようございます。

マイナンバー制度についての御質問にお答えします。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの菊陽町の普及目標についてでございますが、国におきましては、内閣官房の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT総合戦略本部）のマイナンバー等分科会の資料の中のマイナンバー制度利活用推進ロードマップ（案）には、平成30年度に国民の3分の2に当たる8,700枚との記載がございます。熊本県におきましては、県全体及び個別に市町村ごとの目標値の設定はしていないと聞いておりますし、菊陽町においても特に目標値の設定はしておりません。国は、ワンカード化、個人番号の健康保険証としての利用などの促進により、個人番号カードの普及率も上がるものとの考えから目標値の設定をしているようですが、町が行う業務内容から判断して、独自の目標値の設定は必要ないのではないかと考えております。

また、町の今後の個人番号カードの普及対策としましては、今後とも町広報紙、ホームページ、窓口のチラシなどにより、カード取得の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどの株式会社V S Nの調査結果では、申請していない人の34%がいずれ申請する予定と回答しております。数値化すると、20代から60代の人では43%の人が申請予定となっています。また、兵庫県のデータで申し訳ありませんが、住基カードにコンビニでの証明交付機能を追加していた西宮市と三木市は、人口に対するカード累計交付の割合が20%を超えていた実績があります。その実績を参考に、町としての目標設定をされてはいかがと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 今のところは県の方も行っていませんし、目標値の設定までは考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） それでは、普及対策というところで、広報紙と言われてましたが、先ほどの同様にV S Nの調査結果では、申請が面倒と14%の人が回答しております。私も実は先日、窓口で申請を済ませていました。実際、写真を撮ってきて張ってからでないと申請ができませんので、張ってから申請はいたしましたけれども。

兵庫県の加東市は、昨年12月から今年2月にかけて、市内56か所で制度の説明会を開催。開催中には、同カード交付希望者の顔写真を無料で撮影し、その場で申請手続を済ませてもらっており、そのサービスで1,339人が申請されたとのことでした。

また、同市は、国からもプレッシャーがあるが、カード普及しなければ制度の恩恵が市民に届かないので積極的に申請を後押しすることにしていると聞いております。また、西宮市、芦屋市なども市役所などで顔写真を無料撮影、申請手続を済ませてもらい、後日カードを自宅に郵送する方式も選べるようにして、申請や交付の煩雑さを軽減に取り組んでいると記事にございませ

た。

また、隣の大津町では、デジタルカメラで職員が撮って申請を受け付けています。菊陽町では顔写真は撮ってはいただけませんので、逆に言うとほかの行政においては、そういうことをして普及を目指しておりますが、菊陽町で今、1階でマイナンバーカードの受付をやっておりますが、住民の方が来られたときに、写真を撮ってない方に対してそういうサービスを提供したらどうかと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 先ほど議員もおっしゃられたように、大津町の方では写真を撮るサービスを行っておりますけれども、郡市4市町で構成する窓口協議会におきましては、ほかの合志市、菊池市は実施しないような方向でしたので、本町もその方向でやっておりますし、また1階の受付窓口の横にはパスポートの交付窓口も設けておりますけれども、そちらの方との関係もございますので、今のところまだ写真の無料化については考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 某メーカーの証明写真機でマイナンバーカードの申請ができるようになってるのは御存じかと思いますが、全国の都道府県でその写真機がございます。また、熊本県では9か所、菊陽町でもイオンの菊陽店の北側の入り口のところに写真機がございます。それは、申請する人が通知カードを持って行って、その写真機で写真を撮れば自動で受け付けをしてくれるというものがございます。逆に言うと、最低でも窓口に来られた方で写真がない方には、そういうこともございますというような案内をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） そういう説明も今後していきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） では、そういうふうにぜひ改善をしていただきながら、やはり普及率が上がるような施策を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目のコンビニ交付についてお尋ねいたします。

コンビニ交付の大半は土日、祝日を含め、午前6時半から午後11時まで全国4万7,000店舗で取得できるサービスですが、国としては特別交付税でシステム構築の2分の1、上限5,000万円を補助して個人番号カードの普及を目指しておりますが、導入するとしたら初期投資はどれぐらいになる予定かお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 各種証明書のコンビニ交付についてでございますが、御承知のように証明書のコンビニ交付サービスとは、個人番号カードまたは住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機、いわゆるキオスク端末で住民票な

どの各種証明書を取得できるサービスでございます。その実現には、庁舎内に証明書発行用の専用サーバーを新規導入し、このサーバーとJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に構築された証明書交付センター内の専用サーバーにLGWAN回線（行政専用のネットワーク回線）で接続する必要がございます。また、庁舎内におきましても、証明書発行用サーバーと既存のシステム、住基、戸籍等を連携する必要があります。コンビニ交付を実施するための初期投資の額でございますけれども、住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明を行うとした場合、システム構築費用などに約5,300万円かかります。また、ランニングコストとしまして、J-LISに年間100万円の運営負担金、町のシステム保守料としまして、月額27万円、年間324万円、コンビニエンスストアに証明書1通当たり123円の委託手数料がかかります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） コンビニ交付で取得できる証明書の書類は、住んでいる市区町村の証明書で6項目がございますが、市区町村により取得できる証明書の種類が異なるとされております。また、今後は住所地と本籍地が異なる住民の方でも本籍地の戸籍の証明書が取得可能となる予定となっておりますが、菊陽町で提供するとなった場合、コンビニで取得できる証明書はどのように考えているか回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） コンビニで取得できる証明書はどのようなものと考えているかということでございますけれども、住民票、印鑑証明、戸籍証明、税証明が可能でございますけれども、どこまで実施するかでシステム構築費用が変わりますので、今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） では、全国では参加市区町村、28年3月1日現在ですが、179市区町村、今後の参加予定を含めた参加市区町村は185市区町村となっており、熊本県においても既存の益城町、2月1日の菊池市、2月8日の山鹿市、3月1日の熊本市、合志市は時期未定、人吉市が検討中ということで、予定が6市町となっております。

菊陽町としては、現時点でのコンビニ交付導入をどのように考えているのか、回答をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 現時点でのコンビニ交付導入をどのように考えているかということでございますが、菊陽町では日曜開庁も行っており、どこの市町村におきましても郵便請求や委任状による取得も可能でございます。しかし、コンビニ交付が、先ほど議員もおっしゃられましたけれども、27年度中には全国で185市町村が実施予定であり、熊本県では益城町、菊池市、山鹿市、熊本市が実施しております。また、28年度中には、八代市、宇土市が実施予定で

す。

コンビニ交付を導入し、市の利用率が上がれば、窓口の混雑の緩和や職員の事務負担の軽減、住民サービスの向上につながると思われますが、導入市町村、近隣市町村の対応状況を参考にし、また菊陽町の状況と比較、考慮をして、費用対効果、個人番号カードの普及状況、個人番号の利用拡大など、総合的に検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 現代社会は仕事も多様化しており、勤務形態もさまざまとなっております。先ほども述べましたように、コンビニ交付は土日、祝日を含め、午前6時30分から午後11時まで利用可能です。まさに現代社会において不可欠なサービスと思います。また、菊陽町は若い世代も多く、コンビニは若者にとっては身近な存在でもあります。先ほど言われましたように、住民サービスの向上、窓口の混雑解消、担当人員の削減にもなるということをおっしゃったので、ぜひコンビニ交付の導入の実現を提案いたしますが、今検討中とございましたが、今年度中に結論を出す予定かどうか、町の考えを伺います。

○議長（渡邊裕之君） 町民課長。

○町民課長（酒井章彦君） 今後検討してまいりますので、今いつから始めるとかというところは、まだ今からでございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ほかの行政も確認しながらということでございますので、最低でも29年度中にはコンビニ交付の導入を提案いたします。

それでは、続いて夏の選挙のことについて、投票についてお伺いいたします。

今年の夏の参議院選で、熊本県選管と大津町選管は、大津高校と翔陽高校の県立2校に期日前投票所を設置することを明らかにいたしました。18歳選挙権の啓発など、主権者教育の一環として企画した総務省によると、高校に期日前投票所が設置された例は報告がなく、全国初と見られており、県選管は県内の市町村選管へ高校への投票所設置を呼びかけ、大津町選管が応じた期日前投票の期間中の一日を選んで、両校に投票所を半日ずつ開設して、同町選管が職員を派遣する。生徒だけでなく、周辺住民の投票も受け付ける。町外から通う生徒は不在者投票をできるようにするとのことで、大津町選管によると、今年の夏の参議院選で18歳以上の生徒は両校の3年生の4分の1に当たる150人程度と見られている。投票率への影響は限定的だが、担当者は人生初めての選挙でちゃんと1票を投じ、投票をこれからの人生の習慣にしてほしい、親や家族への啓発にもつながると狙いを語っていますが、大津高校、翔陽高校における期日前投票について菊陽町はどのように考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） おはようございます。

ただいまの御質問についてお答えしたいと思います。

大津町選挙管理委員会は、夏の参議院選挙の期日前投票と不在者投票を大津高校、翔陽高校に設置することとしております。これは、選挙年齢が18歳以上に引き下げられることを受け、新たに有権者となる高校生が投票しやすい環境を整えるため、熊本県選挙管理委員会の公募に応じたものでございます。

大津町選挙管理委員会によりますと、参議院選挙までに18歳となる両校の生徒数は、議員は150名と言われたんですけども、150名から180名になる見込みということです。期日前投票については、先ほどおっしゃられたとおり1日限りで、午前、午後に分けて投票所を設置するというものでございます。大津町に住所を有する両校の生徒と地域住民も投票できるようにする考えでありまして、また町外在住の生徒も投票できるよう不在者投票所も設けるということでございます。

近年は、年齢が下がるほど投票率が低下傾向にあり、最初の選挙で投票の習慣を身につけるということで、意義ある取組であり、菊陽町選挙管理委員会としましても、結果についてどのような効果があるのか関心を持って見てみたいと思っております。

また、本町には高校はありませんが、小・中学校等において出前授業を行うなど、さまざまな機会を捉え、主権者としての意識や知識の向上に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私の趣旨は菊陽町の選管も大津町の選管と協力して期日前をやったかどうかという趣旨だったんですが、今の回答からすると、一応そこには行かないということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 選挙管理委員会の職員としては、こちらの事務がございましてそこには行けませんけれども、選挙管理委員会の委員さんが4名おられますので、どなたか行っていただけるならというふうなところで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 選挙管理委員の方が行かれるということは、結果的にそこで生徒が投票できるのでしょうか。よく理解ができないので、そこを説明お願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） あくまでも期日前投票というのは大津町がやりますので、菊陽町選管が携わるというものではございません。ただそれを見守りに行くというようなところで考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほど不在者投票を行いますということだったんですが、不在者投票はどのような形で、菊陽町の大津に通う高校生はどのようにしたらよろしいのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 通常の不在者投票ということであれば、当然不在者投票期間中に菊陽町内に在住してないから不在者投票を行うというようなシステムになっているかと思っております。具体的に申しますと、例えば病院に入院されてる方、長期的に出張されて菊陽町を外されてる方、そういう方が対象になるかと思っております。私どもも県の選管、大津の選管にも尋ねたんですけども、どういうぐあいでやるのかというのは、具体的な提示はあっておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私は、不在者投票の手続を教えていただきたんですけども、どのような手続をすればできるかということです。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、高校生が不在者投票者に当たるかというのは私たちも疑問に思っておりますので、県の方に問い合わせしております。ただ、通常手続を行う場合は、菊陽町の方に不在者投票用紙の請求を行います。請求を行って、私どもの方で投票用紙を請求先の方に送らせていただきます。それを、そこで投票していただいて、菊陽町の方に再度送り返してもらうというような手続になります。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ありがとうございます。今手続はお伺いしましたけれども、正直言って高校生がそのような手続をするとは到底思えません。現在、両校の新3年生は577名で、そのうち大津の中学校出身者が117名、菊陽町の出身者が113名と、ほぼ同じ比率となっています。また、夏の参院選で新たに選挙権を得る18歳、19歳の若者のうち、春に進学や就職で転居した人たちが投票できなくなってしまう、その空白を解消するための改正公職選挙法が1月28日に成立しており、若者に対する投票率アップ対策として菊陽町も努力をしているとPRするためにも、両校における菊陽町在住の高校生のための期日前投票を大津町と連携して実施していただきたいと提案いたしますが、再度考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 先ほども申しましたとおり、期日前投票の手続というのはございます。その要件というのもございますので、その辺は見きわめながら県の選管とも協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） できるだけ実現していただくよう、私は提案を申し上げます。

政府は、選挙の当日に指定された投票所のほか、居住する市町村の駅やショッピングセンターなどで投票できるようにする公職選挙法改正案を近く国会に提出し、3月末までに成立させ、夏の参議院選での適用を視野に入れており、実現すれば二重投票を防ぐため、各投票所はオンラインで結び情報共有を図る必要がありますが、有権者には選択肢が増える利点がありま



す。市区町村としては職員確保などの対応が求められることから、判断は市区町村に委ねられますが、菊陽町には大型のショッピングセンターゆめタウンがあります。ゆめタウンへの選挙当日の投票所設置は、町はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 御質問のゆめタウンへの投票所の設置は考えられないかということでございますけれども、本町の投票所は平成18年6月に、それまでの16の投票所から現在の10投票所に見直しを行っております。また、平成28年3月27日の熊本県知事選挙から、第7投票所をこれまでの武蔵ヶ丘コミュニティセンターから光の森町民センターへ見直ししております。御質問のゆめタウンへの投票所設置ということでございますけれども、これは昭和44年でございますけれども、自治省の選挙部長通知で、選挙人の数がおおむね3,000人を超えるものにあっては分割を行い、規模の適正を図るという通知があっており、このことが一つの投票所の設置基準ということになります。

平成28年3月9日現在の菊陽町選挙人名簿登録者数は、3万941人、これは今日の新聞にも出てたかと思っておりますけれども、現在の10投票所で大体適正ではないかというふうに考えております。新たな投票所を設置する場合、物の手配、人の手配が必要となること、またゆめタウン光の森のような大勢の集客がある場所等では営業活動の支障になりはしないか、投票事務の混乱を招くのではないか、投票スペースの確保ができるのか、このような事柄を危惧するところでもあります。当然、選挙管理委員会といたしましても、有権者の投票活動への利便性向上について認識しておりまして、委員会の中でもこのことについて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、有権者になるべく投票に行っていただくように選挙公報の配布、大型店舗での啓発活動など引き続き実施していくとともに、当日選挙に行けない人は期日前投票もできますので、このことについても周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

このようなことから、現時点においてはゆめタウン光の森への投票所設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 政府が方針を決めた後は、またもう一回検討が必要かと思っておりますが、前回の統一地方選において菊陽町の投票率は49.36%、過去のどの選挙よりも一番下回ってました。投票率低下傾向の歯止めと投票機会の拡大のためにも、公職選挙法が成立したときはゆめタウンへの投票所設置へ向けての取組をするのが菊陽町の課題だと考えておりますので、実現に向けた前向きな検討を要請いたします。

では、続きまして投票率アップのための対策として、18歳選挙権も見据えて全国の大学で期日前投票が検討されており、菊陽町においても尚綱短期大学があると思ひ、電話で確認をさせていただきました。これは情報提供になりますが、取組については、取組は可能だが施設の利

用は有料。施設利用は、日中は講習等で利用するには夕方からにしかないと。学生の状況を確認しました。学生寮は菊陽町にあるが、人数は30名程度で、住民票の異動を行っていない生徒が多い。それから、学生寮以外では、菊陽町に住所がある人は二、三十名程度ということでございました。私自身これを確認した時点では、やはりここでの設置は厳しいかなと思います。これは情報提供です。

昨年の町議選では、特に新興住宅地での投票率が悪かったのと、地域住民の方から光の森町民センターでの期日前投票の設置希望の声を多く頂戴しております。光の森町民センターへの期日前投票所設置をどのように考えているのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） 御質問にお答えいたします。

期日前投票については、従前の不在者投票と比べて投票手続が簡素であることに加え、投票所設置の期間、時間帯の設定について自由度が高いことから、平成15年の制度創設以降、投票率は順調に伸びてきております。このようなことから、町選挙管理委員会では、投票率の低下傾向に歯止めをかけるため、投票機会の拡大を図るなど投票環境の整備について検討しているところでございます。光の森町民センターへの期日前投票所設置も検討項目の一つでございます。国においても、有権者が投票しやすい環境を一層整備し、投票率の向上を図っていく観点から、地域の実情に応じた期日前投票の投票所の効果的な設置などに対し、必要となる経費について新たに手当ですとしております。

しかしながら、町内2か所で期日前投票を行う場合は、議員もおっしゃられていたとおり、二重投票を防ぐために、投票所をオンラインで結び情報共有を図る必要があることや、正職員を含めた人員確保などの対応が必要となります。このため、期日前投票を新たに設置するかどうかや設置場所については、市区町村の判断に委ねられているのが現状でございます。町選挙管理委員会としましても、設置場所、設置日、設置時間など慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 先ほどの回答の中で、二重投票を防ぐためのオンライン化とそれから職員の派遣というようなことが一つのネックみたいにおっしゃっていましたが、光の森町民センターは、既に行政機関の一環となっておりまして、オンライン化するには何の支障もないかというふうに考えて、また職員もいますので、その部分は何の支障もないかと思いますが、そのところについてどうお考えかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（吉川義則君） システムのオンラインはできておりますけれども、二重投票を防ぐための新たな選挙システム構築は必要かと思っております。あわせまして、光の森町民センターで行っております職員はあくまでも支所業務をやっている職員でございまして、選

挙事務については新たな人員の配置が必要かと思っております。その辺の手だても踏まえたところで検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 多くの住民の希望の声が多いということを踏まえていただきながら、できるだけ前向きに検討を進めていただきたいというふうに要求いたします。

それでは、続きましてファミリー・サポート事業についてお尋ねいたします。

28年度施政方針の中の地域、福祉の充実では、社会福祉協議会への支援強化と連携を図るとされています。菊陽町の利用会員等は、大津町、合志市と比べると少なく思えるが、利用会員、協力会員、両方会員の数と利用状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問の内容につきましては、後で担当課長の方からお答えしますが、私の方から1つお答えしておきたいと思っております。

本町では、核家族化の進行など家族形態の変化、就業形態の多様化など、子育てを取り巻く環境の変化と多様な子ども、子育て支援のニーズに対応するために「親子の笑顔がひかり輝く子育て安心のまち きくよう」を基本理念に掲げまして、各市の子ども・子育て支援策を展開しているところであります。

すなわち、教育や保育施設での子ども・子育て支援をはじめ、地域子ども、それから子育て支援事業としまして、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの実施をしまして、家庭と地域、行政、福祉、教育施設、事業所等が連携して、一体となって子ども・子育て支援策に取り組んでいるところであります。

御質問のファミリー・サポート・センターの事業につきましては、地域住民の皆様の協力のもとに地域全体で子育て家庭を支援する福祉サービスの一つであります。協力会員の皆様には大変感謝いたしますとともに、今後も多くの地域住民の方々に御協力いただきまして協力会員として登録され、子育て世帯が希望される預かりや送迎などの支援が実施できるように、制度の周知や充実を図っていく必要があると考えているところであります。

御質問に対する答弁につきましては、先ほど申し上げましたように、この後子育て支援課長の方から答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、議員御質問のファミリー・サポート・センター事業でございますが、この事業は、子育て世帯で子どもの預かり等の援助を希望する人を利用会員、そして援助を行う人を協力会員として登録しまして、協力会員の人的サービスに対して利用会員は協力会員に一定の利用料金を支払うシステムであります。

本町では、平成25年5月から利用者の負担軽減と利便性の向上を図るため、従来のキャロッ

トサービスを開園しまして、子育て支援をファミリー・サポート・センター事業として町社会福祉協議会に委託しております。利用会員と協力会員の橋渡しをします事務局は、町のボランティアセンターの中にあります。今年2月末日現在の登録者数は、利用会員が434人、協力会員が53人、両方会員が40人となっております。援助内容は、保育所、学校、学童クラブへの児童の迎え、あるいはその後の預かりなどございまして、昨年4月から今年1月までの10か月間で、利用件数が800件、月平均でいきますと80件の支援サービスが実施されている状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 大津町も合志市もファミリー・サポートの情報は行政のホームページから検索できるようになっていますが、菊陽町のホームページから検索しても情報はありません。合志市はファミサポ通信を定期的に発行したり、会員募集のパンフも作成しております。合志市の協力会員は276名となっております、非常に格差がございます。協力会員の増員及び利用者の推進はどのように行っているのか、回答をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今の議員の御質問にお答えいたします。

本町では、協力会員の増員を図るためにボランティア養成講座を開催しまして、昨年4月から今年2月までに9人増えております。協力会員の募集につきましては、町や町社会福祉協議会のボランティアセンターの広報紙等に掲載しまして、人材の発掘と養成を行っているところであります。

また、利用の推進につきましては、先の広報紙のほかに乳幼児の健診時にチラシを配布してPRに努めております。今議員がおっしゃったように、大津町、合志市とは少し協力会員との差がございますので、また町のホームページ等も生かしているいろいろ工夫しながらしっかり協力会員を増やしていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 子育て支援は非常に大事なことでございますので、ぜひ協力会員が増えるような形を検討していただきながら進めていただきたいというふうに要請をいたします。

協力会員さんが子どもを預かる場合、小さいお子さんの場合は、部屋を整理して安全を確保しなくてはなりません。預かりたくても預かることができないケースもあります。現在、児童館利用は可能となっていると伺っていますが、自宅以外の町の施設での預かりの可能性について町はどのように考えているのか、お答え願います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたしま

す。

ファミリー・サポート・センター事業は、原則として子どもの預かりは協力会員の自宅としておりますけれども、やむを得ない場合は自宅外も認めておりまして、今、西部町民センターにあります児童館を利用して預かる場合があります。児童館以外の町立の幾つかの施設におきまして、現在、地域子育て支援拠点事業を実施しておりまして、ファミリー・サポートの子どもを預かりながら参加することが可能かどうか、実施事業の目的あるいは利用者要件を踏まえまして、事業を委託しております法人等と今後協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ話を進めていただいて、協力会員となる人が自宅以外でもそういう利用が可能となれば、預かる機会も増えてくるかと思っておりますので、そのような方向での推進をお願いいたします。

菊陽町の現在の依頼会員の利用料は、平日の午前8時、午後7時まで500円、協力会員受領額800円、平日の早朝、夜間、土日、祝日の終日は依頼会員700円、協力会員受領額900円となっています。

28年度の施政方針の中で、子育て支援の充実について総合的に展開していくとされております。利用料金の負担軽減ができないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えします。

本町に隣接します2市2町の平日1時間当たりの利用料金を比較しますと、大津町が300円、合志市が350円、そして益城町が500円、そして熊本市が600円でありまして、本町は先ほど議員がおっしゃったように1時間500円ということで、益城町と同額であります。

町の利用料金は、保護者の方の大切なお子さんを一定時間責任を持って世話するサービスとして妥当な負担水準であり、現在の利用料金を引き下げるとことは町としては考えてはおりません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 利用料金はいいんですけども、町の負担額、いわゆる一般の方から500円をいただいているのを例えば400円にできないか、要は町があと100円負担できないかという。

先ほど利用者数、10か月800件と、年間にすると960人という形になります。100円の減額で約10万円になります。町の方は負担となりますが、ぜひ子育て支援の充実という部分から取り組んでいただきたいと。負担額はそんなに大きくないんでいただきたいと思いますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 利用者負担については先ほど申したところ

なんですけども、利用料金については、利用料金と人的サービスをしめる協力会員の報酬との差があります。菊陽町の場合は、利用料金500円に対して300円を町が負担します。それで、受け取りは協力会員さん800円です。協力会員が受け取る報酬と利用料金との差を今から隣接の分で比較したいと思いますけど。それぞれの町、市が負担してる金額としましては、大津町と同じで菊陽町も300円の町助成です。合志市の場合は、350円が市の負担を上乗せでしてあります。その一方で、熊本市、益城町は、利用料と報酬に対しては全く同額ですから、熊本市の場合は利用料が600円利用料がかかって、協力会の報酬も600円ということですから市の負担はありません。

ですので、菊陽町、大津町、合志市は上乗せをやっているというところで、それとあわせて、もう一方の視点で考えていただきたいのは、受け取る側の報酬をする、協力会員の報酬は菊陽町が一番高いんです。菊陽町が800円、合志市は100円安くて700円、大津町はさらに安くて600円、熊本市も600円です。そういったところで、利用料金の考えと、あとは協力会員の受け取る報酬、そういったところも総合的に考えていく必要があると思いますし、町が一般財源の中で1回の利用で300円分を負担をしております。そういったところでいくと、隣接2町の中では決して引けをとるものではないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 平日の部分はあれなんですけども、平日の早朝、夜間、または土日、祝日においては依頼会員が700円の負担、それから町からの助成は平日が300円に対して今度は200円と少なくなっており、協力会員さんは900円を受け取るようになってはいるんですが、先ほどからよその市町村で協力会員がもらうのが一番多いとは言っていないんですが、逆にほかのところは負担額、合志市は350円負担をしているわけですので、せめて平日の利用料金が変わらないのであれば、早朝、土日、祝日の700円の依頼料金を、町の負担額が200円しかないんで、これは逆に言うと、通常の300円なり400円を負担していただきたいというふうに提案いたしますが、町の考えはいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 利用料金等については、いろんなところでほかの市町村との比較がありますので、今の分については議員からの要望ということで、また今後考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） ぜひ取り組んでいただきたいと。

それではもう一つ、町や国もひとり親家庭への就業支援や経済的支援等を行っております。

平成27年4月の厚生労働省の発表では、年収の平均、一般女性の所得が269万円に対し、母子世帯は181万円、また一般世帯の男性所得507万円に対して、父子世帯は360万円となっております。

ります。いずれもかなりの所得格差となっています。ファミリー・サポートの利用料金については今後検討されますが、ひとり親家庭への経済的支援としてさらなる負担軽減はできないか、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。今言われましたひとり親家庭のところは、母子家庭のみならず父子家庭もあり、所得階層は低所得者だけではございません。また、ファミリー・サポートは有償ボランティアによるもので、利用時間が30分から1時間程度の支援活動が大部分であります。そのため、一般の子育て支援サービスに比べて非常に短い時間となっております。そしてさらに、本町を含め隣接市町の利用料金は、複数の子どもを預かる場合、2人目以降は半額になっておりますけれども、ひとり親家庭や市町村民税の課税状況の違いにより軽減する措置は講じていない状況であります。

ですから、以上のことからひとり親家庭を対象としました利用料金の負担軽減は困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） できるだけひとり親家庭への負担がないような社会を構築していただきたいというふうに、私からは要請をさせていただきます。

それでは、最後になりますが、緊急サポート事業について。

今回の熊本市との連携中核都市圏の締結で、熊本市に通う人の病児保育が可能となります。また、合志市に通う人も既に合志市での病児保育が可能となっておりますが、菊陽町では現在では可能となっていません。町としては平成29年度に病児保育もしくは病後児保育の施設建設を目指しているところですが、施設建設と併用して現在菊陽町には緊急サポート事業は行っていないが、必要性和今後の町の方針はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えします。

今の議員が言われました緊急サポート事業は、病児・病後児の預かり、あるいは早朝、夜間等の緊急時の預かり、あるいは宿泊を伴う預かり等の援助活動でありまして、熊本県内では熊本市、合志市、宇城市、嘉島町、甲佐町の計5市町が実施してる状況であります。一方、本町では町民人口が増加する中で、協力会員として子育てを支援する人材がまだまだ不足しておりまして、協力会員候補としての経験や資格、あるいは意欲や熱意を持った人材の発掘と養成に努め、さらに利用実績を増やす取組が、今後重要な課題となっております。

また、緊急サポートでニーズが最も高い病児・病後児の預かり、送迎につきましては、一般のサービスに比べ協力会員の確保が難しいという面もあります。

以上、こうした課題を解決しながら、ファミリー・サポートのサービス提供体制の基盤を構

築し、町民の方のニーズと隣接市町のサービス内容を踏まえまして、町子ども・子育て会議での議論を経て、緊急サポート事業の方向性を決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君。

○3番（西本友春君） 私もこのことについて、合志市とかをお伺いさせていただきながら、病児保育施設とか緊急ファミサポの現状を確認したところ、今まで預かったお子さんはほとんどが病児の部分でお薬とかを持ってきてるお子さんでございますので、今までの中で1回だけどうしても熱が下がらなくて病院に連れていったケースはありましたということはお伺いしております。そういう部分では、いろいろ預かる側の不安とかそういうものはございますが、実績としては、きちんとしたお薬も持って預かるというのが前提になっておりますので、今後とも町としましては、先ほども言いましたように菊陽町だけが今できてない状況のような形になりますので、29年度の施設建設とともに緊急ファミサポ事業に対して前向きな検討を要請することで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 西本友春君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時59分

再開 午前11時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 皆さんおはようございます。

日本共産党の小林久美子です。町民の皆さんを代表して一般質問を行います。

今日は、傍聴の方もたくさんいらしてましてかなり緊張していますが、しっかりと皆さんの声を届けていきたいというふうに思っています。

菊陽町は今、第5期総合計画で後期基本計画を策定をされて、恐らく3月中にできるということなんだと思いますが、その中でも子育て支援の充実のところ、特に病児・病後児保育の充実や学童クラブきくよの運営支援による学童保育の充実など、前期、今までの計画から追加となる計画が策定される予定です。また、町長の平成28年度の施政方針の中でも、かなり福祉の面に力を入れていただいております、1つは地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備を今年の11月の開設を目指してやることや、学童保育についても拡充をしていきたいということと施政方針でも触れられています。

私は、今日は特に子どもの医療費についてと西小学校の学童保育について、また学校図書司書の待遇改善について、3つの通告をしておりますので、その点について質問をしていきますが、その前に少し、今こういうふうに町が計画をして進められているとき、そして菊陽町はと



でも人口も増えていまして、町の行政報告を見ましても増加率は県内で一番高くて全国でも16番目で、人口4万人以上の市町村では全国5番目の高さということで、また子どもの数も多く本当に誇れる町、誇れるというかそういうふうには人口が増えているので、それに対応する施策をどんどんしていかなければいけない状況ではないかというふうに思っています。

ただ、私の身の回りを見てみますと、私と同じ年代の人は、子どもの教育費でトリプルワークをしています。お昼も働いて、間で例えば宅急便の会社とかそういうところに行って、後はパチンコ屋の掃除に行くとか、本当に3つ働かないと子どもの教育費が払えない。そういうことで頑張っている、本当に体が大丈夫かなと思うんですけども、そういう身近な人もいます。私たちの暮らしはどうでしょうか。

昨日、報道ステーションでも言っていました。小さな子どもを抱えたお母さん方が、例の「保育園落ちた日本死ね」という今問題になっている、これは1歳になる息子を持つ30代前半の女性の方がネットで、一億総活躍社会というけれども自分は働けないじゃないかという悲鳴にも似たネットを投稿して、それが国会でも取り上げられましたけれども、安倍首相が、それは匿名じゃないかというふうに答弁をされたので、それがまた怒りに火を注ぎ、お母さん方が署名を集めて昨日国会で首相に提案をされるというのがありました。そういうふうに、私はある意味では女性の方が自分たちの意見をしっかり言える、本当に増えてきたんじゃないかなと思って、本当は心苦しいんですけども、その辺では頼もしいなというふうに思いました。

「保育園に落ちたのは私だ」という多くの女性が名乗りを上げて、国会前では連日女性らによる抗議のスタンディングが行われています。

今日の質問でも図書司書について取り上げますが、私はフェイスブックをしていますけれども、SNSで見ますと、「図書司書をやめたのは私だ」と、これは菊陽のことではないんですが、本当に図書司書の方も低賃金で、そういうのがネットでささやかれています。また、「保育士をやめたのは私だ」と、低賃金で生活ができないという声が広がっています。女性が輝く社会というふうに今言われていますが、本当にそうなっているのだろうか。やっぱりまだまだ改善が必要ではないかという視点で今日は取り上げて、質問も行っていきたいと思えます。

質問の内容につきましては、質問席の方から質問をさせていただきます。

続いて質問しますが、1つは子ども医療費についてです。

子どもの貧困が、今大きな社会問題になっています。子育て支援の充実が求められています。子どもの貧困では、私が聞いたところによりますと、夏休み明けに子どもが学校に通ってきたら体重がすごく減っていた。それから、子どもの貧困率は6人に1人が貧困状態で貧困率16.3%、今社会問題としても大きくクローズアップされています。その一方で、何とか支援をと、子ども食堂の取組も広がっています。熊本市内は10か所を超えているそうです。こういう子ども食堂などは、自主的に自覚的に応援したいという人が広がっているのかなというふうに思えます。中でもひとり親世帯の貧困は深刻です。特にひとり親世帯でも、就労している母子世帯の方が貧困率が高いということも言われています。私は今日は子ども医療費について、こ

ういう子どもの貧困が大きな問題になっているときに、医療費については皆さんも御存じのとおり12月議会で決まったんですけれども、今まで町外の病院にかかっていた場合は、一旦役場に届け出をして償還払いをしなければいけなかったのが、町の対応で現物給付ができるようになりました。このことは、私も数年間保護者の方と一緒に運動し、町にも要望を届け、本当に実現できてよかったなというふうに思っています。これは、町内の医療機関の方も随分手間が省けるということで喜ばれているというふうに聞いています。しかし、その一方で4歳から中学3年生まで月500円の自己負担が追加されました。その理由として、町長も財政的な問題で、地方税収の3%枠におさめる、おさめたいということでこの提案をということでした。また、はしご受診を予防したいということも言われましたけれども、菊陽町は子どもの数が急激に増えていますので、当初は7,000万円、8,000万円の子どもの医療費の助成額でしたけれども、平成26年度は1億9,351万1,000円、約2億円近くを子ども医療費の助成に今まで使ってきたということです。500円の自己負担の理由は、これから高齢者の対応も必要になってくるので、またほかの子育て支援も大事にしたいということでしたけれども、今回国民健康保険税の法定外の繰出しも要らなかったかなというように思いますので、いろんな財源を工夫してやってほしいというふうに思って、この問題を取り上げています。

特に自己負担は、一体町の自己負担は28年度はどのくらいの予想がされるのかということで課長にお聞きしましたところ、大体2,500万円、皆さんが500円払う分は2,500万円であると。2,500万円から2,700万円ぐらいになる可能性もあるんですけれども、そういう状況です。二千数百万円をどういふところから財源を持ってきて無料にできないかということも議論していきたいというふうに思います。

その一方で、町外の現物給付のためには、国保連合会の委託経費が800万円、ここが問題なんですけれども、こういうふうがいいことをすると国がペナルティーをかけるお金が700万円、合わせて1,500万円ですけれども、私はペナルティーをどう考えるかというのが一つ、今度の500円をもとに戻すには大きな財源ではないかなというふうに思っています。

町長は12月議会で、この助成は本当は国や一部県が負担すべきものであるということでおっしゃいました。私もそれは同感です。ただ、お母さん方に意見を聞いてみますと、学校で生徒に500円の負担のことはすぐプリントされて配布されて、とても驚いておられました。その方は、4人の子育て中ですが、冬場などはインフルエンザ、おたふく風邪など子どもが交互に病気になり、本当に今まで無料化は助かったんですけども、自己負担になるとやはり我慢させてしまうのではないかとというふうに心配をされていました。例えば、月の終わりの方に受診して、次もう一回検査の結果をと言われてもなかなかちゅうちょしてしまう、これはまだ始まってませんので、そういうふうにご不安を言われてました。また、菊陽町は子どもの医療費の無料化が進んでいたのに転居してきたけれども、こんなことがあるんですかというふうに私に言われる方もいらっしゃいます。また、3人の子育て中のお母さんは、耳鼻科、歯科などに受診した場合は、それぞれの科で500円ずつ払わなければいけませんので、そうすると本当に大変だ

と。1人の子育て中の方も大変なんですけど、やはりたくさん子どもさんがいらっしゃる方は特に不安を感じておられます。

このように、自己負担の中止、12月の議会で町長が提案されたばかりなのに、なぜこの3月議会でと思われるかもしれませんが、ここは非常に保護者の方の要望が強いところだし、さっきの国会前の子どもを抱きながら来たお母さんじゃないんですけど、一人一人の町民の方が本当にどうなのか、お母さん方、保護者の方がどうなのかというのを私もきちんと知らせて、また意見も聞いて、引き続き考えていきたいということでこの問題を取り上げましたので、再度町長の見解を尋ねたいと思います。

また、ペナルティーについてはかなり国の方も譲歩してまして、これからはペナルティーも見直すという動きもあります。今、地方創生の中の活性化交付金、新たに子ども医療費の無料化をするところにはペナルティーをかけないという動きもありますので、ペナルティーも含めて再度今の時点で町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） まず、小林議員の質問の中で子ども医療費の関係でありますけども、質問の要旨の中に子どもの貧困という大きな社会問題の件が出ておりましたので、その件について私の方からお答えしたいと思います。

子どもの貧困についてでありますけども、最近新聞やテレビで所得格差が広がりつつある中で、子どもの6人に1人が貧困の状況にあるといった報道がされており、低所得者世帯の一部で子どもの育成環境の悪化、また高校や大学への進学率の低下や就職率の低下が懸念されるようになってきたと報道があつてるところであります。子どもの貧困に対して国の方では、子どもの将来が生まれ育った家庭の事情などで左右されないよう、また貧困が世代を超えて連鎖して、子どもの将来が閉ざされることのないよう、国や県の責務を明らかにし、総合的な子どもの貧困対策を推進するために、平成25年6月、子どもの貧困対策に関する法律が制定されました。また、平成26年8月には政府において子どもの貧困対策に関する大綱が策定されまして、子どもの貧困を把握するための指標として、進学率や就職率などの24項目が示され、その指標の改善に向けた重点施策が示されたところでもあります。

基本的には、国や県が子どもの貧困対策計画を定め、貧困な状況にある子どもの進学率や就職率の向上、また親の就労機会の確保など具体的に施策を推進していきますが、町としましても、国や県の対策の状況に注視しながら、町として協力できる項目が示されれば連携して取り組んでいきたいと考えているところでもあります。そういう意味で子どもの貧困問題につきましては、子育て支援策とは別に、もっと幅広く多くの行政や団体がかかわり合って解決に向けて取り組んでいかなければならない問題であると考えてるところであります。

今回、子育て支援の充実として、子ども医療費の無料化を復活してほしいという御質問でありますけども、この点につきましては健康・保険課長の方から答えさせたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

子育て支援の充実として子ども医療費の無料化を復活させてほしいということですが、先ほどおっしゃいましたけれども、12月の議会でも説明しましたけれども、本町では子どもの数が急激に増加している。そして、保育園や学童保育の整備といった子育て支援施設の充実を早急に図る一方で、教育の施設では小・中学校の増築や施設整備の充実なども順次進められております。さらに、今後は高齢者の福祉対策も重要で、地域密着型の特別養護老人ホームなどの施設整備も多大な財源が必要と見込まれることもあり、財政的には福祉や教育に占める予算が大変大きくなってきております。また、本町の子ども医療費は、これまでの実績ですが、平均にすると1か月に約1,650万円の助成を行っています。また、月平均では1か月に4,000人の子どもが病院や薬局に行ってる状況です。一人一人の治療が異なり、一律ではありませんけれども、単純な計算では1人1か月に4,000円程度助成していることとなります。これは本来、親や保護者の皆様が医療費としてお支払いすべき金額ですが、このうち500円を御負担していただき、残り3,500円は町助成金として町が負担しますので、町の負担割合は約87%となります。今回、子ども医療費助成の継続と、県内現物給付の拡大について財政規律をもって見直す中で、保護者の皆様には大きな負担とならない範囲で一部負担金をお願いしたところですので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 先ほどペナルティーのことを言いましたけれども、2015年12月1日に、塩崎厚生労働大臣は定例記者会見で自治体が独自に子ども医療費を助成した際に、国民健康保険国庫補助金が減額される措置、ペナルティーについて厚生労働省の子ども医療制度のあり方等に関する検討会において、今週を目途に見直しの結論を出すと言っています。また、先ほど不正確だったですが、同じ昨年12月15日に地方創生の交付金を医療費助成に充てる場合はペナルティーを科さないと言明した通知を出しています。これでペナルティーが全部廃止されるわけではないと思いますが、ペナルティーを私たちは全廃すべきだというふうに思っていますが、ペナルティーの見直しがあった場合はどのように考えていくおつもりなのか、その点についてお尋ねをします。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） 子どもさん、今、保護者の方に500円を1月お願いするということですが、これは子ども医療費の金額が子どもさんの増加、それから医療費の単価が上がってきますので、その分でかなり子どもさんの数、転入とか、増加以上に膨らんでいっております。その分を抑制したいということでもありますし、1つは県内広域化によって働くお母さん方、お父さん方の……

（16番小林久美子君「ペナルティー、ペナルティーです」の声あ

り)

ペナルティーにつきましては、私どもとしてはなくしていただきたいというのは一緒でございます。ただ、いろんな情報、議員が先ほど申し上げられましたけれども、子ども医療については、一方では適正に無駄のないようにという工夫もしなくてはならないというような情報も聞いております。そういう意味で、なくなっただけが一番いいですけども、そのことによって子ども医療費の今500円を取るということが、財源に今充てているわけではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 私は、国保のペナルティーが今700万円菊陽町の場合はかかっているわけで、結局700万円町の持ち出しになってるわけで、私たちは国に対してペナルティーは自治体が頑張っただけで子育て支援をしてるのであって、それに歯止めをかけるのはおかしいのではないかとということで、国会でも私たちの党の議員が取り上げてますので、ペナルティーそのものは地方自治も大事にするというところでは、かけるのがおかしいということで春に見直すというふうに言っていますから、この財源がまた生まれれば、自己負担をとらずにそういう財源に回すことができるのではないかとこのように思っていますので、その点を1つ指摘しておきたいと思っております。

特に、お隣の天津町や合志市は自己負担がありません。熊本市は、ちなみに自己負担は500円を1,000円にして倍にして年齢を引き上げていますが、これは隣の市のことなのでここで言わなくてもいいんですけども、市民の負担で大体7億5,000万円ぐらい要るうちの7億円は自己負担で賄って値上げをして、市の負担は4,200万円ぐらいという状況なので、これもどうかというふうに思いますけれども。熊本市は置いといたとしても、特に天津町や合志市は自己負担がない中で、近隣と同じようにできないかという2番目の質問をさせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） 先ほどのペナルティーのことで少し私が違う言い方をしてしまったんですけども、そのことで申し上げてよろしいでしょうか。

（16番小林久美子君「どうぞ」の声あり）

ペナルティーを科されているということは、子ども医療費の利用者だけではなくて国民健康保険の加入者の方の全体にペナルティーがかかっているということで、その方のその分だけが、また税金や国保税とかにはね返ってきてる状態で、その辺をやはりなくしていただきたいということであります。子育て支援をしているから、そういうことで国保の加入者の方に新たに負担していただくというのはおかしいのではないかと、それをなくしてほしいということで、要望しているところでございます。

もう一つは、天津町、合志市の話ですけども、12月にも申し上げましたけれども、合志市の方は今年の4月から助成の範囲を中学生までに広げられますけれども、負担金の部分は考え

られましたし、県内広域化のことも検討されておると聞いております。そして、その中で費用がかかるということで今回見送られたというふうに担当者の方からお聞きしております。

大津町さんの方もおっしゃられましたけれども、大津町さんとは子どもの数も増加の方も多少違いますし、施策の方も違っているんじゃないかなというふうに思います。近隣市町村では10月から、小学生までを県内に広域化を広げられましたけれども、今までと同様に、外来と調剤で1か月1,000円、あるいは入院は1,000円というのは変わっておられません。

熊本市も今申し上げられましたけれども、今まで500円だったものが1,000円、あるいは調剤で1,000円ということで4倍近くになっている状況であります。

今回、4月から子ども医療費の県内現物給付を開始するに当たっては、先ほども申し上げましたけれども、子育て支援に係る費用の状況、学校教育の施設整備、そしてまた5年後、10年後を見据えた高齢化の進展に備えた介護保険施設の整備など、これから町の予算といいますか、民生費や教育費の予算も相当に膨らんでくる状況があるということ、そういった財政状況の中で子ども医療費を安定的に続けていきたい。そして、保護者には負担をかけない範囲で一部負担金をお願いするということになったもので、また保護者の方はこれまでも償還払いに要した休暇等をとるといった時間も解除されるというか、なくなってくるということも大きなメリットではありますので、近隣の市町村で一部負担金が無料とされていても、本町での一部負担金の徴収については御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 国のペナルティーは全体に係ってきますので、それは同じだと思います。そういうのをやめてもらうように、自治体としても私たちとしても働きかけていくということだと思います。あと、今までいろんな制度を町が進めてくるときに私たちが提案したら、それはお隣の合志市や大津町ではまだできてないからそこと話し合っというのが非常に多かったですけども、この間は。今回は、そういうのは置いといて自分のところということなので、大分スタンスが違うんじゃないかというふうに思いました。

それと、子どもの数が増えているのは子育て世代の方の転居が非常に多いし、税金も増えてきているところもあると思いますので、税金との関係はまた引き続き、次の議会でも取り組んでいきたいというふうに思っています。

次、西小学校の学童保育についてです。

学童保育につきましても、12月議会でこれも取り上げましたけれども、学童の4月からの入所希望をとったときに、足りない小学校が、中部小が不足してるのが15人、西小が95人、武蔵ヶ丘北小が15人で、合計540人の入所希望者に対して、3つ合わせたところが、足りない、そしてそれが定員が415で、不足が125人という状況でした。今回、学童の指導員の方たちも利用希望者をなるべく断らないように自分たちも頑張りたいし、保護者も共働きでなければ家のローンも返せないとかいろいろありますので、本当に共働き世帯の方が今非常に増えています。

町長の施政方針にも学童保育については人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴って、利用希望児童が増え続けているということで書いてありまして、菊陽町子ども・子育て会議の答申を踏まえて、施設整備に加え、学校施設や町民センターなどの公共施設の活用、社会福祉法人等の御協力を得て受け皿の拡充を図っていきますということで述べられています。

今回、かなり努力していただいて、三里木町民センターのホールのところに仮設の学童施設を40人、つくる計画ということで、利用できない子どもさんを減らすための努力をしていただいたというのは非常にありがたく思っていますが、今度の三里木町民センターのフロアの仮設では、長期にはできないんです。1年ぐらいしか、利用者の状況もありますので、できないと思います。この間、西小学校を今後5年間どのくらい子どもさんたちが入学してくる予定かというのも担当課からいただきましたけれども、それを見ましても、もう一か所どうしても建設が必要ではないかというふうに思います。国も予算をつけていまして、ただ平成27年度は予算をつけているんですけど、28年度には国の施設整備計画の予算が少し減っているのかなというふうに思いますが、国は15年度が利用者の受入れ年齢が6年生まで引き上がったこともあって、17万人分の整備目標を掲げ、16年度は3.3万人分の整備というふうになっていますから、施設整備を国に補助金などを要求するのは非常に大変かと思えますけれども、やはりもう一つ新たな建設が必要ではないかというふうに思います。特に、2年ぐらい準備をしてから建設までにかかりますので、ぜひ来年度、28年度に準備に入っていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

菊陽西小学校をはじめ、町内の放課後児童クラブは町民人口の増加と保護者の就労状況の変化に伴い、利用希望児童が増え続けておりまして、既存の学童保育施設、現在9か所あります。この施設だけでは年々高まる保育ニーズに応えることが困難な状況にあります。

こうした中、平成28年度入所申し込みにおきまして、西小学校そして中部小学校は、通年、これは1年間ずっと利用するコースです、この通年コースと長期休業期間の利用希望児童数が施設で受入れ可能な児童数を上回るということが昨年末に判明いたしました。このため、本町では今年1月に、町子ども・子育て会議に対して現状の把握と受入れ施設の確保、整備に向けた今後の取組について諮問を行い、同会議では本件について放課後児童クラブ検討部会で論議が進められまして、今年1月20日に答申が出されたところであります。この答申では、放課後児童クラブの利用ニーズに対するサービス提供体制についてということで、まず第1点としまして、夏休みなどの長期休業期間はニーズが最も高くなるシーズンであることから、期間中に一時的に使用されていない学校の教室等を町教育委員会及び学校と連携して積極的に活用すること。第2点目としまして、小学校周辺の町民センターや地域公民館、保育所の活用を図ること。3点目としまして、国等の補助金を活用して新たに施設整備を図ること。

以上、3点が示されたところであります。

次に、学童の運営事業者についてであります。公的な基盤整備とあわせて、保護者の多様なニーズに対応するため、地域の民間サービスを活用しまして、利用の拡充と学童保育の質の向上の観点から、運営主体の拡大を図ることが示されたところであります。

さらに、放課後児童支援員、いわゆる指導員の資質の向上のための研修機会の積極的な提供、勤務条件の改善等が運営主体に求められたところであります。

町ではこの答申を踏まえまして、学校施設や公共施設の活用、そして新たな学童保育施設の整備と運営主体の拡大を図るために、放課後児童クラブ緊急整備計画を早急に策定する方針であります。

議員が質問通告されております西小学校の学童保育につきましては、新学期からの利用希望者が大幅に増加したために、現在の3か所の施設に加えまして、約40人の児童を受け入れる新たな学童保育クラブを設置することとしまして、これは臨時的に三里木町民センターの談話室を活用して保護者の方のニーズに応えてまいります。なお、夏休みなどの長期休業期間につきましては、町教育委員会及び学校と十分な協議を行い、学校施設の活用を図る取組を進めていく方針であります。

西小学校の校区ですけれども、今後もまた新規の住宅団地の開発が進み、校区人口も増え続けると見込まれております。町教育委員会の推計によりますと、西小学校の児童数は平成27年度は881人です。5年後の平成32年度には、今年度よりも60人程度多いと思われる940人程度と見込まれまして、学童保育の利用希望者は今後とも増加すると予想されます。

こうした状況を踏まえまして、今後の受入れ施設の確保については、先の子ども・子育て会議の答申を踏まえまして、放課後児童クラブ緊急整備計画の中で、社会福祉法人等の民間法人への委託、あるいは新たな施設の整備、そして学校施設の活用について検討、整理を行い、学童保育の量の拡充を図っていく方針であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 今、課長に説明していただいた放課後児童クラブ検討部会の案を、議会文教厚生常任委員会に2月10日にいただきましたけれども、この中では放課後児童クラブの量の拡充を早急に図ることの一つに学校施設の活用、町民センターや地域公民館等の公共施設などの活用、国、県の補助金を活用した新たな施設整備、民間活用により運営主体の拡大を図ること、事業計画における事業量と確保の方策を現状に合わせて見直すこととありまして、学校施設もなかなか西小学校は子どもがいっぱいで、非常に使いにくい、使える場所が少ないというふうに聞いていますし、あと地域公民館も、例えば一、二週間であれば地域の行事を配慮してできるんですけど、そこを持続的には難しいと。民間もいろいろあります、生協さんだったりいろいろ検討されてるけども、実際民間はなかなかもうからないと運営を始めないというところもありますから、そうなってきますと、やっぱり今度みたいに緊急にしないといけ



ない状況にならざるを得ないので、新たな施設というのを考える内容ではないかというふうに思いますけれども、100人単位ぐらいで足りないってなれば、そういうことが一番実効性があると思います、その点はどうでしょうか。

それともう一つなんですけど、なかなか子育て支援課は、保育所も小規模とかどんどん増えていますし、学童や、本当に業務が多岐にわたって大変だと思うんですけど、2つぐらいに分けた方が、保育所係とそうじゃないように分けた方がいいんじゃないかという、これは通告はしてないんですけども、そう思わざるを得ないほど業務量がいっぱいなんですけど、いっぱいだからこそ、まず一番必要なところに手をつけないと多分ほかのところではなかなか前に進まないのではないかと懸念しています。どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、町の子ども・子育て会議の中でありました学校施設の活用につきまして、まず御説明いたします。

これについては、通常では空き教室はございませんので、これは通年で使うということはなかなか厳しいと思います。特に、この西小学校におきましては、長期コースだけの利用申し込みの方が本年度で約60名ぐらい、通年と別にいらっしゃいますので、こういった方たちにつきましては、例えば夏休みだけ学校が空き教室になって利用することができればそこを利用したいなというところの思いでの学校施設の活用でございます。

それともう一つは、これまで菊陽町は9か所の学童施設をずっと町で整備をしてまいりましたが、その方法も一つの方法で今後もやっていくというところでは、緊急整備計画の中には織り込んでいきたいと思っておりますし、さらに運営主体、これが今は学童クラブきくようが町内5校、それと町直営で菊陽南小学校とでやっておりますが、近隣の市町村を見るとやってるのが、例えば市町村から委託を受けて社会福祉法人あるいは学校法人がやってるというスタイルもあります。それで、そこはいわゆる民間活用というところもこういった時代になっては必要ではないかと思っておりますので、これは最終的には受け皿の確保、利用の拡充と思っておりますけども、それについては今までの町主体というのがありますが、それとあわせて伏線的にいろんな法人さんの資源を活用しようというところで、今から非常に西小校区、中部小校区は校区人口が増えますので、町だけで全部整備していくという方法もありますが、もっといろんな町内の資源、人材を活用して当然ニーズに応じていくというスタイルで、今後放課後児童クラブ緊急整備計画の中に内容を織り込んでいくというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 宮本課長の答弁では、それではこの国、県の補助金を活用した新たな施設整備の準備に28年度入れるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） さっきの答弁については、両論あるという

ことなので、くれぐれもこれについては町も整備を図っていきますよというところのスタイル  
はあります。ですから、先ほども申しましたように、西小校区においては三里木町民センター  
を、今緊急的に使わせていただくという事態になっておりますので、当然町の方でも28年度準  
備をしていくという考えは持っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） やっぱり業務量が多いと緊急にならざるを得ないのではなくて、計画  
的に大変だと思いますけれども、ぜひ28年度国への補助金なども、国への要望なども入れて準  
備をしていただきたいということを要望して3番目に移ります。

学校図書司書の待遇改善についてです。

この菊陽町の学校図書の司書の方は、全中学校と全小学校に配置をされてるということなん  
ですけれども、今、年間の任用ではなくて学期ごとの任用ということになっています。要する  
に春、夏、冬休みには一旦雇用が切られるということで、そのために年休などもとれないとい  
う状況だということでお話をお聞きしています。私がお話をお聞きした方は、自分自身はそう  
いうことで数十年働いてきたけれども、やはりそれではこれから若い人が図書司書になってい  
くというところで、本当にこの雇用形態では非常に厳しいということを訴えられました。特に  
夏休みの場合は1か月ほどの雇用が切られますから、そこで社会保険から国民健康保険そして  
国民年金とかの手续を変えないといけないという状況もありまして、これは図書司書の方と用  
務員の方もこの雇用形態なんですけれども、この間長期にそういう状況なんです、この点に  
ついてどのように、教育長でいいんですか、教育委員長としてはどういうふうにとめてお  
られるのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 教育長。

○教育長（赤峰洋次君） お答えしますが、教育委員長と教育長は違うんですよ。ちゃんとお勉強  
して……

(16番小林久美子君「いや、違うんですけど、どっちに……」の声  
あり)

はい、私でいいです。

本題のお答えをする前にこのことを申し上げておきたいと思いますが、一つは、今小林議員  
が質問されましたこの任用については質問があったからこの答えを用意したということではあ  
りません。菊陽町教育委員会として、こうしたいという方向性を持って一応お答えをすること  
が一つ、2つ目は、任用の方向性を出すには財政面での問題がありますが、このことについて  
は町長査定を受けて平成28年度の予算に計上していることとございます。後は、計上しており  
ますから議会での承認を前提としてのお答えになることをまず申し述べて、議員の質問にお答  
えを申し上げたいと思います。

今、議員が言われましたように、大津町と菊池市は2学期制でございます。菊陽町と合志市

は3学期制でありますから、今までの状況は議員がおっしゃったように、それぞれの学期で切っておったというような状況で、年休等あるいは社会保険等の切替えと継続が発生しないという現実があったのは事実でございます。そういったことで、菊陽町の学校は今後も3学期制でいくということではありますが、学校司書につきましては、例えば夏季休業中に学校図書の整理等も必要なことや、学校司書を対象とした研修会等も休みのときに実施をされますこと、そういったことから校長からの話等も含めてここ数年の勤務対応を見ながら、任用の仕方について検討を進めた中で、平成28年度については当初予算において学校図書システム導入に伴う業務等が新たに入ってくる状況もありますので、学校図書システム導入をされますと、夏季休業中にもそういったものを予定したいと考えておりますので、平成28年度からは6か月の任用で1年任用というような実施にしたいと思っております。平成28年度当初予算は社会保険の継続もできるように計上しておりますし、年次有給休暇も出てまいります。本会議での予算が決定をされましたら、今申し上げた任用の方向で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 教育長と教育委員長が分からないわけではないんですけど、質問相手は正式には教育委員長なものですから。

（教育長赤峰洋次君「いいの、いいの」の声あり）

はい。すみません。そういうことでした。

それで、今答弁いただきましたように、今回年休に6か月任用で1年任用にしたいということで、非常にそういうふうに学校の図書システムの導入なども関係しているというふうに思いますが、やはり前進していただいて大変喜ばれるのではないかなというふうに思います。本当にその雇用形態で長年頑張ってこられていた職員の方には感謝をしたいというふうに思います。

それで、そういう教育関係、今質問に対しては前進の答えだったんですけども、いろんな自治体のアンケートを見ますと、菊陽町町長、かなり財政的に努力をされてる一方で、努力をされてるからかもしれませんけれども、その一方で余りよくない非正規の職員率が県内で一番高いんです。菊陽町は非正規率が最近の調査でも60.9%。今日の子どもの貧困から学童保育から全部に関係しているのは、正規の職員、正規で働いてた人たちが非正規で働かざるを得ない人が本当に、もちろん公務員もそうですし、一般の企業もそうですし、そういうところがいろんなところに波及してきているのではないかなというふうに思っています。雇用も安倍首相は雇用は増えたということで国会でも答弁されていますけれども、不安定な非正規の雇用が3年間で200万人増えてまして、正規の職員が40万人減っている、だからやっぱりそういうところから子どもの貧困やいろんな問題も出てきているんじゃないかというふうに思っています。特に、また自治体の臨時、非常勤職員の働き方の実態も、今日は図書司書のことを取り上げましたけれども、まだまだいろんな改善をしないといけない部分があるのではないかなというふうに

思いますので、今後も引き続き取り組んでいきたいと思います。

今日はこれで終わります。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君の一般質問を終わります。

昼食休憩とします。

午後は1時から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 皆さん、こんにちは。

鉄砲小路に住んでおります那須真理子です。どうぞよろしくお願ひします。傍聴にお見えの皆様、お忙しいのにわざわざ来ていただいてありがとうございます。早いもので昨年の改選から1年を迎えようとしています。なかなかまだふなれで分からないところもありますけれども、一人でも多くの町民の皆さんに住んでいてよかったなど、この町に住んでよかったと思われる町を目指して頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年の9月に一般質問を、1回目をやらせていただきました。そのときに、余り早口だと、それから今度は声が大き過ぎると言われましたので、今日はそれを注意しながら皆さんとともに話を聞いていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、質問席に移って質問させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） それでは、第1問目ですけれども、昨年9月に男女共同参画推進条例の制定に基づいてを質問させていただきました。昨年の9月の一般質問には、男女共同参画推進条例の制定についてお尋ねしましたところ、今年4月1日よりの施行ということで、先般議会にて議決されました。男女共同参画というと時代遅れという人もいますけれども、果たしてそうでしょうか。まだまだ根本的なところが違うように思えてなりません。まだまだ生きにくくなっております。

例えば、私が最近よく耳にする言葉では、こういうのがあります。これは、男性、女性両方の方から言われます。あはよかたい、婿殿おとなしゅして理解のあるけんという言葉です。恐らく男性議員さんには、あはよかたい、嫁御ん理解のあるけんという言葉は余りないと思います。それは女性が理解があるのは当たり前の上に成り立っているからです。私の場合には反対に男性が理解を示すというのは、男が弱いからという意識のもとに私には尋ねられる言葉だと思っています。ですから、これからはイノベーションという言葉がありますけれども、旧来の組織、制度、慣習、方法などを変えて新しくすることが男女共同参画にはとても求められ

ていると思います。

そこで、お尋ねします。条例ができたからといってすぐに変化が出るとは思いませんが、私がかここで来るのに35年かかりました。劇をしたり講演をしたりして世の中に訴えてきましたが、世の中というのは、時代が何を求めているかによって今までの体制が変化してくると思われれます。条例の施行を受けて町としてこれからどのような施策を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それじゃあ、那須議員の御質問に、まず私の方からお答えしまして、その後担当課長から答弁をさせたいと思います。

本3月議会における菊陽町男女共同参画推進条例の制定につきましては、議員各位に御賛同いただきましてありがとうございました。

男女共同参画社会の実現を目指した取組は世界的な広がりを見せ、女性と男性がお互いの個性を認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、またお互いの人権を尊重しともに生き生きと活躍できることは大変重要なことでもあります。本町の男女共同参画社会の推進につきましては、これも那須議員にも参加していただいたところでもありますけども、平成21年3月に策定しました菊陽町男女共同参画計画によって三里木町民センターを中心に、全庁的な体制でこの関連施策を展開してきたところでもあります。また、20年1月には菊陽町男女共同参画都市の宣言も行ったところでもあります。今回、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、町、町民、事業者の協働のもと、男女共同参画推進の基本的な軸を定める菊陽町男女共同参画推進条例を可決いただきましたので、女性が活躍する社会、男女共同参画につきましては、今後も子育て、教育、家庭、地域や高齢者福祉など、あらゆる分野におけるこの男女共同参画の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、担当課長の方からこの後答弁をさせます。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、条例の施行に向けて施策はあるかという御質問でありますけれども、先般男女共同参画条例の中でもお答えしましたとおり、まず最初に男女共同参画を効果的に推進するための町長の附属機関として菊陽町男女共同参画審議会を設置します。この審議会の設置については、町民参画協働の手続を踏まえて、公募委員を含めた15人以内の委員を選任するものでございます。

次に、男女共同参画社会の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を策定する必要があります。先ほど町長の方からも述べられましたとおり、那須議員も携わっておられました、平成21年3月策定の菊陽町男女共同参画計画の見直しを考えております。この菊陽町男女共同参画計画は、現在が第5期ですけれども、第4期菊陽町総合計画に基づいて策定されたものでありまして、今後は条例の基本理念にのっとり、国の計画、県の計画を踏まえて見直しを図るものです。具体的には今定めております第5期菊陽町総合計画「みんな

なで協働して支えるまち」との整合性を図るとともに、社会情勢の変化に対応した計画となるよう策定したいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。条例もできましたし、施策も伺いました。それでは、それを町民に知らせなければなりませんけど、それについてはどんなことを考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、御質問にお答えします。

男女共同参画の一層の推進には連携が不可欠だと思っております。まず、条例においても町が取り組まなければならないこと、これは町の責務としてうたっておりますけれども、町民の皆さんが取り組むこと、それと事業者の皆さんが取り組むことが規定されておまして、広報紙やホームページで周知するとともに、関係者への説明を行うことが重要であると考えております。そのため、平成28年度においては条例や計画の概要版を作成し、多くの機会を利用して普及、広報活動を進め、また毎年開催しておりますよかつれフェスタにおいても、条例計画の普及、広報を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。町の将来は、この男女共同参画社会づくりにかかっていると私は思っております。これが根底にあって根がしっかり張っていないと他の施策も生きてこないんじゃないだろうかと思っております。この条例の制定を受けて意識改革の必要性を感じました。私も長い道のりではありましたが、時代がやっと追いついたと思っております。いや、追いついたというよりは、追いつかざるを得なくなった社会情勢があると思っております。菊陽町も一步一步前進しているとは思いますが、これからも住民挙げて皆さんとともに生活や職場の中で男女共同参画が、この言葉自体がなくなるようなことを、社会を目指して私も頑張りたいと思います。

じゃあ、次に移ります。

2番目に子育て支援についてお尋ねします。

これも昨年の9月の定例会のときに一般質問させていただきました。その件ですけれども、男女共同参画社会を進めていく上で、若い親さんたちが一番悩むのが、病児・病後児保育だと思います。どちらかが欠勤もしくは早退しなければなりません。そうなったとき、どちらが保育するかでお互いに悩むそうです。一番理想なのは、職場の方から快く欠勤、早退の許可が出ることでしょうけれども、まだまだそこまでは至っておりません。前回の質問のときは、平成29年に向けて病児・病後児の両方から検討していきたいとの答えをいただいております。が、半年が過ぎました。現時点での検討の進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

質問通告では、病後児保育についての御質問ですけれども、この病後児保育は国が定めます病児保育事業の一つでありますので、この説明の以降は病児保育事業として答弁させていただきます。

病児保育事業は、病気で集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に利用できる保育サービスであり、その種類には病気の回復期に至っていない児童を対象とします病児対応型と、本町が今やっております回復期にある児童を対象とする病後児対応型の2つの型がございます。本町では、病後児対応型の事業を平成15年から町社会福祉協議会に委託して実施しております。町社会福祉協議会では、本事業を実施するため平成15年に建設しましたふれあい交流・福祉支援センター内に専用スペース「こあら」を設けて、看護師、保育士の専門スタッフを配置してるところであります。1日当たりの定員は5人ということで生後6か月から小学校3年生までを対象としておりまして、平成27年、昨年1年間の利用者ですが、延べ414人の利用があつとります。本町では、平成26年度に策定しました子ども・子育て支援事業計画に基づき、平成29年度に新たに1か所開設することを計画しております。この新しい施設を病児対応型にするか、あるいは病後児対応型にするかは、運営主体も含めまして現在さまざまな観点から総合的に検討しているところでございます。

熊本県内では本町や熊本市を含めまして16市町村が直営、または医療法人、社会福祉法人等に委託しており、各自治体の子育て支援施設あるいは病院、医院、保育所等26か所で病児保育事業を実施しております。このうち、熊本市では本町に近いえがみ小児科さんをはじめ、4か所の病院や医院、2か所の保育所、乳児施設等合わせて8か所の施設で実施されております。この3月定例議会において、先般議案第20号としまして熊本市及び菊陽町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてが承認されましたので、今月30日に熊本市と協定書を取り交わす予定であります。この連携協約の中で、熊本市の病児保育事業について利用にあきがある施設につきましては、菊陽町民の方も利用することが可能になりますので、早急にこの協定の中身を詰めてまいります。この病児保育事業は町の子ども・子育て支援事業計画で平成29年度に開設するということになっておりますけれども、今般熊本市との連携協定により平成28年度から熊本市にある病児・病後児保育施設が新たに利用できる状況となりましたので、今後町民の方の利用、実績等を勘案しながら本町の病児・病後児保育に適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） それでは、今の段階ではまだ病児か病後児ということは決まってないということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今年度については幾つかこうした熊本市あたりの分は見には行きましたけども、病児対応型あるいは病後児対応型についていずれにするかについては、そこはまた慎重に時間をかけて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） やはりどこの町村も今現状が同じようなことだろうと思います。熊本市と連携して、協定して熊本市の方にあきがあるときは入れていただくということです。あきがないなら結局だめということになりますので、やはりそこは町独自で持っていることに強みが一番ありますので、ぜひ町独自で病児・病後児保育の施設を検討していただきたいと思います。将来の人口減少に向けては早々にやらなければならないことは新しい生命を生み出すために受け皿をつくることだと思っております。土台があるところには人が寄ってきます。泥棒を捕まえて縄をなうということになったら取り残されてしまいますので、この問題の解決は町の将来に大きな宝として残ると思います。ぜひなるべく早い時期での開設に向けて取りかかりをお願いしたいと思います。

次に移ります。

次は小・中学校の給食についてお尋ねします。

皆さんは朝食がどんなに大事なものであるかというのは御存じのとおりだと思います。最近も分かった結果ですけれども、朝食をとらないと脳出血になる確率が高くなることも分かってきました。それでは、1、その大切な朝食をとらずに登校している生徒の割合はどれぐらいいるでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

熊本県教育委員会におきましては、食育推進に関する調査が平成27年11月1日から平成27年12月11日までを調査機関としまして実施されております。この調査は毎年度同じ時期に行われるもので、その調査の中に児童・生徒の食に関する実態において朝食摂取の項目がございますので、その内容を検討、比較しながら報告いたします。

調査対象学年ですが、小学校は5年生で県が1万6,798人に対しまして町は465人、中学校は2年生で県が1万5,029人に対しまして町は419人でありまして、毎日朝食を食べますかというアンケートをとっております。その中で、小学校は週に一度も食べないと回答しました児童の割合ですが、県が0.7%、それに対しまして町が0.4%。週に5日から6日食べないは、県が0.8%に対しまして町が1.3%。週に1日から4日食べないは、県が8.6%に対しまして6.2%。毎日食べるは、県が90%、それに対しまして町が92%でありました。

続きまして、中学校ですが、週に一度も食べないと回答しました生徒の割合ですが、県が



1.3%に対しまして1%。週に5日から6日食べないは、県が1.2%に対しまして1.4%。週に1日から4日食べないは、県が11.3%に対しまして8.8%。それから、毎日食べるは、県が86.2%に対しまして町が88.9%という結果でありました。

一部の小・中学校では、食に関する指導を推進する専門職としまして、栄養教諭それから学校栄養職員が配置されております。加えまして、各小・中学校には担当教諭を位置づけております。各学校における食に関する年間指導計画が作成され、具体的な取組を進めているところでございます。この中では、食事の重要性の観点から家庭における食に関する指導の推進の部分で、生活リズムの確立と朝食の大切さについて、児童・生徒への指導に加えまして保護者に対しても啓発したりなど、朝食未摂取児童・生徒を減らす取組を進めているところでございます。アンケートの毎日食べるでは、県より2ポイントほどよい結果となっております。これは学校におけるこれまでの取組の成果があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） なぜこのような食べない率を聞いたかといいますと、今お聞きになっても分かりますけれども、数値的には割と微々たるものですが、この朝食を食べないと、次に今度は楽しみにしている給食にもかかってくると思われるからです。朝食を抜いた子どもたちにとっては、栄養面や空腹を満たす手段としてその役割はとても大きいと思うからです。

そこで、2の給食のメニューはどういうふうに決定されるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

給食のメニューにつきましては、まず町全体の献立原案を一部の学校に配置されております。県費の栄養教諭及び学校栄養職員が計画月の2か月前に作成いたします。学校給食は、学校給食法第8条におきまして、児童または生徒に必要な栄養量、その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施する必要な事項について維持することが望ましい基準の定めがございます。学校給食実施基準というものでございますが、ここで定められています摂取基準を目安に、学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員である県費の栄養教諭及び学校栄養職員が栄養量、栄養バランス等を見ながら食材も含めまして町の献立原案を作成いたします。次に、1か月前には県費の栄養教諭及び学校栄養職員と各学区の町費の調理職員を交えまして献立の内容検討会を行いまして、町全体の献立が決まります。その後、各学校では、町全体の献立と学校の行事などを照らし合わせまして検討し、それぞれの学校で実際に提供する献立が決まります。また、献立原案の内容には、菊陽町の行事食、それから月1回のキャロッピーデーやふるさとくまサンデーなど地域の産物を学校給食に活用したり、創意工夫しながら地域の食文化や自然からの恵みに対する児童・生徒の理解の増進を図るような内容も配慮されております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 分かりました。いろいろと配慮がなされて献立ができていているということだと思います。そのように苦心されながらできる献立も親の給食費で賄われていると思いますが、最近よく耳にする言葉が貧困です。全国で16.3%の貧困率があるといひます。これは大きな数値でして私もびっくりしておりますけれども、それに伴いまして子どもの貧困です。貧困になってくると何にしわ寄せが来るかという、食料費です。うちでもそうですけれども、苦しいなつて思うとやはり食費の方につじつまを合わせようかということになってきます。本当はこれが一番大事なのですけれども、例えば1食抜かそうかとか、カップラーメンだけで済まそうかとかいろいろ悪いことにつながってくると思われます。それはもろに成長期の子もたちには悪影響を及ぼすわけです。

そこで、③の貧困社会が現実ある中で、給食費の未納者はどれぐらひいるのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

昨年度の未納状況について説明いたします。

小学校6校と中学校2校でそのうちで、未納があつた学校数が2校でありました。町全体の状況としましては、給食費総額が2億1,348万円、そのうち未納が0.02%でありました。給食費の徴収方法としましては、口座振替や手集めによる方法をとつております。手集めにつきましては、PTAの御協力をいただいております。なお、給食費未納世帯の状況ですが、給食費を払えるのに払わない世帯ではなく、経済的な問題の世帯でございました。その対応ですが、学校と教育委員会と連携しまして、就学援助制度の活用や児童手当の支給月の6月と10月期、それから2月期支払いの申請手続のあつせん等を行つております。このような対応によりまして、現在1校は既に支払いが済んでおります。それから、もう一校も未納者は分割による支払いで目途が立つてるところです。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 分かりました。今聞いた範囲では未納者はそんなにいないということでしたが、先ほども言ひましたように、これからの社会を考えたとき貧困率が伸びてくるだろうと予想されます。そういう社会情勢の中でこのことも考えられますので、未納者が大勢いたときの給食に与える影響を教へていただきたいと思ひます。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えいたします。

先ほど昨年度の未納状況につきまして説明いたしましたが、未納が0.02%でありまして、未納が原因で給食に影響が出る状況ではありません。学校では未納のある保護者に対しましては、未納理由等を適切に把握しその理由に応じた対応をされておりますし、教育委員会とも連携し未納解消に取り組んでおりまして、その結果ではないかと思つております。仮に万が一未

納者が大勢発生した場合は学校によっていろいろ対応はあるかと思いますが、一例として申し上げますと、中学校の給食1食の単価は284円です。一月給食費が5,000円となります。それから、小学校の1食単価は237円で、一月の給食費は4,100円であります。給食の献立は先ほども申しましたが、毎月栄養量、栄養バランス等を見ながら材料も含めまして計画されております。このことから、栄養量、栄養バランス等を確保し材料等を工夫して、1食当たりの単価を何円か調整して対応するというようなことが想定されます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。給食費の収入が減ってくると何に影響してくるかというところや、やはり我が家もないですけど、食材に係る費用が減ってくると思われます。例えば、今までは国産の肉を使っていたのが、安く手に入る外国産にするとか。やはりこんなことを考えますと安心・安全の見えない部分を給食として提供しなければならないということになってきます。給食は1日の食事の中の1食ではありますが、昨今の社会情勢を見たときに給食に対する期待はますます大きくなってくると思われます。ですので、ぜひ給食費に対するこれからの対応をお願いしたいと思います。

次に、給食費の未納に対するいじめですが、実際誰がいじめられているということではなくて、あつてはならないという観点からお聞きします。

給食費は引き落としと集金という形をとられていると聞いていますけれども、そのような中でどこから情報が漏れるのか分かりませんが、子どもたちの中にそれをもとに未納者の子どもをいじめるといことが絶対あつてはならないと懸念しますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 学務課長。

○学務課長（土野公典君） お答えします。

未納者について学校では公表しておりません。また、PTA総会でも給食費決算の議題が話題となりますが、未納者の公表は同様に行っていないと聞いております。このようなことから、誰が未納しているということでのいじめについては学校の方からも報告があつていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 安心しました。絶対これはあつてはならないことですので、時々はそのようにも予想しながら現場と体系的に共通認識を持って対応していただきたいと思つています。

あるCMの中にこういうのがあります。貧しくていつもおなかをすかせていた少女が学校に行けば給食が食べられる、だから学校に通い続けられたというのがあります。つまり、この少女にとっては学ぶことが1番ではなく、給食を食べることが1番だったわけです。そして、食べるから学べるし、学べるから夢が広がっていったわけです。食というのは生きる上での原点ですので、特に成長期の子どもたちにとってはみんなが重要視して考えなければならない問題

だと思っております。これからこれまで以上に給食の充実と貧困家庭への支援の促進を図っていただきたいと思っております。

給食に関しましては以上です。

次に移ります。

議長をお願いいたします。

この問題の4番ですけれども、1番、2番に掲げておりましたことを最後に持っていきたいと思っております。御了承していただいていいでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○4番（那須眞理子君） よろしくをお願いいたします。

子どもの交通安全について、議員の皆さんには手元に配付しておると思いますが地図を御覧になっていただきたいと思っております。新山原水線が鉄砲小路の地区を走る大きな道でございます。それを見ながら聞いていただきたいと思っております。

鉄砲小路区を走る県道新山原水線は、朝夕の通勤ラッシュのときは大人でも恐ろしさを感じることがあります。道幅は広くて東西に一直線ですのでスピードもあります。そのような中で子どもたちは登下校しなければなりません。この問題は以前からありましたので、昨年の春先だったでしょうか、小野課長のところに向いてお話を伺いました。大津植木線における交差点を拡張し、その先を3車線にするとの回答だったと思っておりますが、あれから1年がたとうとしています。その後の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 那須議員に御質問いたします。今のは順番を変えられてますけど、(1)でよろしいですか。(1)の進捗状況ですね。

○4番（那須眞理子君） はい、そうです。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

那須議員に1つ確認よろしいでしょうか。(1)の県道新山原水線と大津植木線に抜ける交差点の拡張工事ということでもありますけれども、それは昨年の12月に大久保議員から質問がありました町道の古閑原上堀川線、それと県道の津植木線との交差点、そのことではなくて新山原水線の交差点のことなんでしょうか。

(4番那須眞理子君「そうです」の声あり)

ですね。

(4番那須眞理子君「はい」の声あり)

はい、分かりました。

お答えいたします。

セミコンテクノパーク周辺の道路の交通混雑、特に朝夕の通勤、退勤時間帯での慢性的な交通渋滞対策については、早急に取り組む必要があります喫緊の課題と認識してるところであります。このため、地域住民に及ぼす影響及びセミコンテクノパーク協議会からの要望等を勘案

し、熊本県、合志市ともに改善策を講じ慢性的な渋滞は一定の成果を上げるに至りました。セミコンテクノパーク、原水工業団地等の企業立地が進んでる現状から交通量が増加し、その影響は既存集落内の一部の生活道路まで及んでおり、早急に取り組む喫緊の課題と認識しているところであります。

那須議員が質問されている箇所は、平成27年12月議会の大久保議員より質問がありました町道古閑原上堀川線と県道大津植木線交差点の交通混雑と関連がありますが、その交差点から南側の町道に向かった交通渋滞は朝の通勤ラッシュ時の8時から8時20分ごろには堀川公民館付近まで続いている状況であります。その渋滞経路の中で県道新山原水線から県道大津植木線へとつながる交差点において町道新町合志線の一部、延長約60メートルの未改良区間があります。この交差点ではラッシュ時ほどではないにしても、朝の7時20分から30分ごろが通学時間帯となっておりまして通勤車両が多く通過しますので、通学時の安全確保のため未改良区間の道路改良が必要であると考えております。この未改良区間は現況幅員が5メートルありまして車の離合はできますが、他の区間と比べ狭隘で渋滞路線でもあるため、地区からも改良の要望が上がっているところであります。今回、関係する地権者の改良に対する同意がいただけたことから、改良部の幅員、9メートルに合わせる改良計画を立てて、平成28年度においては測量設計及び補償調査業務、平成29年度に用地買収と補償、平成30年度に工事を予定しているところであります。

なお、事業執行に当たっては、社会資本整備総合交付金事業で行うこととしておりますが、近年での交付金の内示額が、内示ですから申請額の約40%と低いため、社会資本整備総合交付金の獲得に向けて精力的に活動したいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） よろしく申し上げます。

次に、議員各位のお手元にお配りしてありますので、3で書いてあるところの場所になります。

菊陽バイパスから入りまして図書館を抜けまして、それから鉄砲小路の新山原水線に入ったところですけども、ここがここの交差点ですけども、この交差点が先に言いました1のところよりもっと危険性をはらんでるんです。なぜかといいますと、菊陽バイパスから来る車がこの家と家の間の狭いところを直進して大津西合志線に抜けるわけなんです。それから、今度は光の森から来る車はここを左折して、また大津西合志線に出るわけなんです。ですから、子どもたちはこれを直進していますので、このときの車との危険性というのは本当に恐ろしいものがあると言えるからです。

それで、町としては、このような状態で登下校しているわけですけども、この交通安全に関しての安全性はどんなふう確保されているような感じなんでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） (3)。

総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 3番のこと。

（4番那須眞理子君「そうです」の声あり）

御質問の県道新山原水線と下原堀川線の交差点ということですか。

（4番那須眞理子君「そうです」の声あり）

はい。現在通学路として利用されております県道新山原水線、この路線につきましては歩道を分離されている県道でございます。児童・生徒は歩道、1.2メートルから2.5メートルの幅員の歩道を通学路として利用しております。登下校時の通学路としては安全性は確保されているというところで考えております。また、町道下原堀川線からの進入についてでございますけれども、歩行者は当然車が来るというのは視認できますので、視認性は高いと思っております。あわせて、南側から北側に進入、北側からの車はいろいろ調査させていただきましたら車両的には少ないんじゃないかというふうに考えております。この点からも安全性はそんなに悪くないというようところで考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） それでも、やはりこの道というのは時間帯によって違いがありますけれども、よく進入してくるからでしょうか、歩道が壊れやすいんです。よく小野課長のところに壊れてますので修理お願いしますと何回も申請が出てみたいで、そういう感じで車が通るから道路も壊れていくわけですので、それだけ通行量が多いということにつながってくると思います。やはり子どもの登下校時のときの時間帯だけでも緩和するために進入時間の時間帯規制について企業間の申し合わせはないのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

お尋ねの菊陽町図書館横を通ります町道横道合志線で県道新山原水線交差点から北へ向かう箇所につきましては、企業申し合わせによる通行規制の設定がされた道路であります。申し合わせによる名称としましては、通勤自粛道路といいます。これ、あくまでも緊急時等はやはり通らざるを得ないという部分もあるものですから、自粛という名称を使っております。これはセミコンテクノパーク及び原水工業団地に立地する企業で、ソニーや東京エレクトロンなど20の企業により構成されるセミコンテクノパーク協議会というものを持ってまして、同パーク内に就業する従業員数の増加とともに、周辺、幹線道路の渋滞が顕在化する中で渋滞を避けようとして周辺住民の生活道路を抜ける車両がたびたび見られたため、通勤指定道路の設定を行っているというところでございまして、また通勤自粛道路への進入防止を徹底させるために自粛道路へのその箇所等々に立証活動を従業員の方でやったりまして、これは一定の場所で監視、または入らないような指導という形で定期的に行っておられます。

さらには、小学校でございますけれども、北小学校で通学における安全を図るため新入生の学

校の登校がなれるまで新学期の2か月間、4月から5月の間でございますけども、児童の交通誘導を実施しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） ぜひ企業間でも自粛をしていただくように何回かこの申入れをしていただきたいと思います。

それでは、先ほど変更していただいた2についてお尋ねします。

皆さんは運転されているとき、カラー舗装してあったりとか、ベルト舗装してあったところを通られたことがあると思いますが、そのようなときはどうですか、何もしてないところに比べて慎重に走るのではないのでしょうか。運転者に少しでも警鐘するために、さっき言いました1の場所と3の箇所におきましてカラー塗装ができないかと考えますが、そうしますと少しは安全性が保たれるのではないかと考えます。いかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 御質問にお答えします。

交差点部カラー舗装は交通安全の一環としてそこに交差点があるというドライバーの視認性を向上させるために行っております。一般的には狭隘道路、狭い道路で、狭隘道路等における視認性の悪い道路について行うものであり、広い交差点部にカラー舗装を行うということはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

御質問の交差点部は県道でありまして、カラー舗装するかどうかは県の判断に委ねられることとなります。今後は県に対しまして要望、陳情を行う場合、地域の代表である区長、自治会長さんを通じて手続を踏む必要がございます。県、町、自治会長で協議を行うこととなります。ただ、先ほど申しましたとおり、そこにカラー舗装を行うかどうかは県の判断に委ねますので、今後また協議をする必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。人口減少が叫ばれる中で、やはり将来菊陽町の担い手となるであろう大切な小さい命を私たち大人が地域社会全体で守ってやらなければならないと思っております。それを大人の責任だと思っております。事故が起きる前に改善しなければならない問題ですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

次に移ります。

5番目の総合体育館の建設についてをお尋ねします。

高齢化が進み、病院に行くと寝たきりの老人がたくさんいらっしゃいます。このままだったらますます増えるであろうと思われまます。一人でも多くの人が医療のお世話になることなく、自尊心を持って老後を送ることができるようライフスタイルに運動を取り入れなくてはなりません。定年後は楽しんで過ごそうなどと思っている人ほど危ないのです。各自が自分の年齢に

合った運動をするために、トレーニングルームを兼ね備えた総合体育館が菊陽町にはぜひ必要と思われます。

今、私はキャロピアのトレーニングルームを利用しております。そこで利用者の方にインタビューしました。一人は50代ぐらいの男性で下原から通っているとのことでした。もう一人は60代ぐらいの女性で泗水町在住の方でした。それぞれのコメントは、男性の方は菊陽町の中央部にこういう施設があれば東の方も活気づくのと言われました。また、自分としては風邪を引かなくなったとも言われました。女性の方は菊陽町さんにはとても感謝しています。近くにこういう施設をつくっていただいたので泗水町の住民というより菊陽町の住民といった感じですと言われました。ここに通い出してとても体調がよくなりましたとのことでした。

そこで、お聞きします。総合体育館は第5期総合計画の後期基本計画にあります。今後の構想はどうなっているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

総合体育館建設に向けてこれまでの取組としまして、平成25年度に町総合スポーツ施設整備基本構想を策定し、町内スポーツ施設の現状把握及び類似施設等の調査、検討を踏まえ施設整備の基本的な方針を定めております。基本構想の中で、施設整備内容としてメインアリーナ、サブアリーナにトレーニング施設を備えた総合体育館を想定しています。この基本構想を踏まえ、平成26年度から菊陽町スポーツ推進審議会に諮問して検討を続けております。総合体育館を含むスポーツ施設は町のスポーツ振興の拠点施設として位置づけ、後期基本計画の中でも重点施策として施設整備の方策、管理運営の方法等を検討してまいります。検討する中で一番重要な財源の確保でございますが、平成26年度から総合スポーツ施設整備基金として積立てを行い、総合体育館及び総合運動場の建設に備えた財源を蓄えております。今後の計画としましては、町全体事業の優先順位及び財政規律の堅持を考慮しながら総合体育館に向けた計画を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） この問題は以前佐々木理美子議員がお尋ねしたと思いますけれども、これだったら何十年後ですかと理美子議員が言われたと思いますけれども、大体何年後ぐらいを設定されているのでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） お答えいたします。

先ほど今後の計画として申し上げたところでございますが、現在基本構想において総合体育館の全体的なイメージを策定したところでございます。実際の建設に当たっては、まず用地の確保、それから多額の建設費用を要しますので、先ほども申し上げましたが、事業の優先度合いのそこら辺を町全体で考慮しながら、スポーツ推進審議会それから関係団体と検討を重ねて



いくということですので、現段階ではいつということは想定できておりません。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 分かりました。いろんなことをするにも大きな資金が要るわけですから、すぐにどうこうということとはできないかもしれませんが、ただ違った角度から考えますとこの資金は寝たきりの老人や病人が増えて医療費や老人施設の増設につながっていくのであれば、おのずと莫大な金がそちらの方に要ってきます。ですから、逆方向から考えますと、健康な人をつくれればそれだけ医療費も施設なんかも要らないという考えになりますので、何しろ、ともかく老若男女誰もがいろんな人たちがこの総合体育館の施設には期待をしております。ですから、ぜひ町、行政の力を見せていただきたいと思います。どうですか。

○議長（渡邊裕之君） どうですか。誰が、町長答えますか。

教育長。

○教育長（赤峰洋次君） おっしゃるとおりですが、そう簡単にはできないと思います。今、私の方では学校の増設工事等がまだ続いておりまして、まだ以前から、大分前からやってる武蔵ヶ丘中学校の運動場拡張、これも約3億円ぐらいの金がかかるんじゃないかなと思っておりますし、西小学校の運動場拡張についても用地は早目に買ったけども、県からいつつくるとかという話があって、なかなか資金の目途が立ってないという状況もございます。私も菊陽北小学校あたりが増築工事の必要はないと思ってましたが、御存じのように二、三年うちには300を超える状況になります。したがって、本年度28年度は菊陽北小学校の建築、増築工事、そして来年は武蔵ヶ丘北小学校の増築等、そういった増築工事が続き、さらには運動場の拡張工事等が入ってまいりますので、今もう私も体育人でありますから、総合体育館については本当に早急に建てたいんですが、体育館を使わない運動をそれぞれ考えていただいて健康管理に努めていただきたいと。正直那須議員がおっしゃるようというか、川俣議員も体育館のことを今度を出されておるとは思いますが、もう本当につくりたいんですが、今、今年で3年目ですから3億円、あと40億円か50億円足りませんので、そういったものを確保するというのはとてもじゃないけど大変だなと思っております。町長にはもう本当に教育予算についてはそういった状況でたくさんのお金をつぎ込んでいただいておりますので、大変待ってらっしゃる方には申し訳ないですけど、ただ期間はやっぱりなかなか今どの時期にというようなのは申し上げられません。当初は28年度の後半ぐらいでは設計ができるんじゃないかなというような実施設計まで行けるんじゃないかなというような思いもしておりましたが、今の財政的な状況からすると非常に厳しいかなと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 予算的にとても厳しいということで、思いはあるけどということでしたけれども、やはりこれから御検討をしっかりと見守りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

す。

最後に、農業についてお尋ねします。

平成28年度の施政方針の中で、町長はまちづくりの目標の第3の柱「活力にあふれ、にぎわうまち」を推進するための基本施策の1つ目に農業の振興を上げられました。そして、TPPの対策については国や県からの情報収集や認識の共有化、そしてそれを検討するためにTPP対策懇話会を立ち上げたいとのことでしたが、その内容がどのようなものであるかをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 農政課長。

○産業建設部審議員兼農政課長（志垣敏夫君） では、お答えいたします。

昨年のTPP大筋合意によりその対策として国で策定されましたTPP対策大綱に基づき、国、県、農業団体等の対応策やその動向などが公表されているところであります。そこで、町ではこれらの関係機関から情報収集をし、認識を共有化し、その対策を検討するためにこのTPP対策懇話会を立ち上げ、国、県の施策にいち早く対応したいと考えております。その懇話会の参集予定者は農業委員会、認定農業者連絡会、JA菊陽中央支所、土地改良区、各農業団体等の代表者及び菊陽町内の大規模農家を予定していきまして、それらの方々が一堂に会して議論していただく場、あるいは部門別に議論していただく場を設けるものであり、その講師には九州農政局や熊本県農協中央会、それから銀行、6次化ファンド等の農政にかかわる各種機関及び金融機関などからお招きしその会議の基調講演を行っていただきながら、その後質疑や討論を行っていただく予定であります。町としては、この懇話会において国、県、金融機関などの施策等を今後の菊陽町の農業振興の一助となるよう検討していただくためにこれを企画したものであります。また、懇話会の名称や運営方針、その他は今後検討していくところでありますが、座長については副町長が務めるということで、継続的な懇話会となるように計画しているところであります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君。

○4番（那須真理子君） 先日の熊日新聞を御覧になって分かると思いますけれども、TPPにおける県独自の農畜産物の試算が出ていました。国のものとは大きくかけ離れていました。正式な合意がなされるかは今後の問題ですが、合意がなされた場合の推移には特に気を配っていただいて、早目早目の検証をこの懇話会の中でも取り上げていただいて、意欲ある農業者の前途を打ち砕くことなく力を注いでいただきますようお願いいたしまして、私の質問全部を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 那須真理子君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時56分

再開 午後2時7分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 皆さん、こんにちは。

1年ぶりにこの壇上に立ちますが、菊陽町も後藤町政3期目を迎え、今現在第5期菊陽町総合計画「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現に向け、事務事業、各種施策の全般にわたって鋭意努力されているその姿に深く敬意をあらわすものであります。子ども医療費の充実、拡大、保育園の新設認可等子育て支援、保育サービスのさらなる充実、特色ある学校教育、耐震化等教育環境の充実と推進、社会福祉協議会、民生児童委員、地域自治会等と連携した高齢者、障がい者等の福祉施設拡充、生涯にわたる健康の保持、増進を目的とした健康診断、相談等の実施、道路、公園、下水道あるいは土地区画整理事業などの都市基盤の整備とこれに伴う数多くの企業、事業所の誘致等、その結果として多くの企業、事業所も進出し、利便性の高いにぎわいと活気にあふれた町として人口も4万人を超え、今後ますます増加、発展していくものと期待されております。これまでのさまざまな施策、政策については評価に値すると考えているところでございます。さらに、これらの施策等の成果も適切で効果的な行政運営を前提とした、町長がよく言葉にされる財政規律を守った上での実績、成果であることから、その評価もさらに高いものとなると思っております。

しかしながら、長年の積み残し、これからの大きな事業があるのも事実であります。それは、以前からの質問、提案している光の森多目的広場そして総合体育館、総合グラウンドの整備の問題であります。この問題に対してはその最大のネックが財源、財政的な問題であると考えられますが、これは問題というよりも町民が最も期待をする、そして大きな要望に対して町としては町民に対する説明責任があるのではないかと思います。この問題がこの光の森の公用地については、平成19年3月23日、道路を隔てて南側7,000平米、北側2万8,000平米、合わせて3万5,000平米、約1万坪です。それで、南側にはキャロピアができましたのであと残りの2万8,000平米が残っております。この購入に関してはその当時21億4,590万円、10年間で償還をするという計画で平成28年、今年度で一応償還は完了の予定です。10年間、この多目的グラウンド、整備費、利息入れたら約24億円、それだけの価値のあるものをやっぱり町は保有しとるわけです。これをいかに有効利用するか、これの計画、もう10年過ぎます、10年間で土地、この広大な価値のある土地をいかに活用するかという具体的な考えがあるかどうか、まずそれを聞きたいと思っております。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

現在、（仮称）菊陽町光の森多目的広場として活用しております北側区域の用地は、南側の光の森町民センター用地とあわせて、今議員が言われましたように、平成19年3月に熊本県住

宅供給公社から取得したもので、面積は当初から所有していました2,000平方メートルと合わせて3ヘクタールであります。その後、平成21年度に用地の管理と本格的な整備までの一時的に利用のための整地等を行い、平成22年2月から（仮称）菊陽町光の森多目的広場として地域の皆様や学校などに開放しているところであります。

この多目的広場は用途を特定しておらず、あくまで暫定的な使用を念頭に地域の皆様に御利用いただいているものであり、設備等も一時利用に対応するためのものとして最小限度にとどめているものであります。現在は地域住民の皆さんがウォーキングやランニング、グラウンドゴルフ、また子どもたちにも遊び場として利用されています。また、武蔵ヶ丘中学校の部活動の中で陸上部が当広場を利用しておりますし、武蔵ヶ丘中学校の、現在校舎増築をしておりますが、その増築に伴い今年の8月からテニス部の活動も当広場で行われております。今後、武蔵ヶ丘中学校の運動場の拡張工事も計画しておりますので、それに伴う運動場の代替施設としての利用も予定に入れているところであります。

さらに、菊陽町地域防災計画では、北側区画の多目的広場を広域の避難場所及びヘリコプターの発着予定地に指定しておりまして、加えて光の森町民センターキャロピアには、太陽光発電による非常用蓄電システムや防災用備蓄倉庫、飲料水兼用耐震性貯水槽を備えておりまして、これらの施設は西部地域における防災機能を有した重要な防災活動の拠点として位置づけているところであり、今年の2月21日にはキャロピアとこの多目的広場において、地域の皆さんと協働による総合防災訓練を行ったところであります。

ところで、この用地でありますけれども、先ほども言いましたとおり平成19年3月に県の住宅供給公社から土地区画整理事業の保有地を取得したものであります。面積は南側区画用地、現在の光の森町民センター用地が約7,000平方メートル、北側の用地が、（仮称）光の森多目的広場として活用しております用地が2万8,000平方メートル、合わせて3万5,000平方メートルでございます。議員も言われたように約21億4,597万円でありました。その時期は私が町長に就任したばかりのときでありまして、当時の住宅供給公社理事長と何度も協議して、価格の方の協議もやったわけでありましたが、やっと仮契約に至ったことを思い出しているところであります。取得に当たっては、金額と面積からこの議決事項に該当いたしましたので、議案として提案し賛成多数で可決いただいたところであります。全員協議会や本会議でさまざまな御意見はございましたが、当該用地の必要性について理解をいただいたものと思っております。

用地取得後は、北側区画用地は（仮称）光の森多目的広場としての仮の整備を行い、南側の用地については光の森町民センターを整備して現在に至っております。この間の一番の課題であります。何といたしましても用地取得費の返済でありました。一般財源で準備できる金額ではなかったものですから、公共用地先行取得事業債という地方債を全額21億4,590万円借り受けたところであります。この地方債は大きな額は借り入れられるものの、10年間で返済しなければならないという条件であったため、平成19年度以降毎年利子を含めて2億3,000万円を返済しなければなりません。地方債の残高も一気に膨れ上がり、本当に財政的にも大変苦

しい時期もあったところでありました。この地方債も光の森町民センターや有利なこの地方債への借りかえなどで残り1億7,000万円程度になりまして、平成28年度には完済、全て返済ができる見通しとなったところであります。

この用地は町の大変貴重な財産でありますので、将来を見据えた事業展開をしなければならないと考えております。もちろん事業展開に当たっては、財政運営、財政規律を十分に注意しながら進めていかなければならないと考えているところであります。御質問の内容につきましては、担当課長の方から内容について説明をこの後させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

よろしいですか。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 内容については、ようございます。もうこれについては3度目の質問ですので、大体具体的な提案まで今までできておるとおもいます。

これの約8,000坪、大体金額にして25万円として18億円ぐらいあるわけです、価値的には。この前も提案をしましたが、やはり今キャロピアの方で、さっき那須議員の方からも運動施設が非常に好評だと、その延長線上じゃないですけど、光の森、あの地区で要望されとるものというのはプールその他兼ね備えたスポーツセンターあたりを、8,000坪のうちの4,000坪ぐらいでもいいですから、日本一のスポーツセンターぐらい、民間の人と資金を利用して活用させるというような方向づけぐらいはある程度もう考えていかんと、今からまた考えるなんていうのは、それこそさっきの話じゃないですけど、実現するのはここにおる人が生きとるうちは全然できません。返済は返済計画としてやりながら、これだけの貴重な金を、25億円をあそこに塩漬けをするなんて民間じゃほとんど考えられません。ですから、計画は計画で、それなりに具体的にその計画を立てていってやらんと、町民も夢も希望も持てない、何も考えられないなんていうたら、確かに今1億円ずつこれのために基金の積み増しをしないと云われますが、1億円、2億円の金じゃないはずですよ。ですから、具体的な、もう10年間期限は決まっとった、やっと完済ができた、その完済ができるという5年ぐらい前から将来はどういうふうな方向づけをするということを、確かに何をやるにしたって財源的に厳しいのであればもう町のものに今年いっぱいになるわけですから、10億円あれば、これから次の質問に入りますけど、体育館や総合グラウンドあたりの計画、ない財源に回せるじゃないですか。だから、そこらあたりの考え方はないのかどうか、もう一回町長お願いします。

○議長（渡邊裕之君） どうしますか。

総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） 今のは1番の。

（14番川俣鐵也君「何番でもいいです」の声あり）

分かりました。

それでは、1番の具体的な有効活用の計画はということで順番にさせていただきます。

御承知のように、この北側区画用地につきましては、町民の皆様が新たな事業展開の用地として期待されていることはもう十分承知しておりますし、これまでも議会におきましては多々一般質問されております。川俣議員も多分4回目になろうかと思っております。この事業展開に、あるいは土地利用に当たりましては、まずこの貴重な財産であります北側区画用地が町西部にある用地、それから熊本都市圏の北東部にある用地等の場所的な特性、それとか将来の菊陽町及び熊本市北東部ににおけます人口構成、それから将来の産業展開の観点からどのような意味を持っているのか、どのような機能が必要とされているのか、またはどのように利活用しているのかなども総合的に勘案し、北側区画用地の利用、コンセプトプランニングをすることから始まるのではないのかと考えております。この基本コンセプトに基づきまして、北側区画用地の事業構想、これを策定しましてこの構想に基づき具体的な事業内容、規模、財源、事業の主体、運営、管理方法、スケジュール等を盛り込んだ北側区画用地の事業基本計画を策定することになるかと思えます。この事業計画策定後は、実施計画の策定という流れになってくるかと思えます。

したがいまして、町としましては、28年度からこのコンセプトプランニングを始めたい、着手したいというふうに考えておるところでございます。その中で、当然財源的な問題は頭の中に入れて進めていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） ありがとうございます。

課長、具体的にいろんな方法をフリーハンドで、ある程度できるような環境にあるわけですから、菊陽町にとってあそこをどのような方法で財政負担がかからなくて、財政的に余裕ができるほかの施設建設に回せるような、中身あたりまで考えたプランニングをぜひつくっていただきたいと思えます。この1番については終わります。

2番目です。

町の総合運動施設の整備についてということに移りますが、これは今年名誉町民としてお亡くなりになりました、菊陽町の50年の歴史の中で28年間菊陽町のまちづくりをしてこられた富永町長が、平成の大合併の最後の年に、私が一般質問させていただいたときに、富永町長、菊陽町にとって合併する、せんは別にして何が不足しておると思えますかという質問をしたときに、保健センターを兼ね備えた総合体育館、それと総合グラウンド、これだけはぜひとも菊陽町につくっておきたいと、合併する、せんにかかわらず、これが菊陽町に一番不足しておるものだという答弁をいただいております。それから何年たちましたか。請願も議会で議決をしました。

そして、今日は来られておりますけど、スポーツ関係の人にとっては本当にもう長年の願望でもあり、夢です。例えば隣の大津町、元町長の荒木さんが県のサッカー協会の会長でした。

立派なサッカーのグラウンドができました。高校も大津高校、翔陽高校がローカルの高校としてはあれだけ特徴のあるサッカーの強い学校ということで、やっぱり特徴のある高校に育つとります。スポーツの広がりというのは非常に大きなものがある、特に体協あたりで年に1回研修としていろんな先生を呼んできます。この前もラグビー協会の会長さんを呼んで講演してもらいました。その前は井薫さんという元オムロンのハンドボールの会長をされとった嫁さんは津久礼の大野さんですけど、来られて講演をされました。そのとき、お二人とも言われるのが、どうして菊陽町はこれだけ立地のいいところでスポーツ施設がないのかと、菊陽町ほど恵まれたところはないじゃないかと声をそろえて言われるんです。

確かに、富永町長、現後藤町長もやっぱり社会基盤整備をきちっとしとけば、人も企業も寄ってくると、だからそのまちづくりも決して間違いじゃありません、正しいです。しかしながら、やっぱり菊陽町でいろんな施策は確かに必要です。自然大地震から校舎の耐震でいろいろ学校関係、金が要るようになりました。人が増えて学校も増築せんといけません。継ぎはぎだらけです言われようなら将来の菊陽町の方向性ってないじゃないですか。やっぱり一番今菊陽町にとって大事なことは、さっき那須議員も言いました、佐々木君も言いました、予防医学、健康志向、みんな本当にそう思ってるんです。それで、楽しみながら健康で長生きできる、そういう施設をつくってくれと、一番効果があると思うんです、老若男女。本当にすぐでもできる財源がというのであれば今の多目的グラウンド半分ぐらい売って10億円ぐらいの金で、それこそ「さんふれあ」の公園の北側あたりを約6万平米あつとです。約2万坪弱あるんです。陸上競技場を兼ねたラグビー場、サッカー場ぐらいはできるんです。だから、そういう考えをぜひともこれだけ潜在力のあると、よそから見たら菊陽町はうらやましいと思われとる町であれば、町民にそういう夢と希望を与えられるような可能性を、力があるわけですから、もうぜひ町長、副町長には財政規律だけじゃなくて、今日も新聞を持ってきましたけど、今度6月西原の日置村長が3選を目指します。理由は、総合体育館を、大事な体育館をつくるのもう一期せにゃいかんと。今日の新聞ですよ、熊日。菊陽町はそういう細かいことじゃなくて、もうちょっと大きな状況でやれる状況にあるわけですから、町長お願いします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） その総合体育館をつくりたいというのは、これは私は川俣議員以上にそういう思いはありますけれども、まずは、今はもう長年議員されとるから御存じのとおり、教育それから子育て支援、いろんな社会保障関係の分で菊陽町というのは非常にそういう取組を子育て支援とか教育とかが1番の、優先度合いでいけば1番だと思えます。だから、そういうことをきちんと進めておりますけども、一方では財政規律というのは地方債の現在高、今非常にまだ今年度に、28年度におきましても返済する借金の額よりも借りなければやむを得ないという額が大きい、予算書を見ていただくと分かるとおりであります。そして、この社会保障関係であります民生費、それから健康関係の衛生費を合わせますと、130億円の予算の中で合わせますと65億円ぐらい占めておるわけです。そういうことでそういうものもきちんとクリアしな

がら次の計画ということでありまして、さっき総合政策課長が申しあげましたように、今年度から多目的広場等、そちらの方もまずは武蔵ヶ丘中学校が整備をするまではそこはそのままの状態で行いますけども、実質のときには、さっき申しあげましたような方法でいく中で、川俣議員が言われたものも選択肢の一つということで考え的には持っ取りますけども、その辺は本当にあの土地は西部地域の中で、都市化する中での3ヘクタールというのは本当に誰からも一番よい使い方をしなければならぬというふうに考えておるところでありますので、その辺は御承知願いたいと思います。

そして、総合体育館といいますと、今基本構想段階で出とるものを見ていまして、40億円から50億円ぐらいかかるような、用地は抜いてです、そういうような状況でありますので、いろんなどういう手法であるかということも、そらああいう土地を半分ぐらい売ってとか言われますけども、そういう公共用地というのはそういうような取扱いはすべきではないというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 終わりに、再度ここでお話をさせていただきますが、今町長から言われたことは重々私も承知の上で、発言をしとるつもりでおります。だから、よく分かります。しかしながら、それだけの菊陽町の今動きの中で県下47市町村の中で、一番元気のいい町だと言われておる中で、やっぱり本当に町民が感じられる、そういう勢いを欲しいなという願望を兼ねて少し極端になったかもしれませんが、お話をさせていただきました。

〔

取消し

〕

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問は終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後2時35分

第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成28年3月14日（月）再開

（ 第 4 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (4日目)

(平成28年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成28年3月14日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 1番 | 大久保 | 輝 | 君 | 2番 | 阪本 | 俊浩 | 君 |
| 3番 | 西本 | 友春 | 君 | 4番 | 那須 | 眞理子 | 君 |
| 5番 | 佐々木 | 理美子 | 君 | 6番 | 中岡 | 敏博 | 君 |
| 7番 | 吉本 | 孝寿 | 君 | 8番 | 吉山 | 哲也 | 君 |
| 9番 | 北山 | 正樹 | 君 | 10番 | 坂本 | 秀則 | 君 |
| 11番 | 石原 | 武義 | 君 | 12番 | 岩下 | 和高 | 君 |
| 13番 | 大塚 | 昇 | 君 | 14番 | 川俣 | 鐵也 | 君 |
| 15番 | 上田 | 茂政 | 君 | 16番 | 小林 | 久美子 | 君 |
| 17番 | 甲斐 | 榮治 | 君 | 18番 | 渡邊 | 裕之 | 君 |

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君
書 記 山 川 眞喜子 君
書 記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | |
|-----------------------|----|----|---|----------------------|----|-----|---|
| 町 長 | 後藤 | 三雄 | 君 | 副町長 | 井手 | 義隆 | 君 |
| 教育委員会委員長 | 曾我 | 惟雄 | 君 | 教育長 | 赤峰 | 洋次 | 君 |
| 教育次長 | 桐 | 陽介 | 君 | 総務部長 | 吉野 | 邦宏 | 君 |
| 福祉生活部長 | 實取 | 初雄 | 君 | 産業建設部長兼
商工振興課長 | 松本 | 洋昭 | 君 |
| 会計管理者兼
会計課長 | 山崎 | 謙三 | 君 | 総務部審議員兼
総務課長 | 吉川 | 義則 | 君 |
| 総合政策課長 | 阪本 | 浩徳 | 君 | 財政課長 | 東 | 桂一郎 | 君 |
| 税務課長 | 阪本 | 章三 | 君 | 人権教育・啓発課長 | 高木 | 定伸 | 君 |
| 総務部審議員兼
東部町民センター所長 | 平野 | 葉子 | 君 | 福祉課長 | 西本 | 一浩 | 君 |
| 福祉生活部審議員兼
子育て支援課長 | 宮本 | 義雄 | 君 | 福祉生活部審議員兼
健康・保険課長 | 佐藤 | 清孝 | 君 |
| 介護保険課長 | 市原 | 憲吾 | 君 | 町民課長 | 酒井 | 章彦 | 君 |
| 西部支所長 | 服部 | 誠也 | 君 | 産業建設部審議員兼
農政課長 | 志垣 | 敏夫 | 君 |

建設課長 小野秀幸君
産業建設部審議員兼
環境生活課長兼
下水道課長
学務課長 今村敬士君
図書館長 士野公典君
矢野信哉君

都市計画課長 大山陽祐君
総務課長補佐兼
総務法制係長 中島秀樹君
生涯学習課長兼
中央公民館長 古賀直之君
農業委員会事務局長 川上一弘君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

川俣鐵也議員から3月10日の会議における発言について不適切な発言があり、会議規則第64条の規定によって議席に配付しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、川俣鐵也君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、10日に引き続き一般質問を行います。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 皆さん、おはようございます。

議席番号17番甲斐榮治、一般質問を行いたいと思います。

いつも申し上げてることでございますけれども、2000年に地方分権一括法が制定をされまして、地方議会のあるいは地方の行政の責任が大変重くなっております。その6年後に、夕張で財政破綻という事態が生じまして、国はこれを助けないという大変な事態、御記憶の方があると思います。そのときに議会に対して、議会は一体何をしておったんだという批判が全国からほうはいとして起きてきたことを御記憶だというふうに思います。それ以来、各地方議会も自分たちの使命が何かについては、随分と色々な討論をしたり考えたりして今日に至っております。議員の使命というのは、執行部の業務執行の状況をチェックする、これが1つですね。それから、立案をする、ないしは提言をする、これが2番目。3番目には、一番大事なことで、色々な情報を討論を通して得たことについて決議をすると。この3つが議会の神聖な義務であるというふうに思います。平たく言えば、議会というのは、うるさくない議会というのはないんであって、口やかましく批判をすることもございます。だけど、これはもう議会の持っている仕事ですので、そういうふうにみんな腹をくくっていけば、議会あるいは行政の運営もスムーズにいくのではないかとこのように思います。

さて、今日はそこに質問項目あげておりますが、知っている情報もございます、私が個人的にです。それから、関係部署に行って聞けば分かるものもございますが、年度当初でありますので、町の公式見解を住民の皆さんと共有したいと、そのために今日の質問を行います。

今回は、住民の方から寄せられた疑問の基礎的なことを扱いたいというふうに思います。質

問や答弁の妥当性云々については当然住民の方が行われると思います。

それでは、質問席から質問をいたします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 1番目に、もみじ園の民間移管について質問をいたします。

従来主張しておりますけれども、民間の活力でできることは民間に任せる。こういう大方向は、資本主義社会あるいは民主主義社会の大きな方向として正しいというふうには考えております。先般のもみじ園の民間移行については批判的態度をとりましたけれども、それは進め方や手順、あるいは丁寧さをめぐっての批判でありまして、民営化そのものに対する反対ではありませんでした。菊陽町はなお7園の町立保育所を保持しております。今後なお、その一部は民営化されるべきものというふうには考えております。平成23年に策定された町立保育所の民営化計画ともみじ園問題は切り離すという町の答弁でございましたが、民営化の事業としてもみじ園問題から学ぶことはたくさんあると思います。このもみじ園の民営化の過程の最後まで注目をするという意味で以下の質問を行います。

1番目です。町保育士の社会福祉法人菊陽会への採用は、どのような状況であったかお答え願います。

○議長（渡邊裕之君） 町長。

○町長（後藤三雄君） もみじ園の民間移管についてということでの御質問でありますので、まず最初の方で私の方からお答えしたいと思います。

町立保育所もみじ園は、耐震診断の結果を受けた対応の中で、園舎を早急に建て替えること、建て替えとその後の運営については民間活用として、町では昨年1月から議会の議員の皆様には8回、保護者の皆様には6回、もみじ園の職員には4回、地域の皆様には5回に分けて分かりやすく丁寧に説明し、民間移管については大きく反対する意見はなかったものと認識しております。

この間、町民参画・協働推進条例に基づき設置した町立保育所もみじ園の民間活用による改築及び運営に関する検討委員会から、昨年5月に私に対しまして、民間活用が適当との答申も出されたところであります。引受法人につきましては、募集、選考の結果、昨年9月に社会福祉法人菊陽会に決定し、12月議会においてももみじ園の民間移管についての議案第51号菊陽町町立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定を可決していただきましたので、今年の春からの待機児童の解消の一助になるものと思っております。

議会議員の皆様、保護者の皆様が目玉されていまして合同保育については、昨年12月に実際に引き継ぎを行う新旧もみじ園の園長及び保育士が中心となって、町立保育所もみじ園引き継ぎのための合同保育実施計画の案を策定して、保護者の皆様の御意見を聞いて決定し、1月から合同保育を始めてその仕上がりぐあいは順調に進んでいるとの報告を受けております。

平成28年度から、社会福祉法人菊陽会による新もみじ園の新たな保育サービスが開始されます。さらに町では、町立保育所の民営化についての民営化検討委員会を設置し、公立保育所民

営化計画を新たに検討してまいりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしく願いいたします。

御質問につきましては、担当課長の方からこの後答弁をさせます。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） おはようございます。

では、町保育士の社会福祉法人菊陽会への採用についての御質問にお答えいたします。

新もみじ園の職員採用に当たって、社会福祉法人菊陽会では現もみじ園に勤務する臨時職員の保育士及び調理員の方に対しまして、昨年11月に正職員、それと臨時職員それぞれ募集をされました。その結果、臨時保育士お二人から応募がありまして、2人とも採用されることが内定しております。2人とも家庭の都合や勤務時間等により、正職員ではなくて臨時職員として採用されまして、希望どおりの採用になっております。なお、そのほかの保育士さんにつきましては、7人が町立保育所での継続雇用、1人の方が民間保育所に再就職の予定であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町長からもみじ園の前の経過について丁寧な説明がございましたが、これはもう決したことでございますので、もみじ園の民間移管については条例で決したことでございますから、このことについては別に取り上げることはない、決定に従う以外ないわけですから、これはその方向で進まれるということでございます。

今の町の保育士の社会福祉法人菊陽会への採用が2人という結果ですね。そして、これは臨時職員を希望されたということですが、正直な気持ちを申し上げますならば、新しいところにたくさんの臨時職員から常勤職員というふうなことを期待としては持っておりましたけれども、そうならなかったことについてはどう考えていらっしゃるのか、それから、あと残った方が8人ですか、その中の7人が町のまた臨時職員ですか、それから1人は何とおっしゃいましたか。

（「民間保育所」の声あり）

後でまた。こういった方は結局は町としては人員としてダブることになりますですね。その辺一体どう考えていらっしゃるのか、お答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、もう一度申しますけれども、7人が町立保育所での継続雇用、そして1人の方が町立以外の民間保育所の方に就職の予定でございます。それと、実際この社会福祉法人菊陽会さんはその採用に当たりまして、正職員の場合は月給、ボーナス、通勤手当の支給とかあるいは臨時職員さんでもあれば時給とかあるいは通勤手当の支給等、現在の今の町臨時職員としての待遇を上回る労働条件を提示されました。けれども、民間保育所の経験がないので自信が持てないとか、あるいは御家庭の都合により勤務時間が合わないといった理由で就職を希望されなかったというところがあったようです。その考

えはどうかという御質問ですけれども、そこは保育士さんそれぞれの思いがありまして、お二人は残っていただきましたのでまた引き続き今のもみじ園のスタイルをしっかりと新もみじ園に継承していただくというふうにその2人には期待したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 新しい園の方でもいい条件を提示されたと……

（福祉生活部審議員兼子育て支援課長宮本義雄君「はい」の声あり）

いうことでしたし、我々もそれを期待しておりました。それで、いい条件の方に行くというのが普通の常識的な動きだと思いますけれども、それがなっていないもんですからお尋ねをしたわけです。しかし、尋ねても、これは御本人たちのお考えでしょうから、それ以上のことは何も町しても言えないとは思いますが、ただ今後やはり幾つかの園を民営化されていくという、そういう大方向は先ほど町長も触れられましたが、その場合にやはり町が抱えている職員が、後どうなっていくかということは大変大事な問題ですので、今私が聞いた以上のことは聞いても恐らく答えは出てこんどと思いますので聞きませんが、この状況というのはやっぱり十分に今後考えにやいかんのじゃないかというふうに思います。現実には、7名というのは私はこれははっきりダブってると。要するに過員になってるというふうに考えられますので、そういった状況が今後出ないように考えていただきたい。

あ、何かありますか。あったらどうぞ。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今の甲斐議員がおっしゃったダブってるという意味についてちょっと、今後の質問に対する答弁もありますので、その内容についてお答えをお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） ダブってるというのは適当な表現ではなかったかもしれませんが、要するに過員になってるということです。本来ならば、1園減ったわけですから。その分は職員としても減ると。町の雇った職員としては減るとするのが常態だと思いますけれども、過員になってるんじゃないかと。過員になってないとおっしゃるならそれはそれで結構なんです。

○議長（渡邊裕之君） 7名が町にという御答弁だったですよ。

○17番（甲斐榮治君） はい。

○議長（渡邊裕之君） だから、その分がオーバーしてるんじゃないかというところの御指摘でよろしいですか、甲斐議員。

○17番（甲斐榮治君） そうです。

○議長（渡邊裕之君） それについての質問です。

子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 先ほどありましたように、今までの、今のもみじ園の臨時の職員の方で保育士さん7名が4月から別の保育所の方に仕事したいという希望を出されました。ただ、私たち4月1日のまず臨時保育士さんの確保というところにずっと年末から努めておりますけども、非常に今、保育士、人材難でございます。そういった中で現在町立でお勤めの方も何人か退職されますので、私たちとしては今の7人の方が引き続き町立として勤務されるということで非常に歓迎するところでございます。トータル的には臨時職員さんの数というのは今よりも減る形になるかと思っております、はい。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 今のようなことが知りたかったわけですが、はい。それはそれでもう結構でございます。

それでは、次に移ります。

2人ですね、町の職員であった方が臨時職員として新しいもみじ園の方に就職をされるというふうなことで、合同保育がその2人を中心に行われると思っておりますが、先ほどの町長の言及からしますとうまくいってるというふうなことでございますが、そのような認識でいいか、それから、3月いっぱいまでは合同保育を行うということでしたですね。4月以降はその3月の状況を見て考えるということでしたが、その辺についてはどういうふうになってますか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、質問通告の合同保育の実施の状況はどうなっているかということについて答弁いたします。

合同保育につきましては、現もみじ園と社会福祉法人菊陽会の職員が保護者の方の意見を聞いた上で、町立保育所もみじ園引き継ぎのための合同保育実施計画を策定しまして、合同保育を確実に実施するため鉄砲小路区の区長さんの立ち会いのもとに保護者の代表、そして社会福祉法人菊陽会さん、それと町の4者で協定書を取り交わしました。今年1月15日から毎週2回、4月以降勤務予定の現三里木保育園の園長先生、そして主任保育士、そして普通の保育士の計3人が今交代でもみじ園に出向き必要な引き継ぎを実施しております。

合同保育は消防出初め式やひな祭りなど、期間中予定されている行事にできる限り日程を合わせておりまして、年間行事の引き継ぎにおいては地域とのつながりも伝えることができたものと認識しております。また、保護者との連携に関する引き継ぎにおいては、4月からのもみじ園の新保護者会の会長さん、そして副会長さんにも合同保育に参加していただき、新年度からの用品の確認、役員会あるいは保護者会の運営法について、社会福祉法人菊陽会の職員の方と話し合いが実施されました。

給食は調理実習を行い、調理器具や食器の使用方法、在庫、調味料等の配置の確認を行い、4月からの配膳がスムーズに行われるように引き継ぎが行われております。

合同保育の回数を重ねるにつれ、園児たちは少しずつ新しい先生たちの顔を覚え、今ではす

っかり懐いてるというふう聞いております。2月6日に保育参加に合わせまして開催された保護者会の中で、引き継ぎのための合同保育実施計画の内容を説明いたしました。そして、3月11日に保護者会役員の皆様に合同保育実施計画の仕上がりぐあいを確認していただき、3月12日に保護者の皆様に社会福祉法人菊陽会と町が合同保育の進捗状況を報告しました。その結果、計画どおり順調に引き継ぎのための合同保育は仕上がりつつあることが確認されたところであります。なお、4月から社会福祉法人菊陽会に新規採用の保育士の方が3月15日と29日の2日間で1人、さらにそのほか3人の方が3月24日と3月28日から31日までの計5日間にわたり、それぞれ合同保育に加わる予定です。また、調理員の方についても3月30日と31日の2日間に調理室に入り合同調理を実施するとともに、物品搬入など4月1日からの準備が行われる予定であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 合同保育というのは保護者の中で一番要望が強かった部分ですので、今後ともきちんとこれがいい仕上がりを見せるように祈念したいというふうに思います。

それから3番目です。移管後の町と新園及びその園児の保護者会とのかかわりはどういうふうになるのか、前の答弁では、今までの話し合いの過程の中で大体その方向性というのが分かってるので特別に協議会ないし懇談会、3者の、保護者と新しい園と、それから町ですね、特につくる必要はないというふうな判断だったというふうに私は記憶してるんですが、その辺はどうなっておりますでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 議員が今言われたことについては、1つは12月議会のときにお答えしてるとは思いますけども、うちの方で三者協議会という特別な協議会というのを設けるといところが、協議会というところでは設ける予定はありませんので今から御説明します。

児童福祉法は第24条第1項で、市町村はこの法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病、その他の事由により監護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならないと規定しておりまして、公立、私立を問わず認可保育所の保育の実責任は市町村が負っております。そのため、運営移管後も町としては新もみじ園及びその園児の保護者と当然かかわっていくというふうに考えておりまして、何か問題が起きた場合には、町が主導して解決、調整に努めてまいりますので、今現在もいろいろな事案があれば保護者の方と相談、協議しておりますので、これについては新もみじ園に限らずこれまでどおり、町それと法人さん、それと保護者の方というのは、必要に応じて協議をしていくというところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） この辺については法で規定されていることなので、それに従って町がやっぱり責任を負っていくというふうに理解をしようございますか。いいですか。

（福祉生活部審議員兼子育て支援課長宮本義雄君「はい」の声あり）

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、次の新園の入所定員が90人になるのはどの時点からか、簡単に時間もありますので、お答えいただきたいと思います。

現在の園児数がどうなっているのか、4月に民間移管がされますが、新園舎の完成は多分9月だったというふうに記憶してはいますが、そうしますと現在まで60人で推移してきた定員が、将来90人になるということでしたけれども、それはどの時点になるのか、ちゃんとその90人に対応する用件は整っているのか、余り詳しく要りませんので簡単に答弁をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、御質問にお答えします。

社会福祉法人菊陽会においてもみじ園の新園舎が今月末から建設される計画であります。新園舎は今年秋に完成見込みで入所定員90人で設計されており、園舎完成前に熊本県に対して定員変更の届け出が行われる予定であります。なお、当面使用します仮設園舎については、運営移管される来月から、面積や職員配置の基準を満たす範囲内で入所定員を80人に引き上げて運営する予定で現在準備が進められております。今現在もみじ園の入所の方が36人いらっしゃいまして、4月1日で今のところ入所予定が60人になってます。仮設園舎の中でございますけれども、先ほど申しましたように80人の中でずっと仕上げていきたいなど、そして今年の秋に90人の受入れができるように、現在社会福祉法人菊陽会さんの方も保育士さんはもう十分確保されておりますので、新園舎の完成後は90のところ受入れできるかというように思っております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、90人というのは新園舎が完成してからと、秋の時点だと、こういうふうに理解していいですね。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 保育所の受入れについては需要と供給がございますので、受入れ側としては90人しっかり受入れできるというところですけど、あとは保護者の希望もございますので、そのところはそのときになってみないと分かりませんが、希望があれば90人は当然受入れできるというところになります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 当然認可申請をされたと思いますから、90人に見合う園庭、園舎、そう

いうふうになっていると思いますが確認のために。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 新もみじ園については、新園舎については入所定員90人で設計してありますから、これはもう90人で受入れできると。先ほど申しましたように県の方にこの定員変更を60ですか、その部分の変更は社会福祉法人菊陽会さんがされるということでは間違いありません。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） それでは、次に移ります。

次の通告が、菊陽町の就学前教育または保育についてどのようなランドデザインを描いているかというものになっておりますけれども、ちょっとこれは範囲が広過ぎるし、就学前教育といいますと、幼稚園まで含むというふうなことになりますので、先日課長さんとほんの短い間の打ち合わせでしたけれども、保育所の件に絞るというふうなことでその時点では了解し合ったということで、保育園に絞るということで議長、よろしゅうございますか。

○議長（渡邊裕之君） はい、許可します。

○17番（甲斐榮治君） それでは、今朝、町の柱立てと少し通告の内容がうまくかみ合わないということも局長を経て連絡がございましたが、その質問については一応今言ったようなことで進めて、途中そごがあればそれはそれで訂正をしていきたいと思っております。要するに私がここで聞きたいことは、先ほど町長が若干答えられましたけれども、今後の保育所の方向を、7つの町立保育所がある町です。それから、私立の保育所ももうできております。そういったものをひっくるめて特にその町の町立保育所をどういうふうに持っていくのか。予算書を見ますと検討委員会ですか、民営化の検討委員会について37万円の予算が計上されております。検討委員が10人ということですが、それから事業者の選考委員が7人で10万4,000円、合わせて47万4,000円が今後の民営化について計上されている予算だというふうを考えておりますけれども、あと公立保育所の役割、私立保育所の役割、そういったことをひっくるめて基本的にどういう考えでいらっしゃるかと、こういうことを聞きたいと思いましたが、いかがですか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） まずテーマについては保育というところでございますけれども、このランドデザインについての答弁ということで、御了承願いたいと思っております。

まず事前に質問、通告ありましたランドデザインというところでございますが、これは大規模な事業などの全体にわたる壮大な計画、構想であるというふうに認識しております。本町の就学前教育、そして保育のランドデザインとしましては、子ども・子育て支援事業計画がありますのでその内容についてお答えをしたいというふうに思っております。

子ども・子育て支援事業計画は、町民アンケート……

(17番甲斐榮治君「議長、ちょっとすみません、時間もありませんので、要点だけよろしくお願いします」の声あり)

はい。子ども・子育て支援事業計画は、町民アンケートに基づいた子育て支援サービスのニーズを踏まえ、町子ども・子育て会議の論議やパブリックコメントを実施して町が平成27年に策定しております。基本理念を「親子の笑顔がひかり輝く子育て安心のまち きくよう」としまして3つの基本目標と8つの取組方針を掲げ、本町の子ども・子育て支援を推進するものであります。その中身としましては、子ども・子育て支援新制度に基づいて幼稚園、認定こども園、保育所などの教育、保育施設、小規模保育、家庭的保育などの地域型保育及び放課後児童クラブ、子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業に関して子育て支援サービスの需要量と提供体制とその時期を定め、町民の方の多様なニーズに応えていくための諸施策を推進するものでありまして、従来の次世代育成支援行動計画の考え方を継承したものであります。今、議員が言われたグランドデザインというところの分は子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、町立保育所の民営化というところの分でございますか、御質問については。これはいいですか。

現代は子どもたちそして保護者の方々を取り巻く教育、保育環境はここ数年で大きく変わっております。その対応策としましては、平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしており公立保育所民営化計画を策定しました平成21年当時とは時代が変わり新しい保育、ニーズに対応した展開がこれから先求められているところであります。このため、公立保育所民営化検討委員会の答申を踏まえつつ、現在の公立保育所で民間保育所事業者にお願いできる分は民間にお願いし、公立保育所に求められる役割については公立で果たしていくことになると考えております。具体的には平成28年度に公立保育所民営化検討委員会を改めて設置しまして、現在凍結しております公立保育所民営化計画を再検討していくというふうに予定しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） もみじ園のところで少し手順の問題等で議論がございましたけれども、今後については予算書にも計上されておりますし、そういった形で前もって情報をいろいろ提供しながら進めていただきたい。先ほど申しましたように民営化というのは一つの大方向としてこれは賛成できることであるというふうに思います。都度、情報をいただきながら、協力できるところは協力をして前に進めたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。なお、ちょっと課長との打ち合わせが、質問のあれがかみ合っておりませんので傍聴者の方にもおわびを申し上げたいと思います。今後きちんと突き合わせをした上で質問したいと思います。

それでは、時間がだんだん迫っておりますのであとは本当に基礎的な、町の行政に対する基礎的な質問ですので端的にお答えいただきたい。一応全部行きたいと思っておりますので。

まずは1番目。常々住民の大きな要望になっております警察力の強化、交番の新設あるいは警察署の新設、これが現在の状況がどうなっておるのか、私たちに伝わってくる話としては、大津の駅前に交番設置の構想があると。大津の駅前です。大津署があるのに大津にまた交番ができると、ちょっと不思議なんですけども。それから、菊陽駐在所には1人増員がされたと、2名体制になっておるといふうなことは伝わってきておりますが、あと住民の要望というのは大型交番です。警察署は無理であっても、大型交番ぐらいは菊陽町にぜひ誘致してほしいということであるかと思いますが、その状況についてよろしくお願いをします。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 今までの敬意はよろしゅう……

（17番甲斐榮治君「はい、それはもう結構です」の声あり）

昨年6月の議会におきましても、甲斐議員の方から一般質問いただきまして簡単にお答えしたかと思っておりますけれども、平成25年だったかと思っておりますけれども、皆様方の御協力をいただいて県知事なり県警本部なりに要望活動を行いまして、あわせて町民集会等重ねて開かせていただきまして、県警本部、熊本県、熊本県議会に対して要望活動を行っているところでございます。この中で菊陽町における警察力の強化、特に交番新設や警察官の重点配置については、平成26年から県警本部等と協議を重ねておりまして、県警本部においても十分必要性については認識いただいているものと考えております。

また、光の森地内に新たな交番の設置ができないかということで町からも設置場所、設置の方法等について多くの提案をさせていただいております。

要望、陳情活動においては、町長も強い使命感を持って交渉に臨んでおられますし、平成30年の春には警察署再編計画に基づきまして、新たな警察署が熊本市北区内にできます。町としましてもそれまでにはどうかしたいと考えておりますので、今後も熊本県、熊本県警察本部に対しましては可能な限りの協力をするとともに、継続的な要望活動を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） どういう警察署の形態か分かりませんが、仮に交番とすれば、その場所についてもある程度町から伝えて誘致の運動をしてるといふうに理解してよろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 場所等については、本庁から提案をさせていただいて県警本部の方と協議をさせていただいております。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） なかなか相手のあることと言えないこと言えないこともあるかと思っておりますけれども、これは本当に町民、住民の一番熱意のある希望だといふうに思っておりますの

で、議会の方にも協力できることは我々も一生懸命したいと思いますので、ぜひ町長を中心になってこの誘致について努力をいただきたいと思います。

可能性があるんですか、ないんですか、その辺は聞いておきたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 総務課長。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 実現をかなえるために努力しているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 一生懸命頑張ってほしいと思います。

それから、2番目です。これもイエスかノーかで結構ですので、4歳以上の診療について、1医療機関につき1か月当たり500円の自己負担が受診者にかかることになったが、医療機関等関係箇所に事前相談はなされたのかと、これも先般通ってしまった議案ですけれども、その後町民の方からもあちこちから電話をいただきましてお叱りの電話もいただいております。どんなふうに議論したのかというふうな非常に厳しいお叱りです。そういった一環として医療機関等が一番関係しますし、その辺に対して事前の相談はされたのかどうか、その1点だけお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 健康・保険課長。

○福祉生活部審議員兼健康・保険課長（佐藤清孝君） おはようございます。

今年4月からの子ども医療費助成制度の改正によって県内現物給付になること、また医療費の保護者の一部負担金のうち一部を医療機関で徴収することについては、町内の医療機関についてはこれまでの町内現物給付による無料化に御協力をいただいていた経緯がありますし、改正後に事務的負担が増加するのではとの心配がありましたので、昨年10月に平成28年4月から制度を変更し、町内現物給付へ拡大することを文書でお知らせするとともに、電話でも御意見を伺った際、自己負担金の徴収についてもお尋ねがあれば500円までの導入を検討していることをお伝えしてきたところであります。さらに12月に子ども医療費助成制度の条例改正が可決された後、再度1月に文書等でお知らせを行い、町内医療機関の御理解を得たところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 事情は分かりましたけれども、これは行政だけを責めるのではなくて、我々議会もこの辺が提案されてきたときに、もう少し500円の値上げ等については慎重な審議をすべきだったという自己批判を述べさせていただいて、この質問は終わりたいと思います。なお、500円について住民の方からは非常に厳しい意見が出ておりますので今後も出てくるかもしれませんけど、それは今日の質問の項目ではありませんので、この辺で止めておきたいと思います。

次行きます。

地域核として光の森周辺が県の指定を受けております。この地域核が何かということもこれは問題になるところですけれども、一つの指定を受けたということはチャンスであるには間違いないと思います。こういったことをてこにして、光の森の駅周辺の整備、これについて何か考えていることはあるかどうか、例えばこれまで出てきましたのは、光の森の駅とゆめタウンの高架橋、歩道橋の問題、あるいはバスです。バスが今かなり発着をしておりますが、バス等の交通体系の整理、産交バスはもう違うところに行ってしまいましたけれども、それから空港との連絡ですね、大津町は大津駅から出てます、空港行きが。時間表もちゃんと制定されております。それから、知事が大津駅を阿蘇くまもと空港行きというふうに名前を変えてもらいたいという要望を、そういうのを出されておる。それから、合志市では御代志駅から空港に向けてバスを出していらっしゃるんです。そういった手をいろいろ打っておられますけれども、そういったことも含めて何か光の森の駅周辺の活性化策はないかというふうに思いますが、お答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） では、お答えいたします。

まずちょっと心苦しいかと思うんですけれども、私どもが一般質問するときはその趣旨を踏まえて事前に十分練って軽々な御答弁できないもんですから準備をしたいと思うんですけれども、今回、以前の一昨年の御質問ということで、甲斐議員さんの方にも質問の趣旨をお尋ねしたところなんですけれども、一応町民との共有の上でということでの答えしかなかったもんですから。

一般質問の質問事項の方には、これなんなんですけれど、町民からの問い合わせ事項が多い事項についてというなかなかちょっと違和感のある、その後に1行、地域核としての光の森周辺の整備についてということなもんですから、今、甲斐議員がおっしゃった通路橋の話については、次の御質問があるかと思ひますし、あるいは今の熊本空港の整備に関してというのはまた別の者が回答しますけれども、なるべく御質問にずれが、そごがないようにお答えしたいと思うんですけれども、質問原稿をつくっておりますけれども、ひっくるめて簡単に御説明申し上げたいと思ひます。

お答えしますと、前回、一昨年の6月に御質問されてますから、そのときと全く変わらないんですけれども、その答弁では、新駅施設とあわせて施工された光の森土地区画整理事業は、県とJR関係機関が長期にわたる専門的な計画を行い計画したもので、平成19年で土地の管理処分等々全ての事業は終わってる旨、るる御説明したと思ひます。さらにこの計画というのは、知事が県の都計審を踏まえて決定した計画であります。

また、先ほどおっしゃいますように、マスタープランの地域核の御説明も準備していたんですけれども、これ省略させていただきまして、地域核として位置づけられましても、それが駅のあるいは区画整理事業の再整備を示唆するものではないとも前回お答えしておりますし、その後のまちづくりはこういうハードの整備だけではなくて、用途地域あるいはその地区計画と

いうソフトの手法、例えば公園の交番の問題で風紀上の問題もあるかもしれませんが、用途地域の中で、用途地域のそのまま公安委員会の風俗営業に関する法律でああたりの飲み屋さん等々がありますけれども、接客できるような風営法のできるようなお店というのはこの用途地区計画の中で排除しているところも御紹介したいと思います。という中で今後必要な状況変化等々がありましたら将来を見通しながら対応していきたいと思っております。

仮に、あえて駅周辺での整備の必要性を論じるのであれば、これは再開発等を行っていない駅の南側がその対象になると思いますけれども、おおよそが熊本市域でありますことから本町から意見等を申し上げることは差し控えたいと思います。

その上で、最後なんですけれども、いろんな事務事業、必要な施策、整備等が必要かと思えますけれども、町といたしましては、計画的整備が進んだ光の森周辺の再整備、再投資の前に、ほかの地区、校区の狭隘道路、渋滞幹線道路、その他さまざまな施設の整備、あるいはソフトの事業についてその必要性等を比較検討するなど、町全域の観点から、あるいは政策的な観点から優先順位をつけて効率的かつ効果的に推進することが健全なる財政運営、そして責任ある行政の責務ではないかと思っております。

今後いろんな場所で整備の必要が出てきましたら、現在状況あるいは将来の動向を踏まえて適切に対応していきたいと、漠然としたお答えなんですけれども、こういうことで御勘弁いただきたいと思えます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 町民からの質問に違和感を覚えるという言葉がありましたけれども、私たちは住民を代表して物を言っているわけですから、それに違和感を覚えるというのはちょっとおかしいんじゃないかと。ただ、今課長が答えられたようなことを住民の皆さんとも共有したいんです、町が何を考えているのか。それに賛成とか反対じゃないんですよ、ああ町はこういうふうな公式見解を持っているのかということも共有したいというだけのことなんです。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） ちょっと誤解がないように申し上げたいんですけれども、違和感と申しますのは、この一般質問の質問事項というのは、例えば地域核のお話であれば、これが質問事項の頭に来てさっきも御説明されたような趣旨を書きいただくと質問のそご、ずれがないのかなという意味で申し上げたところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） その辺はまた後で課長と話をしたいと思います。時間もありませんので次に移ります。

次です、これは10日の日に川俣議員の一般質問にあったことで、多少ダブりますけれども、（仮称）光の森多目的広場の用途について、町の方としては財政規律を守らにゃいかんとか、地方債の累積が150億円にもなってる、そういう中で新しい大きな資本を要するような事業と

というのは、なかなか右から左に考えづらいという御答弁であったかと思います。よく理解できますけれども、（仮称）光の森多目的広場というのは先行取得債で取得されたところだと思っておりますが、先行取得債、私たちの雑駁な理解かもしれませんが、平成28年度にこれが完済されます、費用が。そうしますと、その時点では用途を明確にしなければいけないというふうに理解しているんですけども、それはそういう理解でよろしいですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

公共用地先行取得等事業債につきましては、基本的には10年で返還するという事で19年度から28年度までで完済いたします。基本的な事業計画についてはその10年間で基本的には定めておるといのがございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 完済した時点で本来の目的です、何をあそこに設けるのか、それを決めていなくてはいけないということではないんですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） お答えします。

もともと、この用地は南側光の森キャロピアの部分が7,000平米と北側の現在（仮称）多目的広場で使っているものが2万8,000平米ですかね、プラス2,000平米持っておりましたのでちょうど3ヘクタールございます。基本的には10年間で供用を開始するのが原則なんですけど、町としましては仮に現在広場としまして整備も行っております。将来、武蔵ヶ丘中学校のグラウンドの整備に伴います代替えの運動場としても使用目的でございますので、現時点ではこのまま使わせていただいて、そして28年度にコンセプトをつくっていききたいというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） じゃあ28年度中には何らかの検討をやって用途を正式に決めるというふうに理解していいものかどうか1点、それと町の財政上、あそこは広大な広さを持っていますので大変な資金がかかるとは思いますけれども、町にその資金の余裕がないとすれば、民間の資金を活用して何かあそこに事業を起こすとかそういうことは考えていらっしゃいませんか。この2点をお答えいただきたい。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、お答えいたします。

28年度にコンセプトづくりに着手するという事でございます。それから、民間の活用ということでございますけれども、まずコンセプトをつくりまして、その後は基本構想というのをつくります。その後事業の基本計画、この段階でそういった運営の手法とか、建築の手法等は協議がなされるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） くどいようですが、じゃあ要するに28年度中に構想に着手するという
とでいいんですか。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） はい。28年度には必ず着手いたします。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 何かをつくらなくちゃならないということではないんですね。

はい、それでは次に行きます。

あと時間が余りないんですけれども、立野ダムです、これ私いろんな得てる情報から、賛成
も反対も、そういう立場も、それを判定するような資料も持ち合わせてないんですけれども、
ただ寄せられてくる疑問の中に、これはやはり住民から選ばれた者として確かめておきたい
と、せめて、それがございますのでお聞きをして、町がどこまで答えられるか分かりませんけ
れども。

まず一つは、ダムサイトの岩盤が弱いんです。これ見ましたけれども、柱状節理というすき
間が非常に多いそういう岩盤の構造になってます。あるいは帯状節理で横にラックが走って
る、そういうダムサイトのもろさがあります。そうしますとここに、どうも聞いてみるとセメ
ントミルクをたくさん、そういうもろい地盤の場合にはセメントミルクをたくさん、大量に投
入をして地盤を固めてダムサイトを強くしてそこにダムをつくるということみたいですが
れども、これも私も科学が専門じゃありませんからしっかりは分からないんですが、セメントミ
ルクを注入すると、火山灰の中に三価クロムという非常に安定した状態であるものが、六価クロ
ムに変わるということを聞いております。六価クロムというのは何かと言いますと、非常に猛
毒性があつて発がん性物質であるというふうなことも聞いております。そういった意味で、あ
そこはいろんな阿蘇の地下水の浸透する場所だというふうに思うんですけれども、もしもそれ
が本当であるとすれば、下流は全部地下水の汚染を受けるという大変なことになると。この辺
について町はどういうふうな情報を持ってらっしゃるか、それから菊陽町には直接関係ありま
せんけれども、あそこはジオパークということで北向山の原生林とか、あるいは柱状節理、帯
状節理、そういったジオパークに指定されるについての大事な要素を持ってる峡谷だと思
うんですけれども、これらが全部水没すると、そういうことについて町としてはどう考えていら
っしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

まず、立野ダムの必要性についての町の正式見解はどうかということについてお話しした上
で、先ほどの問題のことについても答弁したいと思います。

立野ダムの必要性についての町の正式見解でありますけれども、立野ダム建設については平成14年7月に策定されました白川水系河川整備計画に基づいた治水対策の一つであり、整備内容としてはそのほかにダム上流の黒川の遊水地群の整備、そしてダム下流での河道の改修工事などが行われる予定でございます。平成24年7月12日の九州北部豪雨直後より、国土交通省、熊本県により災害関連工事等が進められ、白川の流下能力は災害以前よりも向上しております。さらに現在計画が進められております黒川遊水地や立野ダムの完成によりまして、大津町、菊陽町の白川流域においては今後豪雨が発生しても十分に対応できるようなものになっていくと考えております。

また、今後については、白川改修・立野ダム建設促進期成会や白川水系治水対策連絡調整会議が立ち上がっておりますので、その中で関係市町村と連携し、白川水系河川整備計画の策定、また立野ダム事業促進を強く要望していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、計画された河川整備事業が一日も早く完成しまして、その効果が発揮されて流域住民の皆様の安心・安全な生活が確保されるよう、町も積極的に協力してまいりたいと考えております。

さて、先ほど甲斐議員の方で申されました立野ダムに関する懸念でありますけれども、まずダムサイトの岩盤の脆弱さについてでありますけれども、国土交通省では、立野ダムの建設予定地での地表の地質を確認するほか、目で見ることができない地中についてはボーリング調査を実施したり、横坑を掘って地質を確認するとともに、岩盤の強さを確認するため岩盤試験等を行い、地盤の状況を十分に把握されております。これらの調査結果に基づき、建設予定地のダムの安定性について検討を行った結果、基礎地盤は十分な強度を有しているということから重力式コンクリートダム型式と決定されているところであります。なお、地表付近の岩盤の風化部分や緩み部分については、基礎掘削により取り除き、堅固な地盤を露出させた上で堤体コンクリートを打設するという計画とされております。

次に……。

○議長（渡邊裕之君） 課長、答弁の途中ですが、時間が参りましたので。

これで甲斐議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 皆さんおはようございます。

ただいま御紹介いただきました吉本でございます。本日は多くの皆様方に傍聴に来ていただ

きまして誠にありがとうございます。久しぶりに多くの方々に来ていただいて若干緊張はしておりますが、皆様方が納得していただけるような質問をさせていただきたいというふうに思います。

現在、熊本県においては、県知事選挙が繰り広げられております。若干盛り上がりにかけているような気もいたしますが、おのおのの候補者がいろんな政策を提案をされております。その一方でアメリカにおきましては、非常に過激な選挙戦が繰り広げられているようでございます。大統領選挙でございますが、共和党から立候補されておりますトランプ氏においては、過激な政策であったり過激な発言により、異例中の異例であります。ローマ法王がコメントをされております。「壁をつくるのではなくて、壁をつくることばかりを考えて橋をかけることを忘れてる。そういう候補はキリスト教徒ではない」というようなコメントをされておられます。私はキリスト教徒ではございませんが、なるほどなというふうに思うところでございます。やはり人そして組織に壁をつくるのではなくてかけ橋をつくっていく。これが私どもの務めじゃないかなというふうに思います。今日はそういったところで、かけ橋をかけられるような質問をしていきたいというふうに思います。

質問は質問席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 冒頭、橋をかけなきゃいけないというお話をしましたが、そういった中でいきなり橋をかけちゃだめだという質問をすることに、若干違和感を覚えますが、JR光の森駅高架歩道整備事業についての質問でございます。

よくよく考えてみますと、この事業を進めるに当たっては非常に疑問を感じるころでもございます。まず、この事業の目的は何か、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、今回いろいろ質問出されておりますけれども、まず私の方からお答えしたいと思います。

このJR光の森駅高架歩道整備事業につきましては、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載しました事業であります。御承知のように、地方創生を推進する本町の総合戦略というものは、将来にわたって活力ある地域を維持するため、町民が豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成や、多様な就業機会の創出を推進するために策定したものであります。策定に当たりましては、菊陽町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議をも設置しまして、町民、それから議会、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の関係者の意見を反映させたものでありまして、議会を代表して岩下議員それから吉本議員にも委員として参加していただいて、さまざまな意見をいただいたものであります。

それでは、この事業のみならず、事業というものを展開実施するに当たっての基本的な進め方について説明させていただきます。

本町にはこれまでのまちづくりの目標、将来像に「生活都市 きくよう」を掲げている事業

を進めてきたところであります。この大きな基本目標であります生活都市を実現させるために、さまざまな事業を実施し、道路整備、下水道整備、区画整理といった生活基盤、産業基盤の事業を着実に進めてきたところであります。これらの事業を先輩の方々から時代から着実に進めてこられたのも生活都市の実現という大きな目標を立てて、それに向かってみんなが心をつなげて取り組んできたからだと考えております。その結果として、今の活力ある本町が実現できたものと考えているところであります。

事業を展開、実施する際には、将来を見据えて必要な事業は着実に進めなければなりません。当然進めるに当たっては、説明や合意形成をとっていかなければなりません。町民の皆様や関係者の方々に事業の説明を行い、理解を得て協働して進めるものと考えております。

また、事業というものはさまざまな観点から検討を加え、調査、計画、策定、実施という手順を踏んで行うこととなります。そして、地方自治体が事業を実施する際に最も配慮しなければならないことが2あります。1つは事業実施の原資となるものは、やはり血税ということがあります。2つ目は、町の財政状況を見きわめ、財政規律を守るということでもあります。吉本議員は今回、質問5項目の質問提出をなされておりますが、いずれの事項につきましても、今申し上げましたような考え方で進めますことを冒頭に申し上げまして、詳細はこの後それぞれの担当課長から説明に応じて説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 事業の目的は何かについてお答えいたします。

光の森を中心とする地域については、特に人口が急増している地域でもあります。人口の増加に伴い、公共交通の拠点でありますJR光の森駅の利用者も年々増加し、平成26年度の1日平均乗降者数は4,325人で平成25年度と比較しますと108人の増となっております。また、駅の向かい側の大型商業施設も立地していることから当該駅周辺はにぎわいが創出されておりますが、その一方で交通混雑、駅利用者の円滑な通行が妨げられている等の問題が発生しております。

現在、大型商業施設の増築が昨年4月に完了いたしまして、さらに交通量が増加している状況にあります。駅前通行の安全性の向上、駅利用者の利便性のアップ、パーク・アンド・ライド等の導入による公共交通機関への移行による交通混雑緩和の推進、JR豊肥線の定時性が確保できる大量輸送等をもっと高度に利用していくため、さらには熊本県住宅供給公社が西側に住宅展示場を開催しておりますけれども、住宅供給公社が平成28年度末に解散する予定ですので、住宅展示場を売却清算後、その跡地に新たな開発構想が起こったときに、もっと有効な交通計画の方法を立てていかなければならないような時代が将来的に出てくる可能性があります。そのためにもJR光の森駅前の周辺整備をしていかななくてはならないと考えているところであります。

また、地方創生のまち・ひと・しごと創生の中でもこの事業については要望している経緯がありまして、それだけ町としても力を入れていきたい事業の一つであります。

総括しますと、将来の光の森駅前周辺の安全でゆとりのある交通計画、交通混雑の緩和のためには、JR光の森駅から駅前駐輪場及び大型商業施設までの連絡通路を整備する必要があると認識しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 今課長から説明がありましたけども、大型商業施設と光の森駅を結ぶだけの高架事業なんですよね。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 先ほど申しましたけれども、光の森駅から向かい側の駐輪場の施設とそれから大型商業施設、そちらの方を結ぶ通路でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 大型駐輪場ということですけども、なかなか考えるにそれが町民の方々の理解を得られるかというのは若干違和感を感じております。先ほど町長がおっしゃいましたけども、私もその会議のメンバーであります。なのでよくよく考えるとということをお話をしましたが、当然提案がされたときにはまあいい事業かなということでもございましたけども、いろんな菊陽広報に載って、そしていろんな町民の方からお話があって、先ほど町長は血税とか、財政状況を踏まえてとかお話がありましたけども、そこを考えると、血税を使ってまでやる事業なのかなというふうには思います。来町者の利便性や満足度の向上を図るのであれば、町民から要望のあるほかの渋滞緩和を考えるべきだというふうに思いますが、町長はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 渋滞緩和ということではありますけども、やはりここ光の森駅は橋上駅でありまして、そこをつなぐことによって非常に豊肥線の利便性が高まるということで、マイカーからJRの方の乗りかえ、そういうことでこの光の森周辺の商業施設、非常ににぎわっておりますけれどもそういう交通手段を変えていただく、そういうような効果もこの光の森駅の高架歩道橋の中にはあるというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 買い物とかありますけども、買い物に行くときに買い物に行くんですので当然生鮮食品だとかいろんな荷物があると思います。そういったときにJRを果たして使うだろうかというふうには思います。やはりこれだけ車社会が発達をして、多少渋滞はするとはいえない重い荷物を持って歩道を歩いてJRを使うということは、なかなか考えづらいというふうに思いますが、じゃあ町長はJRを利用してゆめタウンに行かれたことはございますか。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ゆめタウンには、私は買い物は余り直接行くことはそんなにありませんので、ほかの商業施設もいろいろありますのでいろんなところ、ただ買い物には個人としてはよ

ほど必要があるときは行きますけどなかなかゆっくり行くような時間帯はありませんので、この豊肥線を使って市内の方に出ていくというか、そういう会合等にはよく使いますが、ゆめタウンに行くのには何かのついでに寄るときはありますけども、そんなに買い物にしょっちゅう行ってることはありません。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 多分、この議場にいらっしゃるほとんどの方がJRを利用してゆめタウンに行かれることはないというふうに思います。そういったことを考えると、この事業は誰が誰のために行う事業なののでしょうか。町民にメリットがあるとは私は考えにくいというふうに思います。この事業を進めるには、町にも当然費用負担が発生するというふうに考えます。

それでは、次の質問でございますが、この事業に係る費用負担はどのようになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

事業に係る費用負担でありますけれども、今後、国土交通省、熊本県との補助事業採択についての協議、また二次的恩恵を受ける大型商業施設をはじめ地域交通で関連があります周辺市町と費用負担の協議を行うこととしております。さらに、JR、警察等との協議、費用対効果の検証など、事業化に向けて整理する課題があります。したがって、現段階では関係機関との協議は今からでありますので、事業に係る負担費用については未定であります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 多分数億円は費用はかかるというふうに思いますが、私どもの議会の承認を得ることになりますと、5,000万円を超えると承認を得なければならないということは当然お分かりだと思いますけども、常識から考えてみて町民の大切な税金を、血税ですが投入をして、さほど町民にメリットが考えられない事業が賛成多数ということで可決するとは思えません。多分JRの出資はほとんど期待ができないというふうに思います。費用負担が大きいとその他の事業を縮小または廃止をしなければいけないというふうに考えます。

仮に町の負担で高架歩道を整備するとして、町民から理解を求められるとしたら、後藤町長はどのようにお答えをされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 町民からの次の3番の質問の答弁というところで答えたいと思いますけども、町民からの要望、陳情等は上がっておりませんが、先ほど目的で申し上げましたように、その目的を達成するため町が将来を見越して立案したものであります。

現在は構想案の段階でありますので、今後基本構想をきちっと作成してその構想に基づいて基本計画、実施計画を順次作成することになります。基本計画の中で国、県と協議を行い補助事業の確約をとる必要がありまして、また費用負担については、関係機関とこの話を詰める

という必要があります。

このような段取り、仕事の進め方というのが基本的なスタイルとなっております。当然のことながら、住民の方々に対する説明については、その都度きちんと説明をし、御意見をお伺いしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 道路であれば、やはり緊急車両等の通行が発生する、ですので全ての町民の方々の御理解は得られるというふうに思います。血税を使ってそれだけのことを将来を見据えてということで町長がおっしゃいますけども、果たしてそれが将来を見据えたことになるのかなというふうには個人的には疑問を感じます。退くも勇気だというふうには思いますので、もう一度この辺は精査をしていただいて、本当に菊陽町の将来を見据えて、この事業が必要であれば進められても結構だというふうに思いますし、もう一度ここはよく皆様方でお考えいただければというふうに思ひまして、次のJR原水駅周辺整備についての質問に移らせていただきます。

町長の施政方針では、JR原水駅周辺整備については、平成28年、29年度で整備を進めてまいりますとありますが、どのように進められていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

原水駅周辺整備については、平成25年度より駅のバリアフリー化と自転車置き場設置増棟による歩行空間の確保を目的としまして、事業を進めてまいりました。本年度については菊陽町駅前区との公民館移転補償について契約を締結しまして、補償については完了しております。また、JR九州や熊本県、熊本県警察本部等との関係機関と協議を重ね、整備計画については合意を得ましたので、現在来年度工事着手のためJR九州と整備協定と管理協定の締結に向けての協議を行っているところであります。今後については平成28、29年度の2か年をかけまして、駐輪台数239台分の整備、送迎車のためのロータリー整備、体の御不自由な方のためのスロープの整備等の工事を行ってまいりたいと考えております。いずれにしましてもJRをはじめとする関係機関と協議を進めながら早期完成に向け努力してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） ただいま課長のお答えの中で、JR九州との協議を行っているというお話でございましたが、ここで一つ事例をお話しさせていただきたいというふうに思います。

岐阜県を走る長良川鉄道にはかなり変わった駅がございます。駅舎がコンビニエンスストアのローソンでございまして、その駅の名は関口駅、一見すると普通のローソンに見えるのですが、よく見ると店舗上部に掲げられている、ローソンと掲げられた看板に合わせて、関口駅と書かれています。なぜこんな個性的な駅が誕生したのかと申しますと、長良川鉄道によるとこ

うなる前の関口駅は昭和27年に開業した当時の古い駅舎を使っており、駅員がお一人の勤務、そして駅舎内には喫茶店があったそうでございます。しかし、その喫茶店の経営者が高齢を理由に店舗を閉店、長良川鉄道が次に駅舎内へ入ってくる業者を募集したところ、ローソン側から声をかけられ、ならば駅舎は建て直した方がよいということになり、2013年、平成25年でございますが、8月に現在のローソン兼長良川鉄道関口駅が誕生したといえます。

では、なぜ駅がコンビニになったのでしょうか。その理由の一つにローソンを誘致することによる旅客運賃以外の収入が上げられます。長良川鉄道は乗客にメリットが大きいことも理由に上げられます。列車の到着を待つ際コンビニ内は空調がきいており、夜間でも明るいため快適で防犯上の意味でもメリットが存在するようでございます。また、ローソンの広報は、タイアップによる駅の利用者増加も目的にあると言います。そして、ローソンとしてもこうしたユニークな外観の店舗をつくることにより宣伝効果を期待したということでございます。

このように、企業とのコラボレーションでローカル線の活性化につながるということでございます。原水駅は皆様御存じのように無人駅でございます。店側にはローソンの店員もおり、夜も明るいので安全かつ便利だというふうに思いますが、関口駅のような駅にすることで話題性もあり活性化につながると思いますが、JR原水駅整備を計画として考える中でこういったこともどのように考えていかれるのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） 今議員が申されました関口駅です、そちらの方にローソンと一緒に併設されているということで、私もそういうふうなことを客観的に考えてみますと、確かに駅利用者については、利便性の向上に確かにつながっているというふうに考えております。ただ、現状の原水駅を見ても、コンビニが立地できるような、そういうスペースがないわけです。ですから、そういった考えを当初から持っておりませんで、なるべく今ある土地を有効活用しながら整備をしようという考えから、まずはやっぱり駐輪場が足りないということがありまして、現在105台の駐輪場しかないんですよ。その中で現況としては190台ぐらい駐輪されているわけです。その中でシルバー人材の方が毎朝駐輪の整備をさせていただいて、何とか整理ができていたというふうな状態でございます。

ただ、190台の整備を町のまた方で行うということにしますと、余裕がないということがありまして、先ほど申しましたけれども、239台分それぐらいは確保しないとイケないということがあって、今そういうふうな計画を持っているところでございます。したがって、先ほど吉本議員から言われましたコンビニの併設です、そちらについてはとても現地の方では設置する余裕がありませんので、そのことについては難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 限られたスペースの中でやはりローソンということではなくてコンビニエンスストアは規模が小さくても可能性があれば、一つの案として防犯上にもメリットがあっ

て、そしてそこで経済も生むということであれば、今駐輪場も今いろんなシステムがござい
ますのでそういったところも考えていただいて、限られたスペースでいかに町民の方が、利用者
の方が喜んでいただけるのかということもJRの方と協議をしていただいて、進めていただき
たいというふうに思います。

続きまして、3番目の質問でございます。

道路をより安全・快適に保つための取組についてでございます。

まず、道路にかかわる劣化等の諸問題も多くなっておりますが、町はどのように対応されて
いるかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

道路の劣化等の諸問題は路面に穴が開く、いわゆるポットホールの発生、また路面の段差、
陥没、クラックの発生等さまざまであります。このような問題については町職員による道路パ
トロール車での巡回、または住民からの通報により把握に努めているところであります。この
ような問題の小規模な場合については、即対応している状況であります。また、舗装の全体的
な劣化による大規模な改修については、町独自の調査、地区からの陳情また要望を受けること
で把握し、優先順位をつけながら計画的に改修を進めてまいります。

本町においての町道の舗装状態は比較的良好ではありますが、年々増大する管理延長分も含
め、今後路面状態の悪化とともに修繕事業が増大していくことが想定されます。そのため適切
な状態把握及び補修実施を継続して行うとともに、一方でコスト縮減を目指した効率的な管理
も必要になると考えているところであります。そのため町では平成28年度において町が管理す
る道路を対象として、道路舗装の維持管理を行っていく上で本町の現状を踏まえ道路種別に
応じた効率的かつ合理的な維持管理を行うことにより、今後集中すると予想される更新費用の平
準化と維持管理コストの低減を目指すことを目的とする道路維持管理計画の策定を計画してお
りまして、適正な維持管理を目指しているところであります。なお、この計画策定では町独自
による現地調査、地区からの要望、陳情も考慮して、路線ごとに修繕の優先順位をつけること
になっておりまして、補助事業を行う上での基礎資料ともなるものであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 本年度維持管理の計画を立てられるということですが、やはり修
繕ということは、道路が存在する限りずっと永遠的につながっていくものだというふうに感じ
ます。

そういったところで神奈川県相模原市が管理する道路の破損箇所等を通報するアプリがござ
います。若干長くはなりますけども、担当課の方へ質問事項を送らせていただいています。その
答えが4点ほど回答が来ておりますので御紹介をさせていただきます。

まず1点目ですが、この事業を始めるに至った経緯はということをお尋ねいたしま

した。この答えですが、現在本市では総延長約2,400キロの道路を管理しており4つの土木事務所が日常的なパトロールを行い破損箇所等を修復するほか、電話等による市民からの通報による道路の破損箇所等への対応を図っているものの、中には見落としてしまうものもあり、それに起因した事故等が起こる可能性も考えられます。そこで、昨今のスマートフォンの普及率に着目し、スマートフォンが持つ位置情報機能とカメラ機能を活用をし、市が管理する道路の破損状況等について市民が手軽に通報できるアプリケーションを市内の事業者と共同で開発したものです。また、過去平成16年から平成20年まで従来型のいわゆるガラケーによる通報システムを運用していましたが、新機種発売のたびにシステム変更を要するなど、事業の継続が困難になったという点もあり、アプリの導入背景にありますというお答えでございました。

続きまして2番目の質問でございます。この事業の初期投資とランニングコストはということをお尋ねいたしました。回答として、初期投資、開発費用及びランニングコスト、保守費用はかかっておりません。アプリケーションの開発に際しては市と開発業者との間で協定を締結し市は開発費用を負担しない、アプリケーションのPR費用のみの負担だそうでございます。そして、5年間の保守費用も開発者が負担するというところでございます。ことなどを定めた一方、アプリケーションのトップ画面や市が作成するポスター等に開発業者を表示する、開発業者はほかの地方自治体に対してアプリケーション等を二次利用させることができることなどを定めることにより、市、開発業者の双方にメリットのある内容にしていますというお答えでございました。

3つ目の質問でございますが、この事業を始めてから市民、職員の反応はどうだったかということをお尋ねをいたしました。次のような答えでございます。

直接、間接を問わずこれまで市民の方から御意見をいただく場面がなかったのですが、SNSのサービスであるツイッター上でのつぶやきをきっかけに、インターネット上のニュースサイトやニュース番組で紹介されたことにより、間接的ではありますが、おおむね好意的な評価をいただいていることが分かりました。職員からは日常的な道路パトロールにおいても、アプリケーションを利用しており、事務作業の効率化につながったという声もいただいておりますというところでございます。

最後の質問でございますが、この事業の問題点、課題はということでございます。

回答は、アプリをより使いやすく改良していくとともに、多くの市民の方に利用していただけるよう広報活動を積極的に展開していきたいと考えておりますという回答でございました。

昨年末までにアプリは使用するための手段、それが1,768回ダウンロードされております、これは取得をされております。

道路に関する通報は約400件あったそうでございます。寄せられているのは、道路に穴がある、段差がある、ガードレールが壊れているといった情報でございます。通報の手順では先ほど言いましたアプリをダウンロードしていただいて、スマホのカメラ機能で壊れている箇所の近くの風景、遠くの風景を、写真撮影2枚を撮影をしていただきます。そして、表示されるグ

ーグルマップで通報場所を指定をしていただきます。そして、破損状況を選択肢から選んでメールで送信をするという比較的簡単な指1本で行えるシステムかなというふうに思います。市路政課の担当者は、大規模な修繕にならなければ、通報を受けてから2、3日で対応できています。以前だと大きな穴との通報を受けても実際にどれほどの大きさなのかは個人差があって分かりにくく、どのような対策が必要かすぐに判断できないこともあり、このアプリでは画像と位置表示があるので、迅速な対応につながっていますという手応えを感じられているようでございます。

また、ツイッターでは、4年も放置されていたという道路の穴を試しに通報したという人が3日で修繕されたと、行政に届く声がすごいという投稿、6,000件以上リツイートされ、すばらしいシステムである、行政に声が届く感がすばらしい、職員が目視で確認するより効果的、自分の住む町でも対応してほしいなどのコメントが相次いでいるようでございます。経費もほとんどかからず市民の反応もよく、何よりも事務作業の効率化につながったとの意見が職員から上がっているようでございます。

以上のようなことから平成26年度において道路関係の苦情が220件ほど寄せられていると聞いておりますが、この菊陽町でもこのサービスを取り入れることによって住民サービスにつなげるべきだというふう感じておりますが、どのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 建設課長。

○建設課長（小野秀幸君） お答えいたします。

このシステムは専用アプリに登録した住民が道路の陥没などを見つけると、スマートフォンで写真を撮影し、町に送信します。町は写真を見て補修などの対応を決めます。場所は自動的に地図上に表示される仕組みで、必要があれば発見した住民に連絡して状況を聞き、補修が完了すれば住民に補修後の写真を送信するシステムでありまして。この仕組みを導入する自治体が全国的に増えてきておりますのは存じております。本町では住民から電話で道路の陥没や側溝ふたの破損、街灯の球切れなどの情報を電話等で受け対応しておりますが、電話では具体的な場所や状況がわかりにくかったり、すぐに補修すべきかなどの判断が難しいケースがある場合があります。

また、住民からの情報提供、町も道路パトロール車で巡回しておりますが、発見が遅れたり発見できなかつたりする場合もまれにあります。そのような公共の道路にまつわるトラブルについて気づいた住民にスマホアプリで、これまでよりも的確に状況を通報していただくシステムの構築は、迅速な補修工事につながると考えておりますし、道路関係以外の情報も入ってくるため有効的なツールの一つではないかと思っております。

しかしながら、導入されている自治体の規模を見ますと神奈川県相模原市が人口約72万人、面積約328平方キロメートル、道路延長約2,400キロメートル、また静岡県浜松市が人口約80万人、面積約1,558平方キロメートル、道路延長約8,400キロメートル、ほかには京都市、千葉市、別府市、愛知県半田市、福島県郡山市、山口県宇部市などが導入されております。本町

においては、人口約4万人、面積約37平方キロメートル、道路延長約270キロメートルでありますので、比較しますと導入自治体との規模がかなり違うことが分かりますし、規模が大きい自治体では手が回らないことがあると思われまので、このシステムが有効ではないかと考えているところであります。

本町では町職員による巡回はもちろんです各地区の区長さんからの通報、さらに青色パトロール車による巡回、通報も現在効果を発揮している状況であります。このシステムの導入により、さらに手がかかる可能性もありますので、現在のところ導入する考えはありません。将来においてシステム導入となった際には、システムの構築、維持管理の費用が発生すると思われまので、導入自治体を参考に費用対効果など慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 費用対効果というお話がありましたけども、先ほど話しましたように費用としては、さほどかからないというふうに理解をしております。そういった意味では費用対効果は十分にあるというふうに思いますし。私どもにも当然区長さん方にもいろんな道路の苦情があっているというふうに思います。

このシステムを利用するだけで、当然区長さん方のお仕事の軽減にもつながるというふうに思いますし、現場の職員さん方の負担がかなり減るというふうに思います。確かに人口規模は違ってはおりますけども、苦情に対する内容であったりそういったところは、余りどこの自治体も変わりはないのかなというふうに思います。その苦情を電話で受け取るだけで、担当課の職員さん方は適切な対応を迫られるために時間を要しているというふうに思います。その時間がもったいないとは言いませんが、やはり効率的にその時間を使っていたきたいというふうに思いますので、そういった苦情等の電話に出られなくてもいうこのアプリでございますので、ぜひとも現場の若い職員さん方にこの情報も伝えていただいて、どうなんだということ伝えていただきたいというふうに思いますし、そこでその現場の職員の方々がぜひということであれば、先ほどから何回も申してますように、費用対効果ということであれば十分にその成果はあるというふうに思いますので、そういったところでいま一度、やはり現場の声を大切にさせていただいて、考えていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問でございます。菊陽町で開催されるゴルフトーナメントの開催に町はどのように携わっているのかということでございます。

年に1度ではありますけれどもこの菊陽町で女子プロゴルフのトーナメントが開催をされます。なかなか菊陽町で開催はされているといえ、どのように携わっているのか町民の方々も見えないというところでお尋ねをしたいというふうに思います。町はどのように携わっているのかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今議員申されましたのが、バンテリンレディスの前進、前進の方からさわりたいと思いますが、1998年に開催されましたマルコー中央レディスゴルフトーナメントで、その後1993年には益城町に立地されている企業で、再春館製薬所が冠スポンサー企業となっております。益城町の高遊原カントリークラブで開催、それから1996年から本町の熊本空港カントリークラブに会場を移されまして、現在はKKTバンテリンレディスオープンとして開催されている大会でございます。

これまで本町としましては、大会の開催に当たり後援という形で協力を行っております。また、本年4月に行われる大会におきましても後援することとしております。

昨年の大会におきましては、本町と同様、熊本県と熊本市も後援を行っております。そのほかこれまでの大会におきましても、会場となる熊本空港カントリークラブからチケットの販売についての要請がありまして、職員並びに関係団体等へ周知等を行い協力を行っているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 本大会、バンテリントーナメントは、今御紹介ありましたように、KKTとバンテリンがスポンサーとしてされておりますが、KKTも非常に厳しいというお話を聞いております。バンテリンにおきましては有村智恵、熊本県熊本市の出身のプロですが、この有村プロがやっとならぬスポンサーになってくれというところをお願いをされて、バンテリンがついたようでございます。ゴルフをされている方はお分かりだと思いますが、昔ジャンボ軍団という軍団がありますけども、そこでマスターズにも出場された金子佳憲プロ、こちらが早稲田大学大学院スポーツ科学研究科に進まれております。その修士論文において、日本における新たなゴルフトーナメントモデルの提案においてということで、こう言って説明をされております。ゴルフトーナメントの本質さえ守られていれば、今までのトーナメントの枠を破るようなものが求められると思う。つまり、トーナメント会場に来る動機はどうでもよく、クラブを握ったことのある人だけをギャラリーの対象とせず、トーナメント会場の臨場感や空気感を体感させることも裾野を広げる手段の一つであると思う。つまり、トーナメントにもさまざまな角度からのイノベーション、革新でございますが、求められる時期に来ているのではないだろうかというふうに提案をされておられます。熊本から、この菊陽町からこのトーナメントがなくなればトーナメントを開催したいという県は全国に非常に多く存在をしております。そういったことも考えると、この菊陽町の地で二度と開催はされないということを聞かされてもおります。ですので、町を挙げて支援をしてPRにつなげねばならないというふうに思いますので、次の質問、トーナメントを積極的に支援することはできないのかに移らせていただきます。

昭和の時代に阿蘇で開催をされていた男子トーナメントのブリヂストンオープンですかね、

あのときは、副賞は肥後の赤牛でございました。非常に話題になり阿蘇と赤牛のPRにつながったというふうなことで考えております。菊陽町もさまざまな農産物があり、ホールインワン賞などの賞品提供により菊陽町がさらにPRできるというふうに思います。ひょっとしたら、その賞品を口にされた方が直接お取り寄せになり、農家の所得増加につながるというふうに考えるところでもございます。

選手の方々からは、菊陽町の飲食店を紹介してほしいという声も多数上がっているようでございまして、菊陽町PRを目的としたさまざまなトーナメント支援をすることはできないかお尋ねをいたします。

○議長（渡邊裕之君） 商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

女子ゴルフトーナメントは関心が高く、今申されましたように男子ツアーをしのぐ人気を誇っているものと聞きます。その人気のゆえに全国各地においてトーナメント開催を希望される団体が多いと伺っております。また、本町出身の笠りつ子プロでございますけれども、年間上位の成績を残されるなど活躍されておられますことは本町にとっても大変喜ばしいことと思えますし、今後においても大いに応援していきたいと考えているところでございます。

御質問の趣旨は、今申されましたように本町の特産であるニンジンや菊陽町を紹介するパンフレット等来場者に配布しまして、菊陽町をPRしたらどうかという御質問ですが、本町では以前特産のニンジンをPRしようと主催者であるくまもと県民テレビに対しまして、優勝賞品という形でニンジンの提供を提案したところ、諸般の問題からお断りをされました。これらの活動を断念した経緯がありますことから、今後においても同様の活動を行うということは考えておりません。

なお、益城町の高遊原カントリークラブで行われていた時期でございますけれども、益城町の企業である再春館が冠スポンサーであった時期において、益城町の対応につきましても本町同様の対応であったとお聞きしております。また、同じく後援を行っている熊本市におきましても同様の対応と伺っております。また、全国へのPR効果を期待しての支援となりますと、メディアへの露出度を考慮したものと考えられます。そうなれば賞品の提供でございますけれども協賛スポンサーとなることも考えられますが、自治体がスポンサーとなることは考えにくく、また本町の特産品を賞品として提供する場合は、賞品として相当する価格の商品、または量などが必要となると思われます。

仮に賞品として提供した場合PR効果はどのくらいのものがあるのでしょうか、恐らく表彰の際に一瞬放映されるのみであろうと推察するところでございます。このことから考えましても、費用対効果が期待できないものと考えますので、これらの支援については考えておりません。

現在本町の支援として、先ほども申しましたとおり、ゴルフトーナメントへの後援、それからチケット販売の協力を行っておりますので、これ以上のことは今のところ考えておりませ

ん。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 賞品としてニンジンだけをもらっても多分大変なのかなというふうには思います。農産物というところでやはり旬なものがございますので、賞品としてはその旬なものを定期的にお送りするということで、当然農家の所得にもつながるといふふうに思いますし、先ほども申しましたように、それがまたお取り寄せをしていただいて、いろんなところでつなげれば特に肉もございますので、菊陽町は、馬刺もございますので、そういったところもPRをされればいいのかなというふうに思います。

チケットの件でございますが、本年ゴルフ場利用税の交付金が約1,600万円ございました。これは一度県から行って7割がこの菊陽町に入ってくるようでございますが、先ほども申しましたけども、ゴルフクラブを握ったことがない方々に行っていただきたいというふうに思いますし、土曜、日曜のチケットは非常に高額で3,000円でございます。こういったところを約1,500円を1,000人に菊陽町が負担したということで考えてみても、費用は150万円でございます。町民からいただいた税金は町民のために使うわけでございまして、ゴルフ場からいただいた利用税交付金は全てとは申しませんが、多少このゴルフ場のために使ってもよろしいのではないかというふうに御提案をします。

多分ここで聞いても無理だというお答えが返ってきますので、ぜひともそういったところも考えていただいて、やはりゴルフ場からいただいたお金を少しでも還元をすればゴルフ場利用税の廃止などということは挙がってこないかもしれませんので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、最後の質問でございます。県営球場誘致についての質問でございます。12月の答弁では総合計画に取り入れて、県、市の動向を注視して情報収集しながら誘致運動をしていくということでございますが、総合計画に取り入れられれば即座に移転誘致確保に取り組むべきだというふうに思いますが、どのような対応をお考えになるのかお尋ねいたします。

○議長（渡邊裕之君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（古賀直之君） 質問にお答えいたします。

県営野球場の誘致の件につきましては、昨年12月定例会の吉本議員の質問をはじめ、これまで数回一般質問で取り上げられ町の見解を述べております。熊本県議会においては平成28年2月定例会において県営野球場の移転を含めた新野球場建設構想の早期実現の要望がなされております。また、熊本県熊本市のスポーツ施設のあり方検討会議の初会合が昨年8月に開催され、施設の現状や情報の共有と課題整理について協議が始まり、新球場の必要性を含め調査検討が始まりました。2回目の検討会議は今月中に開催される予定と聞いております。

一方県内に新たな硬式野球場の建設を目指す新球場建設連絡会においては、熊本市内で署名活動を実施され、3月7日に熊本県知事に27万人分の署名及び要求書を提出されております。

以上申しましたとおり、現段階で新球場の建設については県営藤崎台球場の移転をはじめ具体的な計画までには至っていないと思われませんが、新球場の誘致につきましては、県民総合運動公園に隣接する本町は位置的に候補地として最適地と判断し、地域活性化の起爆剤として誘致を考えております。今後も引き続き、熊本県、熊本市の動向を注視し、県、市の検討会議の情報を収集しながら対応をしてまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君。

○7番（吉本孝寿君） 12月の私の質問の後に、ぜひとも菊陽町で誘致してほしいというコメントを多数いただきました。期成会をつくって町民一体となり誘致をしましょうという声が多くてございましたが、商工会の会長菊陽土木建設業組合、区長会、夢街光の森会、三里木商工繁栄会婦人会の各会長の、これはあくまでも個人的な御意見ではございますが、期成会には賛同をいただいております。総合計画に取り入れるのであれば、せめてこの庁舎に、新球場を菊陽町にといった懸垂幕ぐらいは新球場誘致のPRに使って利用していただきたいというふうに感じるところでございます。

石破茂地方創生担当相は2月15日の衆議院の予算委員会で、プロ野球の16球団への拡大構想についてお話をされておられます。なぜ球団を増やせば地域創生、若い人たちの夢、地域貢献につながるのか政府として検討すると述べ前向きな姿勢を示されておられます。官主導ではなくて民主導だ、政府が言ったからそうなるものではないということも語られておられます。実はこの熊本も候補地の一つに上がっているようでございまして、これまで新球団に否定的だった読売ジャイアンツの渡邊恒雄球団最高顧問が辞任をされたということで、16球団拡大構想の急展開も予想されるということもお聞きいたしております。菊陽町に県営新野球場ができるということは、今は夢のような話ではございますが、町長が先頭に立って行動に移していただくことが現実になるということも考えます。先ほど課長から紹介がありました3月8日の朝刊に記事が載ってありましたが、県には子どもたちの夢、県民の希望かなうように尽力してほしいと締めくくってございました。これを菊陽町に置きかえますとぜひとも菊陽、夢、希望がかなうように後藤町長には御尽力をいただきたいというふうに思いますし、先ほども申しましたが、後期計画に入れるということであれば、それに向かってこの菊陽町も進むわけでございますので、ぜひとも先ほど言いました懸垂幕ぐらいはされた方がいいのかなというふうには思います。

熊本市の大西市長ともお話をさせていただきました。期成会もじゃんじゃんやるよというお話をさせていただきましたが、じゃんじゃんやってくださいというお話もいただきました。我々菊陽町議会も町長と一体となって、この新球場の誘致活動をさせていただくということをお伝えをいたしまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡邊裕之君） 吉本孝寿君の一般質問を終わります。

昼食休憩といたします。

午後は1時10分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時8分

再開 午後1時8分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 皆さんこんにちは。3月定例議会の最後の一般質問でございます。お疲れだとは思いますがよろしくお願ひいたします。

11日金曜日、武蔵ヶ丘中学校の卒業証書授与式に来賓として出席してまいりました。274名の子どもたちが卒業していきました。子どもたちの挨拶の中にもありましたが、学校生活とともに部活動生活の中で大切な思い出ができていたと言っておりました。熊本県の中学校の部活はこれから変わっていくかとは思っておりますが、子どもたちの大切なよりどころをなくさないでほしいと思っております。

さて、今回の一般質問は放課後学童クラブ、保育園の待機児童について、産交バスの路線廃止及び縮小における交通弱者について質問いたします。質問は質問席でします。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 現在安倍政権のもとで進められている一億総活躍社会の実現の一つでもある女性の活躍推進を推し進めるには、この菊陽町においても身近な諸問題が山積みされています。保育園の待機児童の問題にしても女性の雇用問題にしても男女雇用均等法の成立に伴い女性の社会進出は極めて重要な課題でもあります。しかし、現状はいかがでしょうか、現在では保育園の待機児童の解消の問題に加え放課後の学童クラブにおいても待機児童の数が多く見受けられています。このことは保護者の多くの方、特にお母さん方にとって、本当に働きやすい、また国が掲げる一億総活躍社会女性の活躍推進、男女雇用均等法にマッチしているのでしょうか。以上のことを踏まえ放課後学童クラブに関して待機児童の現状について御質問します。

平成28年度行政報告でもありましたが、菊陽西小の学童クラブの28年度の計画は今ある3つの施設と三里木町民センターの談話室を活用し40名の受入れをし、通常コースは希望者全児童を受け入れることができたとお聞きしました。平成27年12月18日の入所希望者受付票をいただいたのですが、平成28年度通常コースにおける入所希望者受付人数と入所決定の人数の割合を見ますと、中部小学校では79.2%、北小学校では109.6%、西小学校では97.8%、武蔵ヶ丘小学校では102.5%、武蔵ヶ丘北小学校では80%の割合になっています。この数字からも検討できるように、特に中部小学校、武蔵ヶ丘北小学校における放課後学童クラブの待機児童の数が多という結果が検証できます。この結果についてどのように受け止められ、今後どのような対策を講じられるかお聞かせください。まずは、菊陽西小学校クラブの待機児童について4

月からの現状をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、平成28年度菊陽西小学校の通年コースの3月1日現在の利用申し込み状況と入所決定について御説明いたします。

入所決定に当たりましては、申込者が受入れ可能な数を超えた場合、学童クラブ菊陽の入所選考基準に基づき、放課後の時間帯に保護者の方が児童の保育に欠ける状況を点数化しまして、上位の児童を優先しました。このうち西小学校の利用申込者総数でございますが、現在の入所者よりも41人多い230人であり、このうち1年生から3年生までが205人、全体の89%を占めており、現在の入所者よりも24人新年度は多くなっております。これまでよりも利用希望者が増加しているために約40人の児童を受け入れる新たな学童クラブを設置することとしまして、現在の3か所の施設に加え、臨時的に三里木町民センターの談話室を活用して保護者のニーズに応じてまいります。

三里木町民センターの談話室の使用につきましては、同センターを利用されている方たちの組織であります利用者連絡協議会の役員の方に説明しますとともに、各講座の代表者に理解と協力をお願いする文書を送付しまして、一応の理解をいただいております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今後西小学校の人口を見ますと、特に新山それから沖野区あたりが宅地造成によって急ピッチに進められておりますので、臨時的な40名程度の緊急的対応では無理があると思われまます。そして、今のままの三里木町民センターの活用では、センターの運営にも支障を来すのではないかと思います。特に隣の部屋ではインターネットの教室が開かれたりコーラスも開かれますので、長期のときの夏休みの間の講座生の方の気持ちを考えるとどうかと考えております。西小学校の学童クラブ、それから講座生の皆さん、それからセンターについて、それぞれに支障がないように、特に今行われておりますのは確定申告、それから町民センターは選挙の投票所にもなっておりますので、それぞれの配慮をよろしくをお願いいたします。

小林議員の提案にもありましたが、西小学校についてはもう一か所の学童の施設の検討をお願いして、この西小学校の学童クラブについての質問は終わらせていただきます。

次に、中部小学校それから武蔵ヶ丘北小学校の待機児童の4月からの対策はいかがでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、今御質問がありました中部小学校の状況についてお話をいたします。

中部小学校の利用申込者総数は現在の入所者よりも33人多い157人でありまます。このうち1

年生から3年生までの申込者が149人で全体の95%を占め現在の入所者よりも28人多くなっており、利用希望者が今年度よりも増加し、受入れ施設等放課後児童支援員いわゆる指導の先生方の確保がまだ確定していないことから、現在36人の方が入所保留となっております。それと今議員が言われました武蔵ヶ丘北小学校の状況についてでございますが、こちらについては、今あそこの場合が校庭のところにある施設、それと西部町民センターの東側にある旧施設でございます。現在は下の校庭にある施設だけ使っております。申し込みの方が、1年生から5年生までの申し込みが上がっている分、通年で67名ということですが、この場合も受入れ施設の問題の方で何とか旧施設の方を改修すれば受入れは何とかできるんですが、放課後児童支援員さんの確保が今非常に難しいというところもあります。そういったところで、一部の方を保留にしておりますけれども、こちらの方は施設の方を改修するところ、今しておりますので、放課後支援員さんの確保ができれば、保留というところも解消されるんじゃないかと思っておりますけれども、放課後児童クラブ事務局の方ではしっかり先生方を募集をして、何とか懸命に確保に勤めているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今回この学童保育についての私の一般質問は、ある保護者の方からの相談でした。その方によると、2年生までは学童に行っていた子どもが保留の通知が来た。お母さんも正社員として夕方遅くまで働いている、4月からはどうしようかと思っている。特に子どもさんの方のショックは大きくて、僕が悪いことばかりするから学童に行けなくなったのと言ったそうです。その方は家のローン、それからこれからの子どもの教育費を考えたら、放課後はやっぱり子どもさんを家に置いておくしかないのかなと話しておられました。その点と関連して放課後児童クラブの入所決定における調査基準の選定条件をお聞かせください。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今学童クラブ菊陽が入所の決定に当たってつくっておりますのが入所選考基準表です。これについては、保育所の入所決定とも非常に類似をしております。まず、御両親の仕事をする時間、日中あるいは放課後の分、それとあとは、対象児童の学年、やはり1年生の方が優先度が高い順になっています。それとあとは、同居世帯の方で65歳以上の方がいらっしゃるかどうかどうであるか、核家族ということが多いんですけれども、御自宅におじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃれば、放課後の時間はできるだけ家族の方で養育してもらえばいいので、ですから一番問題なのは、お父さん、お母さんも夕方仕事でいらっしゃらないという家庭は優先すべきだと思いますから、そのところの分については差をつけております。

あとはその方がひとり親世帯であるのか、あるいは就学前の児童がいらっしゃるのか、そういった家族関係、あるいは学年、そういったものを総合的に点数化しまして、学童保育の必要の度合いを決めておまして、優先度の高い方は入所できますけれども、何とか家族の中で

いちゃん、ばあちゃんが世話することができるということであれば、ちょっと優先度は低くなるというように思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 先ほど相談いただいた方は、全く核家族で同居の方もいらっしゃらないというお話でした。多くのこの学童に預けたいという保護者の方たちは共働きであります。学童クラブや保育園に預けることにより子どもたちの集団生活への適応や、友達とのかかわり方も早期に習得できる大切な教育現場でもあります。仕事をしているから預けるという認識ではもはやありません。子どもたちの人間形成にとっても一番重要な時期でもあり、また他人とのかかわりを通じて思いやり、優しさなどなど人間的成長に重要な時期の教育機関だと思っております。この重要な時期に保育園に入所できない、あるいは放課後の学童を利用できないという事実は本当に悲しい出来事でもあります。保護者にとっても就労しているがために放課後子どもたちを一人にさせておけないという理由で、せつかくの仕事を離職せざるを得ない環境にもなりかねません。このような形で離職しなければならない環境は早急に解消しなければなりません。

安倍政権のもと進められている一億総活躍社会の実現や女性の活躍推進を推し進めるという政策にも逆行してきます。特に本町においては、安心・安全なまちづくり、子育てしやすいまちづくりの実現のためにも早急な施設の整備を行い、待機児童ゼロの実現を強く願います。そして、私が望むことは、今6年生までの学童が可能になっておりますけれども、せめて1年生、2年生、3年生までの低学年の希望者に対しては、なるべく待機をなくし、これから児童数が増える校区においては計画的に早目に施設の拡充をお願いしたいと思います。

それでは、放課後学童クラブについての2番の障害がある子どもたちの対策についてどうなっているのかお聞きします。

現在学童では、手帳を持った子どもたち、それからグレーゾーンにいる子どもたちも一緒に保育しています。私がお聞きしたところによりますと、2つの学童クラブの施設で6人ずつ大体そういう子がいるとお聞きしました。その子たちだけに手をかけれないという指導員さんが心配されています。指導員の加配制度に合わせて町としての対応をお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

放課後児童クラブには療育手帳を持っている児童に加えまして、自分の気持ちや考えがうまく伝えられない、あるいは集団行動が苦手といった行動特性のある自閉症の方、あるいはアスペルガー症候群などの発達障害がある児童が増えております。医療機関を受診しまして医師から正式に障害の診断を受けている児童もいますけれども、グレーゾーンの児童も多く保護者の方が認識していない場合があります。本町で学童保育を運営しております学童クラブ菊陽で

は、障害のある児童の受入れに当たりまして、入所申し込み時に提出された児童調査書をもとに保護者との面談の中で子どもの健康状態や発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握しまして、学童クラブの支援に役立てております。こうした支援が必要な児童に対しましては、指導員を特別に加配しまして職員全体できめ細やかな配慮と見守りをしているところでございます。

また、障害のある子どもさんに対する指導員の知識の習得と技術向上のため研修機会を積極的に提供しております。今後町と学童クラブ菊陽では、保護者の方や学校、障害児等の療育支援機関と連携しまして、障害のある子もない子ともに安心して放課後が過ごせるように努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今お話の中にもありましたけども、それを解決するにはまず学校及び学童さんの情報の共有をぜひ進めていただきたいなと思っております。それによって、子どもたちの状態が分かることによって、お互いの学童で見せる顔、学校で見せる顔というのは全然違うと思いますので、それがその子たちのためになるかと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、保育園の待機児童についてをします。28年度施策方針にもありましたが、4月に認定こども園1園、小規模保育園3園、事業所内保育園2園が新設されたとありますが、これで菊陽町の待機児童は解消できたのかお聞きします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、ただいまの御質問にお答えいたします。

待機児童数でございますが、昨年4月1日時点で2つの保育所の新規開所により94人まで減少はしておりますが、今年1月1日時点では190人まで増えたところであります。この190人の内訳でございますが、ゼロ歳児が88人、1歳児が44人、2歳児が33人、3歳児が16人、4歳児が7人、5歳児が2人となっております。特にゼロ歳児から2歳児までが多い状況であります。

今年4月に新規開所しますのは、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ちます認定こども園に移行する幼稚園が1か所、入所定員が19人の小規模保育所が3か所、事業所が従業員の児童に加えて地域の児童を保育します事業所内保育所が2か所あります。

まず、認定こども園でございますが、この園は幼稚園の3歳から5歳までに加えてゼロ歳から2歳までの児童を預かる保育所部分を新たに設けるものでありまして、小規模保育所及び事業所内保育所はゼロ歳から2歳までの児童を保育する施設であります。また、もみじ園の入所定員を現在の60人から新園舎完成後は30人増やしまして90人にする計画であります。こうしたことによりゼロ歳から2歳までの児童については入所の受け皿が増えますので、待機児童の大

幅な解消が図られるものと期待されます。

なお、保育所の利用はあくまでも保護者の希望により入所、調整するものであり、あきがあっても送迎の都合等により入所しない選択をされることも想定されます。入所の受け皿が増えた分がそのまま確実に待機児童解消につながるとは言えない部分も一面あります。さらに現在保育を必要としない保護者の方が就労等により保育が必要な状況と変わりまして、保育所への入所を申し込むということもありますので、それでまた新たなニーズも見込まれます。そういった状況を見きわめながら町子ども・子育て支援事業計画に沿いまして引き続きこの待機児童解消のための施設整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 菊陽町は人口が増える、4万1,000近くの人口に今なつたと聞いておりますが、やっぱり子育てしやすい町というテーマも持っておりますので、どんどん子どもたち昨年度94人まで減ったところがまた190人に増えたということは、やはりそれを希望して菊陽町に行けば保育園には入れるかもしれないという希望を持ってこられる方々も増えているんじゃないかと思えます。どんどん施設をつくるというよりもその施設を大事に使いながら、また働くお母さんたちを応援していただければいいなと思っております。特に認定こども園に対しては、今まで幼稚園としての組織があった部分に保育園が入ってくるわけですから、保育園に今まで通わされていた保護者の皆さんにとっては少し戸惑いがあるかもしれません。保育園と幼稚園の組織が全く違うことで、料金体制も変わってくると思っておりますので、ぜひその辺はしっかりと説明、納得されるような説明をしていただいで健全な運営ができるようお願いいたします。

それでは、3番の産交バス路線の廃止における交通弱者の対応についてをお聞きします。

本町のほぼ全域において産交バス路線の廃止及び縮小に伴い、地区住民の交通手段が途絶えている状態であります。このことは民間企業の範囲ではあるものの事前に路線見直しにおける廃止路線の事前協議もしくは情報などがなかったのかお聞きいたします。

○議長（渡邊裕之君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） ただいまの御質問にお答えいたします。

九州産交バスが天津営業所を廃止し本町の光の森に新営業所を開設、また菊陽町と天津町間の一部路線を除き廃止するという再編につきましては、事前の情報提供はあったところであります。

その際に路線の存続についてお願いはいたしました九州産交バスでは営業活動における路線経営が大幅な赤字であって、乗車されるお客様がほとんどいないということで、存続は難しいという状況でありました。また、新しい営業所が本町に建設されることについて、バス利用者の皆様にとっては利便性の向上が見込まれますが、新営業所の近隣住民の皆様からは工事に対する安全対策や交通混雑に対する懸念の声も聞かれたところであります。

このため町民の皆様の不安、心配が解消されるよう、また町民の方々の意見を聞く機会をつくるよう、九州産交バスに直接依頼し説明会を開催していただいたところであります。

また、私も直接に九州産交バスの経営幹部の方に対しまして、工事期間中の安全対策、その後の交通安全対策や通学する児童・生徒の安全確保、その他交通混雑への対応等に万全を講じていただくようお願いをしたところであります。詳細につきましてはこの後担当課長から説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 総合政策課長。

○総合政策課長（阪本浩徳君） それでは、御質問にお答えいたします。

御存じのとおり平成27年12月1日に九州産交バス株式会社によります路線バスの再編が行われております。本町内を走行しておりました、通称陣内線、それから供合線、それから旧国道57号の三里木線、供合線と陣内線も廃止されまして、三里木線につきましては減便となっております状況です。あわせまして光の森に営業所が申請されまして、ここを拠点に熊本市方面へ平日105便ほど運行されているというのが現状でございます。御質問の廃止路線の事前協議、情報につきましては平成26年10月ごろから都市圏の路線バスの再編の方向性などにつきまして説明を受けておりました、その中で具体的にどこが廃止になるのか、そこまでは決まってないということで、対象になっているというような状況は聞いておりました、町としましても大津方面の陣内線とか供合線それから三里木線につきましてはもともと赤字路線でありまして、実際関係する自治体とともに補助金を出して運行していただいているというふうな状況がございまして、私たちも見てみますと乗客が少ないなという思いがありまして、多分皆さんもほとんど乗ってないなということは思われてたかとは思いますが、しかし、やっぱり大津町と菊陽町のつながりもございまして、補助金を出してでも残してほしいというような要望はしておりました。

その中、昨年の1月22日九州産交バスから路線再編に伴います報道発表が出されております。内容は大津方面の路線廃止、減便と本町内への営業所の移転などございました。九州産交バスとしましては先ほど町長の話にありましたように路線バス損益は毎年赤字を計上しているというところございまして、実際2億数千万円補助金を出しておりました、全関係市町村で。これは大津、南部方面、北部方面東部を含んだところですけども、2億数千万円は赤字ということで結局その事業は5億円ほど赤字というのが実情でございましたので、バス業者としましてもこれを維持していくためには再編もやむを得ないというところで、こういった判断になったというふうに聞いております。

これを受けまして再度町でも大津方面の路線の廃止、減便の見直しを重ねて要望はいたしましたけども、流れ的には廃止になるだろうなという思いはありましたので、それでは仮に廃止になった場合のことを考えまして巡回バスの運行につきまして、事業者であります九州産交バスと話し合いの場はずっと設けてきたというところでございます。このように事前に情報等はございましたが、九州産交バスとしましても路線の廃止、減便につきましてはバス利用者への

影響が大きいということから慎重に検討をされておりまして、利用者に対してもアンケートもされておりまして。

この中でもアンケートはするんだけどアンケートする人がいないというのが実情と、とても残念だということはおっしゃっておられました。この中で路線の変更をする場合でも運輸局の許可とかが必要になりますので、最終的にはどの路線が対象かということも町に対して公表はできないというのが産交バスのお話でした。このような中でございましたけれども町として情報はなかなか発信できない中ではありましたけれども、九州産交バスの営業所移転やバスの路線の廃止、減便につきましては、町民の皆様にお知らせすべきと考えておりまして、これも先ほど町長からお話しありましたように、九州産交バスに働きかけをしまして8月には西小学校の関係の方にも説明をしておりますし、その後8月27日に全町民に対する案内をいたしまして、説明会が開催されたところでございます。この中では社長自らバスに対します考え方を語られまして、担当者から新営業所の概要や安全対策、渋滞対策、それから廃止、縮小、路線やそれから新ルートなどについての説明がありまして、9月の初めに新聞報道がされたというところでございまして、その後12月1日から再編が行われましたことは御承知のとおりというふうに思いますので、町としましても情報がございましていろいろ協議は重ねておりましたが、バス事業の大幅な赤字の中で最終的にまた補助金を出すからやってくれと申しまして、バス事業といいますのは菊陽町だけではなくて熊本市、それから菊陽、大津、南部であれば松橋とか北部、いろんなどころがございまして、これはやっぱりやむを得ないというのが各自治体の考えだったというところで、残念ではありましたがそういう事情でございまして。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 本町においても、先ほどのバスと関連しますけれども高齢化が著しく進んでおり、公共交通などの移動手段がなくなるということは日常の生活にも非常に支障を来すこととなります。現在キャロッピー号の町内巡回バスが走ってはいますが下津久礼地区の方々からはバス停までの距離、運行時間、運行範囲などなど利用しがたく不便さを感じますとの声も聞かれました。特に高齢者の方々においては病院への通院や買い物などの問題が一番懸念されている状態であります。まさに交通弱者、買い物弱者の町、菊陽町であります。このことは多くの町民の方々も痛感され最後のすみかとしてこの菊陽町に居住を構えたのですが、このような状況では最後のすみかには適していないので、居住移転を考えざるを得ないと嘆かれました。

全国的にも高齢者における交通事故が多発しており、事故の形態も重大な死亡事故に相次いでいます。総理府、警察庁においては全国の高齢者の事故防止策の一つとして、各県警に対して運転免許証の自主返納を呼びかけるように通達を行っている状況でもあります。しかし、交通手段が乏しい地域では運転免許証の自主返納率は都会と比べ物にはなりません。本町においても乏しい地域であると認識しているところであります。このような高齢者の足となる公共の交通手段に制約があると、どうしても運転免許証の自主返納やマイカーを手放すどころか高齢

者運転講習を受けてまでも運転をしなければならない実態であります。ますます高齢者における悲惨な交通死亡事故の発生が懸念されるところでもあります。

熊本県においても2015年に自主返納した65歳以上の高齢者の数は前年に比べ4割増しの2,773人に上ります。また、大津警察署でもお聞きしたんですけれども交通事故件数は25年では137件、うち死亡者が4名、26年度は交通事故が88件、うち死者は3名、27年度では84件、死亡者は6件であります。このことから年々ではありますが事故発生件数も減少にあります。これは高齢者の免許返納の効果のあらわれでもあります。しかし、その一方25年度と27年度の死者数を比較しますと、1.5倍となっています。これは免許を返納した場合、代替えの移動手段を確保できない高齢者も多くハンドルを握って運転する危険性を感じながらもほかに運転をしてくれる人がおらず、バスもそんなに走っていない、返納したら買い物にも行けず病院にも行けず生活ができなくなると事情を話される方もおられます。常に危険と背中合わせであります。県は移動手段の確保策として路線バスの乗り合いタクシーの経費を市町村を通して補助する事業などを10年度から始めました。新年度も約3億2,500万円を予算化するとのことです。県交通政策課は高齢者などにとって移動手段の確保は重要な課題、地域の実情に応じた支援を行っていききたいとしていますが、本町における高齢者への支援及び計画についてお聞かせください。

○議長（渡邊裕之君） 介護保険課長。

○介護保険課長（市原憲吾君） それでは、佐々木議員のお尋ねにお答えします。

まず運転免許証の返納につきましてでございますが、病気や高齢などで身体機能の低化を自覚した、また運転の必要がなくなった等の理由により自動車を運転されない方は運転免許証を返納することができます。

運転免許証を自主的に返納した65歳以上の高齢者には特典として県内全域の一般路線バスや熊本電鉄と熊本市交通局が運行している電車の運賃の半額割引の制度もあります。

本町における交通弱者対策としての高齢者福祉サービスは、家庭内での送迎や一般交通機関の利用が困難で、病院受診等の際に付き添い援助が必要な高齢者を対象として医療機関への送迎を行う外出支援サービスがあります。この制度は片道500円の利用料金で町社会福祉協議会に委託しており、現在8名程度の方が利用されています。また、障害者に対する外出支援として、移動支援事業を4か所の登録事業者実施しており7名の方が利用登録されています。

そのほか熊本都市圏の4市9町村で運営する福祉有償運送事業により、一定要件に該当する要介護者や障害者はドア・ツー・ドアの運送サービスをタクシー料金の半額程度で受けることができ、これらの制度の周知を図ることも重要だと考えます。今後は産交バス路線廃止に伴う影響を見きわめながら、町内巡回バスキャロッピー号がより利便性が高くなるよう運行見直しに合わせて運転免許証を返納した方についても、高齢者福祉的な観点からの対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 今答弁の中にキャロッピー号の路線見直しはあるのかと私が書いておりますが、それに対する答弁がありましたので、路線見直しはあるとお聞きしましたので、今周りだけを回るキャロッピー号ではなくて、中に入ってなるべくお近くから乗れるような路線の見直しをよろしく願います。

高齢者の交通弱者対策として、いろんな補助を講じている自治体が既にあります。近隣では、菊池市が地域交通体系整理、デマンド型交通としてサービスを平成13年度から実施しています。一例としましては市街地巡回バスに結ぶ事前予約制相乗りタクシーを導入しています。

また、私は長崎に母がいるんですけども、そちらの方では後期高齢者のためにタクシー券を発行されています。こういうものなんですけども、私も1か月に1回か2回行きまして母を病院に連れていくときにこの200円のチケットを使って利用しています。とても使いやすくていいものだと思います。先日その話を町民の方にお話ししましたら、わあ、それいいねってぜひ私たちも欲しいって、何人かで合わせて1枚ずつ出し合って買い物でも病院でも行けたらいいなと思いますというふうにおっしゃいました。

このような高齢者福祉サービスの一環として、ぜひいろんな面でいろんな検討をされてなるべく交通弱者と言われないように、買い物弱者と言われないようにこれからも町の応援をよろしく願います。少し早くなりましたが、これで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午後1時49分

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成28年3月15日（火）

（ 第 5 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成28年3月16日（水）

（ 第 6 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

## 各 常 任 委 員 会

総務常任委員会

文教厚生常任委員会

産業建設常任委員会

平成28年3月17日（木）

（ 第 7 日 ）

午前10時00分～午後4時00分

菊 陽 町 議 会

# 第1回菊陽町議会3月定例会会議録

平成28年3月22日（火）再開

（ 第 8 日 ）

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程 (5日目)

(平成28年第1回菊陽町議会3月定例会)

平成28年3月22日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

日程第1 委員長報告(付託案件)・質疑・討論・表決

日程第2 川俣鐵也君の議員の資格決定の件

日程第3 発議第1号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議(案)について

日程第4 議員派遣について

日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)調査について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

追加日程

日程第1 議案第30号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第2 議案第31号 菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について

日程第3 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 大久保 輝 君

2番 阪本 俊浩 君

3番 西本 友春 君

4番 那須 眞理子 君

5番 佐々木 理美子 君

6番 中岡 敏博 君

7番 吉本 孝寿 君

8番 吉山 哲也 君

9番 北山 正樹 君

10番 坂本 秀則 君

11番 石原 武義 君

12番 岩下 和高 君

13番 大塚 昇 君

14番 川俣 鐵也 君

15番 上田 茂政 君

16番 小林 久美子 君

17番 甲斐 榮治 君

18番 渡邊 裕之 君

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 堀 行徳 君

書記 山川 眞喜子 君

書記 増 永 純 一 君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 後藤 三雄 君

副町長 井手 義隆 君

教育長 赤峰 洋次 君

教育次長 桐 陽介 君



総務部長 吉野邦宏君  
 産業建設部長兼  
 商工振興課長 松本洋昭君  
 総務部審議員兼  
 総務課長 吉川義則君  
 財政課長 東桂一郎君  
 人権教育・啓発課長 高木定伸君  
 福祉課長 西本一浩君  
 福祉生活部審議員兼  
 健康・保険課長 佐藤清孝君  
 町民課長 酒井章彦君  
 産業建設部審議員兼  
 農政課長 志垣敏夫君  
 都市計画課長 大山陽祐君  
 総務課長補佐兼  
 総務法制係長 中島秀樹君  
 生涯学習課長兼  
 中央公民館長 古賀直之君  
 農業委員会事務局長 川上一弘君

福祉生活部長 實取初雄君  
 会計管理者兼  
 会計課長 山崎謙三君  
 総合政策課長 阪本浩徳君  
 税務課長 阪本章三君  
 総務部審議員兼  
 東部町民センター所長  
 福祉生活部審議員兼  
 子育て支援課長 平野葉子君  
 介護保険課長 宮本義雄君  
 西部支所長 市原憲吾君  
 建設課長 服部誠也君  
 産業建設部審議員兼  
 環境生活課長兼  
 下水道課長 小野秀幸君  
 学務課長 今村敬士君  
 図書館長 士野公典君  
 矢野信哉君

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前10時0分

○議長（渡邊裕之君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 委員長報告（付託案件）・質疑・討論・表決

○議長（渡邊裕之君） 日程第1、委員長報告を行います。

各委員会に付託しました案件につきまして、審議の経過と結果を各委員長に報告を求めます。

順序は、産業建設常任委員会、文教厚生常任委員会、総務常任委員会の順とします。

なお、議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算については、各委員会に関連しますので、各委員長の報告後、質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、産業建設常任委員長北山正樹君。

○産業建設常任委員長（北山正樹君） 皆さんおはようございます。

議案第24号平成28年度一般会計予算の産業建設常任委員会に属する部分についての報告を行います。

皆様方のお手元には、既に行政の担当課の方からの要点筆記の議事録が届いてるかと思しますので、それを確認をしながら私の報告を聞いていただきたいと思います。

まず、農業委員会から始めてまいります。

歳入の中の機構集積補助金が増えた理由はという問いに対しては、農地利用状況調査のための地図の作成とその作業にかかる費用分との答えでございました。

農業委員会の主な活動はの質問に対しては、担い手に対する農地集積活動が今後の農業委員の大切な活動の一つになるというお答えでした。

次、農政課に移ります。

13、委託料のさんふれあ改修基本構想策定委託料についての質問には、「さんふれあ」の施設関係の老朽化により、日々の業務に悪い影響が出てきています。これまではその都度修理をしてきたが、今後も手を加えるところが出てくる可能性があり、有限会社さんふれあは町の指定管理者で、施設は町が管理しています。このため基本的な構造、財産に関する費用は町が持ち、経年劣化分はさんふれあが収益から出すという取り決めになっているのは、皆様も御存じのとおりです。この委託料は、後年度以降の修繕の平準化や事業の検討に伴い、施設の増設等の検討も含め、費用面の概算を出し、改修などのスケジュール等の判断材料をつくるための委託料になるとの説明でした。「さんふれあ」は、ガットのときに温泉をメインに建設したもので、その後、歩行浴を追加し、介護分野での認知症予防、サポート育成と用途が変わってきております。今後、検討するに当たり、加工品を自作できる施設を備えたり、高齢者向けの機能

を充実したスポーツジムを入れるなど、また、駐車場の利用方法も検討する必要があるなど、さらには設立当初の目的である都市と農村の交流に即したものをつくっていききたいとの考えから、このような委託料の金額になるとのお答えでした。

続いて、にんじん焼酎に関しての特産品製造販売補助金200万円についての理由の説明を求めた質問に対しては、にんじん焼酎については、これまで商工振興課が販売に係る補助として計上していたが、今回、終了に伴い、今後は特産品製造、生産者も絡んでくることから農政課が担当し、ニンジンを違う方面からもPRしていくなどの検討をすることになった。焼酎では色がつかなくなるということから、リキュールの方がいいのではないかと考えている。黒ニンジンにはポリフェノール、オレンジにはベータカロチンがいいという話が出てきており、大学と連携し、分析してもらいながらPRをしていきたいとの答えでした。

負担金で、青年就農給付金事業についての質問には、45歳未満の新規就農者に対して5年間補助金が支払われるもので、町の認定を受けている方に対して支払われております。5年後の計画として、青年等就労計画を立てた上で認定を行う上で1年ごとの確認は行っている。継続が9名、プラス、新規見込みとして16名で計上しているとの答えでした。

続いて、環境生活課に移ります。

ボランティア袋と災害用ごみ袋についての質問がありました。ボランティア袋は、各地区の美化作業や白川一斉清掃活動または老人会等で活用されているものですが、ごみの処分の際は処分場に搬入する必要があります。しかし、ごみを分別すれば、指定ごみ袋で出すことは可能とのことでした。災害用ごみ袋は、災害が発生した場合において町が仮置き場を設置した際、木枝、落ち葉等を災害用ごみ袋に入れて直接仮置き場に搬入してもらうこととなるとの答えでした。

続いて、商工振興課に移ります。

工業団地を拡張する見込みについての質疑には、原水工業団地において2区画の分譲用地残があり、また、工業団地の造成や拡張だけではなく、民有地の地権者同意を得ながら、工場立地、誘導地域へ導いていくことも行っていますとの答えでした。

町遊びの効果についてです。平成27年度は、熊本県から地域づくり夢チャレンジ大賞を受賞しており、町をPRする上で望ましいものと考えている。効果としては、各店舗の売上アップを意図したものより、それぞれの店舗ができることを行い、地域に人を集めることで菊陽町のイメージ向上及び活性化につながっていくと考えているとの答えでした。

続いて、都市計画課の方に移ります。

保留地販売に係る不動産仲介手数料の内容についての質疑がありました。新聞などへの広告、町のホームページなどで広く周知し、処分を進めているが、一般的な土地取引については不動産業者を仲介するケースが多うございます。今までは、不動産業者の仲介で居留地契約の場合でも町から不動産業者への仲介手数料3%の支払いができないことから、不動産業者の積極的な保留地売却が期待できなかった。よって、本年度は町の任意の売却促進策として本制度

を創設し、予算に計上しているとの答えでした。さんさん公園スポーツ広場の芝の管理及び予算の内容についての質問には、芝の管理に係る特別な予算は計上しておらず、一般的な維持管理費の枠の中で対応している。サッカー練習などでの広場の使用頻度が高いことは喜ばしいが、春は芝の養生に適した時期であるため、現在は片面を相互に使用制限し、保全に努めているとの答えでした。

続いて、定住促進交付金となっているところがございますが、議事録でなっていますが、これは、一般会計の予算書の方では、定住促進交付金になっております。ごめんなさい。定住促進補助金620万円の中の100万円の使用についての効果という質問でしたので、その辺をちょっと含んでいただければと思います。南小校区に縁のある世帯、ない世帯さまざまが入居、移ってこられている。ちなみに、今年4月入学予定の新1年生生徒13名のうち7名が、この交付金の対象児童であり、全体的に南小校区に縁がない世帯も相当導入されているとの答えでした。

公園の消毒と剪定作業の入札率の問いに関しては、消毒業務は94.4%、剪定作業は94.8%の入札率との答えでございました。

続いて、建設課の方に移ります。

委託料の舗装維持管理計画策定委託料、町道742路線についての質問には、町道の本数が多く、全路線の舗装の状態、地元からの要望、町の管理状況など、もろもろの条件を加味して修繕の優先順位をつける業務で、専門的な知識が必要でもあり、コンサルに委託し、検討を重ねた上で優先順位を決定するとの答えでした。

古閑原団地の建設の工程と全体事業費についての質疑には、27年度に設計業務を終え、28年度より工事に移り、3か年度の実施で計画している。木造2階建て1棟当たり4戸の3棟、12戸を計画し、28年度は2棟8戸の建設と道路整備とを予定している。住宅建築そのものは、平成28年、29年度で行い、現在の駐車場用地や空き部屋を取り壊して建設し、全体事業費としては2億3,000万円ぐらいの計画ですとの答えでした。

工事請負費の計画路線のうち、27年度に国費の削減などで次年度へ先送りした道路の取扱いについての質問に対しては、南方大人足線舗装工事、川久保南方線改良工事、武蔵ヶ丘地内歩道舗装工事、武蔵ヶ丘東中央線歩道舗装工事については、28年度を含め計画をしている。また、武蔵ヶ丘中央線については、西部地区の事業計画が平成28年度が最終であり、国費が低くなっても計画どおり執行していきたいと考えているとの答えでした。

以上、主なものを取り上げて、28年度一般会計の報告といたします。委員会採決の結果、平成28年度一般会計予算の産業建設常任委員会に属する部分については、全員賛成でございました。

続きまして、議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算についての報告を行います。

平成28年度の主な工事内容については、皆様方にお手元に配付されている議事録の議事内容に記載のとおりでございます。

下水道事業の課題と使用料金についての質問には、汚水処理原価を下水道使用料で賄えてい

ないため、一般会計から1億7,500万円ほどの基準外の繰入金を入れており、今後、基準外繰り入れを抑制していく努力が必要であるとの回答でした。また、企業の排水料金の設定についてですが、S社の場合、化学物質などを除去するための除外施設を設置し、管理しながら下水道へ排出できる水質に処理して排水されています。そのため、誘致企業への配慮もあって、料金単価を安くした経緯があります。しかし、現在は、汚水処理原価を使用料で回収できていない状況にあるため、利用者には、サービスの対価にふさわしい負担となるよう、料金体系の見直しが必要であり、企業等にも理解を求めたいと考えているとのお答えでした。

下水道の普及率についてですが、公共と農業を合わせた場合は99.9%、公共下水道のみでは97.9%で、農業集落排水事業は100%となっているとのお答えでした。

以上の質疑の後、委員会採決を行った結果、議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算については、全員賛成でございました。

以上をもちまして産業建設常任委員会の報告を終わります。

質疑については、自席から行います。皆様方の真剣な討議を期待しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから各案件ごとの質疑、討論、採決を行います。

まず初めに、議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第29号平成28年度菊陽町下水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生常任委員長石原武義君。

○文教厚生常任委員長（石原武義君） 引き続き、文教厚生常任委員会から報告を行います。

本委員会に付託された事件は、4件であります。すわなち、議案第24号、議案第26号、議案第27号、議案第28号であります。

3日間にわたり、教育長、教育次長、福祉生活部長、また担当課長に出席をいただき、慎重

なる審議を行いました。

なお、関係部課等は、西部支所、図書館、中央公民館、生涯学習課、福祉課、学務課、町民課、子育て支援課、介護保険課、健康・保険課であります。

それでは、順を追って質疑応答の主要な分を報告します。

まず、西部支所、健康増進室がございますが、そこではどのような指導・相談を行っているかという質問に対して、パワーアップのトレーニングコース、バランス重視のトレーニングコース、体力維持のトレーニングコース、有酸素運動中心のトレーニングコース等のコースメニューを用意し、利用者の希望に沿った指導を行っているとのことでした。

また、健康増進施設の広さからすると、何人ぐらい利用できるかという質問に対して、健康増進室の機器は10種類、15台の設置でありますので、15人までが限度であるということでありました。

また、健康づくりを重視して、女性や高齢者向けの機器を導入しているとのことでした。

図書館。

図書の購入について、書店は決まっているのかという質問に対して、おおむね紀伊國屋書店から購入しています、その理由は地元販売店であり、定価の7%引きであるということ、主に紀伊國屋書店から購入しているとの返答がございました。

それから、司書の賃金はどのようになっているかに対して、月16日程度の勤務で、司書は月額6,560円、司書補は月額6,320円である。司書及び司書補は資格が必要であり、司書補の資格を取り、3年間の実務を経て司書資格取得のための講習を受けることができるそうです。

また、町民から図書等のリクエストは年にどれぐらいあるのか、町民からあの本を買ってこれ、この本が欲しいというそういうリクエストでございますが、平成26年度は年間550冊ということでした。また、図書館の今後の取り組む事項として更衣室を増築し、いろんなイベントの衣装がえ等々にその用意をしたいということでした。また、その場合、駐車場を縮小する必要がありますので、利用形態等を勘案しながら進めていきたいという館長からの報告がございました。

中央公民館に移ります。

社会教育指導員とあるが業務の内容はの問いに対して、青少年健全育成町民会議の事務局がします仕事でありますということでありました。勤務時間は、月90時間以上になるとのことです。これが中央公民館の件です。

続いて、生涯学習課。

地域おこし協力隊とあるが、詳しく説明を求めました。答えは、この事業は、国の地方創生事業になります。都市地から地方に移住して、地域のために仕事をしていただくというものです。現時点で想定している計画は、南小校区への活性化地域おこしに役立てたいと思っております。賃金は、月額20万円、家賃補助、月6万円、これには自家用車借り上げ料金も含むということでありました。そして、この事業は、全額国の特別交付税による歳入で充当するという説

明を受けました。

また、成人式の記念品はどのように決めているのかという質問に対して、新成人の有志により実行委員会を立ち上げている。そこで記念品を決定するということでした。

福祉課。

巡回支援専門員の配置は新規事業ということかという質問をしました。答えて、巡回支援専門員整備事業は、平成26年度から実施しており、平成28年度から2名体制で実施するとのことです。

そして、巡回支援専門員は、こういった職種の方を任用しているのかということに対して、臨床心理士の資格を有する方を1名、精神保健福祉課の資格を有する方1名を非常勤職員として任用するとのことでした。

仕事の内容はという問いに対して、保育所や幼稚園を巡回するのかという質問に対して、当面は保育所等に焦点を当てて巡回することとしています。その中で、困り感のある子どもを早期発見し、保育士や保護者に適切なアドバイスを行いますということでした。

また、福祉課で行っている巡回支援事業は、保育士等と巡回する中で、子どもを直接見て発達障害があるかなどを見て、保育士や保護者にフィードバックしていくものです。ほかに健康・保険課でも心理相談を実施しています。それとの違いを述べられました。

障害児通所支援サービス費が1億円を超えているが、増加傾向にあるのか。学童保育は、待機児童が出ている状況だが、障害児通所支援事業についてはどうなのかという質問に対して、町内には現在、放課後等デイサービスを提供する障害児通所施設が6事業所あります。4月から新たに2事業所が増える予定ですということでもあります。

町内放課後等デイサービスの定員と利用者はという問いに対して、町内事業者は6か所、おのおの10人定員で、1日当たり定員総数は60名です。実利用者は、約160名とのことでした。

学務課に移ります。

教育相談員やスクールソーシャルワーカーはどのようなものかの質問に対して、教室教育相談員としてすぎなみ教室に2名配置し、小・中学校を対象として、学校に行けない児童・生徒の対応をしている。また、中学校には、心の教育相談員を各中学校の相談室に1名配置していますとのことでした。スクールソーシャルワーカーは、要支援児童対策員として予算を計上している。今年度は、武蔵ヶ丘中学校に拠点配置したが、平成28年度は武蔵ヶ丘中学校に加えて菊陽中学校にも曜日で振りかえる方向で配置しています。1名で両校を担当する、勤務するということでした。

それから、学校運営相談員はどのような仕事内容かとの質問に対して、校長先生のOBをお願いしている、菊陽中部小学校の改築のときから増築など大規模な工事に伴う学校運営上の問題点などを学校と教育委員会の間に入って、主に工事関係の調整をしているとのことでした。平成27年度は、武蔵ヶ丘中学校の増築があったが、次年度も菊陽北小学校の増築を予定していることをお願いする予定であるということでした。

また、学校評議員とはと質問に対して、学校運営上、さまざまな協力をいただいている方です。学校によって3人から5人、校長先生からの推薦を通して選任しています。学校の行事などに来てもらったり、子どもたちの様子を見てもらったり、教育のあり方などいろいろ相談に乗ってもらっているということです。

また、英語指導助手の報酬は、他の町、非常勤職員の報酬額と比べて高いようだがという質問に対して、答えていわく、ALT、これは何とかの略ですけども、の報酬額及び勤務時間は財団法人自治体国際化協会で決められた条件があります。したがって、金額は1年目が28万円、月、2年目が30万円、3年目が32万5,000円、月、ということでした。勤務時間は、1日7時間であるとのことでした。

武蔵ヶ丘中学校の工事費用の内訳はとの質問に対して、既存校舎の改修工事として、校舎の改修工事が約4,300万円、トイレの改修工事が約6,500万円であるとのことでした。

町民課。

これは、個人番号カードの現状について説明等がありました。申請者は、これ、3月15日現在ですが、2,626人。対象となる人数は4万616人、これが2月末のことです。6%ちょっと超えた程度でございます。

子育て支援課。

幼稚園を新たにすることもできるのかという質問に対して、幼稚園の整備計画については、市町村ではなく、県の管轄である。一昨年に美鈴幼稚園の移転に伴い、定員を増やした際も、県私学振興課と調整を行ってやりました。整備計画ですね。

保育所の正職員と非正規職員の割合はという問いに対して、昨年12月時点の公立保育所全体で非正規職員の割合は76%であるという答えをいただきました。

それから、もみじ園の臨時職員が社会福祉法人菊陽会に正職員として応募しなかったが、そのことを町はどう捉えているのかという質問に対して、条件がよい今回の機会に正職員として応募されると思ったが、結果的には勤務時間との家庭の都合等で臨時職員として採用を選ばれた方や、これまでの町立保育所での勤務と愛着などから町立保育所での継続勤務を希望された方が多くおられましたということがこの理由だとして述べられました。

それから、要支援児童対策員は福祉課の1名を含むのかという質問に対して、福祉課の1名は就学前の障がい児など対応する巡回支援専門員であり、子育て支援係の要支援児童対策員は、児童虐待などで支援を要する児童や家庭への対応を行うものであるという返事でした。

児童館がどういう施設かということに對しまして、ゼロ歳から6歳までの就学前児童を主に対象とした施設で、保護者と一緒に利用してもらっています。また、小学生も利用可能です。年間で延べ1万2,000人が利用しているということです。

また次に、ひとり親世帯はどのくらいいるのかということに對して、約500世帯。ひとり親医療の助成は、子どもが20歳未満までが助成対象である。あわせて親も助成対象になっているとのことでした。



次は、介護保険課。

介護給付費準備金の残額は全体でどれぐらいか、また充当先はという問いに対して、全体で8,000万円程度である。うち5,000万円は、第6期介護保険事業計画において基金からの繰入れを予定している。充当先は、介護サービス等諸費、審査支払手数料、高額介護サービス等費、高額医療介護合算介護サービス費であるとのことでした。

健康・保険課。

健康・保険課については、新規事業はあるのかという問いに対して、新規事業ではありませんが、フッ化物で口を洗うことについて、保育所などの就学前を対象として開始し、昨年から6小学校で実施している。平成28年度は2つの中学校での実施を進める予定あるということでした。非常にフッ素で洗う、口を洗浄するというのが、非常に医者の方からは以前から大変勧められておられたということでございます。

それから、高額医療費は年間80万円ということだがということに対して、高額医療費は被保険者の所得に応じて5段階の判定基準があるので、それに依って支給を行っているということでした。

以上で文教厚生委員会の主要な質疑応答について述べさせていただきました。

最終日に、付託された案件につき、採決を行いました。

慎重な審議の経過と結果を報告します。

議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算についてのうち、文教厚生常任委員会に属する事項、賛成多数にて可決。

議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、賛成多数にて可決。

議案第27号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成多数にて可決。

議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について、賛成多数にて可決であります。

以上をもって文教厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 文教厚生常任委員長の報告を終わります。

まず初めに、議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について反対討論を行います。

評価する点は、法定外の繰入れを一般会計から8,000万円計上されていることは評価できると思います。

反対の理由ですけれども、国民健康保険はほかの協会けんぽなど公的医療保険に比べて高齢者や低所得者が多く加入しています。また、年齢層の割合が高くなっているのが実情です。そのために非常に高い健康保険料ということで、構造的な問題を抱えています。その結果、所得に対しても、このことはずっと今までも述べてきていますが、高過ぎる保険料となっています。やはりこれを解決するには、国庫負担を大幅に増やして、国民健康保険の財政構造を変えない限り、保険料の高騰は避けられないのではないかというふうに思いますが、今でも所得に対して本当に2割近い負担になるこの保険料を引き下げることが本当に必要であるというふうに思っていて、その意味から、高過ぎて払い切れない人が増えてるということで問題だというふうに思いますので、反対をいたします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

川俣鐵也君。

○14番（川俣鐵也君） 議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険制度はなくてはならない医療保険制度であります。低所得者や前期高齢者の加入割合が高く、財政基盤が弱いという構造的な問題を抱えており、本町においても法定外繰入金として8,000万円が予算措置されています。また、高齢化や医療技術の高度化により、医療費は伸びる一方であり、多くの市町村において保険税収入が伸び悩み、国保財政は依然として厳しい状況にあります。このような中、平成30年度に向けて国保の財政運営を市町村から県に移管するための検討が進められており、国民健康保険が安定的に維持される制度となるよう期待するものであります。

町執行部におかれては、特定健診をはじめとする県事業の一層の充実強化と受診率の向上により医療費の抑制を図っていただき、また、国保税の収納率の向上に取り組み、国保財政を健全に運営されることをお願いし、私の賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第26号平成28年度菊陽町国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第27号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第27号平成28年度菊陽町後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

介護をめぐっては、本当に老老介護であったり、介護による、非常に困難で死亡事件が発生したり、また介護の施設の現場でもいろいろな問題が起こっています。今回、特に問題だというふうに思いますのは、医療介護総合確保推進法ができた後、文教厚生常任委員会でも説明を受けましたが、今まで要支援1・2の方が同要支援者の訪問介護と通所介護を介護保険の給付から外して、市町村、つまり菊陽町が主体である地域支援事業に平成28年から29年末に移行計画というふうに説明を受けました。こうしますと、今まで専門家による予防給付を行ってきたのが非常に困難になることがあります。地域のボランティアとかいろいろ、そういう方をまた育成していくのは、それはそれで必要かもしれないんですが、今まで要支援1・2の方が受けていた訪問介護や通所介護が十分に受けられないということが大きな問題ではないかというふうに思っています。

それから、特老入居者の原則介護3以上の人しか受けない問題とか、また所得160万円以上

の人を対象に利用料を2割に引き上げていく問題とか、介護をめぐっては本当に介護保険料を払っても受けたいときに介護を受けられないという実情がこのままではますます進むのではないかと懸念しています。やはり私自身は、この地域支援事業そのものには賛成できないということで、議案第28号に反対するものです。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

西本友春君。

○3番（西本友春君） 議案第28号の平成28年度菊陽町介護保険特別会計について賛成の立場で討論を行います。

介護保険制度は、介護を要する状態になってもできる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう必要な保健・福祉・医療サービスを安心して利用できることを基本とし、国民の協同連帯の理念に基づき運営される社会保障制度であります。その中で、町長の施政方針にもありましたように、入居待機者の解消に向けて地域密着型小規模特別養護老人ホームの整備が着実に進められています。そして、平成28年度には、第6期介護保険事業計画の2年目として、多様な担い手による支援と地域の資源を活用した訪問型・通所型サービスの実施が計画されています。2025年を見据えた地域包括ケアシステムの構築を目指す内容でもあります。

町執行部におかれては、今後も町民の方が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護保険制度の安定した事業運営にさらなる尽力をお願いし、賛成討論といたします。各議員の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第28号平成28年度菊陽町介護保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員長中岡敏博君。

○総務常任委員長（中岡敏博君） おはようございます。

総務常任委員会に付託されました案件の審議の経過と結果を報告します。

総務常任委員会に付託されました付議事項は、議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算についてのうち、総務常任委員会に属する事項及び議案第25号平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算について、以上2議案が付託されました。

3月15、16、17日の3日間にわたり、各担当課長及び係長等から詳細な説明を受け、質疑応

答を行い、慎重に審議いたしました。そのほかに耐震に関する東部町民センターの多目的ホール、長塚区公民館予定地の現地調査を行い、担当課より説明を受けました。議員各位には、要点筆記した資料が配付されておりますので、その中の主なものを報告いたします。

まず初めに、東部町民センター。

隣保館連絡協議会負担金について、目的として隣保館相互の連携強化と隣保館活動の充実、発展を図り、とあるが、主にどのような活動をしているのかとの問いがありました。

現在、熊本県内には19の隣保館があり、それぞれの活動について研修会等の場で相互に報告、確認を行っている。また、県内3ブロックに分かれてブロック別の先進地研修等も開催されている。県内だけでなく、全国や九州ブロックの研修への参加等も行っているとの答弁でございました。

続きまして、次のページになりますが、歳入の地方改善事業費補助金については、例年と変わらないのかとの質問に対し、センター運営事業費の4分の3の補助金を受けることになるが、熊本県に国からの分配枠がある。さらに、隣保館事業の中の各種事業についても、個別に限度額が定められており、補助金の額については毎年変化するとの答えでした。

続きまして、人権教育・啓発課に参ります。

人権教育費内の特別旅費については、職員が研修等に参加する際に使用するとの説明があったが、何回分の研修費として計上しているのかとの質問に対し、来年度は各種団体が実施する九州外の研修会が4回、九州管内での研修会が4回、そのほかにも県内の研修会も実施されているので、計10回ほどの宿泊を伴う研修への参加を予定しているとのことでした。

続きまして、7ページに参ります。

2つの運動団体の活動に対して適正かつ必要性があるとの判断のもと交付しているものと思うが、当該補助金に対する基本的な考えを説明してほしいとの質問に対し、補助金交付金の法的根拠として、7ページに書いてありますが、当該補助金に対する基本的な考え方については、8ページになります。菊池郡市の2市2町においても、各運動団体には同様の補助金が交付されている。本町は、現在、2団体合わせて381万円の交付をしているが、以前と比較するとかかなりの減額を行ってきた。地域改善対策特別措置法による事業が終了した今日、環境面においては改善が見られるが、同和問題に対する心理的差別はいまだ残っており、同和問題の根本的解決には至っていない。そのようなことから、同和問題をはじめとする各種人権問題の完全解決に向けて活動する運動団体への補助金の交付は必要であると考えており、これからも同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の完全解決に向けて取り組んでいきたいとの答弁でございました。

次に参ります。

総務課男女共同参画係。

三里木町民センター、西部町民センターに参ります。

東部町民センターでは耐震診断の予算が上がっているが、三里木町民センター軽運動室は耐

震診断の対象ではないのかとの質問に対し、三里木町民センターは、平成2年3月完成の建物で耐震診断の対象ではない。また、軽運動室は、特定天井の脱落対策に該当する天井ではないとの答弁でございました。

次に参ります。

選挙管理委員会。

掲示場を設置する業者は菊陽町内の業者なのかとの質問があり、菊陽町内の業者である。委託額が低いため、入札は行っていないが、町外の業者からの入札の要望はあるとの答弁でございました。

次に参ります。

総務課総務法制係。

公民館が存在しない行政区、今後の町の対応についての質問がありましたが、光の森地区には公民館がない。公民館建設には区の負担が出てくるため難しい状況にあることと、近くに町の施設があることから新たに公民館が必要と考えていないという話を聞いているとの答弁でございました。

続きまして、総務課人事秘書係。

人事評価制度業務委託料についてどのようなものかとの質問に対し、人事評価制度導入に当たり、研修等の支援業務を委託する。新規採用職員にはどういった制度なのか、新しく管理職となる職員には評価者研修を行ってもらおうとの答弁でございました。

次に参ります。

総務課交通防災係。

まず初めに、女性消防団員を設立するのか、また、いつごろになるのかとの質問に対し、本部機動隊の女性隊員を基本と考えている。また、一般の希望者も募っていく。平成28年度設立を目標としているとの答弁でございました。

次に参ります。

税務課。

軽自動車税が増えているのはなぜかとの質問がありました。軽自動車税の税率変更によるもの。内容は、燃費性能等により税率が下がる分もあるが、二輪車や新車登録後13年を経過した四輪車等の税率が上がることによるものとの答弁でございました。

次に、固定資産評価替え業務委託が1,112万4,000円委託料として計上されている。この評価替えは、3年に1回行われるものであるが、平成28年度に評価替えがあるのかに対しまして、評価替えは平成27年度に行っている。委託契約は3年間、平成27年度から平成29年度となっているため、平成28年度は2年目となる。この3年間は毎年1,112万4,000円ずつ支払うものであるとの答弁でございました。

次に、法人町民税が少し減少しているのはなぜかとの問いに対しまして、法人税割の税率が12.3%から9.7%に下がっていることによる影響であるとの答弁でございました。

次に参ります。

総合政策課。

現在のセキュリティーは大丈夫かとの質問に対し、基幹系のデータは権限がないと見られないので、電算担当の者でも見る事ができない。また、来年度は、情報系端末を、さらにインターネット系とL G W A N系に分離する計画である。また、情報を職員が故意に流出させるのは犯罪である。ログ履歴を情報管理係で管理しており、また、その旨を職員に周知しているとのことでございました。

次に参ります。

マイナンバー制度に伴うシステム改修補助金について、年金は10分の10補助であるが、そのほかは3分の2となっているがとの質問に対し、システムによって10分の10のものと3分の2の補助のものがある。本来であれば、国の制度に伴うものなので全額国に負担してもらいたいが、国の予算の問題で補助率が異なっているものと思われる。また、3分の2の補助の残り3分の1については、交付税措置されていると認識している。国の進めている事業であるため、全額補助になるよう会議等の際には要望してきたとの答弁でございました。

次に参ります。

地方バス運行等の特別対策補助金593万円の対象路線はとの質問に対し、大津方面の朝夕の便と東熊本第二病院経由の路線、東バイパス経由の路線などである。なお、国から町に対するバス事業補助金約700万円はなくなるが、路線の廃止、縮小により九州産交バスに対する町からの赤字補填分の補助金も減少する。平成27年度は約2,000万円の実績だが、平成28年度の予算では593万円と大きく減少している。今後はさらに減少する見込みであるとの答弁でございました。

次に参ります。

財政課。

24ページです。

公用車買いかえについて、今後、電気自動車や水素自動車の導入は検討しているかとの質問に対し、充電設備の整備とあわせて検討していく必要があると考えるとの答えでございました。

次に、土地取得特別会計についての質問がございました。光の森公共用地取得からこれまでにかかった費用について、取得費、整備費、管理費、償還費の内訳に対する質問がございました。土地購入費約21億5,000万円、整備費約9,600万円、維持管理費約3,000万円、利子総額約1億3,000万円、総額約24億円となるとの答弁でございました。

次に、会計課。

質疑はございませんでした。

最後に、議会事務局。

合併後屋久島町と議員全員の交流会はないがとの質問に対し、数年前から新人の議員だけ交

流を行っているとの答弁がございました。

以上が審議の主な経過です。

なお、付託されました2議案につきまして採決を行いました結果、議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算についてのうち、総務常任委員会に属する事項については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算については、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで総務常任委員会に付託されました案件についての審議の経過と結果の報告を終わります。

なお、質疑につきましては、自席から答弁させていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 総務常任委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告が終わりましたので、これから議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

小林久美子君。

○16番（小林久美子君） 議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算について反対討論を行います。

皆さんも御存じのように、予算構成比の中では、民生費が46.3%、教育費が10.8%、公債費が9.6%で、それ全部合わせますと約6割ということで、やはり子どもの数が非常に増えている問題や、そういうところで努力されてるといふのは十分理解しています。町民の要望実現という点でも、幾つかの点で評価しています。

1つは、JR原水駅の周辺整備については、28年、29年で取り組まれること。私も、以前、車椅子の大学生の方が非常に利用しづらいという改善の要望があつて議会でも取り上げたことがあります。そういうところで改善されてくるということ。また、沖野や三里木北をはじめとした各地の道路整備などです。住環境の整備では、古閑原団地の建替えが予定されています。

また、子育て支援では、子ども医療費の町外の医療機関の現物給付が実現したことです。これで保護者の負担が解消されます。待機児童解消のために小規模保育所や事業所内保育所、認定こども園などで167人の確保ができることも大きいと思います。ただ、今でも待機児童が多いですので、本当にまた用意をすれば、それでもまた需要が増えるという問題も出てくるかとは思っています。

学校関係では、武蔵ヶ丘中学校の増築や既存の施設の改修に合わせて武蔵ヶ丘北小学校の増



築、菊陽北小学校の増築などが入っています。私たちが文教厚生常任委員会で実際現地を見させていただきましたが、担当課としては、もっと予算をつけてやりたいけれども、なかなかという話も数点ありましたけれども、非常に子どもたちが期待するところではないかというふうに思います。

それから、4番目ですけれども、地域密着型の老人ホームの建設です。これも、老人ホームへの待機が約100名近くいるという中では、非常に必要だというふうに思います。

反対の理由ですけれども、1つは、子ども医療費については、先ほど述べた前進面がある反面、1医療機関当たりの自己負担が4歳以上で500円の自己負担を取るようになったことです。子どもの貧困が大きな問題となっているときに大幅な後退であり、子どもの受診抑制を招くことを懸念します。

2つ目は、同和対策措置法が失効して14年になりますが、いまだに人権同和関係の予算が計上されており、運動団体である2団体への補助金が支出されていることも問題です。先ほどの委員長の報告では、菊池郡2町2市、同じように出しているということでしたけれども、少し周りを見てみますと、山鹿市などでは既にこの団体補助金などはもう削減されているというふうに思いますので、そういうところも問題だというふうに思っています。

第3点目ですけれども、行革の流れの中で、総人件費の抑制がこの間図られてきました。今回、職員の定数を上げるという案は通りましたけれども、菊陽町の非正規率は6割を超えています。大津町が多分50%ちょっとですので、そこと比べても非常に多いという状況です。これは、県内で一番高いという状況です。今回の一般質問では、図書館司書の働き方の改善を取り上げ、改善の方向は示されましたが、まだまだ非正規の問題、数の問題もそうですし、賃金の格差などの課題が残されていると思います。

4番目、最後ですけれども、子どもの急増に対する対応、かなり町長初め努力をされて、先ほど述べた民生費や教育費が異常に伸びている、このことはよく分かります。また、環境整備なども努力されておられるし、担当課は非常に大変だというふうに思っています。しかし、生活問題を抱えておられる子どもさんが増えているのも事実です。子どものいじめや児童虐待、不登校の問題などで非常に学校の中でもさまざまな問題の相談件数が増えているというのも委員会でお聞きしました。私は、以前はこんなに多くなかったんじゃないかなと、そういう方へきちんと対応できているという問題もあるかと思えますけれども、やはり200件ぐらいもう超しているのでは、今年度でも、あるのではないかというふうに思いますし、単身で子育てをしている世帯、それも先ほど出てきましたけれども、500件ぐらいの世帯がシングルマザーだったり、男性の方が子育てをされておられたりということで、子どもの貧困とかかわって、今からやはりスクールソーシャルワーカーを複数で配置するとか、そういうことが必要になってくる。ソフトの面が非常に大事になってくるというふうに思っています。これは、前期計画の町の中でなかなか達成できなかったのも、町も考えているというのは私も読ませていただきましたけれども、これからの課題として、やはりそういうところが出てくるのではないかという

ふうに思っています。

以上、4点の理由で、前進面は大いに評価しながらも、こういう問題に手をつけていくべきではないかということで反対の討論とします。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論ありませんか。

上田茂政君。

○15番（上田茂政君） 私は、議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

28年度の予算については、保育所、学童保育など子ども・子育て支援や高齢者、障がい者対策など福祉や健康づくりなど町民の暮らしを守る予算、小・中学校教育産業の振興、道路整備、そしてまた効果的に効率的に計画的に、全般的にバランスのとれた予算編成でもあります。また、各常任委員長が詳細に説明されたとおりでございます。

その中で、一つ、同和団体助成金についてですが、人権の尊重というのは人間として最も大切なものであります。深刻ないじめの問題や体罰、ヘイトスピーチも、根底から人間の意識の欠如があります。部落差別については、既に解消されている御意見もありますが、生活環境の整備については、確かに一定の解消はされております。しかし、それと意識という点はまだまだ課題があります。だからこそ、特別対策終了はしましたが、一般対策の中で格差解消をするとともに、人権教育啓発が大切とされているのであります。また、昨年か今年の区長さんか分かりませんが、区長さんではあります、強烈な差別発言をされたということでもあります。今、確認しながら、それもちょうとやっつけていかなければならないと思います。こういう方々が差別をされるということは、本当にまだまだ中身が全体的にこの菊陽町の中で分かっていないという人たちがたくさんおられます。また、町外、町内、学校の中でもそれぞれ差別発言や差別落書きなどが、社会の中で大人による差別発言もたくさん発生しております。人権啓発推進の上では、倫理的、客観的に学ぶことも重要ではございます。人権の尊重というのは、人の心を訴えかけることから、同和問題に限らず、差別され、苦しんでいる人たちが学ぶことが多いと思います。特に同和問題は、心理的に差別な問題でもありますし、運動団体と連携しながらお互いに学ぶことを取り組み、そしてともに有意義なことであり、そのためにも助成金は必要だと思っております。

また、助成金については、効果的に使っていただきたいと思っております。人権問題の解決に向けて、国や地方自治体が取り組むことは、人権教育啓発推進法に基づき、責務であり、持続可能な限り、今後ともしっかりと取り組んでほしいと思っております。

以上のことから、私は、平成28年度一般会計予算案に賛成であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第24号平成28年度菊陽町一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、議案第24号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第25号平成28年度菊陽町土地取得特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時18分

再開 午前11時27分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 川俣鐵也君の議員の資格決定の件

○議長（渡邊裕之君） 日程第2、川俣鐵也君の議員の資格決定の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、川俣鐵也君の退場を求めます。

〔14番 川俣鐵也君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） 本件について委員長の報告を求めます。

資格審査特別委員長北山正樹君。

○資格審査特別委員長（北山正樹君） 先日行われました資格審査委員会での決定事項を皆様方に

報告をいたします。

皆様方のお手元には、資格審査委員会報告書が載っているとと思います。そのことを報告をしていきたいと思います。

その報告の前に、私ども6名の委員がこの資格審査のために検討を重ねてまいりました。その過程をまず先に申し述べた後、資格審査委員会の決定事項を読み上げたいと思います。

さて、その資格審査委員会報告書と一緒に1つの表が皆様方のお手元にあるかと思いますが、その表も確認をしながら、委員会報告の過程をお聞きいただければと思っております。

それでは、この資格審査委員会の審査の請求の提出と委員会の成立というところから報告を進めてまいりたいと思います。

平成27年6月定例会にて甲斐議員から川俣議員の議員としての資格の審査の要求書が提出され、菊陽町議会会議規則第100条及び地方自治法第109条4項の規定により、当本議会で委員会の設置が可決され、地方自治法第127条の規定にのっとり、当該議員の被選挙権の有無の判断及び資格の決定を定めるための調査を行う委員が選出され、委員会が発足した。

委員会の審査事項。

平成27年度に実施された菊陽町議会選挙の際、公職選挙法9条2項及び第10条5項に違反している疑いがあるとして、被選挙権の有無について審査を行う。

この際、前資格審査委員会の中間報告を参考、踏襲する方針を確認をいたしました。

審査項目として、住民の聞き取り、川俣議員本人からの聞き取り、ライフラインの数値及び重要性と法的な位置づけの確認を行ってまいりました。

まず、ライフラインの数値の重要性ということについて申し述べます。同様の事例が発生した茨城県守谷市、埼玉県新座市、徳島県藍住町、京都府城陽市などで、議員の資格あるいは当選無効の判断の際に、住所の実態を判断する上で重要な要素としてライフラインの調査が行われたという実績があります。

次に、住所の法的な位置づけについてです。住所とは、生活の本拠地、すなわちその者の生活に最も深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではないと解するのが相当であって、一定の場所があるものの、住所であるか否かは、その者の住所とする意思のみでは足りず、客観的に生活の根拠たる実態を具備しているか否かによって決すべき者と解するのが相当であると最高裁判所は判断を示しております。

以上から、住所を確定する場所とは、起臥寝食、寝起きし、食し、生活の全般を行っている場所のことであり、人間が文化的な生活を送る上で不可欠の電気、ガス、水道のライフラインの数値を精査して判断する。この表の方の左の方にありますところをちょっと見ていただければと思いますが、便宜上、平成24年11月、12月を貸出期間、平成25年1月以降から27年2月までをA期間、平成27年2月、3月、4月分についてはB期間としている。そのABというところで説明をしていきます。

なお、ライフラインの使用量については、再三にわたり使用量を示すデータの提供を川俣議員に申入れを行ったが、いずれも提出は拒否。辛うじてB期間の支払い料金額を出したに過ぎなかった。したがって、銀行振り込額を持って別紙の使用料を算出いたしました。支払い料金から、各基本料金を差し引いた分が、実際の使用料として計算されてあります。

審査及び参考事項の検討。

1、住民の聞き取りに関しては、前委員会、平成27年度任期満了議会、前の甲斐議員が資格審査の委員長を務めたときの委員会ですが、そのときの調査を踏襲することにしました。川俣議員の証言では、同住所に寝起きしており、風呂は週3回程度入っていて、ライフラインの使用量に見合う生活をしている。また、本町の住居には本人のみが住み、熊本市の住居には御婦人が1人で住んでいる。これは、前の委員会での証言ですが、とのことであります。両住居の各ライフラインの使用量には大きな差が認められる。ライフラインの使用量については、個別に申し上げます。

まず、電気。1人当たりの平均使用量は、国民の平均使用料は、300キロワットアワーに対して、A期間の川俣議員の使用量はおおむね100キロワットアワー。このときにちょっと注意が必要ですが、使用量のデータはありませんでしたので、金額によって計算をいたしました。各住居のアンペア契約数で使用料が若干変わります。便宜上、1軒当たり20アンペアの契約として基本料金を差し引いて、残りを電気使用量と概算をしてその表には載せてあります。これは、平均使用量の3分の1程度であります。また、B期間の使用量に限られず、170キロワットアワーと増加しています。これは、この期間は、選挙事務所として使用していたことも勘案する必要があります。

ガス。A期間のほとんどの期間の使用量はゼロであり、選挙事務所として使用したB期間での平均使用量は1.46立方メートルとなっています。

水道、A期間の多数の月では使用量はゼロを示し、使用していても1立方メートルにすぎない。B期間の平成27年4月分、表では5月になってますが、これは5月分は4月使用量分を5月に支払っているということで、4月分だけが6立方メートルとなっている。

徳島県藍住町議会議員の資格の有無が争われた裁判の判決では、川俣議員と同様に、同町の議会議員の住居実績の有無が問われた事案であり、町議会決定後に裁判になったケースで、判決内容は、本事案と重なる部分があり、無視できず照らし合わせる必要がある。

電気。徳島県での1人当たりの平均使用量は323キロワットアワーに対して、この徳島県藍住町の当該議員の使用量は7分の1と使用量が少なく、裁判判決では、当地を生活の本拠としていたとは考えられないと述べています。

水道。生活に必要な水の使い道として、トイレ、風呂、洗濯、炊事等に1人平均9立方メートルを使用している。これは、国土交通省のホームページで述べてあります。また、高松高裁判決文にも、同様の記載があります。川俣議員は週に3回入浴していると証言しているが、ほかにトイレ等も含めて、平成27年4月使用分のみが6立方メートルに増加しているが、以外の

月間使用量は1立方メートルで、生活全部を賄うには量的に不可能であり、証言に疑問を生ずる。

ガス。A期間を通じてほとんどの月間使用量がゼロであり、お湯を沸かすなどの生活の実態の有無に疑問があり、B期間のみに数値が計上されている。

以上から、次の点を判断のための必要項目にする。

1、自宅住居を他人に貸し出す行為と住基実績の関係についての判断。

2、上記の際、住所変更届をしなければいけません、その確認ができません。その間の住居についての判断。

3、ライフラインの数値が著しく低い点について。A期間の電気の使用量は、平均100キロワットアワーと低く、かつ、四季を通じて変化がない。ガスは、多くの月で使用量はゼロである。水道も多くの月で流量はゼロが多く、生活に必要なトイレ、洗顔、風呂、洗濯に有する水の消費はなかったこととなる。この件についての判断。及び、川俣議員が同居を選挙事務所として使用したB期間は、使用料の数値が上がっていることについての判断。

4、熊本市の住居に関して。熊本市の住居の電気、水道の使用量は、夫人ひとり暮らしとしては過大と指摘も可能である。川俣議員は、熊本市を起臥寝食の場所としていたとの疑念のもとになっているが、この件についての判断。

5、民法752条によれば、夫婦は同居することと指摘している点。近距離で別居は不自然で、熊本市で生活をしている疑いが生ずることについての判断。

以上を総合的に討議し、検討し、討論を行いました。

採決の結果の前に、さらに次の点を指摘しておきたいと思います。

第1に、川俣議員本人が自らの身の潔白を証明する努力を全く行わず、事情を聴取する際は、当委員会が設置されたこと自体に異議を唱え、議会運営規則にのっとり成立した委員会の正当性にまで言及した。事情聴取の際にも、各委員からの質疑の多くに返答を拒否し、かつ、委員は費用弁償を目的で委員会を開いているなどと発言するなど、自らの主張を繰り返し、疑惑を持たれたこと自体に反省した形跡が全くなかったことは、遺憾と表現するしかありません。

結論として、川俣議員の資格の有無について採決の結果、請求事項である資格の有無に関して、積極的になしと判断する事実には至らず、結果として資格を有するとする者4名、有しないとする者1名となりました。これは、資格の有無の判断に3か月間に限って判断するか、前後の期間を含む諸事情を総合的に判断するかで判断が分かれたものと思われます。

さて、資格決定書の方に移ります。

とじてるところを1枚あけていただいでよろしいでしょうか。

資格決定書案。資格決定を求めた議員、甲斐榮治君。資格の決定を求められた議員、川俣鐵也君。

川俣鐵也君の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1、決定。被選挙権を有する。

2、理由。被選挙権を行使する公職選挙法の規定では、3か月以上選挙区内に住所を有することが必要であると定められている。この住所の概念については、単に住民票を届けているだけではならず、最高裁判所は判決で以下のように明確に規定している。

住所とは、生活の本拠地、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心を指すものであり、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではないと解するのが相当であって、一定の場所がある者の住所であるか否かは、その者の住所とする意思のみでは足りず、客観的に生活の本拠たる実態を有しているか否かによって決すべきものと解するのが相当である。このため、何人も人間としての文化的な生活を過ごす上で消費するライフライン（電気、ガス、水道）の使用実績の有無が最も重要な要素であるとして15次にわたる委員会を開催し、各数値をもとに検討を加えた。その結果、数値は平均に比べ低い値であるが、少量ながら使用実績はあることから、明確に住居を否定する根拠はなく、消去法的に住居実績はあるとの意見が多数であった。

以上を経て、本委員会は最終討論を行った上で採決を行った結果、川俣鐵也議員の被選挙権は有すると決定した。

平成28年3月22日菊陽町議会。

これで私の委員会としての報告は終わりますが、質疑は自席で受けます。皆様方のもう疑念を全部晴らしていただくように、質問のある方は質問していただければと思います。

なお、私は、委員会では委員長という立場におりましたので委員長は採決権はございませんでした。この本会議に当たっては、1人の議員として川俣議員のこの資格の問題については公平な目で見えて判断を下していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 資格審査特別委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 質疑が3回ということですので、少しまとめて最初に申し上げたいと思います。

第1番目です。これは、議会の責任にも関することであるかと思えますけれども、調査に関して、普通調査をするときには百条の調査権をつけて、そして調査を始めるということが、他の自治体の例でもそうであるようですが、調査特別委員会を立てるときに議会として百条調査をつけなかったという反省はありますが、その後、委員会でもこの百条調査権については議論があったというふうに仄聞しております。なぜその百条調査権をかけなかったのかについてお答えいただきたい。

それから、次です。2番目に、15回にわたって調査特別委員会を開かれたと、大変御苦労だ

ったと思います。議員の身分に関することですので、なかなか苦勞が多かったと思いますが、先ほどは住民からの聞き取り、本人からの聞き取りということがございましたけれども、この委員会がどのような役割分担のもとにどのような調査及び討論を行ったのか、もう少し聞かせていただきたい。2点目です。

それから次に、この川俣議員は、委員会の調査に協力しなかったということが先ほど委員長の報告にありましたが、加えて、この特別調査委員会の正当性にも言及したということでしたけれども、ちょっと私の認識としては、議員が資格決定の要求をした場合には、もう討論の必要も何も、そういうことはなくて、自然に特別委員会が立ち上がると。私が、後でまた申し上げますけれども、要求をいたしましたので、その時点で当然、この特別委員会は正当に立ち上がるというふうに理解をしておりますが、その何に正当性がないというふうに川俣議員は言われたのか。理由がなければそれでも結構ですけども、3点目、答えていただきたい。

それから、往々にしてこの調査をすることが議員のプライバシーに触れるというふうなことも折に触れて耳に入ってまいりましたけれども、私は、公職にある者ならば、今、委員長が言われた程度の調査であれば、それはプライバシーの侵害ではなくて、資格に関する当然の調査であるという認識をいたしますが、その点についての委員長の認識をお聞かせいただきたい。

それから、次です。川俣議員の場合には、市内に、熊本市の沖畑団地に住家が1つございます。それから、三里木北の方に家屋がまたございます。この熊本市に存在する家屋の所有者は誰か。それから、三里木北区にある家屋の所有者は誰か。

以上、お聞きをしたい。

○議長（渡邊裕之君） 北山正樹君。

○資格審査特別委員長（北山正樹君） まず、百条についての質問がありました。百条調査権については、当委員会でも是非についてはいろいろと検討を重ねました。委員の中には、議員身分に関して百条調査権まで持って調査すべきははばかられる、そのような意見が多数を占めていて、委員会採決の結果、百条調査権は否決をしたという経緯がございます。

次に、役割の分担ということですが、特に役割分担を決めていたわけじゃなくて、15回にわたって全委員が平等に意見を述べ合ってその数値の判断、解釈などについて相互に意見を出し合い、話し合いをしたという形になっております。

3番目にして、協力をしなかったということですけども、ライフラインの支払い金額は、前の委員会のときに出ておりました。ただ、ライフラインは、やはりどれぐらいの水なら水、電気なら電気、ガスならガス、どれぐらい月間使ったかという数値そのものが、やはり判断する上で重要ですので、川俣議員に対しては私もしくは副委員長と一緒に4回にわたってその提出を依頼しましたが、いずれも提出しないというところでありました。また、委員会の方に来ていただいて事情聴取をしたときには、そもそもこの自分としては資格審査の対象になるということ自体に疑問があるということから、まず、議長が提出されてもそれを受け付けなければ私がこんな場にいることはないというような発言もございました。甲斐議員が言われたみたい

に、菊陽町議会会議規則の100条によっては、請求を出せばその時点で本議会にかかり、本議会で決定した場合には、先ほど私が言ったように、地方自治法の109条の4項、特別委員会は本会議で決定し、その義務を行うという形でしゅくしゅくと地方自治法の法律にのっとなって決まりますので、この正当性に議員が云々するというのは、甚だしく疑問を感じる次第でありました。

その後、プライバシーに関してですが、ライフラインの数値を見るというのは、先ほど言ったとおり、そこに住居実績、起臥寝食、そこに寝て起きて食事をして生活をするというこの公職選挙法の理念、地方議員はその選挙区に住んでいる人々と同じ生活をしていて、その生活実態やその地域の問題や解決すべきさまざまなことを共有している人が初めて議員としてなり得るというのがこの公職選挙法の理念と僕は捉えておりますが、その理念、その住所を確定するためには、先ほど言ったようにライフラインの数値が必要です。その数値は、ほかの町や市での事例でも明らかのように、いずれも詳しくライフラインの数値はデータが調べられている。そこからして、この数値そのものをプライバシーと捉えることはないと思っております。

それから、市内及び菊陽町の住居の所有権については、私たちは討議しませんでした。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

甲斐榮治君。

○17番（甲斐榮治君） 本件について、私は、前の、選挙前の本件に対する調査の責任者であります。さらに、諸般の事情から、前回は中間報告で終わりましたので、問題の決着をきちんとつけなくてはいけないという思いから、ほかの議員からも前委員長がしないならば要求書を出すというのも複数ございましたので、やはり問題の決着をきちんとつけておくべきだろうという考え方のもとに資格決定の要求書を出しましたので、その責任からも、私の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

幾つか、この出すについているんな意見がございました。1つは、前回の選挙前の調査というのは、もう改選になった時点で終わっておると。だから、調査を再開するには、新たな理由が必要であるという意見がございました。それもそのとおりだと思いますが、もう一つ、川俣議員の場合は、もう選挙によって当選をしましたので、いわばもうそれによって居住実態の問題については、いわゆるみそぎですね、余り好きな言葉じゃありませんけども、いわゆるみそぎは済んだ、これ以上議論する必要はないという意見もございました。しかし、あくまでも前回の選挙前の調査というのは、これは中間報告であって、結論を見ておりません。これ、中間報告になった理由は、物理的に時間が足りなかったということです。こういう議員の身分に関

するような重要問題を中途半端な状態で、宙ぶらりんで放っておくということはいけないことですね。これ、やはりきちんとした結論を早く出すべきだというふうに思いました。

それから、先のみそぎの問題ですけれども、今回の選挙は資格問題に結論が出たのを見た上で有権者が選択をされたという状況ではございませんでした。有権者は、中間報告の時点までしか見ていらっしゃいません。ですから、川俣議員の場合、いわゆるみそぎは済んでいないというふうに私は判断をいたしました。

これらの事情を勘案した結果、前委員長の責任として資格問題の決着を諮るべく、川俣議員の資格審査を要求した次第であります。議員が要求を出せば、その時点でこの特別委員会自動的に立ち上がるということで、正当な特別委員会であるということです。

次に、そのことを踏まえた上で、委員会の報告に対する反対の理由を申し上げます。

先ほど申し上げましたように、議員の身分にかかわるような大変重要な問題で、各委員の方もそれぞれに心を砕かれたということは十分に察知できます。しかも、長期にわたりましたので、心労大きかったというふうに推察をいたしますが、先ほど百条調査権も申し上げましたように、必ずしも委員会の調査が十分であったという感触を私は持っておりません。もう少し何か調査ができたのではなかろうかということです。今回の調査というのは、全く任意のもので、この調査をされる者が拒否すれば委員会の調査権は及ばないという状況でずっと推移してまいりました。

2番目です。三里木の家屋における光熱水費の実態、それと比較した熊本市内にある居宅の水光熱費の実態、それを比較検討してみるときに、川俣議員が三里木のいわゆる菊陽町の町内にある居宅と申しますか、家屋と申しますか、そこに居住しているということを証明するものであると、この光熱水費がです、というよりも、居住実態がないということをより強く証明していると私は考えます。

3番目です。委員会の結論としては、住んでいないとまでは言えないという報告でございましたが、いまして説得力に欠けるのではないかと思います。警察のように強力な捜査権を持って捜査してもなおかつ確たる証拠を把握するに至らん、そういうときには、疑わしきは罰せず、そういう原則の対象となり得ますが、今回のような任意の調査権を行使した結果、強い調査権ではなくて、比較的弱い調査権を行使した結果でも、疑いが残れば、しかも対象者が高い倫理性を要求される議員であれば、疑わしきは罰せずではなくて、疑わしきは責任を問うということになるのではないかとこのように私は考えます。

4番目です。居住実態があれば、むしろ自ら進んで委員会の調査に協力をし、身のあかしを立てようとするのが人としての自然のあり方であるというふうに思います。自分がちゃんとそこに住んで、一片の疑いもないということであれば、自ら進んでそのあかしを立てるということだと思います。川俣議員が議員であることを考えれば、ましていわんやというふうに思います。川俣議員が委員会の調査を拒んできたということは、逆に三里木北区に居住実態がないことを違った側面から語っているのではないかと、こう考えます。

5 番目です。本件は、被選挙権の有無についての疑義に対する調査でありました。すなわち厳密に言うと、告示日前の3か月間、三里木北に居住実態があったかということに対する調査でありましたが、仮にこの3か月間について川俣議員の居住実態が認められたとしても、川俣議員は4期生であります。1期生ではありません。十分法的なことについても権利的なことについても知識がある議員であるというふうに思います。地方自治法に定められた、地方議員は地域に密着してこそ、その使命を有効に果たし得るという精神に対する倫理的責めは残ります。さらに、当選後も地域に居住実態を持つという責任を免れることはできない。その点についても、私は疑義を持っております。

以上の点から、特別委員会の決定については、私は反対の立場であります。

なお、どういう結果になるかは分かりませんが、一議員として法と法の精神と良心に照らして、言うべきことはきちんとおきたいというふうに思いました。

最後に、議会がここで今から先判断が出るわけですが、その当否を決めるのは有権者であるということを申し添えて、私の反対討論といたします。

○議長（渡邊裕之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、資格決定書案のとおり議員の資格を有するとするものです。本件は、委員長の報告の決定書案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、川俣鐵也君の議員の資格決定の件は、委員長報告の決定書のとおり議員の資格を有すると決定をいたしました。

川俣鐵也君の退場を解きます。

〔14番 川俣鐵也君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） 川俣鐵也君に告知します。

ただいま川俣鐵也君の議員資格決定の件は、議員の資格を有すると決定しましたのでお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第1号 坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）について

○議長（渡邊裕之君） 日程第3、発議第1号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）について議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、坂本秀則君の退場を求めます。

〔10番 坂本秀則君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） この議案は、岩下和高君外1名の議員から提出されたものであります。

提出者を代表して岩下和高君より趣旨の説明をお願いします。

○12番（岩下和高君） それでは、坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）を提出する前に、これまでに至った経緯を説明し、議決案を提出いたします。

坂本秀則議員は、昨年6月12日、本議会に出席する際、酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙されました。菊陽町議会としては、坂本秀則議員が起こした酒気帯び運転という法律違反は、町民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであるという観点から、平成27年6月議会において議会運営委員長の私が提出議員となり、甲斐副議長、石原文教厚生常任委員長、北山産業建設常任委員長の3人が賛成議員となって議員辞職勧告決議（案）を提案し、坂本秀則議員を除く全員の賛成をもって辞職勧告を決議いたしました。

また、昨年9月議会でも、私が提出議員となり、中岡総務常任委員長、北山委員長の2人が賛成議員となって、さらに昨年12月、議会では私と北山議員の2人で議員辞職勧告決議を提案し、いずれも坂本秀則議員を除く全員の賛成をもって辞職勧告を決議いたしました。

しかし、坂本秀則議員は、いまだ辞表を提出しておりません。

酒気帯び運転を含む飲酒運転は、過失事犯ではなく、故意の事犯であって、ついうっかり間違っただけで失敗したというのとは違い、紛れもなく犯罪であります。昨年7月に開催した町民と議会の語る会では、参加した町民の発言の多くは、坂本秀則議員の飲酒運転に対する強い怒りの訴えであり、そこでの坂本秀則議員の弁解の言葉にあった、飲酒運転撲滅の先頭に立って活動していくとの発言には、町民の皆さんは、ただただあきれておられました。

また、昨年9月議会では、交通安全に関する一般質問をするなど、酒気帯び運転で検挙された議員として許される行為ではありません。

昨年6月、元菊陽町議会議員の3人の先輩方から、坂本秀則議員に議会議員としての責任のとり方としての辞職と、その後の再出発を進める意見書が渡され、また、議長には議会としても町民の信頼を失わないような強い働きかけをという意見書も提出されたと聞いております。議会人の先輩方は、坂本秀則議員に議員としてのあり方を示されたものであり、議会としてのあり方を示されたものであります。

今、町内には、坂本秀則議員が議会の辞職勧告を受け入れずに議員辞職をしなければ、町民の意思を示すということで、地方自治法第80条に基づく議員解職リコール請求の準備が進んでおります。その際には、私ども議員全員協力し、高い道德観と倫理観を持った議員の集まりであるということを町民の皆様を示さなければなりません。また、リコール請求が成立すれば、血税を投入することにもなります。そうなる前に、坂本秀則議員、今回とこれまでの辞職勧告決議を真摯に受けとめ、潔く身を引く決断と行動を強く求めます。

それでは、私と北山議員が4度目の辞職勧告決議を提案いたします。

議案第1号坂本秀則議員に対する辞職勧告決議（案）。

坂本秀則議員は、平成27年6月12日に酒気帯び運転により道路交通法違反で検挙された。これまで議会は3度の議員辞職勧告を行ったが、いまだに辞職勧告を受け入れていない。これは、町民の信頼を裏切る行為であり、議会の信頼をなくす行為である。

よって、本町議会は、坂本秀則議員に議員としての責任をとり、辞職することを勧告する。

以上、決議する。平成28年3月22日、菊陽町議会。

○議長（渡邊裕之君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

坂本秀則君の退場を解きます。

〔10番 坂本秀則君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） 坂本秀則君に告知します。

ただいま坂本秀則議員に対する辞職勧告決議案が可決されましたので、お知らせいたします。

昼食休憩といたします。

午後は1時15分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時18分

再開 午後1時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議員派遣について

○議長（渡邊裕之君） 日程第4、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

各種議員研修会に4月から6月にかけて県内や県外へ議員を派遣を要するような行事や研修の場合、議長に一任を願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各種議員研修会等への議員を派遣する

場合には、議長に一任することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第5、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管の事務のうち、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

以上で本会議に当初提案されました案件は全て終了いたしました。

お諮りします。

追加議案が3件提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。

以上3件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定をしました。

町長の提案理由を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 議員の皆様には3月2日から本日までの21日間にわたり、提案いたしました全ての付議事件につきまして慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。

大変お疲れのことと存じますが、急を要する案件が生じたので、追加議案として御審議

いただきますようお願い申し上げます。

追加議案の提案理由を申し上げる前に、地方創生加速化交付金と後期基本計画について報告させていただきます。

まず、国の平成27年度補正予算で計上されました地方創生加速化交付金についてであります。

本交付金は、本年2月17日に国に申請していましたが、先週の金曜日の3月18日に採択された旨の内示がありました。採択されましたのは2つの事業で、事業費合わせて4,737万5,000円全額が交付金で充当できるものであります。

1つ目の菊陽町の宝物を活用した販わい創出事業は、鼻ぐり井手公園の交流センターを拠点とし、交流人口の増加を目的とした地域活性化策や移住定住への取組などを実施するもので、事業費は4,337万5,000円を予定しております。

2つ目の“菊陽プロダクツ「菊陽にんじん」”ブランド確立推進事業は、本町の特産物であるニンジン県内外に売り込み、菊陽にんじんの知名度を高めることで農産物の需要の向上を図ることを目的に、にんじん焼酎等を開発し、事業を展開するものであり、事業費は400万円を予定しております。

なお、事業に係る予算については、本事業が採択されるか不明であり、また、内示が3月18日の予定であったことから3月議会の平成27年度の補正予算には計上できませんでしたので、今回事業採択の内示を受け、専決により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、総合計画の後期基本計画について報告いたします。

一昨年から策定を進めていました平成28年度から平成32年度の5か年間の後期基本計画については、3月18日に決定いたしております。

内容につきましては、お手元に配付しています冊子のとおりであります。

議員の皆様には、策定委員会や策定審議会などで御協力いただき、厚くお礼を申し上げます。今後はこの後期基本計画に定められた施策に取り組んでまいりますので、御協力をよろしく願いいたします。

それでは、提案理由を申し上げます。

議案第30号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

内容は、行政不服審査法の施行に伴い、町が本年4月1日以後に審査請求することができる処分を行った場合の手續等が変更されるため、関係条例の改正を行うとともに、あわせて所要の改正を行うものであります。

議案第31号菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてであります。

内容は、行政不服審査法の改正により、本年4月1日から関係書類等について、閲覧だけで

はなく、写しの交付も求めることができるようになります。これに伴い、写しの交付を受ける者に対し、所定の手数料を納めることが義務づけられたため、手数料の額、徴収方法、その他の必要事項について新たに定めるものであります。

同意第1号は、菊陽町教育委員会教育長の任命についての議会の同意を求めるものであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の長がこれまでの教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を任命することとされたことに伴い、教育長を任命するものであります。

新たに任命いたしますのは、現制度で本年3月31日をもって任期満了となります赤峰洋次様を新教育委員会制度においても引き続き教育長に就任いただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

赤峰様は、教育行政に対する熱意はもとより、豊富な経験と識見も高く、これまでの経験を生かして充実した教育行政を進めていただくことが期待でき、適任と思いますので、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、議案の要旨のみ申し上げましたが、詳細につきましては、議案審議の際に御説明いたしますので、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第1 議案第30号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、議案第30号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第30号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

行政不服審査法の施行に伴い関係条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、行政不服審査法が改正されたため、菊陽町固定資産評価審査委員会条例など8つの関係条例を整理するものです。

本年4月1日に施行される改正行政福祉審査法は、公正性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実と拡充の観点から、審理員による審理手続や第三者機関への諮問手続が新たに導入されるとともに、不服申し立て手続の審査請求への一元化や不服申し立て期間が3か月に延長されることなど、現行の行政不服審査制度について抜本的な見直しが図られました。これに伴い、町が本年4月1日以後に審査請求をすることができる処分を行った場合の手続等が



並行されるため、関係条例の改正を行うものです。あわせて、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

中ほどからです。

よろしいでしょうか。

新旧対照表のまず1ページ目です。

1つ目は、菊陽町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正するというので、これ、第1条中、「手続き」を「手続」、「その他」を「その他」ということで文言の所要の修正です。これは、標準的な条例に合わせた改正といたしております。

次に、4号を第5号とし、第3号を4号とし、第2号を3号とし、同項第1号の次に次の1号を加えるということで、2号としまして「審査の申出に係る処分の内容」。第4条3項中、「住所」の次に、「又は居所」というのをつけ加えております。これは、法の第19条第2項に準じております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

6号としまして、「審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。」、これは当然のことを書いております。

第6条中、3項を4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を同条第3項として、同条第1項の次に次の1項を加えております。第6条の第2項としまして、「前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」云々としまして、これにつきましては、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合も同様とみなすということで、これはメール等の電子文書でも提出が可能ということを書かせていただいております。

続きまして、6条に次の1項を加えるということで、第5号としまして、「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを町長に送付しなければならない」ということ、これもつけ加えております。

第11条第1項中に、「においては、」の次に、「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、「正副各1通」を削り、同項に次の各号を加えております。主文、事案の概要、審査申出人、理由。これは、所要の改正を行ったものでございます。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページは、菊陽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

これは、第19条第3項、第2項中ということで、行政不服審査法が平成26年に改正されておりますので、この文言の訂正です。「18条第1項本文」ということで改めております。

続きまして、菊陽町税条例の一部改正でございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。

第18条の2第1項中、不服申し立てを審査請求、この制度改正によりまして、不服申し立てが審査請求というふうになっております。

続きまして、菊陽町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正です。

第1条中、「以下」ということで、これ、法律の年月日が入っておりませんでしたので、これは入れております。

第5条中の「異議の申立」を「審査請求」、「30日」を「3か月」、これは法で30日間、3か月と変わりましたので「3か月」、これは、法で「30日間」が「3か月」と変わりましたので、3か月。「異議の申し立て」は、「審査請求」、同じくそういう「異議申立」を「審査請求があった」、「決定」を「裁決しなければ」というような文言の修正を行っております。

5ページをお開きいただきたいと思います。

菊陽町行政手続条例の一部改正でございます。

これ、19条の第2項第4号で、「前3号に規定する者であったことのある者」ということで、表現的に標準条例では「ことのある者」とか何か書いてありませんで、「あった者」とありますので、単純にこれは改正しております。

続きまして、菊陽町情報公開条例の一部改正です。

目次中の「不服申し立て」を「審査請求」と。

それと、飛びまして7ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

7ページの新旧対照表の現行の18条を削除しております。

また、5ページに戻っていただきたいと思います。

これ、18条削除は、次の17条にまたその文言をつけ加えております。

5ページで、第2章中、第2節で不服申し立てを審査請求ということで、6ページの中の第17条でございますけれども、これにつきまして、先ほど18条を削除しました文言につきまして、17条でつけ加えております。17条の4項の1号、2号、3号ということで、前18条をこの17条に持ってきてまして、18条としております。18条の前に第17条を新たにつけ加えまして、「開示決定等又は開示請求に係る不作為」にかかわる審査請求については、行政福祉審査法の規定は適用しないということで、これは法第7条2項には適用除外がありますので、これはつけ加えさせていただいております。

第7ページの菊陽町個人情報保護条例の一部改正です。

これにつきましては、先ほど申しました菊陽町情報公開条例と同様な改正を行っております。

最後に、10ページの菊陽町情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正です。

これにつきましても、制度が変わったことによりまして「不服申し立て」を「審査請求」、それと11ページの第2条の第1号、第2号で、条文が先ほど情報公開条例で17条の第1項、18条の第1項、それと第2号で菊陽町個人情報保護条例の「33条第1項」を「34条の第1項」としてしておりますので、条ずれでございます。

最後に、第11条としまして、提出資料の写しの送付等ということで、これ、一応関係に全てに、もともとは資料の閲覧というふうになってましたけれども、資料の写しの送付等では、国

の審査会設置法を引用しておりまして、関係に全てに資料を送付するというふうになっておりますので、このような改正を行っております。

参考資料の1ページ前にお戻りいただきたいと思っております。

参考資料の1ページ前で、附則で施行期日となっております。この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行することとしておりますということで、一応平成28年4月1日から施行となっておりますので、本年の4月1日から施行というふうにしております。

そして、第2項では、適用区分、菊陽町固定審査会には、これは従前の例によるということで適用区分をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 議案第31号 菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、議案第31号菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） それでは、議案第31号菊陽町行政不服審査法等に基づく手数料に関する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由でございます。

行政不服審査法の施行に伴い、同法第38条6項の規定により、読みかえて適用する第4項の規定に基づく手数料の徴収等に関し必要な事項を定める条例を制定する必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

内容は、行政不服審査法の改正によりまして、先ほど申しましたとおり、本年4月1日から

関係書類等について、現行では閲覧だけというふうになっておりましたけれども、写しの交付も求めることができるようになります。これに伴い、写しの交付を受ける者に対し、所定の手数料を納めることが義務づけられたため、手数料の額、徴収方法、その他必要な事項について新たに定めるものでございます。

それでは、条例本文を御覧いただきたいと思えます。

第1条は、この条例の趣旨を定めており、第2条は手数料の額等を定めております。用紙1枚につき10円、カラーにつきましては50円としております。第3条は、手数料の減免を定めており、第4条では閲覧の手数料は無料としております。第6条は、選挙管理委員会に対する異議の申し出に係る準用を定め、第7条は固定資産評価委員会に対する審査の申し出に係る準用を定めております。最終の第8条は委任で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとしております。

最後に附則です。この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行するというので、本年4月1日から施行するというふうにしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第3 同意第1号 菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第3、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

赤峰教育長の退場を願ひます。

〔教育長 赤峰洋次君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） 総務部長、説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） それでは、同意第1号菊陽町教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

新教育委員会制に基づく菊陽町教育委員会教育長に赤峰洋次様を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

赤峰洋次様の経歴について説明いたします。

赤峰様は、昭和15年1月18日生まれの76歳で、住所は菊陽町大字原水3492番地であります。昭和37年、国士舘大学体育学部体育課を卒業され、同年4月、旧小峯中学校緑川分校に赴任、以後、菊池市立竜門中学校、七城中学校、泗水中学校に勤務されております。その後、昭和55年4月から本町の社会教育主事として教育委員会に勤務され、御指導いただいております。昭和57年4月からは、菊池教育事務所社会教育主事、宇城教育事務所主幹、八代教育事務所所長等を経験され、13年間にわたり教育行政を経験されております。また、校長として、平成3年4月から菊池市立菊之池小学校を最初として、大津町立大津中学校、大津北中学校に勤務され、その後、現職を退かれております。

在職中は、その豊かな経験から、菊池郡市学校長会会長、熊本県中学校校長会副会長に就任されております。そして、平成20年4月からは、本町の教育委員に就任後、教育長に就任され、現在までの8年間、引き続き教育長を務められ、本町教育行政に対する御功績は多大なものがございます。

以上、経歴を申し上げましたが、温厚誠実な人柄はもちろん、識見、経験とも豊かでありますので、教育長として適任であると考え、御同意をお願いするものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

赤峰教育長の退場を解きます。

〔教育長 赤峰洋次君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） ただいま同意第1号で同意をいたしました赤峰洋次君が議場においでですので、同意したことを告知いたします。

最後に、お諮りします。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで平成28年第1回菊陽町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後1時41分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会議員 石 原 武 義

菊陽町議会議員 岩 下 和 高

菊陽町議会会議録
平成28年第1回3月定例会

平成28年3月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話 (代) (096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919